



さくら咲き
心地よいまち
ずっとめぐろ

都市整備部事業概要

(令和7年度実績)

目 黒 区
都 市 整 備 部

I N D E X

組織等

第1章

都市計画

第2章

地域・地区整備

第3章

地区計画・建築協定等

第4章

開発許可等

第5章

道路・橋りょう等

第6章

公園等

第7章

緑化の推進

第8章

河川・豪雨対策・水防

第9章

交通安全対策等

第10章

建築

第11章

住宅管理

第12章

居住支援

第13章

住環境整備

第14章

目 次

第1章 組織等

第1	組織・分掌	1
第2	職員配置	5
第3	決算	6

第2章 都市計画

第1	都市計画	7
第2	都市計画マスタープラン	8
第3	用途地域・地区及び都市計画基礎調査	10
第4	景観計画	17
第5	土地取引の適正化	19
第6	公共交通の整備	20
第7	生産緑地地区	24
第8	都市計画審議会	26

第3章 地域・地区整備

第1	池尻大橋駅周辺地区整備	28
第2	中目黒駅周辺地区整備	29
第3	目黒駅周辺地区整備	31
第4	自由が丘駅周辺地区整備	33
第5	祐天寺駅周辺地区整備	37
第6	学芸大学駅周辺地区整備	38
第7	都立大学駅周辺地区整備	40
第8	三田地区の整備	41
第9	木造住宅密集地域の整備	42
第10	西小山駅周辺地区整備	59
第11	環七沿道整備	60
第12	補助26号線沿道駒場地区整備	62
第13	国家公務員駒場住宅跡地の活用	63

第4章 地区計画・建築協定等

第1	地区計画	65
第2	建築協定	68
第3	環境優良地域の保全	69
第4	目黒区地域街づくり条例	70

第5章	開発許可等	
第1	開発許可	71
第2	盛土規制法許可	72
第3	大規模建築物等の建築に係る住環境整備	72
第4	都市居住再生促進事業	73
第5	優良住宅・優良宅地認定	74
第6章	道路・橋りょう等	
第1	道路等の管理	75
第2	地籍調査	80
第3	道路整備	82
第4	橋りょう	95
第7章	公園等	
第1	公園等の整備	96
第2	公園等の維持管理	103
第3	公園等の利用状況	106
第4	区民農園	113
第5	公衆便所	114
第8章	緑化の推進	
第1	みどりの施策の体系	115
第2	みどりの保護	116
第3	みどりの育成	121
第4	みどりの普及啓発	125
第5	道路緑地等整備	134
第6	みどりの散歩道	135
第7	目黒のサクラ保全	138
第9章	河川・豪雨対策・水防	
第1	河川等の管理	141
第2	河川整備	142
第3	豪雨対策	146
第4	水防	151
第10章	交通安全対策等	
第1	交通安全対策	154
第2	総合的な自転車対策	161
第3	路外駐車場	169
第4	屋外広告物対策	170

第11章 建築

第1	建築行政の推移	172
第2	建築確認等	173
第3	建築物等の耐震化支援事業	177
第4	違反建築物の取締りと防止	180
第5	建築紛争調整	182
第6	建築審査会	186
第7	狭あい道路拡幅整備事業	188

第12章 住宅管理

第1	区営住宅の管理	192
第2	区民住宅の管理	196
第3	従前居住者用住宅の管理	197
第4	都営住宅等の募集	198
第5	高齢者福祉住宅等の整備	199

第13章 居住支援

第1	民間賃貸住宅の情報提供	200
第2	家賃助成	201
第3	住宅確保要配慮者への支援	202

第14章 住環境整備

第1	住宅相談	204
第2	融資あっせん及び資金助成	204
第3	住宅政策審議会	205
第4	マンション管理状況届出制度・管理計画認定制度	207
第5	空家等対策	208
第6	お菓子の家づくり教室・住まいづくり教室	211

第 1 章 組織等

第 1 組織・分掌

令和 8 年 4 月現在

第 1 章

都市整備

都市計画課

庶務係

- 1 部の庶務に関すること。
- 2 部の事務事業の進行管理及び調整に関すること。
- 3 都市計画審議会に関すること。
- 4 部内他の課・係に属しないこと。

都市計画係

- 1 都市計画に係る総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- 2 都市計画マスタープランの推進に関すること。
- 3 都市計画法に基づく地域地区に関すること。
- 4 都市景観の施策の策定及び推進に関すること。
- 5 都市復興に関すること。
- 6 公有地の拡大の推進に関する法律及び国土利用計画法に基づく届出等の受理に関すること。
- 7 地価公示図書及び基準地図書の閲覧に関すること。
- 8 道路・河川・公園及び緑地に係る都市計画に関すること。
- 9 公共交通に関すること。
- 10 バリアフリーの推進に関すること。
- 11 豪雨対策の推進に関すること。

建築調整係

- 1 建築物の建築に係る相隣関係の調整に関すること。
- 2 建築審査会に関すること。
- 3 中高層建築物等の建築に係る届出等の受理に関すること。

都市整備課

街づくり調整係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 地区整備の事業推進に係る計画及び調整に関すること。(学芸大学駅周辺、祐天寺駅周辺、駒場住宅跡地)
- 3 地域街づくり条例の運用に関すること。
- 4 地区計画の策定に関すること。
- 5 建築協定に関すること。
- 6 その他都市整備に係る計画及び事業推進に関すること。

開発係

- 1 開発行為の許可に関すること。
- 2 大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関すること。
- 3 沿道整備事業に関すること。
- 4 地区計画等の届出及び審査に関すること。
- 5 優良住宅・優良宅地等の認定に関すること。
- 6 雨水流出抑制施設等の指導・助成に関すること。
- 7 都心共同住宅供給事業及び優良建築物等整備事業に関すること。
- 8 景観形成に係る届出等に関すること。
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可に関すること。
- 10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発許可に関すること。

※地区整備課(池尻大橋・中目黒・目黒・自由が丘)

地区整備係(池尻大橋・中目黒・目黒・自由が丘)

- 1 池尻大橋地区、中目黒地区、目黒地区、自由が丘地区の街づくり事業に係る計画、調査、協議、調整及び事業推進に関すること。

※都市基盤整備課

都市基盤整備係

- 1 自由が丘駅周辺地区の都市基盤整備に関する事。
- 2 都市計画道路の整備等に関する事。
- 3 鉄道立体化の推進に関する事。

地域交通係

- 1 地域交通に関する事。

※木密地域整備課

木密地域整備係

- 1 西小山地区の街づくり事業に係る計画、調査、協議、調整及び事業推進に関する事。
- 2 補助46号線沿道まちづくりに関する事。
- 3 不燃化推進特定整備事業に関する事。
- 4 木造住宅密集地域整備事業に関する事。
- 5 都市防災不燃化促進事業に関する事。

土木管理課

交通安全係

- 1 課の庶務に関する事。
- 2 交通安全の普及啓発に関する事。

自転車対策係

- 1 自転車等の放置防止の啓発に関する事。
- 2 駐輪場等の設置・管理に関する事。

自転車撤去係

- 1 放置自転車等の撤去に関する事。
- 2 自転車等の放置禁止の措置に関する事。

土木監察係

- 1 道路・河川・水路・公園等の管理に関する事。
- 2 不法占拠・不法使用の是正に関する事。
- 3 屋外広告物の指導及び取締りに関する事。
- 4 駐車場法等に基づく路外駐車場に関する事。
- 5 自費工事・沿道掘削の指導及び監督に関する事。

管理調整係

- 1 道路・河川・水路等関連事業の調整に関する事。
- 2 道路等公共用財産の用途廃止及び交換等に関する事。

占用係

- 1 道路・河川・水路等の占用使用許可に関する事。
- 2 占用使用料の徴収に関する事。
- 3 屋外広告物の許可に関する事。
- 4 道路工事の調整に関する事。
- 5 占用工事の指導及び監督に関する事。
- 6 公園等の使用許可、撮影許可に関する事。

境界係

- 1 道路の認定・廃止に関する事。
- 2 道路台帳の整備に関する事。
- 3 道路・河川等の境界確定に関する事。
- 4 道路敷地の権原取得に関する事。
- 5 国土調査（地籍調査）に関する事。

みどり土木政策課

事業管理係

- 1 課の庶務に関する事。
- 2 河川の水質改善等の調整に関する事。
- 3 土木工事に関する技術的事項の調査、研究に関する事。

施設計画係

- 1 道路、河川、水路等の調査及び計画に関する事。

- 2 公園、緑道、児童遊園等（以下この項において「公園等」という。）、みどり及び公衆便所の調査及び計画に関すること。
- 3 公園台帳の調製に関すること。
- 4 施設データの調整に関すること。

施設整備係

- 1 道路、河川、水路等の新設改良工事の設計及び監督に関すること。
- 2 公園等及び公衆便所の新設改良工事の設計及び監督に関すること。

みどりの係

- 1 みどりの保護、育成、普及啓発に関すること。

道路公園課

補修調整係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 道路・河川・水路の維持管理に係る調整に関すること。
- 3 公園等・街路樹及び公衆便所の維持管理に係る調整に関すること。
- 4 水防活動に関すること。
- 5 駒場公園文化財保存・修復整備に関すること。

補修設計係

- 1 道路・河川・水路・交通安全施設・公園等の補修工事の設計に関すること。
- 2 街路灯の補修工事の設計に関すること。
- 3 私道整備助成及び私道整備受託工事の設計に関すること。
- 4 公共下水道受託工事の設計及び監督に関すること。

補修工事係

- 1 道路・河川・水路・交通安全施設・公園等の補修工事の監督に関すること。
- 2 街路灯の補修工事の監督に関すること。
- 3 私道整備受託工事の監督に関すること。

公園活動支援係

- 1 公園等の利用促進に関すること。
- 2 公園等の事業運営に関すること。
- 3 公園活動登録団体・グリーンクラブの育成に関すること。
- 4 公園特殊施設の管理運営に関すること。
- 5 オーパス夢ひろばの夜間利用に関すること。

道路公園サービス事務所

目黒地域サービス係

- 1 道路・河川・水路等の維持管理等に関すること。
- 2 交通安全施設、街路灯及び道路緑地の維持管理等に関すること。
- 3 公園、緑道及び児童遊園等並びに公衆便所の維持管理等に関すること。

碑文谷地域サービス係

- 1 道路・河川・水路等の維持管理等に関すること。
- 2 交通安全施設、街路灯及び道路緑地の維持管理等に関すること。
- 3 公園、緑道及び児童遊園等並びに公衆便所の維持管理等に関すること。

建築課

受付係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 建築行政の統計に関すること。
- 3 建築物の確認・許可等の受付及び諸証明に関すること。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出等の受付に関すること。
- 5 指定確認検査機関からの報告等の受付に関すること。

建築指導係

- 1 建築物の確認・許認可及び検査に関すること。
- 2 建築物の意匠、計画の相談、指導に関すること。
- 3 長期優良住宅の審査に関すること。
- 4 福祉のまちづくりの届出に関すること。
- 5 指定確認検査機関が行った確認検査に係る報告書の審査及び指導に関すること。

調査係

- 1 建築行政の企画、調整及び調査に関すること。
- 2 指定道路の調査、相談及び道路位置指定に関すること。
- 3 建築計画概要書の閲覧に関すること。
- 4 用途地域の照会に関すること。

構造指導係

- 1 建築物の構造に係る確認及び検査に関すること。
- 2 建築物の構造に係る計画相談及び指導に関すること。
- 3 がけ及び擁壁に関すること。

耐震化促進・狭あい道路整備係

- 1 建築物（木造住宅・分譲マンション等）の耐震化促進に関すること。
- 2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関すること。
- 3 ブロック塀等安全対策に関すること。
- 4 狭あい道路の整備に関すること。

設備指導係

- 1 建築設備等に係る確認及び検査に関すること。
- 2 建築設備等に係る計画相談及び指導に関すること。
- 3 建築設備及び昇降機等の定期報告に関すること。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に関すること。
- 5 低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

監察係

- 1 違反建築物等の調査、是正措置、行政処分及び防止に関すること。
- 2 特定建築物及び防火設備の定期報告に関すること。
- 3 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく工事の指導に関すること。

住宅課

居住支援係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 住宅政策の企画及び調整に関すること。
- 3 住宅政策審議会に関すること。
- 4 居住の支援に関すること。
- 5 家賃助成に関すること。
- 6 住宅修築資金の融資に関すること。
- 7 住宅増改修相談に関すること。
- 8 マンション建替組合の設立の認可等に関すること。
- 9 マンションの管理状況の届出等に関すること。
- 10 マンション管理計画認定に関すること。

空家対策調整係

- 1 空家対策の調整に関すること。

住宅計画係

- 1 住宅の供給計画に関すること。
- 2 区営住宅に関すること。
- 3 区民住宅に関すること。
- 4 高齢者福祉住宅の整備に関すること。
- 5 従前居住者用住宅に関すること。
- 6 都営住宅及び都民住宅の入居者の公募受付に関すること。

街づくり推進部(※の組織・事務を所掌)

第2 職員配置

令和8年4月現在

第1章

都市整備部は、都市整備部長（街づくり推進部長と兼任）と、11名の課長をはじめとした職員253名をもって、各種の都市整備に関する事業を担当しています。

部長	建築	1
----	----	---

課名		都市計画課	都市整備課	地区整備課	都市基盤整備課	木密地域整備課	土木管理課	みどり土木政策課	道路公園課	道路公園サービス事務所	建築課	住宅課	計
課長	事務											1	1
	土木				1		1	1	1				4
	造園					1							1
	建築	1	1	1							1		4
	機械									1			1
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
係長級	事務	2	2				3	1		1	1	3	13
	土木	1	1		2	1	4	3	6	2			20
	造園						1	2	1				4
	建築	2	2	2		1					6		13
	電気										1		1
	計	5	5	2	2	2	8	6	7	3	8	3	51
一般職	事務	3	1	3		2	6	1	3		3	6	28
	土木				2	2	16	9	11	7	2		49
	造園							9	2	1			12
	建築	5	4	3		2					13		27
	電気								1		1		2
	機械										1		1
	作業Ⅰ						3			17			20
	計	8	5	6	2	6	25	19	17	25	20	6	139
常勤職員合計		14	11	9	5	9	34	26	25	29	29	10	201
再任用職員										1			1
会計年度任用職員			3	2		1	18	3	4	4	9	6	50
合 計		14	14	11	5	10	52	29	29	34	38	16	252

※ フルタイム再任用は常勤職員に含めています。（6人）

第3 決算

第1章

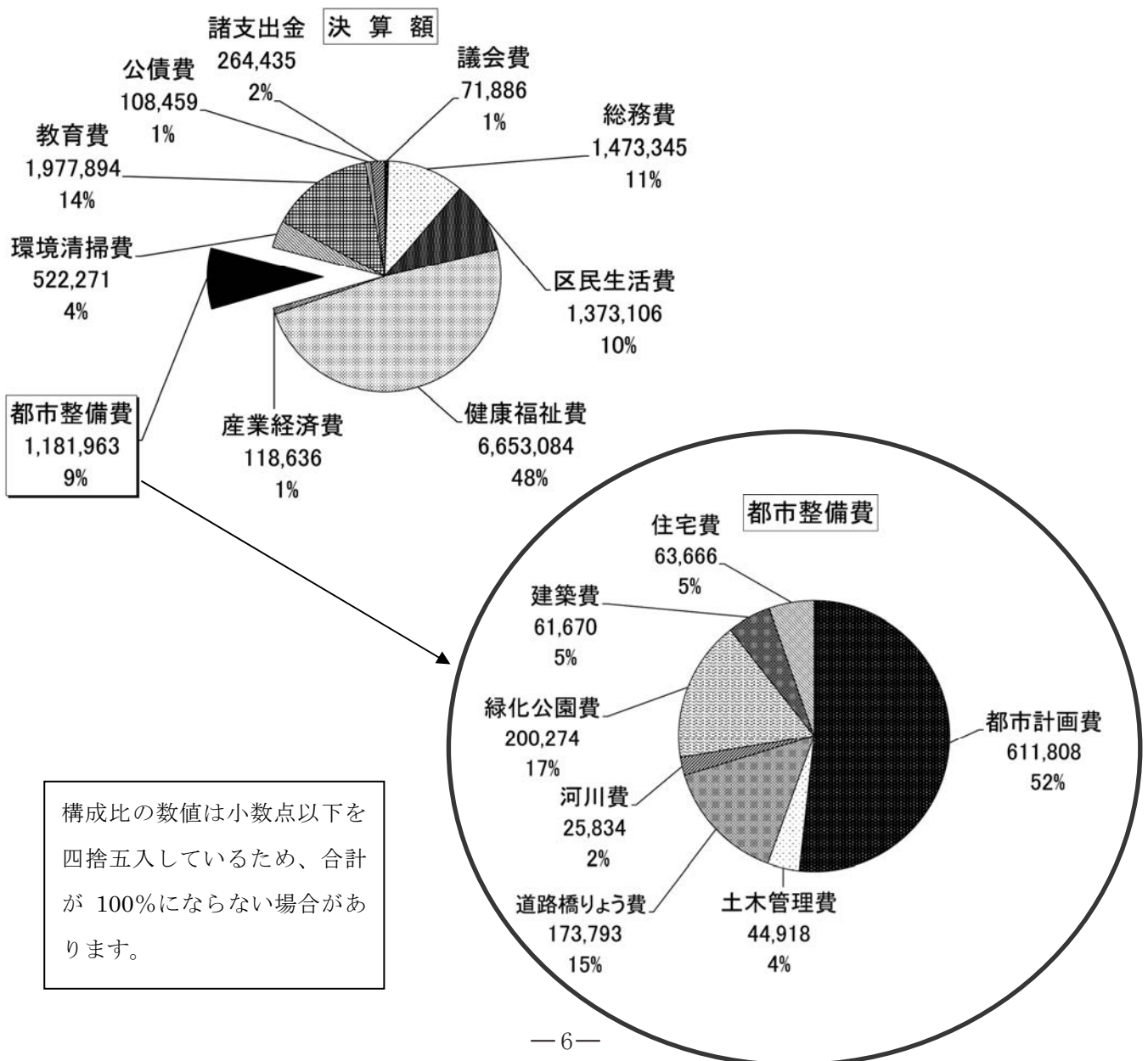
令和7年度目黒区の一般会計決算歳出額は、1,374億5,079万円です。そのうち都市整備費は118億1,963万円であり、割合は9%です。

都市整備部 決算歳出一覧

(単位：万円)

科目(款)	予算現額	決算
議会費	72,850	71,886
総務費	1,574,804	1,473,345
区民生活費	1,548,212	1,373,106
健康福祉費	6,979,086	6,653,084
産業経済費	129,788	118,636
都市整備費	1,237,432	1,181,963
環境清掃費	536,632	522,271
教育費	2,413,997	1,977,894
公債費	111,842	108,459
諸支出金	264,853	264,435
合 計	14,869,496	13,745,079

※各項目で表示単位未満を四捨五入しているため、合計額と合わない場合があります。



第2章 都市計画

第1 都市計画

1 都市計画とは

都市計画法（昭和43年法律第100号）では、都市計画の基本理念として、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、そのためには適正な制限のもと土地の合理的な利用が図られるべきこととしています。そして、都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義しています。

2 都市計画の内容

（1）都市計画区域

都道府県は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する必要があります。目黒区を含む区部は、東京都により「東京都市計画区域」として指定されています。

（2）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域には、当該区域の整備、開発及び保全の方針を定める必要があります。令和3年3月に東京都は、それぞれの都市計画区域に「都市計画区域マスタープラン」を定めました。

（3）都市再開発方針等

都市計画区域には、都市再開発方針等で必要なものを定める必要があり、東京都では「都市再開発の方針（令和3年3月）」「住宅市街地の開発整備の方針（令和4年10月）」「防災街区整備方針（令和4年6月）」を定めています。目黒区では、各方針に次の地区が定められています。

ア 都市再開発の方針：「都市再開発法」に基づき、市街地の計画的な再開発をすべき地区及びその開発整備の方針等を定めています。

（ア）再開発促進地区

目黒本町・原町・洗足地区、環状7号線沿道地区、上目黒・祐天寺地区、駒場地区、五本木地区、自由が丘駅周辺地区、大橋一丁目地区、上目黒一丁目北地区、目黒駅周辺地区

（イ）誘導地区

中目黒駅周辺、自由が丘駅周辺、大橋一丁目周辺、目黒駅周辺

イ 住宅市街地の開発整備の方針：「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、住宅市街地として計画的に開発整備する地区及びその開発整備の方針等を定めています。

林試の森周辺（目黒区）地区、大橋一丁目地区、大橋二丁目地区

ウ 防災街区整備方針：「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区及びその開発整備の方針を定めています。

目黒本町地区、上目黒・祐天寺地区、駒場地区、五本木地区、目黒本町六丁目・原町・洗足地区

（4）区市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

都市計画法の規定により、区の建設に関する基本構想や東京都が定めた都市計画区域マスタープランに即して、区は平成16年3月に、都市計画に関する基本的な方針である「目黒区都市計画マスタープラン」を定め、令和5年4月に改定しました。

第2 都市計画マスタープラン

1 都市計画マスタープランの策定

都市は、人々が集い、住まう場であるとともに、様々な活動の場でもあります。都市を秩序ある魅力的なものとするためには、長期的な視点に立って、将来の街の姿やこれからの街づくりの方向性を示し、その実現に向けた取組を区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を持ち、尊重しあい協力して進める必要があります。

そのよりどころとなるのが、平成16年3月に策定した「目黒区都市計画マスタープラン」です。都市計画法により「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられているものです。

2 マスタープラン策定後の取組

住民参加の仕組みとして、平成18年度に「目黒区地域街づくり条例」を制定しました。建物の形態規制などの仕組みとしては、平成20年度に区全域に高度地区絶対高さ制限と建築物の敷地面積の最低限度を指定しました。平成21年度には「目黒区景観計画」を策定し、景観街づくりを進めています。

また、地区別の整備としては、大橋一丁目周辺地区、中目黒駅周辺地区、目黒駅周辺地区、西小山駅周辺地区、自由が丘駅周辺地区などにおいて、街づくりを進めてきました。

3 マスタープランの改定

策定から17年を経過しており、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることなどから、令和3年度から改定の手続きを進めました。

改定に当たっては、区が令和3年3月に策定した新たな「目黒区基本構想」と、令和4年3月に策定した「目黒区基本計画」との整合を図りつつ、国・東京都の都市づくりの動きを確認し、新しい生活様式の浸透やSDGsの視点などを踏まえて十分な検証をしたうえで、新たな将来都市像を掲げるとともに、計画期間を20年後と定め、令和5年4月に改定を行いました。

4 改定の経過

区は、令和3年7月に目黒区都市計画審議会へ改定のあり方について諮問し、学識経験者などで構成される目黒区都市計画マスタープラン改定専門部会が設置され、調査・研究が行われました。また、区民の皆さんのご意見を反映するため、令和3年8月には改定専門部会による改定のあり方について「中間のまとめ」の地区別説明会が開催され、令和5年1月には区が改定素案についてパブリックコメントを実施して地区別説明会を開催するなど、改定に当たっては幅広く意見募集を行いながら検討を進めました。

改定までの主な経過は、以下のとおりです。

令和3年7月	目黒区都市計画審議会に改定のあり方について諮問
8月	都市計画マスタープラン改定専門部会を設置（6回開催）
4年8月	都市計画マスタープラン改定のあり方について「中間まとめ」を公表（改定専門部会が地区別説明会開催、区報、ホームページ）
10月	目黒区都市計画審議会から改定のあり方について答申
5年1月	都市計画マスタープラン改定素案を公表（地区別説明会、区報、ホームページ）
3月	都市計画マスタープラン改定案を作成
4月	都市計画マスタープランを改定

5 マスタープランの構成

改定した都市計画マスタープランは、主に、区の全体構想と本区の5地区別の構想とに分けて構成しています。全体構想では、将来都市像と目指すまちの姿を明らかにするとともに、「市街地整備・土地利用の方針」を始めとして、社会経済情勢やまちづくりの課題の変化を捉えた新たな「公共施設等の方針」など、まちづくりの分野別に8つの方針と推進施策を定めています。更に、特徴として、全ての分野を横断的に取り組むべき課題について施策を整理するなど、新たなまちづくりの考え方を盛り込みました。

地区別構想では、地域特性を生かした各地区の特色あるまちづくりを一層推進していくために、地区ごとの将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの方針を定めており、また、今後、まちづくりの推進施策を高い実効性をもって具現化していくために、公民連携による都市マネジメントの推進など実現化の方策を示しました。

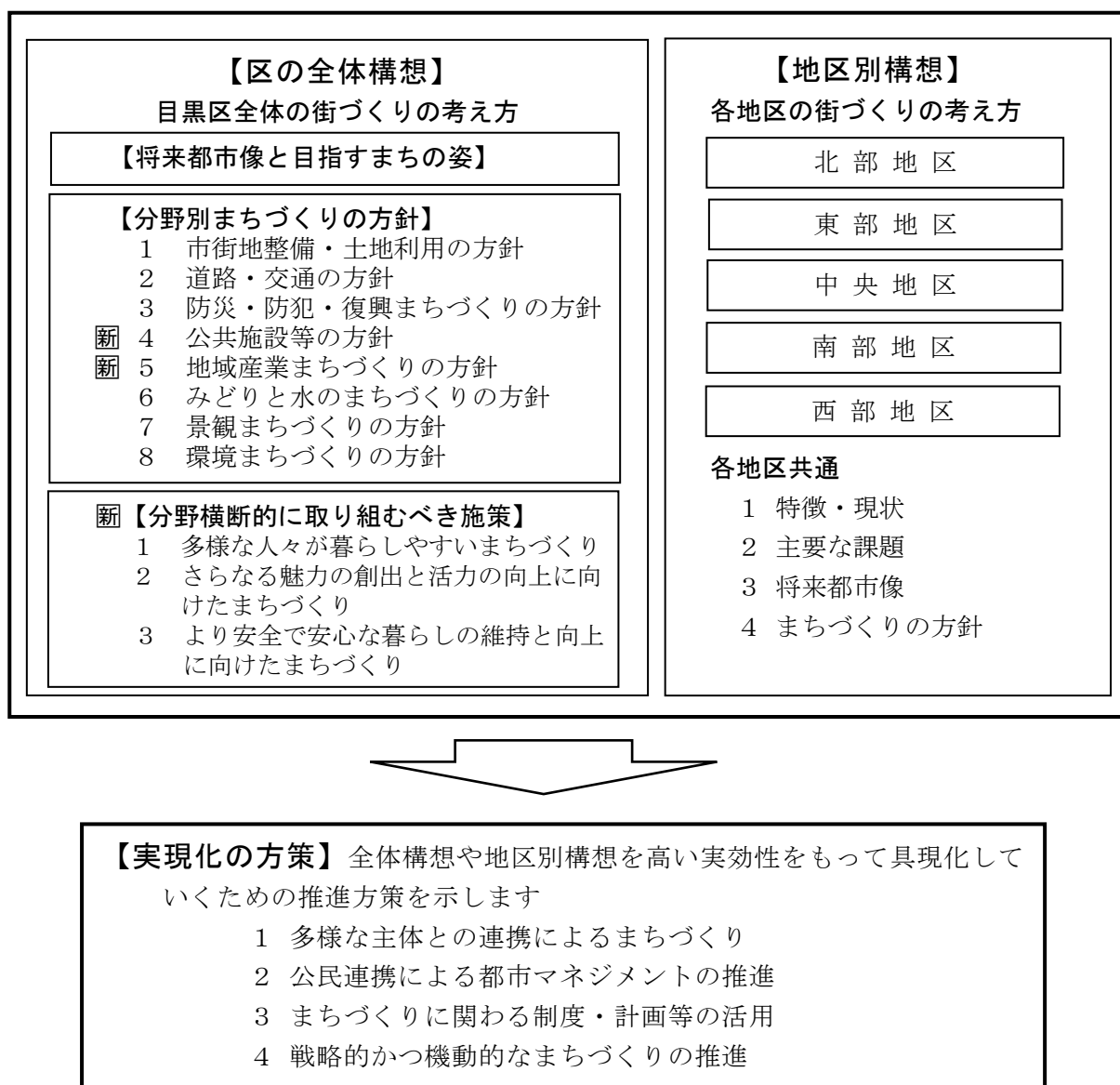


図1 都市計画マスタープランの構成

6 新たな将来都市像と目指すまちの姿

おおむね20年後を目標とした新たな将来都市像を「多様な人が住まい・憩い・交わり めぐろらしい「心地よさ」が生まれるまち」と掲げました。区を構成する良好な住宅地のほか、目黒川や桜などに象徴される自然環境、歴史・文化施設や地域の商店街、個性的な店舗などの多様な魅力をより向上させ、多くの人々

が一層「めぐろ」に愛着を持ち、めぐろらしい心地よさが生まれ続ける都市を実現していきたいという願いを込め、将来への希望やめぐろのまちの魅力を象徴するものとして位置付けました。また、多様な人々が自分らしく過ごせる、誰ひとり取り残さない快適で暮らしやすく、訪れやすい、多様性と包摂性を尊重した共生社会を実現する都市を目指すこととしています。

将来都市像は、その実現に向けて4つの目指すまちの姿から構成されます。

- 【目指すまちの姿1】 ～落ち着きとゆとりのあるまち～
- 【目指すまちの姿2】 ～高い利便性と活力を有するまち～
- 【目指すまちの姿3】 ～美しさと安心を感じるまち～
- 【目指すまちの姿4】 ～めぐろならではのカルチャーやビジネスが生まれるまち～

7 地区別構想

地域特性を生かした特色あるまちづくりを推進するため、各地区の将来都市像を定めました。

- 【北部地区】文化や自然の魅力があり、やすらぎを感じる住環境と活力を生む産業環境や文教環境が調和するまち
- 【東部地区】歴史や文化と自然の魅力があり、つながりと賑わいを感じる、住環境と産業環境が調和するまち
- 【中央地区】潤いとゆとりがあり、地域の身近な商店が息づく快適で住み続けたいまち
- 【南部地区】安全・安心な環境で、子どもから高齢者まで様々な人々に住み良いまち
- 【西部地区】みどりの多い閑静な住環境と個性的で魅力あふれる駅周辺の産業環境が調和するまち

第3 用途地域・地区及び都市計画基礎調査

1 用途地域・地区の制度

わたしたちが生活や産業活動を営んでいる都市は、都市計画法をはじめ建築基準法、道路法、都市公園法、下水道法など、様々な法律の規制によって成り立っています。基本となる都市計画法では、都市計画の内容として①建物の建て方ルールなどの「土地利用」、②道路や公園などの「都市施設」、③駅前整備などの「市街地開発事業」について定めています。

用途地域・地区は、都市計画法に基づく土地利用計画のひとつです。都市における土地利用の全体像を示し、建物の建て方や土地の利用方法を規制・誘導することにより、生活や産業活動などにとって適正で合理的な土地利用を実現しようとするものです。

用途地域・地区による建築物に関する制限をまとめると図1のとおりです。

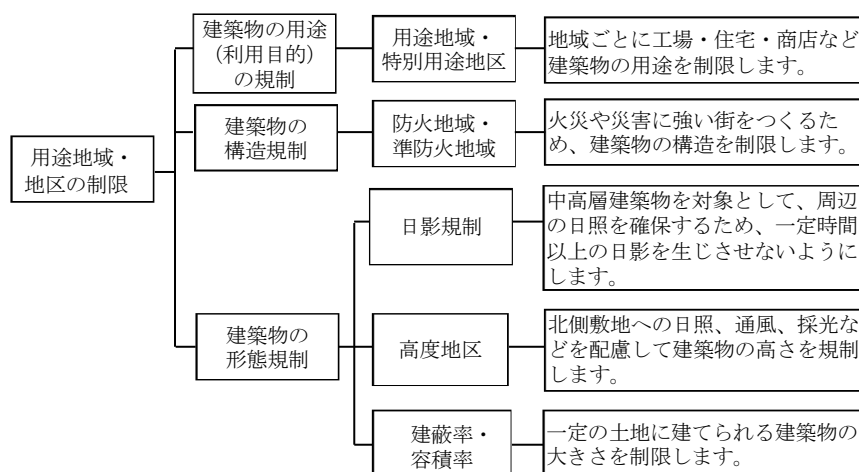


図1 用途地域・地区による制限の概要

2 用途地域・地区の見直し

用途地域・地区は、用途地域に関する法律の改正、土地利用に関する都市政策の展開及び地区計画策定など都市整備に関する街づくりが行われた場合に見直しされてきました。東京都では、おおむね8年ごとに一斉見直しを行ってきましたが、平成16年の一斉見直しを最後に、それ以降は地区計画等の土地利用を定めることと一体で見直すことを基本としています。

(1) 用途地域・地区指定及び見直しの経緯

昭和44年6月の都市計画法（新法）施行後、これまでに行われてきた用途地域・地区の一斉見直しの経緯は、表1のとおりです。

表1 用途地域・地区一斉見直しの経緯

昭和48年11月	都市計画法（新法）に基づく用途地域等の当初指定
56年4月	第1回用途地域等一斉見直し（都市計画事業等の進捗状況に対応）
平成元年10月	第2回用途地域等一斉見直し（居住機能の保全と回復）
8年5月	第3回用途地域等一斉見直し（法改正による住居系用途地域の細分化）
16年6月	第4回用途地域等一斉見直し（「東京の新しい都市づくりビジョン」の実現）
令和5年4月	第5回用途地域等一斉見直し（地形地物の変更に対応）

また、一斉見直し以外の個別区域における用途地域等の変更は、表2のとおりです。

表2 個別区域の用途地域等変更の経緯

昭和62年11月	林試の森公園周辺の不燃化促進事業
平成元年1月	サッポロビール恵比寿工場跡地の住宅市街地総合整備促進事業
2年1月	祐天寺栄通り地区地区計画
2年12月	中目黒四丁目地区地区計画
6年4月	自由が丘陸坂沿道地区地区計画
6年9月	上目黒二丁目地区市街地再開発事業
12年8月	上目黒一丁目地区市街地再開発事業
15年1月	補助46号線目黒本町三丁目地区都市防災不燃化促進事業
平成16年1月	大橋地区第二種市街地再開発事業
22年1月	目黒本町五丁目地区地区計画
27年12月	原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画
令和4年12月	下目黒一丁目地区地区計画
5年12月	補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画

(2) 「建築物の絶対高さ制限・敷地面積の最低限度」の都市計画変更の取組

土地利用動向や建築基準法などの改正による影響、平成16年度の用途地域見直し後の状況などを基に、区の市街地の特徴である良好な住環境を保全・形成していくため、平成19年度から、区内全域を対象として「建築物の絶対高さ制限・敷地面積の最低制限」について見直しを進め、平成20年度に「建築物の絶対高さ制限」（平成20年11月28日区決定・施行）及び「敷地面積の最低制限」（平成21年3月6日都決定・施行）の都市計画変更を行いました。

ア 概要

絶対高さ制限については、区の大半を占める低中層住宅地にふさわしい街並みを保全し、地域の生活環境を確保していくことを目的として、都市計画で指定されている容積率や高度地区等に応じて規制値を設定しました。また、既存不適格建築物の建替えや大規模敷地における建築物などに対する緩和措置なども併せて設けています。

敷地面積の最低限度については、目標とする居住水準を維持しつつ、敷地の細分化に伴う市街地環境の悪化に対し一定の歯止めをかけ、良好な住環境を保全・形成を目的として、防火地域を除く地域について、指定されている建蔽率や用途地域に応じて規制値を定めました。

なお、第一種低層住居専用地域については、既に10m又は12mの建築物の高さ制限があること及び平成16年度見直しで敷地面積の最低限度を指定しており、今回の対象地域からは除いています。

イ 経過

- 平成19年 見直し開始のお知らせ（7／5区報など）
一次素案の公表（11／9区報臨時号など）・説明会
- 20年 二次素案の公表（5／30区報臨時号など）・説明会
「建築物の絶対高さ制限」の都市計画変更（案）の公表・縦覧
目黒区都市計画審議会で審議（「建築物の絶対高さ制限」）
「建築物の絶対高さ制限」の都市計画変更の決定・施行（11／28）
「敷地面積の最低制限」の都市計画変更（案）の公表・縦覧
- 21年 目黒区都市計画審議会で審議（「敷地面積の最低制限」）
「敷地面積の最低制限」の都市計画変更の決定・施行（3／6）

（3）建築物の絶対高さ制限の条件付緩和

令和5年4月に改定した目黒区都市計画マスタープランでは、暮らしや働き方を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、高い天井高の確保の必要性など、建物の高さ制限の見直しに取り組むことを示しました。

これを受けて、令和6年度から建物の高さ制限の見直しの検討を開始し、令和8年3月には絶対高さの規制値は変更せずに、天井高さなどの「空間」・耐震性向上などの「防災」・太陽光発電設備などの「環境」について、一定の条件を満たした建物の絶対高さ制限に関する緩和として、高度地区及び地区計画（7か所）の都市計画変更を行いました。

経過

- 令和6年度 建物の高さ制限に関する説明会の開催及び区民意見等の募集
区民の意識等アンケートの実施
- 令和7年度 都市計画（原案の案）及び都市計画（原案）に関する説明会及び区民意見募集
都市計画（案）に関する東京都知事協議（都市計画法第19条）
都市計画（案）に関する区民意見募集（都市計画法第17条）

3 用途地域・地区指定の現状

現在の用途地域・地区の指定状況の概要は、以下のとおりです。

（1）用途地域

用途地域の指定状況は、表3のとおりです。目黒区は住居系の用途地域が81.2%を占めているのが大きな特徴です。なお、13種類の用途地域のうち、第二種低層住居専用地域、準住居地域、田園住居地域、工業地域及び工業専用地域は、指定されていません。

（2）特別用途地区

特別用途地区の指定状況は、表4のとおりです。

表3 用途地域の指定状況

(面積単位: ha)

用途地域 \ 容積率 (%)	100	150	200	300	400	500	600	700	合計	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 80 m ²)	160.7	0.2							160.9	10.9
第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70 m ²)		429.1	4.6						433.7	29.4
第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60 m ²)		5.5	304.6						310.1	21.0
第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60 m ²)			50.3	13.1					63.4	4.3
第一種住居地域				3.8					3.8	0.3
第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 60 m ²)			128.1	49.4					177.5	12.0
第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60 m ²)			9.5	34.9	4.3				48.7	3.3
近隣商業地域				10.9					10.9	0.7
近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55 m ²)			27.3	61.7					89.0	6.0
商業地域					41.9	45.5	8.7	0.7	96.8	6.6
準工業地域 (敷地面積の最低限度 60 m ²)			36.8	44.4					81.2	5.5
合計	160.7	434.8	561.2	218.2	46.2	45.5	8.7	0.7	1,476.0	
構成比 (%)	10.9	29.4	38.0	14.8	3.1	3.1	0.6	0.1		100.0

表4 特別用途地区の指定状況

地区	面積 (ha)
第一種文教地区	112.9
第二種文教地区	20.4
上記の計	133.3
特別工業地区	11.5

(3) 防火・準防火地域

防火・準防火地域の指定状況は、表5のとおりです。なお、昭和56年の見直しで区内全域が準防火地域以上の指定となりました。

表5 防火・準防火地域の指定状況

地域	面積 (ha)	構成比 (%)
防火地域	136.0	9.3
準防火地域	1,334.0	90.7

(4) 高度地区及び高度利用地区

高度地区の指定状況は、表6のとおりです。なお、絶対高さについては、平成20年11月に施行しました。

また、高度利用地区は、市街地再開発事業の区域に指定されており、その面積は6.4ha（上目黒一丁目地区：1.4ha、上目黒二丁目地区：1.2ha、大橋地区：3.8ha）となっています。

表6 高度地区の指定状況

高度地区別		面積 (ha)	構成比 (%)
最 高 限 度 高 度 地 区	第1種高度地区	590.0	40.0
	17m第1種高度地区	64.8	4.4
	第2種高度地区	4.6	0.3
	17m第2種高度地区	484.3	32.8
	20m第2種高度地区	20.7	1.4
	30m第2種高度地区	26.5	1.8
	第3種高度地区	3.8	0.3
	17m第3種高度地区	13.0	0.9
	20m第3種高度地区	156.6	10.6
	30m第3種高度地区	15.7	1.1
	40m第3種高度地区	7.7	0.5
	30m高度地区	10.7	0.7
	40m高度地区	22.6	1.5
	50m高度地区	45.3	3.1
	60m高度地区	0.7	0.0
小計		1,467.0	99.4
高度無指定地区		9.0	0.6
合計		1,476.0	100.0
最低限度高度地区(7m) ※		20.3	1.4

※最低限度高度地区は、建築物の高さの最低限度を定め、土地の高度利用を図ること等を目的としており、林試の森公園周辺の不燃化促進事業区域内などに指定されています。数値は、上記合計の内数です。

(5) 日影規制

日影規制は昭和53年10月に施行され、用途地域等の見直しに伴い変更を行っています。日影規制の指定状況は、表7のとおりです。

表7 日影規制の指定状況

(面積単位：ha)

地域 \ 規制値	3時間・2時間		4時間・2.5時間		5時間・3時間		無		規制なし	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
第一種低層住居専用地域			587.1	39.9	4.7	0.3				
第一種中高層住居専用地域	302.8	20.6	6.6	0.5						
第二種中高層住居専用地域	49.5	3.4	13.2	0.9						
第一種住居地域			158.9	10.8	22.8	1.5				
第二種住居地域			15.4	1.0	27.7	1.9	4.3	0.3		
近隣商業地域			39.9	2.7	56.2	3.9	3.7	0.3		
商業地域									96.6	6.6
準工業地域			44.7	3.0	35.9	2.4				
計	352.3	24.0	865.8	58.8	146.6	10.0	8.0	0.6	96.6	6.6

(6) 新たな防火規制（東京都建築安全条例に基づく指定）

新たな防火規制は、平成15年3月に東京都建築安全条例の改正により創設された制度で、震災時等の火災による危険性が高い地域について、都知事が指定するものです。規制の内容は、準防火地域での建築物の構造に関する制限の強化です。

区では、平成18年1月23日に目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目の一部の約56haの区域が決定告示され、4月1日から施行されました。

4 都市計画基礎調査

都市計画法第6条では、都道府県は、おおむね5年に1回、都市計画に関する基礎調査を実施することとしています。以下に調査結果の一部を示します。

なお、都が令和3年度に行った調査については、令和5年度の解析・分析を経て公表されました。

(1) 土地利用の概要

ア 用途別土地利用面積

表8 用途別土地利用の状況

用途	平成23年度		平成28年度		令和3年度	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
公共系	177.89	12.2	178.40	12.3	174.03	11.9
商業系	138.57	9.3	135.02	9.1	130.52	8.8
住宅系	729.51	49.7	746.30	50.9	755.23	51.5
工業系	25.67	1.7	20.64	1.4	19.46	1.3
農業系	0.10	0.0	0.10	0.0	0.1	0.0
(上記の合計 ：宅地 ※)	(1,071.74)	(72.9)	(1,080.46)	(73.7)	(1,079.34)	(73.5)
屋外利用・ 仮設建物	35.52	2.4	34.12	2.3	32.02	2.2
公園、運動 場等	48.43	3.3	47.48	3.2	47.39	3.2
未利用地等	26.09	1.8	22.52	1.5	25.38	1.7
道路	263.96	18.0	263.54	17.9	264.44	18.0
鉄道・港湾 等	10.63	0.7	10.40	0.7	10.50	0.7
畑・樹園地	2.94	0.2	2.18	0.1	1.74	0.1
水面・河 川・水路・ その他	10.57	0.7	9.30	0.6	9.28	0.6
合計	1,470.00	100.0	1,470.00	100.0	1,470.00	100.0

イ 宅地の土地利用状況

表9 宅地の土地利用状況

用途		平成23年度		平成28年度		令和3年度	
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
公共系		177.89	12.2	178.40	12.3	174.03	11.9
	官公庁施	11.48	0.8	11.60	0.8	10.06	0.7
	教育文化	142.59	9.8	141.31	9.7	138.37	9.5
	厚生医療	20.89	1.4	22.59	1.6	24.95	1.7
	供給処理	2.93	0.2	2.90	0.2	0.65	0.0
商業系		138.57	9.3	135.02	9.1	130.52	8.8
	事務所建	37.40	2.5	35.94	2.4	33.98	2.3
	専用商業	19.29	1.3	20.30	1.4	20.01	1.3
	住商併用	69.65	4.7	66.61	4.5	64.46	4.4
	宿泊・遊	7.44	0.5	7.34	0.5	7.30	0.5
	スポーツ・興	4.79	0.3	4.83	0.3	4.77	0.3
住宅系		729.51	49.7	746.30	50.9	755.23	51.5
	独立住宅	411.93	28.1	410.72	28.0	403.22	27.6
	集合住宅	317.58	21.6	335.58	22.9	352.01	23.9
工業系		25.67	1.7	20.64	1.4	19.56	1.3
	専用工場	6.23	0.4	4.94	0.3	4.59	0.3
	住居併用	11.04	0.8	8.65	0.6	7.67	0.5
	倉庫関係	8.40	0.5	7.05	0.5	7.20	0.5
農	農林漁業	0.10	0.0	0.10	0.0	0.10	0.0

※面積(ha)、構成比(%)とも、四捨五入処理をしており、各欄の計の数値は整合しないものもあります。

(2) 建物の概要

ア 用途別建物の棟数

表10 用途別建物の棟数（付属屋は除く）

用途	平成23年度		平成28年度		令和3年度	
	棟数(棟)	構成比(%)	棟数(棟)	構成比(%)	棟数(棟)	構成比(%)
公共系	1,160	2.3	1,185	2.3	1,180	2.3
商業系	6,660	13.3	6,405	12.6	6,146	12.0
住宅系	40,864	81.7	42,241	83.1	43,117	84.0
工業系	1,308	2.6	1,016	2.0	896	1.7
農業系	0	0.0	4	0.0	4	0.0
合計	49,992	100.0	50,851	100.0	51,343	100

イ 用途別建物の延べ床面積

表11 用途別建物の延べ面積（付属屋は除く）

用途	平成23年度		平成28年度		令和3年度	
	延べ面積 (㎡)	構成比 (%)	延べ面積 (㎡)	構成比 (%)	延べ面積 (㎡)	構成比 (%)
公共系	1,802,281	10.6	1,912,326	10.6	1,957,464	10.6
商業系	3,654,499	21.4	3,662,460	20.3	3,592,082	19.5
住宅系	11,283,571	65.9	12,161,802	67.4	12,619,636	68.4
工業系	361,290	2.1	305,453	1.7	287,112	1.6
農業系	0	0.0	531	0.0	531	0.0
合計	17,101,641	100.0	18,042,572	100.0	18,456,826	100

第4 景観計画

1 景観計画の策定

「景観計画」は、「景観法」に基づく「景観行政団体」が定めることができる良好な景観形成に関する基本的な計画です。

これまで、区の景観を管轄する「景観行政団体」は、東京都となっていました。区では、東京都の同意を経て「景観行政団体」となり、区の特性に応じた「目黒区景観計画」を平成22年3月に策定しました。

また、景観形成上重要な軸のひとつとなる目黒通り沿道の景観形成基準を作成し、平成24年3月に「目黒区景観計画」を改定しました。

なお、「目黒区景観計画」には、「目黒区都市景観形成方針(平成5年3月)」の考え方を盛り込むことで、区における景観に関するマスタープランと位置付けています。

2 都市景観形成の意義

都心に近く、大都市東京の発展過程の中で市街地が形成されてきた目黒区では、近世以降の自然的・歴史的な要素を残した街並みが現在にも受け継がれてきており、住みやすく暮らしやすい街というイメージが定着しています。

しかし、大規模跡地などにおける個別の開発、大規模な構造物の整備は、周辺地域の景観に大きな影響を与える可能性があります。生活・文化的に優れ住み続けたいような街の実現には、地域独自の文化や歴史の中で形成されてきた景観を保全することや、快適な日常生活が営まれる場づくりが同時に進められるような、総合的な景観づくりの施策が必要です。

このため、目黒区景観計画では、景観形成の方針や実際の景観誘導に関する基準などを定めるとともに、地域特性を活かした地域ごとの詳細な景観づくりに対応した区独自の取組も盛り込んでいます。

3 景観の届出

(1) 対象

一定規模以上(「目黒区景観計画」参照)の建築物の建築・増築・改築等や、建築確認を伴う工作物の設置、開発行為それぞれにおいて、届出を義務付けています。

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	34	36	39	35	24	28	26	34	32	25

4 景観審議会

(1) 概要

景観審議会は、目黒区における良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、区長の付属機関として平成21年11月に設置しました。

景観審議会委員は、学識経験者等及び公募区民の7名にて構成し、任期は2年間です。

(2) 景観審議会委員名簿（敬称略）

令和8年3月31日現在

区分	氏名	備考
学識経験者等	齋藤 潮	東京工業大学名誉教授（会長）
	荒井 歩	東京農業大学教授（副会長）
	田中 由乃	芝浦工業大学准教授
	平木 繁	建築専門家
	伊達 宏晶	建築専門家
公募区民	加藤 綾子	
	横山 清典	

※任期 令和7年11月30日～9年11月29日

(3) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回数	1	1	2	1	0	1	1	0	0	3

5 景観アドバイザー会議

(1) 概要

初期の計画段階から建築家、造園家など景観に関する専門家により事業者等に対する助言を行うため、延べ面積5,000㎡以上かつ、高さ15mを超える大規模指定建築物や、延べ面積10,000㎡以上の特定大規模建築物、景観軸特定区域における一定規模以上の建築物の事前協議を行ってきました。

景観アドバイザーは、学識経験者等の3名にて構成し、任期は原則として2年間です。

(2) 景観アドバイザー名簿（敬称略）

令和8年3月31日現在

区分	氏名	備考
学識経験者等	小林 佐絵子	建築専門家
	阿部 伸太	東京農業大学准教授
	吉田 慎悟	武蔵野美術大学特任教授

※任期 令和7年11月30日～9年11月29日

(3) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回数	8	6	10	5	2	7	5	3	7	4

6 今後の取組

「目黒区景観計画」の運用状況を検証し、景観向上の着実な前進を図ると共に、区民・事業者・行政が連携協力して良好な景観づくりを推進していきます。

第5 土地取引の適正化

1 土地取引の規制に関する事務

(1) 目的

昭和40年代後半から、投機的土地取引の増大により全国的な地価の異常高騰、土地の大量買占め、乱開発による自然環境の破壊等が発生したため、これらの弊害を除去し、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする国土利用計画法が昭和49年に制定されました。

さらに、昭和58年頃より、東京の都心商業地を中心に発生した地価の高騰が大都市圏の商業地から周辺の住宅地にも波及し、住宅取得が困難になったり、都市基盤整備が進まなくなったりするなど、区民生活や計画的な街づくりにとって大きな支障となりました。

こうした状況に対して昭和61年12月、東京都は国土利用計画法の対象とならない小規模な土地の取引についても規制するため条例を制定し、昭和62年1月に目黒区も対象になりました。その後、国土利用計画法の改正により監視区域制度が施行されたり、対象面積が引き下げられたりするなど規制強化が行われました。

この地価高騰も平成3年7月以降は鎮静化しました。平成7年1月には、都内全域の監視区域の指定が解除され、届け出の対象面積も現在の2,000㎡に引き上げられました。平成10年9月、国土利用計画法の改正により、届け出の時点も事前から事後に変更されました。

(2) 土地売買などの届け出

2,000㎡以上の一団の土地の全部又は一部について売買などの取引をした場合、買主は土地の利用目的及び取引価格などを契約締結後の2週間以内に、区長に届け出る必要があります。

表1 土地取引の届出件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
2,000㎡未満※	1	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0
3,000㎡未満	5(1)	0	2	4	1	1	2	2(1)	3	0
4,000㎡未満	0	0	0	2	1	1	1	0	1	1
4,000㎡以上	2	1	1	2(2)	0	1	1	1	2	0
計	8(2)	1	3	8(2)	2(1)	3	4	3	6	1

※個々の売買等の面積が2,000㎡未満であっても、買主等が権利取得する土地の合計面積が2,000㎡以上となる場合は、届出が必要となりますので、その件数を示しています。

※()内の数字は期限後届出件数

2 公有地の拡大の推進に関する事務

地方公共団体等が、公共目的のために必要な土地を取得しやすくすることを目的とした土地の先買い制度です。

(1) 届出

市街化区域内では、都市計画施設などの区域内にある200㎡以上の土地又は、5,000㎡以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、区長を経由して知事に届け出る必要があります。

(2) 申出

市街化区域内で100㎡以上の土地（平成12年12月1日からは、防災再開発促進地区の区域内にあっては50㎡以上）について、地方公共団体等による買取りを希望するときには、区長に申し出ることができます。

表2 届出・申出の件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
届出	5	5	7	12	6	7	5	7	6	7
申出	3	3	1	1	2	0	2	2	2	0
計	8	8	8	13	8	7	7	9	8	7

3 土地の標準価格に関する事務

(1) 目的

公示地価格等は、一般の土地取引価格に対して指標を与えることを目的とし、毎年1回都市とその周辺地域で標準的な地点を選び、その土地の価格を決めて公表しています。

公表される土地の価格には、国土交通省が毎年1月1日時点の土地の価格を公示する公示地価格（標準地価格）と、東京都が毎年7月1日時点の土地の価格を告示する基準地価格があります。

(2) 公示地価格等の閲覧

公示地価格等の図書は、都市計画課の他、地区サービス事務所で閲覧に供しています。

第6 公共交通の整備

1 公共交通施設の整備

(1) 目的・概要

公共交通の利便性や安全性の向上を図るため、鉄道等交通事業者、国や東京都と協力して、駅舎の改良、エレベーターやホームドア等の設置、駅出入り口や駅構内などの案内施設の改善、バス停留所の整備を進めています。

(2) 鉄道駅舎の改良

路線名	駅数	昇降設備	ホームドア設備
		完成済み（○の内数字は完成年度）	完成済み（○の内数字は完成年度）
東横線	5	祐天寺駅⑫、学芸大学駅⑬、都立大学駅⑬、中目黒駅⑮、自由が丘駅⑮	中目黒駅⑮、学芸大学駅⑮、都立大学駅⑮、自由が丘駅⑮、祐天寺駅⑮
大井町線	2	自由が丘駅⑮、緑が丘駅⑮	緑が丘駅⑮、自由が丘駅⑮
目黒線	1	洗足駅⑪	洗足駅⑪
田園都市線	1	池尻大橋駅⑮	池尻大橋駅⑮
井の頭線	1	駒場東大前駅⑮	※駒場東大前駅（令和6年度から整備）
日比谷線	1	中目黒駅⑮	中目黒駅（令和②）
計	11	11	10

注：区内駅数は8駅ですが、池尻大橋駅は、世田谷・目黒区境に設置されている駅で、所在地は世田谷区池尻3-2、自由が丘駅を東横線自由が丘駅と大井町線自由が丘駅、中目黒駅を東横線中目黒駅と日比谷線中目黒駅でそれぞれ別々に計上しているため、11駅になっています。

(3) バス交通の整備

ア バス路線の整備

交通渋滞を緩和するため、交通総量抑制対策の積極的な推進や路線バス優先運行の拡充を引き続き関係機関に働きかけます。また、バス利用者の利便性向上や混雑解消など、利用実態にあわせてバス路線の再編成を要請します。整備内容は次のとおりです。

- ・区内バス路線：33路線（東急バス29路線、小田急バス3路線、京王バス1路線）

イ 交通円滑化対策

「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」（TDM：Transportation Demand Management）

- ・公共車両優先システム(PTPS：Public Transportation Priority Systems)
目黒通り（等々力六丁目から目黒駅間）約6km（平成11年12月）
- ・バス車内にバスカメラを搭載（平成18年度 国道246号線、平成19年度 目黒通り）
- ・インターネット（携帯電話等）によるバス接近情報システム：東急バス全路線で導入（平成17年12月）

ウ バス停留所の整備

バス停に、行き先・運行系統・時刻表の案内を標示し、点字表示を行うとともに歩行幅員を確保します。また、停留所には上屋、ベンチの設置や接近表示のシステムの導入を関係機関に要請します。

区内バス停留所の名称数は114で、49か所で上屋が整備されています。

接近表示システムは、28か所に設置されています。

2 目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の推進

（１）目的

誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる施設整備や経路・施設のバリアフリー化、障害者等への理解と協力を深める教育啓発事業の推進による心のバリアフリー化に、事業者・区民との連携・協力のもと取り組んでいきます。

（２）取組の経緯

平成12年11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されたのを受け、平成13年度に、13駅周辺地区の概ね半径500m圏で現況調査を実施しました。地区の特性を考慮して3駅周辺（中目黒駅・都立大学駅・自由が丘駅）を重点的に整備する交通バリアフリー推進地区の候補とし、他の10駅周辺（駒場東大前駅・池尻大橋駅・祐天寺駅・学芸大学駅・目黒駅・武蔵小山駅・西小山駅・洗足駅・大岡山駅・緑が丘駅）を福祉のまちづくり推進地区とした基本構想素案をまとめました。

平成14年度は、地元懇談会や関係所管の意見・要望を聴くとともに、関係事業者との話し合いを重ね、交通バリアフリー推進地区候補及び特定経路候補の検討を行いました。

平成15年度は、3駅周辺地区の住民懇談会での検討や関係機関との協議・調整を踏まえ、事業内容や事業実施時期を示した整備プログラムを作成したうえで、目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成16年3月策定）を取りまとめました。

また、福祉のまちづくり推進地区においては、平成19年2月に池尻大橋駅周辺地区及び緑が丘駅周辺地区の交通バリアフリー整備計画を策定し、平成21年3月に学芸大学駅周辺地区の交通バリアフリー整備計画を策定しました。

平成24年3月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日公布、12月20日施行）（通称「バリアフリー新法」）と整合を図るため、目黒区交通バリアフリー推進基本構想を改定しました。

なお、この改定により交通バリアフリー推進地区を重点整備地区に、福祉のまちづくり推進地区をバリアフリー整備地区に改定しました。

令和4年3月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定を踏まえ、区全体のバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」及び地区単位でのバリアフリー化の取組を示す「バリアフリー基本構想」を策定しました。

（３）今後の取組

区全体のバリアフリー化としては、経路や施設のバリアフリー化、障害者などへの理解と協力を深める心のバリアフリーの推進、広域生活拠点・地区生活拠点の一体的なバリアフリー化により、「だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまち めぐろ」の実現を目指し、ハード・ソフトの両面から取り組めます。

地区別のバリアフリー化としては、重点整備地区（中目黒駅周辺地区、都立大学駅周辺地区、自由が丘駅周辺地区、祐天寺駅周辺地区、学芸大学駅周辺地区）において、各重点整備地区のバリアフリー基本構想で計画されたバリアフリー化の特定事業について、各施設管理者（東急電鉄、東京都、目黒区等）が事業化に取り組んでいきます。

バリアフリー整備地区については、地元の合意形成に向けた協力体制を構築しながら、地区別のバリアフリー化の方針や、バリアフリー整備計画に沿って、バリアフリー化に取り組んでいきます。

3 東横線・大井町線の鉄道立体化の推進

（１）目的・概要

東横線・大井町線の鉄道立体化は、自由が丘駅周辺地区(中心市街地)及び沿線地区における土地の有効利用、公共的な空間の創出、鉄道による地域分断の解消、商業及び防災上の拠点としての機能拡充にとって重要なため、その実現に取り組めます。

なお、東横線（都立大学から田園調布駅付近）及び大井町線（緑が丘から等々力駅付近）は、平成16年に東京都が策定した「踏切対策基本方針」において、鉄道立体化の検討対象区間に位置付けられています。

（２）取組の経緯

ア 大井町線沿線街づくり研究会（平成12年度～14年度）

大井町線の沿線街づくり促進と、鉄道立体化に関する調査研究を目的として、目黒区と世田谷区が共同で設置をしました。平成12年12月に第1回大井町線沿線街づくり研究会を開催し、平成14年度までに研究会を3回開催しました。

なお、本研究会は、目黒区、世田谷区、東京都及び東京急行電鉄㈱を構成とする検討会の設置に伴い、平成14年12月に開催された第3回研究会をもって発展的に解散しました。

イ 「東急大井町線（緑が丘～上野毛駅間）・東横線（都立大学～田園調布駅間）の道路・鉄道立体化及び沿線街づくりに関する検討会」

平成15年3月以降、世田谷区、東京都及び東京急行電鉄㈱と共同で設置した「東急大井町線（緑が丘～上野毛駅間）・東横線（都立大学～田園調布駅間）の道路・鉄道立体化及び沿線街づくりに関する検討会」において、次の事項について継続的に調査及び検討を行ってきました。

- ・ 目黒区・世田谷区の東急大井町線（緑が丘～上野毛駅間）・東横線（都立大学～田園調布駅間）の沿線街づくりに関すること
- ・ 大井町線・東横線の道路と鉄道の立体化の可能性及び実現手法に関すること
- ・ 自由が丘駅周辺地区の街づくり計画との連携を図ること

ウ 平成17年度は、沿線街づくりのあり方から自由が丘駅を中心とした街づくりについてまとめた「大井町線・東横線の道路・鉄道立体化及び街づくりに関する検討状況について」を目黒区として公表しました。平成19年度は、道路と鉄道の立体化の比較検討を行い、今後の検討方針とあわせて中間報告として取りまとめました。

エ 令和3年度は、「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想検討会」の設立を踏まえ、区・東急電鉄（株）・東急（株）により「自由が丘駅周辺開発計画等に伴う東急東横線鉄道立体化の基礎調査等施行協定」を締結し、鉄道沿線の街づくり活動と連携した、鉄道立体化の技術的検討に取り組みました。

オ 令和4年度は、「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想検討会」において、自由が丘駅周辺地区における今後の街づくりの将来像や方向性を踏まえ、都市基盤（鉄道、駅前空間、都市計画道路など）の現状と課題を明らかにし、街づくりと一体的な都市基盤整備に向けた基本方針と取組を示すことを目的として、「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想（案）」を令和5年2月に取りまとめました。

カ 令和5年度は、4月に「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想」を策定しました。また、都市基盤整備構想に基づき、世田谷区と連携を取りながら、広域的な道路ネットワークの検討に向けた交通量調査や、自由が丘駅周辺のウォークアブル空間構築の方向性の検討を行いました。

キ 令和6年度は、世田谷区と連携を取りながら、広域的な道路ネットワークの検討に向けた交通量推計や、自由が丘駅周辺のウォークアブル空間構築の方向性の検討を行いました。また、令和6年4月に地域の方が中心となって設立された東急大井町線・東横線踏切解消連絡会に対し、現地視察や会議運営の支援を行いました。

ク 令和7年度は、令和6年度に引き続き世田谷区と連携を取りながら、歩行者や自転車の通行実態の調査を行い、踏切解消に伴う効果検証、歩行者・自転車ネットワーク形成、駅周辺のまちづくり等に関する検討を実施しました。また、東急大井町線・東横線踏切解消連絡会に対し、現地視察や会議運営の支援を行いました。

（3）今後の取組

自由が丘駅周辺地区において地元権利者を中心としたまちづくり活動が活発に行われている現状や東急大井町線・東横線踏切解消連絡会が設立されたことを踏まえ、東横線及び大井町線のボトルネック踏切の除却や低い架道橋の改善に向け、鉄道沿線のまちづくり活動と連携し、道路と鉄道の立体化について調査・検討に取り組みます。

4 地域交通の支援

（1）目的

全国的に少子高齢化が進展する中で、高齢者等を中心に移動に不便を感じる方が見込まれること、高齢ドライバーによる事故の問題を受けた免許返納などにより、日常生活を送る上で、地域の状況に応じた利便性の高い移動手段の重要性が高まると考えられることから、地域交通の支援について検討していくこととしました。

（2）取組の経緯

平成16年度に「目黒区コミュニティバス調査」を実施し、区内交通不便地域、公共交通サービス等の実態から課題を整理し、コミュニティバス運行の可能性を検討しました。

平成18年度に区民アンケートと区民意向を踏まえた事業採算性の検証とコミュニティバス運行の可能性について検討を行いました。その結果、調査路線すべてについて事業採算性の見込みがなく、バス事業者の継続的な協力が得られる状況でないことから、区においてコミュニティバス運行は難しいと判断し、コミュニティバス運行計画の策定は行わないこととしました。

その後、平成30年度に、高齢ドライバーの事故の問題による免許返納や高齢者等を中心に利便性の高い移動手段が必要になることから、地域交通の支援について検討することとし、地域交通の課題解決に向けて、目黒区にふさわしい地域交通の支援方針についてまとめるため、現状整理や先行自治体の事例分析等の予備調査を行いました。令和元年度には、目黒区全域の各世代の住民に対し、日常の移動状況や地域交通の導入に関する方針等についてアンケート調査を実施し、「地域交通の支援方針（素案）」を作成してパブリックコメントを実施しました。

令和2年度は、6月に「地域交通の支援方針」を策定しました。令和4年4月までに、地域で主体的に地域交通導入を検討する「地域街づくり研究会」が北部と東部で計4グループ発足し、東部地区では関係する町会等で構成する「東部地区交通協議会」が設立されました。

令和4年度は、東部地区では運行ルートやバス停箇所等の具体的な検討内容について、関係機関等で構成する「目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という）」で報告して合意形成を図り、実証実験運行に向けた取組を行いました。北部地区では検討の状況に応じてアンケート調査や会議の運営支援等を行いました。

令和5年度は、東部地区では、これまで検討した運行形態や運行ルート等について交通会議で合意され、令和6年3月から東部地区地域交通バス（さんまバス）の実証運行を開始しました。北部地区では検討の状況に応じて道路状況の確認や交通量の調査を行い、関係する町会への声掛けなど会議の運営支援を行いました。

令和6年度は、東部地区では実証運行を開始したさんまバスの利用状況に関するアンケート調査を行い、運行ルートの見直しやバス停の新設の検討等、乗車率向上に向けた取組を東部地区交通協議会の皆さんと行いました。北部地区では走行ルート上での安全対策の検証や乗降場所の調査を行い、3つの地域街づくり研究会で行われた意見交換会や関係する町会への声掛けなど会議の運営支援を行いました。

令和7年度は、東部地区では運行ルートの改定やバス停の新設など運行計画の変更を実施し、また、周知活動として「さんまバスノリトクキャンペーン」を実施するなど、東部地区交通協議会の皆さんと乗車率向上に向けた取組を行いました。北部地区では国道246号よりも北側の地域において、協議会設立に向けた準備会や試走会などの、地域の取組に関する支援を行いました。

（3）今後の取組

東部地区では実証運行開始後の取組として、利用者数や収支率等の実績を確認し、運行計画の見直しを行うなど、継続的な運行の実現を目指します。

北部地区では、各地域のニーズを整理し、各団体との意見交換や、関係機関との調整など、北部地区交通協議会設立に向けた支援を行います。

※目黒区が考える「地域交通」とは、徒歩や自転車、タクシーやワゴン型バスなど、身近な地域の移動手段のことを言います。

第7 生産緑地地区

1 目的・概要

都市における農地等は、防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与しています。目黒区では、適正に管理された農地等を生産緑地法による生産緑地地区として指定し、その保全に努めています。

生産緑地の指定は、都知事の協議を経てから区市町村が都市計画決定する必要があります。指定後は宅地等への転用を厳しく制限され、区市町村への買取りの申出は、指定後30年経過したとき、もしくは主たる従事者の死亡又は病気などで従事することが不可能になったときまでできません。

指定要件は以下のとおりです。

- ・生活環境機能及び公共施設等の敷地用の土地として適していること。
- ・面積が一団で300平方メートル以上であること。（平成29年10月1日に500平方メートル以上から変更）
- ・農業の継続が可能であること。
- ・地権者全員の同意があること。
- ・公道に接していること。

また、平成29年の生産緑地法改正により、指定後30年経過する場合においても、買取り申出可能時期を10年後に延期する特定生産緑地制度が創設されました。令和4年度の特定生産緑地指定に向け、令和元年度は所有者へ申出基準日到来通知の送付、指定意向の確認を実施し、令和4年11月17日付け、11地区を特定生産緑地に指定しました。

2 実績

(1) 指定地区数 生産緑地 12地区
 特定生産緑地 11地区

(2) 指定面積 生産緑地 約1.89ha
 特定生産緑地 約1.75ha

番号	地区名	面積 (㎡)	特定指定 (㎡)	番号	地区名	面積 (㎡)	特定指定 (㎡)
⑦	碑文谷	2,200	2,200	⑭	八雲	520	-
⑧	東が丘	1,860	1,410	⑰	柿の木坂	530	530
⑨	東が丘	1,750	1,750	㉒	八雲	810	810
⑩	東が丘	1,230	770	㉓	八雲	1,650	1,650
⑫	八雲	990	990	㉔	八雲	5,500	5,500
⑬	八雲	1,310	1,310	㉕	自由が丘	580	560
合 計						18,930	17,480

(注) 指定番号の欠番は、生産緑地地区の指定解除によって生じたものです。

(3) 新規指定・変更地区

平成17年度以前 6地区（新規2地区（平成15・18年度に解除）、追加4地区）
 20年度 1地区（⑩東が丘760㎡→1,140㎡）
 29年度 1地区（㉔八雲5,870㎡→5,500㎡）
 令和3年度 1地区（⑩東が丘1,140㎡→1,230㎡）
 6年度 1地区（⑧東が丘1,760㎡→1,860㎡）

(4) 指定解除地区

平成17年度以前 6地区
 18年度 1地区（㉔八雲620㎡）
 19年度 2地区（⑪東が丘1,600㎡、⑬八雲3,350㎡）
 22年度 1地区（④碑文谷700㎡）
 28年度 3地区（⑥南1,280㎡、⑮八雲2,600㎡、㉒八雲580㎡）
 30年度 1地区（⑤南1,050㎡）
 令和3年度 1地区（⑱柿の木坂990㎡）

(5) 区買取り実績

平成26年度以前 なし
 27年度 1地区（⑥南1,280㎡） 公園予定地として区土地開発公社で用地購入
 28年度以降 なし

第8 都市計画審議会

1 概要

都市計画審議会は、目黒区における都市計画行政の円滑な運営を図るため、区長の附属機関として昭和46年10月1日に設置され、平成12年4月の都市計画法改正により都市計画法上の都市計画審議会として位置付けられました。

都市計画審議会は、区が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、区長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議し、答申します。また、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができます。

委員の構成は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関、区民計25人以内で構成され、任期は2年です。

2 実績

(1) 開催回数

年度		28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
開催回数		5	2	3	5	2	4	5	3	5	3
審議事項	付議／ 諮問件数	4	1	2	3	2	2	7	3	3	12
	答申件数	4	1	2	3	2	1	8	3	3	12
	報告・情報 提供件数	4	1	6	11	8	4	4	3	7	3
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

(2) 令和7年度における審議事項

回数	開催月日	審議事項	備考
1	5月22日	(1) 都市計画（高度地区・地区計画）の変更（原案の案）について	報告
2	10月1日	(1) 東京都市計画地区計画（自由が丘東地区地区計画）の決定について (2) 東京都市計画高度利用地区（自由が丘東地区第一種市街地再開発事業関連）の変更について (3) 東京都市計画第一種市街地再開発事業（自由が丘東地区第一種市街地再開発事業）の決定について (4) 東京都市計画防火地域及び準防火地域（自由が丘東地区第一種市街地再開発事業関連）の変更について (5) 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業に関する都市計画（原案の案）について (6) 都市計画（高度地区・地区計画）の変更（原案）について	付議、答申 付議、答申 付議、答申 付議、答申 報告 報告

3	3月24日	(1) 東京都市計画高度地区の変更について	付議、答申
		(2) 東京都市計画地区計画の変更（自由通り沿道八雲地区地区計画）について	付議、答申
		(3) 東京都市計画地区計画の変更（自由が丘南口地区地区計画）について	付議、答申
		(4) 東京都市計画地区計画の変更（目黒本町五丁目地区地区計画）について	付議、答申
		(5) 東京都市計画地区計画の変更（自由が丘サンセットエリア地区計画）について	付議、答申
		(6) 東京都市計画地区計画の変更（西小山駅前地区地区計画）について	付議、答申
		(7) 東京都市計画地区計画の変更（原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画）について	付議、答申
		(8) 東京都市計画地区計画の変更（下目黒一丁目地区地区計画）について	付議、答申

(3) 目黒区都市計画審議会委員名簿(敬称略)

令和8年3月31日現在

区分	氏名	備考
学識経験者	◎ 大 佛 俊 泰	東京科学大学教授
	○ 兵 藤 哲 朗	東京海洋大学教授
	大 澤 昭 彦	東洋大学准教授
	藤 井 寛 行	元東京都技監
区議会議員	西 村 ち ほ	
	竹 村 ゆうい	
	佐 藤 ゆたか	
	橋本しょうへい	
	斉 藤 優 子	
関係行政機関等の職員	湯 澤 憲 治	目黒警察署長
	簗 戸 敏 正	碑文谷警察署長
	植 松 秀 喜	目黒消防署長
区民 (区内関係団体の構成員)	青 木 茂	目黒区産業連合会
	山 本 尚 人	目黒建設業防災連合会
	鈴 木 理 可	東京都宅地建物取引業協会目黒区支部
	三 柴 伸 生	目黒区住区住民会議連絡協議会
	柏 木 恵美子	目黒女性団体連絡会
	岡 田 一 弥	目黒区商店街連合会
	荘 島 猛 彦	連合目黒地区協議会
	渥 美 昭 美	目黒区障害者団体懇話会
区民（公募）	川 田 大 夢	
	木 村 絢 子	

※任期 令和7年7月1日～9年6月30日

◎ 会長 ○ 副会長

第3章 地域・地区整備

第1 池尻大橋駅周辺地区整備

1 概要

池尻大橋駅周辺地区は、緑地や公園の不足、目黒川沿いの歩行者の安全確保、道路・公共施設のバリアフリー化などの課題解決に向けて、都市高速道路中央環状新宿線大橋ジャンクションの建設と一体的なまちづくりを目指してきました。東京都施行による「大橋地区第二種市街地再開発事業」の都市計画決定に伴い、区は周辺まちづくりとして、平成17年12月に「大橋一丁目地区周辺整備方針」、平成19年3月に「大橋一丁目周辺地区整備計画」を策定しました。

区は、平成25年2月に東京都施行の再開発ビル（1－1棟）9階に北部地区サービス事務所と大橋図書館を開設し、同年3月に大橋ジャンクション屋上の区立公園（目黒天空庭園）等を開園しました。

平成25年度は、「大橋一丁目周辺地区（Ⅱ期）都市再生整備計画」に位置付けられている万代橋の改修工事を行うとともに、都市再生整備計画の具体的な数字指標の達成状況を検証するなどの事後評価を行いました。

平成26年度以降は、「NPO 法人大橋エリアマネジメント協議会」と連携し、地域主体のまちづくり活動を支援しています。

2 経緯

平成2年8月	「都市高速道路中央環状新宿線」の都市計画決定（都）
11年4月	「都市高速道路中央環状新宿線」の都市計画変更（都）
15年11月	「大橋一丁目周辺地区整備構想」策定（区）
16年1月	「大橋地区第二種市街地再開発事業」（都）、「大橋地区地区計画」（区）の都市計画決定
17年12月	「大橋一丁目周辺地区整備方針」策定（区）
18年2月	大橋一丁目周辺地区が都条例に基づく「街並み景観重点地区」指定（都）
19年2月	「大橋地区地区計画」の都市計画変更（区）
3月	「大橋一丁目周辺地区整備計画」策定（区） 「大橋一丁目周辺地区都市再生整備計画」策定（区）（計画期間：19～21年度）
21年4月	大橋地区第二種市街地再開発事業1－2棟竣工（都）
22年3月	「大橋一丁目周辺地区都市再生整備計画（Ⅱ期）」策定（区） （計画期間：22～25年度） 首都高速道路中央環状新宿線、大橋ジャンクション開通（首都高）
25年1月	大橋地区第二種市街地再開発事業1－1棟竣工（都）
25年2月	公共公益施設（図書館等）の開設（区）
3月	目黒天空庭園・オーパス夢ひろばの開園（区）
26年3月	万代橋改修工事（区） 「大橋一丁目周辺地区都市再生整備計画（Ⅱ期）」事後評価（区）
27年3月	首都高速道路中央環状品川線開通（都、首都高）

3 今後の進め方

整備計画に基づき地域特性に応じた地域主体のまちづくりを推進していきます。

第2 中目黒駅周辺地区整備

1 概要

(1) 中目黒駅周辺地区整備計画

中目黒駅周辺地区は、平成 25 年 3 月に策定した整備計画に基づき、「中目黒駅周辺地区街づくり協議会（以下「街づくり協議会」という。）」（構成員は町会、住区住民会議、商店会等）において協議・調整しながら、地域の課題解決に向けた取組を進めてきました。東京音楽大学中目黒代官山キャンパスの開校（平成 31 年 4 月）や、山手通り拡幅工事の完成（令和 6 年 12 月）、東京地方裁判所中目黒庁舎の開庁（令和 4 年 10 月）など、動的で広がりのあるまちの変化を想定し、平成 31 年 1 月には整備計画を改定しました。

区は、改定した整備計画に基づき、「目切坂の道路改良工事」や「地域連携による看板や商品の道路へのはみ出し防止の取組」、「駅前における総合案内板の設置（東京都事業）」、「自転車等放置禁止区域の拡大」、「公民連携による公共空間を活用した滞留・交流空間創出」等に取り組んできました。

(2) なかめスタイルとナカメエリアマネジメント

街づくり協議会では、地域主体のまちづくりを進める上での理念である「なかめスタイル」を策定し、中目黒の環境美化、出会い・つながり、文化・賑わい創出を目指し、様々な立場の人たちが共にまちづくり活動を進めています。令和 2 年 10 月には、なかめスタイルによるまちづくり活動を主体的かつ継続的に進めていくための体制の確立を目指し、「一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメント（以下「ナカメエリアマネジメント」という。）」が設立されました。

(3) 目黒川船入場及び旧川の資料館

目黒川船入場及び旧川の資料館については、地域交流・連携の場となる利活用を目的とし、令和 2 年 10 月に発足した「目黒川船入場及び旧川の資料館利活用協議会」（構成員は区・都・地域関係者）における調整を経て、令和 3 年 10 月に、都から特例占用許可を受け、区が占用主体となりました。その後、区はナカメエリアマネジメントと、令和 3 年 11 月に目黒川船入場の使用契約を、令和 4 年 11 月に旧川の資料館の定期建物賃貸借契約を締結しました。

これらの契約により、ナカメエリアマネジメントが船入場及び旧川の資料館の管理運営を行い、そこでの収益を、地域の課題解決やまちづくり活動に還元していくこととしています。広場では、キッチンカーによる飲食販売や、憩い・くつろぎ・交流を目的としたイベントを実施し、中目黒住区住民会議による「なかめこども食堂」の支援や、桜開花期間中のごみ削減・再資源化を目指した「ナカメサーキュラーチャレンジ」などに取り組むとともに、旧川の資料館では、令和 5 年 4 月にコワーキングスペース等を開設しました。

（４）公民連携まちづくりとウォーカブルなまちづくりの推進

令和５年度に、ナカメエリアマネジメントを中心に多様な人材が参画するエリアプラットフォーム「ナカメをデザインする会議。」が設立され、まちの将来像を描いた「ナカメ未来ビジョン」を策定しました。ナカメ未来ビジョンでは、リーディングプロジェクトとしてウォーカブルネットワークの取組を推進することとしており、歩行者の滞在快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の環境整備を進めるため、区は、令和７年３月に都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）を策定しました。令和７年度からは国の交付金を活用し、社会実験を重ねながら検討を進めるとともに、令和６年度から都の補助金を活用し、無電柱化に伴い設置される地上機器にアート作品をラッピングするなど、ウォーカブルなまちづくりを進めています。

（５）中目黒駅前北地区市街地再開発事業（上目黒一丁目 20 番、21 番）

中目黒駅前北地区では、令和２年１２月に、地権者による「中目黒駅前北地区市街地再開発準備組合」が設立され、健全な都市機能の更新や防災性及び交通安全性の向上に向けて、市街地再開発事業によるまちづくりの検討が進められてきました。準備組合による住民説明会を経て、令和７年７月には、準備組合からまちづくり提案書が区に提出されました。このまちづくり提案書を受けて、区は９月に都市計画（原案の案）、令和８年２月に都市計画（原案）を作成し説明会及び意見募集を行いました。これらの意見募集の結果を踏まえ、都市計画手続きを進めています。

２ 経緯

〔中目黒駅周辺地区整備計画〕

- 平成25年 3 月 「中目黒周辺地区整備計画」策定
- 25年 7 月 「中目黒駅周辺地区街づくり協議会」設立
- 31年 1 月 「中目黒周辺地区整備計画」改定

〔ナカメエリアマネジメントによる取組〕

- 令和 2 年10月 「一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメント」設立
- 3 年11月 目黒川船入場の使用契約を締結
- 4 年11月 旧川の資料館の定期建物賃貸借契約を締結

〔公民連携まちづくりとウォーカブルなまちづくりの推進〕

- 令和 6 年 2 月 エリアプラットフォーム「ナカメをデザインする会議。」を設立
- 3 月 「ナカメをデザインする会議。」が「ナカメ未来ビジョン」を策定
- 7 年 3 月 「中目黒駅周辺地区都市再生整備計画」策定（計画期間：7～11年度）

〔中目黒駅前北地区市街地再開発事業〕

- 平成29年 9 月 関係権利者有志により、街づくり研究会を発足
- 令和 2 年12月 関係権利者が「中目黒駅前北地区市街地再開発準備組合」を設立
- 7 年 7 月 準備組合がまちづくり提案書を区へ提出
- 9 月 都市計画（原案の案）を公表、説明会・意見募集実施
- 8 年 2 月 都市計画（原案）を公表、説明会・意見募集実施

3 今後の進め方

区は、整備計画に基づき、ナカメエリアマネジメントと連携しながら、また、まちの課題解決やナカメ未来ビジョンの実現に向けた街づくり協議会など地域主体のまちづくりを推進していきます。

第3 目黒駅周辺地区整備

1 概要

(1) 目黒駅周辺地区整備計画

目黒駅周辺地区は、平成26年3月に策定した整備計画に基づき、「目黒駅周辺地区街づくり懇談会」（構成員は町会、住区住民会議、商店会）で話し合いながら、地域の課題解決に向けた取組を進めてきました。

区は、関係機関等と連携を図りながら、「権之助坂歩道橋の撤去・横断歩道等の改良工事（東京都事業）」や「三田・目黒地区及び下目黒二丁目地区におけるゾーン30の指定・整備（警視庁事業）」、「自転車等放置禁止区域の拡大」、「観光案内板の設置（東京都事業）」等に取り組んできました。また、地元商店会では、置き看板のはみ出しや自転車通行マナーの改善など、望ましい商店街づくりの理念やルールを示す「商店街まちづくり憲章・商店街まちづくりルール」を取りまとめ、普及・啓発活動を行っています。

区は、こうしたまちの変化を捉え新たなまちづくりの方向性を示すため、「下目黒一丁目地区における都市計画」（令和4年12月決定）や「新たな目黒区民センターの基本計画」（令和5年11月策定）、「目黒区都市計画マスタープラン」（令和5年4月改定）などとの整合を図りながら、令和6年3月に整備計画を改定しました。

(2) 公民連携まちづくり

区は、改定した整備計画に基づくまちづくりを推進するため、地域住民等が連携して主体的・継続的にまちづくりを進められる仕組みの構築を目指しています。

令和7年度は、地区の在住・在勤者16名にヒアリングを行い、地域コミュニティの課題把握を行いました。また、地域での新しい繋がりがうまれるきっかけづくりとして、試行的に「めぐりめぐるめぐろ会議」を5回開催し、会議の参加者が主催となった地域連携活動として、目黒駅周辺の地域資源である坂道をめぐる「坂目黒RUN」の企画運営を支援しました。

(3) 下目黒一丁目地区の都市計画

下目黒一丁目地区では、「下目黒一丁目地区街づくり協議会」（平成31年3月設立）において、地域の実情に合わせたまちづくりルールの検討を進め、令和3年9月には、街づくり協議会が、地区計画の策定及び用途地域変更に関する街づくり提案書を区に提出しました。

この街づくり提案書を踏まえて、区は、用途地域の都市計画決定権者である東京都とともに内容を精査した上で都市計画に定める内容を取りまとめ、令和4年12月に、区が「下目黒一丁目地区地区計画」、東京都が下目黒一丁目地区における「用途地域の変更」（第一種住居地域から第二種住居地域）を都市計画決定しました。

(4) 目黒区民センター周辺地区（目黒二丁目3から13番）のまちづくり

目黒区民センターの再整備を契機とした周辺まちづくりについては、「まちづくりを考える会」での意見交換を経て、令和4年10月に「目黒区民センター周辺地区まちづくり準備会」（構成員は地域関係者等）を設立し、まちづくりルールについて意見交換を重ね、令和5年4月にまちづくり準備会から区へ活動報告書が提出されました。

この活動報告書を踏まえ、令和5年6月に「目黒区民センター周辺地区まちづくり協議会」を設立し、まちづくりルールについて検討を深めました。12月にはまちづくり協議会がまちづくり提案書を取りまとめ、区へ提出しました。

区は、このまちづくり提案書を踏まえ、内容を精査して「目黒区民センター周辺地区地区計画（原案の案）」を取りまとめて公表し、令和6年3月に説明会及び意見募集を行いました。

しかし、令和7年1月に目黒区民センターの再整備が中止となったことから、地区計画策定に関する取組を中断しています。

2 経緯

[目黒駅周辺地区整備計画]

平成26年3月 「目黒駅周辺地区整備計画」策定
 26年度 「目黒駅周辺地区街づくり懇談会」を設立
 令和6年3月 「目黒駅周辺地区整備計画」改定

[下目黒一丁目地区の都市計画]

平成30年度 「下目黒一丁目地区街づくり協議会」設立
 令和3年9月 街づくり協議会が区へ「下目黒一丁目地区街づくり提案書」を提出
 4年12月 「下目黒一丁目地区地区計画」（区）、「用途地域の変更（下目黒一丁目地内）」（都）の都市計画決定

[目黒区民センター周辺地区のまちづくり]

令和3年度 「まちづくりを考える会」開催
 4年度 「目黒区民センター周辺地区まちづくり準備会」設立
 5年6月 「目黒区民センター周辺地区まちづくり協議会」設立
 11月 「新たな目黒区民センターの基本計画」策定
 12月 まちづくり協議会が区へ「目黒区民センター周辺地区まちづくり提案書」を提出
 6年3月 地区計画（原案の案）の説明会の開催及び意見募集等の実施

3 今後の進め方

区は、整備計画に基づき、街づくり懇談会の開催などにより、区民・事業者等との連携・協議を図りながら、地元の理解のもとにまちの課題解決に向けた取組を進めていきます。また、多様な人々が主体的に活動・交流できるまちづくりを検討し、公民連携まちづくりを推進していきます。

第4 自由が丘駅周辺地区整備

1 概要

目黒区最大の広域的商業拠点である自由が丘駅周辺地区は、良好な住宅地に囲まれ、駅前の商店街を中心に文化性・ファッション性の高いイメージのまちとして発展を続けています。しかし、まちづくりを進める上では駅前における建物の過密化や老朽化、都市計画道路の整備、鉄道によるまちの分断の解消等の課題があります。

これらの課題を踏まえ、平成9年度に策定された「自由が丘駅周辺地区整備方針」との整合を図りながら、「中心市街地活性化法」に基づき市街地整備と商業活性化の一体的推進を目的とした「中心市街地活性化基本計画」を平成13年度に策定しました。区では、この基本計画の具体化を図るため「自由が丘地区都市再生整備計画」を策定し、平成18年度から平成27年度まで2期に渡って事業を実施しました。

(1) 自由が丘エリアプラットフォームの設立

平成28年度には、自由が丘のまちづくり会社である（株）ジェイ・スピリットを都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定し、公民連携によるまちづくりを推進しています。令和2年1月からは、多様な構成委員による「自由が丘街づくり連絡調整会」を開催し、よりきめ細やかに情報共有と意見等の調整を図ってきました。また、自由が丘の2050年頃のくらしやまちの望ましい姿を描いた「自由が丘駅周辺地区グランドデザイン」（令和2年12月策定）が（株）ジェイ・スピリットから区へ提出されたことや、自由が丘駅周辺のまちづくり活動が活発化していることから、国の官民連携都市再生推進事業を活用して検討を進め、令和5年2月に公民連携による自由が丘エリアプラットフォームを設立し、自由が丘未来ビジョンを策定しました。12月からは、「自由が丘街づくり連絡調整会」から名称を改め、自由が丘エリアプラットフォームによる「自由が丘エリアプラットフォーム連絡調整会」を開催し、「自由が丘未来ビジョン」を踏まえた公民連携によるウォークアブルなまちの実現に向けた検討を進めました。

(2) 都市計画道路補助127号線整備と一体的な沿道周辺まちづくり

都市計画道路補助127号線の整備を契機とし、街区が抱える建物の老朽化や防災対策などの課題を解決していくことを目的として、平成29年度に補助127号線の後背地も含めた関係権利者を対象とした区主催の「自由が丘駅前西及び北地区街づくり勉強会」を開催し、さらに平成30年度からは、勉強会で共有したまちの課題を解決するための具体的な手法について検討する「自由が丘駅前西及び北地区街づくり検討会」を開催するなど支援を行ってきました。これらの取組の結果、令和元年12月には、東京都が「東京都のしゃれた街並みづくり推進条例」による「街並み再生地区」を指定し、併せてまちづくりのガイドラインとなる「街並み再生方針」を策定しました。また、この街並み再生方針に基づき取りまとめられた（株）ジェイ・スピリットによる「街づくり提案」と補助127号線の東側沿道街区の権利者による「自由が丘1-29地区再開発準備組合」（平成29年度設立）による「街づくり提案」を受けて、区では、令和2年8月に「自由が丘駅前西及び北地区地区計画」、10月に「自由が丘一丁目29番地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定しました。

令和4年9月には、東京都から補助127号線の事業認可（駅前広場～補助46号線までの区間、

約 145m) を取得し、令和 6 年度には、駅前広場に面する 182.20 m²の土地について、所有権移転を完了しました。

補助 127 号線の西側沿道街区では、令和元年度に「自由が丘駅前西及び北地区街づくり検討会」の分科会である「カトレア通り西側沿道地区検討会」が設立され、令和 5 年度には「カトレア通り西側沿道地区検討会」を中心として「補助 127 号線整備に関する提言書」が取りまとめられました。

(3) 自由が丘一丁目 29 番地区市街地再開発事業

平成 29 年度に「自由が丘 1-29 地区再開発準備組合」が設立され、令和 2 年 10 月に「自由が丘一丁目 29 番地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定しました。

その後、令和 4 年 1 月に東京都から「自由が丘一丁目 29 番地区市街地再開発組合」の設立が認可され、令和 5 年 2 月には権利変換計画が認可されました。3 月には解体工事に着手し、11 月には新築工事が始まりました。

(4) 自由が丘東地区市街地再開発事業

令和元年に「自由が丘東地区市街地再開発準備組合」が設立され、令和 6 年 4 月には準備組合から市街地再開発事業を活用した街づくり提案書が区に提出されました。区では、この街づくり提案書を受けて、7 月に都市計画（原案の案）、令和 7 年 3 月に都市計画（原案）を作成し説明会及び意見募集を行いました。これらを踏まえ 6 月に都市計画（案）の公告・縦覧を行い、10 月に都市計画の変更及び決定を行いました。

(5) 自由が丘駅前地区市街地再開発事業

令和 4 年 7 月には「自由が丘駅前地区市街地再開発準備組合」が設立され、市街地再開発事業によるまちづくりの検討が進んでいます。

(6) サンセットエリアとひかり街・サンリキ会の取組

補助 46 号線北側のサンセットエリアとひかり街・サンリキ会では、都市計画道路整備や道路と鉄道の立体化に備えて、令和 5 年度から合同勉強会を開催し、将来のまちづくりに向けた検討を行っており、区はその取組を支援しています。

(7) ウォーカブルなまちづくりの推進等

自由が丘駅周辺では、送迎用の路上駐車や店舗等への配達に伴う路上荷捌き駐車により、歩行者と自動車の交錯や歩行者の安全対策が課題となっています。そのため、令和 4 年 10 月から、学識経験者、東京都、警視庁、地元組織、区等を委員とした「自由が丘駅周辺駐車場地域ルール策定協議会」を設置し、路上駐車削減や歩行者の安全対策を図るため検討を進めた結果、令和 6 年 4 月に、地域特性に応じた附置義務駐車場整備を可能とする「自由が丘駅周辺駐車場地域ルール」を策定しました。

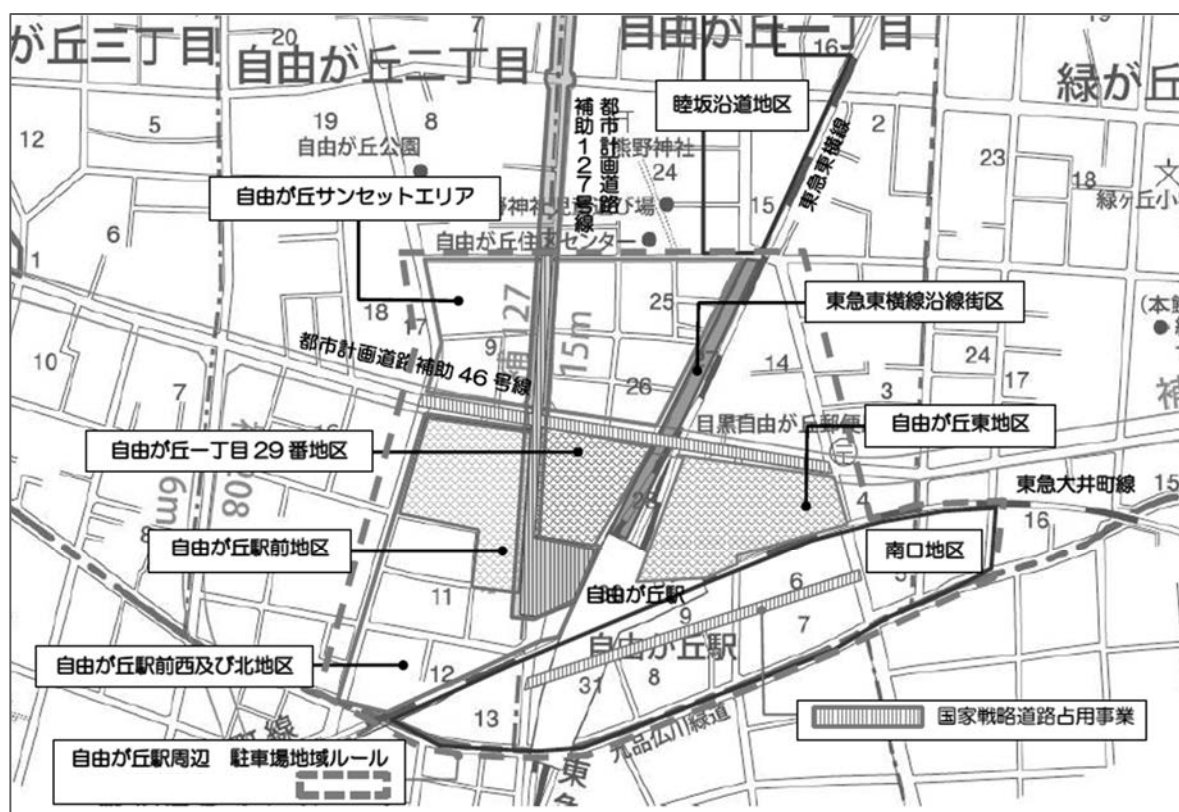
(8) 都市基盤整備

自由が丘駅周辺地区の大きな課題である東急東横線及び東急大井町線のボトルネック踏切や低い

架道橋による通行阻害の解消に向けて、令和3年度に学識経験者、目黒区、世田谷区、鉄道事業者等を構成員とした「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想検討会」を設立しました。

その後、都市計画道路や鉄道、駅前空間などの都市基盤の整備に向けた方向性や、道路と鉄道の立体化と合わせた周辺まちづくりの効果的な進め方について検討を進め、令和5年4月には、「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想」を策定しました。この都市基盤整備構想の検討においては、学識経験者や隣接する世田谷区、鉄道事業者である東急電鉄株式会社などとともに、国や都の助言を受けながら、公民連携で取り組みました。また、都市基盤整備構想に基づき、世田谷区と連携を取りながら、広域的な道路ネットワークの検討に向けた交通量調査や、自由が丘駅周辺のウォークアブル空間構築の方向性の検討を行いました。

令和7年度は、歩行者や自転車の通行実態の調査を行い、踏切解消に伴う効果検証、歩行者・自転車ネットワーク形成、駅周辺のまちづくり等に関する検討を実施しました。



2 経緯

平成9年度 「自由が丘駅周辺地区整備方針」策定

13年度 「中心市街地活性化基本計画」策定

14年度 (株)ジェイ・スピリット(※注1)が「自由が丘TMO構想」を策定。

区が(株)ジェイ・スピリットをTMO(※注2)として認定

※注1 (株)ジェイ・スピリットとは、商店街振興組合、住区住民会議、町会等が主体となって設立されたまちづくり会社

※注2 TMOとは、商業地の活性化(タウンマネジメント)を行う機関の略称。タウンマネジメントオーガナイゼーション

17年度	「自由が丘地区都市再生整備計画」策定（計画期間：18～22年度）
18年度	自由が丘駅南口駐輪場整備
19年度	（株）ジェイ・スピリットが街並み形成指針策定（21年度から運用開始） 南口マリクレールストリート他整備（～平成22年度）
21年度	女神ストリート歩行空間整備
22年度	自由が丘駅前広場整備 自由が丘サンセットエリア細街路整備（～平成24年度） 「自由が丘サンセットエリア地区計画」の都市計画決定（「街並み誘導型地区計画」） 「自由が丘地区（Ⅱ期）都市再生整備計画」策定（計画期間：23～27年度）
24年度	九品仏川側道他整備
25年度	「自由が丘南口地区地区計画」の都市計画変更（「街並み誘導型地区計画」）
27年度	国家戦略特別区域（国家戦略特区）及び国家戦略道路占用事業の内閣総理大臣認定
28年度	（株）ジェイ・スピリットを都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定
29年度	関係権利者が「自由が丘1-29地区再開発準備組合」を設立 「自由が丘駅前西及び北地区街づくり勉強会」開催
30年度	「自由が丘駅前西及び北地区街づくり検討会」開催
令和元年度	関係権利者が「自由が丘東地区市街地再開発準備組合」を設立 （株）ジェイ・スピリットの提案を受け、東京都が自由が丘駅前西及び北地区を「街並み再生地区」に指定し「街並み再生方針」を策定 「自由が丘街づくり連絡調整会」開催 「自由が丘サンセットエリア勉強会」開催
2年度	「自由が丘駅前西及び北地区地区計画」（「街並み誘導型・高度利用型地区計画」）、 「自由が丘一丁目29番地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定 （株）ジェイ・スピリットが「自由が丘駅周辺地区グランドデザイン」を区へ提出 関係権利者が「自由が丘駅前地区再開発準備会」を設立
3年8月	「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想検討会」を設置
12月	「東急東横線沿線街区勉強会」開催
4年1月	「自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合」の設立認可（都）、組合設立（組合）
7月	関係権利者が「自由が丘駅前地区市街地再開発準備組合」を設立
9月	補助127号線の事業認可を取得（駅前広場～補助46号線までの区間、約145m）
11月	自由が丘サンセットエリア内において「車両通行の抑制に向けた社会実験」実施
5年2月	「自由が丘エリアプラットフォーム」の設立、「自由が丘未来ビジョン」の策定
3月	自由が丘エリアプラットフォームが駅前広場全体を活用するイベント「えきまえプラス」を開催
4月	自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想検討会での議論を通じて、「自由が丘駅周辺地区都市基盤整備構想」を策定
11月	「自由が丘一丁目29番地区市街地再開発事業」新築工事着工
6年3月	補助127号線の拡幅用地の一部の土地所有者と土地売買契約を締結

自由が丘エリアプラットフォームが駅前広場を活用した「自由が丘写すわーる」を開催

- 4月 「自由が丘駅周辺駐車場地域ルール」運用開始
- 11月 自由が丘エリアプラットフォームが駅前広場を活用し、パブリックプレイスの利活用に向けた「ザ・キッズニック」を開催
- 補助 127 号線の拡幅用地の一部（約 182 m²）を取得
- 7年5月 「自由が丘サンセットエリアにおける車両通行の抑制に向けた社会実験（第2弾）」を実施
- 10月 「自由が丘東地区地区計画」、「自由が丘東地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定
- 「高度利用地区」、「防火地域及び準防火地域」の都市計画変更（自由が丘東地区関連）

3 今後の進め方

区は、防災性の向上、都市基盤の整備、鉄道の立体化等を目指し安全・安心なまちを実現するために、都市再生推進法人（株）ジェイ・スピリットと連携・協力しながら、自由が丘エリアプラットフォームの構成員として、自由が丘駅周辺地区の地域主体のまちづくり活動を支援し、まちの課題解決や自由が丘未来ビジョンの実現に向けた取組を推進していきます。

第5 祐天寺駅周辺地区整備

1 目的・概要

祐天寺駅周辺地区は、概ね平坦な台地上にある市街地で、祐天寺駅前には交通広場（ロータリー）が配置され道路沿いに商店が立ち並び、周辺には住宅地が広がっています。平成 25 年度から、東急東横線と副都心線の相互乗り入れや、駅ホームの延伸に伴う高架下の店舗や駐輪場が整備されるとともに、平成 30 年度には新たな駅ビルが開業し、鉄道に関連し街は変化の兆しを見せています。

一方、駅までの通過交通、街並み景観の整備、防災機能の強化など街づくりについて解決すべき課題も多くあります。

このような状況から区では、祐天寺駅を中心とした概ね半径 500m 圏を対象範囲として、祐天寺駅における街の変化や地域特性を踏まえた街づくりを進めていくため、まちづくり懇談会を開催するなど地域住民の意見を伺い、都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、祐天寺駅周辺地区整備構想・整備方針・整備計画の策定を進めてきました。

また、国土交通省が推進する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同し、区は令和元年 8 月に「ウォーカブル推進都市」になるとともに、令和 4 年 3 月に都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）を策定しました。

2 経緯

昭和62年度～平成18年度

「上目黒・祐天寺地区」の木造住宅密集地域整備事業

平成2年度 「祐天寺栄通り地区 地区計画」の決定

28年度 「祐天寺ロータリーを考える会」発足（地域街づくり条例の地域街づくり研究会）

29年度 「祐天寺ロータリーを考える会」が駅前広場の再整備と利活用について、区に要望書を提出

30年4月 祐天寺駅周辺地区整備構想策定に着手

10月 祐天寺駅周辺地区街づくり懇談会を発足

令和元年7月 祐天寺駅周辺地区整備構想を策定

8月 「ウォーカブル推進都市」に参画

2年4月 祐天寺駅周辺地区整備方針を策定

3年4月 祐天寺駅周辺地区整備計画を策定

9月 祐天寺駅周辺地区まちづくり懇談会に名称を変更し、公募区民等を拡充

4年3月 都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）策定

7年3月 東京都が策定した「防災都市づくり推進計画基本方針」において、祐天寺一丁目と上目黒四丁目が防災環境向上地区に指定される

7月 祐天寺駅前広場再整備案の説明会を開催

11月 祐天寺駅前広場で滞在環境整備の社会実験を実施

3 今後の進め方

祐天寺駅周辺地区整備計画（令和3年4月）で定めた「居心地が良く安全で歩きたくなる街」、「災害に強い街の形成」、「みどり豊かでゆとりある住環境の形成」、「住民主体のまちづくりの展開」を推進するため、地域住民等との連携・協力の下で進めていきます。

第6 学芸大学駅周辺地区整備

1 目的・概要

学芸大学駅周辺地区は、平坦な台地に広がる市街地で、学芸大学駅の東西には商店街がバランスよく集積し、周辺を取り囲むように住宅地が広がっており、近くには区民の憩いの場としての碑文谷公園が立地しています。

一方、地区には、放置自転車、住宅地への通過交通、景観整備など、解決すべき街づくり上の課題も多くあります。

このような状況から区では、地域住民で構成する「地区懇談会」や関係機関と協議を進め、都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、学芸大学駅及び碑文谷公園を中心とする幹線道路（※注）に囲まれた範囲を対象とした「学芸大学駅周辺地区整備構想」を策定し、整備基本方針、整備計画の策定など、整備に向けた取組を進めました。平成23年度からは、地区の「あんしん歩行エリア形成事業計画」に位置付けられた交通安全対策の整備を進め、平成31年4月には保育

園等が開園する周辺において安全に歩行できるように整備路線の見直しを行いました（整備計画延長9,600mに変更）。また、平成31年3月に現状との整合性を図るため「学芸大学駅周辺地区整備計画」の改定をしました。

※注 環状七号線、目黒通り、駒沢通り、都市計画道路の補助26号線

2 経緯

- 平成17年4月 地区整備構想策定調査に着手
- 10月 地区懇談会を発足
- 18年12月 整備構想（素案）を策定
- 19年3月 「学芸大学駅周辺地区整備構想」を策定
- 20年3月 「学芸大学駅周辺地区整備基本方針」を策定
- 21年3月 「学芸大学駅周辺地区整備計画」・「学芸大学駅周辺地区交通バリアフリー整備計画」を策定
- 23年3月 「学芸大学駅周辺地区あんしん歩行エリア形成事業計画」を策定
- 24年9月 学芸大学駅周辺商店街による「学大商店街ルール」の策定
- 25年11月 「学大商店街ルール」に基づく街歩き・ワークショップの開催
- 31年3月 「学芸大学駅周辺地区整備計画」の改定
- 31年4月 「学芸大学駅周辺地区あんしん歩行エリア形成事業計画」の改定

3 あんしん歩行エリア形成事業の年度実績

整備年度	整備路線	整備路線 の延長	達成率※ ¹ (整備済み延長)
平成23年	鷹番通り、旧六中跡地南側道路	530m	5.5%(530m)
平成24年	学芸大学駅 東西商店街通り	300m	8.6%(830m)
平成25年	学芸大学駅 東西商店街通り	400m	12.8% (1,230m)
平成26年	唐ヶ崎通り	300m	15.9% (1,530m)
平成27年	東横線側道の南北商店街通り	500m	21.1% (2,030m)
平成28年	学芸大学駅 東側南北通り	310m	24.4% (2,340m)
平成29年	碑文谷公園通り	550m	30.1% (2,890m)
平成30年	バス通り駅西側の南北通り ほか	730m	37.7% (3,620m)
令和元年	学芸大学駅 東側東西通り・南北通り	630m	44.3% (4,250m)
令和2年	碑文谷公園 東側南北通り・西側南北通り	960m	54.3% (5,210m)
令和3年	碑文谷公園テニスコート南側、碑文谷公園通り	790m	62.5% (6,000m)
令和4年	碑文谷公園グラウンド南側、碑文谷6-14地先	900m	71.9% (6,900m)
令和5年	鷹番住区センター西側及び鷹番小学校南側周辺等	1,070m	83.0% (7,970m)
令和6年	中央町さくらプラザ西側通り等	900m※ ²	92.4% (8,870m)
令和7年	碑文谷公園西側通り等	490m	97.5% (9,360m)

※1 達成率は、整備計画延長9,600mに対する数値。

※2 令和6年度の整備路線延長900mの内訳は、区施工で170m、企業者等の工事で730m。

4 今後の進め方

「あんしん歩行エリア形成事業計画」に基づき、計画的に交通安全対策を進めていきます。

令和8年度は、鷹番小学校西側の東西通り約240mにおいて交通安全施設等の整備工事を行います。

また、地区懇談会の開催、無電柱化研究会の支援、学大街づくり通信の発行や、学芸大学商店連合会が実施する「押しちゃりキャンペーン」を支援します。

こうした街づくり活動への支援や放置自転車対策等の取組を引き続き進めていきます。

第7 都立大学駅周辺地区整備

1 目的・概要

都立大学駅周辺地区は、良好な環境の住宅地に、都立大学を中心とした教育・文化施設や歴史ある寺社等が点在する落ち着いた文教の街として発展してきました。

しかし、都立大学移転に伴う跡地の土地利用転換をはじめ、駅前広場の整備、商店街の活性化、住環境の整備・保全、道路や歩行空間の整備といった多くの課題が生じてきていました。

こうした状況を踏まえ、平成8年5月に整備基本構想を、平成11年11月には整備基本方針を策定し、具体的な整備事業を進めてきました。

また、目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成16年3月策定）で推進地区に指定され、駅周辺の歩行空間整備などのバリアフリー整備事業を進めてきました。

平成15年度から20年度には、居住地区の交通安全対策を総合的に進めるため、八雲地区でコミュニティ・ゾーン形成事業を実施しました。

2 経緯

平成8年5月	整備基本構想を策定
11年11月	整備基本方針を策定
12年度	南北道路歩道整備などの具体的な整備を実施
13年7月	商店街の活性化方策を検討「都立大好きよいとこマップ」「未来の夢マップ」作成
14年12月	「呑川緑道整備提案」を作成
15年度	八雲地区コミュニティ・ゾーン形成事業着手
16年3月	交通バリアフリー推進基本構想を策定（都立大学駅周辺を推進地区に指定し、地区別構想を策定）
平成20年度	八雲地区コミュニティ・ゾーン形成事業完了
21年度	中根一丁目駐輪場（呑川柿の木坂支流上部）を整備
22年度	駅前バス通りの電線類地中化工事に着手
26年度	駅前バス通りの電線類地中化工事完了
30年度	中根一丁目駐輪場（呑川柿の木坂支流上部）の通路整備に係る実施設計
令和3年度	中根一丁目駐輪場A（中根一丁目3-10先）通路整備工事

第8 三田地区の整備

1 概要

東京都と目黒区が一体となってサッポロビール恵比寿工場跡地を中心に、「良好で活力に満ちた山の手の居住環境を創造する」目的で、昭和63年12月に大臣承認を受け恵比寿地区特定住宅市街地総合整備促進事業（以下「住市総事業」という。）を行いました。

区は、住市総事業の整備地区とその周辺地区を「三田地区」と定め、地区内の居住環境の向上を目指し「安全で快適な修復型の街づくり」を進めています。

なお、住市総事業は、平成12年8月に事業を完了しました。

2 三田基金

平成元年12月、区はサッポロビール(株)との間に、三田地区の整備に係わる開発協定を締結し、これに基づき10億円の寄付を受け「目黒区三田地区街づくり寄付金等積立基金」（以下「三田基金」という。）を設立しました。

三田基金は、「目黒三田まちづくり協議会」（以下「地元協議会」という。※注1）の提言などを受けながら、三田地区の整備に活用しています。

※注1 目黒三田まちづくり協議会は、平成元年6月に「三田地区の将来のまちづくりに取り組んでゆく組織」として発足し「目黒三田まちづくり憲章」を区長に提言しました。その後も、三田基金に関する活用策の提案など三田地区の整備に中心的役割を果たしています。

3 目黒区三田防災街づくり会館の建設

平成11年に提出された地元協議会の「三田街づくり基金の活用策について1つの提案」を受け、修復型まちなみ整備（※注2）の手法を活用し「地区内の防災性の向上と、地域住民の防災意識の高揚を図る」ことを目的として、「目黒区三田防災街づくり会館」の建設を行い、平成15年9月より供用を開始し三田地区住民の各種防災活動に活用されています。

※注2 修復型まちなみ整備とは、既成市街地でも特に過密な住・商・工混在地区などを対象に、住民の生活と権利を尊重しつつ、できるところから徐々に時間をかけて、地区全体の環境の改善を図るまちづくりです。

4 経緯

昭和62年5月	建設省が特定住宅市街地総合整備促進事業として恵比寿地区採択
平成元年1月	都市計画（工場跡地の地域・地区、補助311号線）の決定告示
平成元年6月	地元協議会設立
12月	目黒区とサッポロビール（株）との間で開発協定締結
2年3月	目黒区三田地区街づくり寄付金等積立基金条例施行

10月	三田地区共同住宅等建設支援事業補助金交付要綱施行（平成18年度廃止） 三田地区共同住宅等建設支援事業融資あっせん要綱施行（平成18年度廃止）
11月	サッポロビール恵比寿工場跡地再開発事業開発許可
12月	目黒三田まちづくり憲章を区長へ提出
7年2月	三田フレンズ(目黒区三田一丁目住宅)工事の完成
11年12月	地元協議会が、「三田街づくり基金の活用策についての1つの提案」を区へ提出
12年8月	東京都は、「恵比寿地区住宅市街地整備総合支援事業（旧 特定住宅市街地総合整備促進事業）」を完了
13年2月	地元協議会が総会を開催し、三田地区防災用地（仮称）の取得について区へ要望
14年3月	三田地区防災用地（仮称）取得
15年8月	目黒区三田防災街づくり会館工事の完成
17年度	現況調査・街づくりアンケート調査
25年3月	三田フレンズを改修し、街づくり活動室、田道住区三田分室音楽室・第2レクリエーションホール、防災備蓄倉庫が竣工
25年度	防犯カメラ機器を整備した目黒三田町会に、三田基金を活用し経費を補助
令和元年度	三田フレンズ1階店舗跡地に認可保育園を開園
2年度	防犯カメラ機器の更新を行った目黒三田町会に、三田基金を活用し経費を補助
5年度	三田フレンズ内三田地区駐車場を廃止（令和6年3月31日）

第9 木造住宅密集地域の整備

1 概要

区の木造住宅密集地域における取組は、区の方針を反映させた「東京都防災都市づくり推進計画」に基づき展開しています。この計画では、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的としています。首都直下地震の切迫性を踏まえ、安全で良質な市街地の形成を推進するにあたり、効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、市街地の震災に対する危険性に応じてゾーニングし、危険性の高い地域から優先的に整備を推進することとしています。

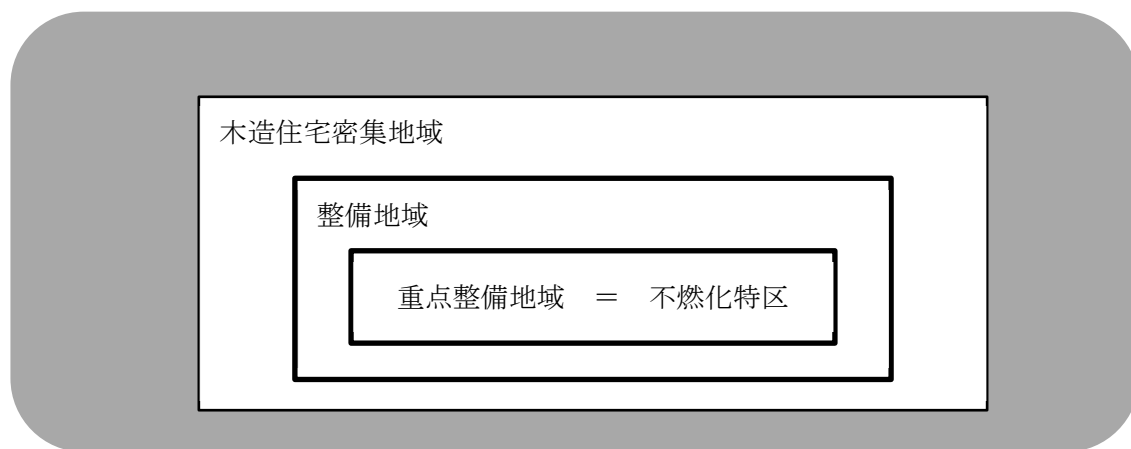
（1）整備地域

地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定しています。目黒区では、「林試の森周辺・荏原地域」の約889haの一部である下目黒四丁目、目黒本町二～六丁目、原町一丁目、原町二丁目の一部、洗足一丁目の一部及び碑文谷一丁目の一部が該当します。

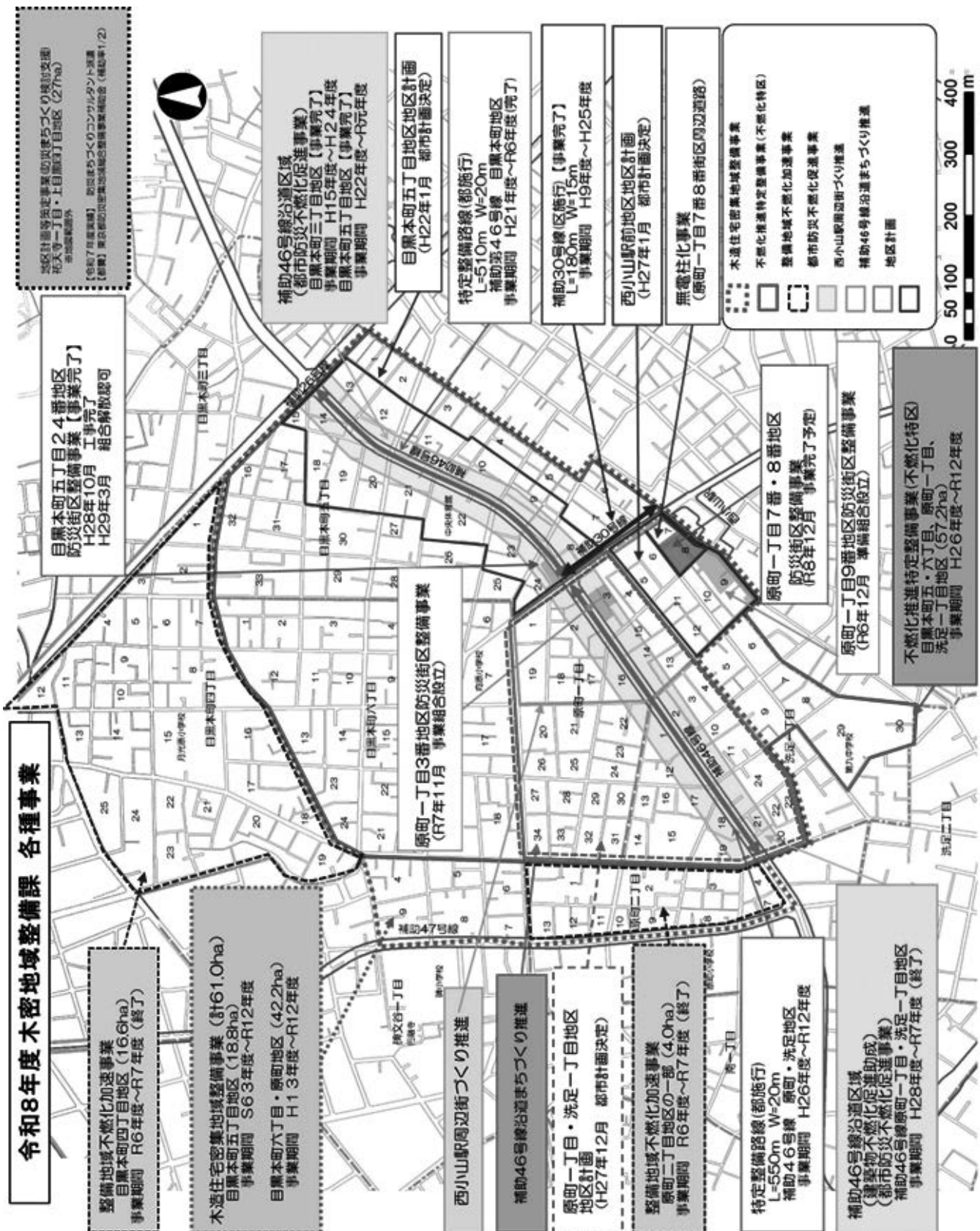
（2）重点整備地域（不燃化特区）

防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域として、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、不燃化特区制度を活用して、従来よりも踏み込んだ特別な支援を継続し、不燃化をさらに強力に推進していく地域です。目黒区では、令和3年度より目黒

本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区（約57.2ha）が都により指定されています。区では、特に安全で良質な市街地の形成を推進するため、様々な施策を重層的に展開しています。



ゾーニングの概念図



2 木造住宅密集地域整備事業

(1) 目的

この事業は、国の「住宅市街地総合整備事業制度要綱」、都の「東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱」及び区の「目黒区木造住宅密集地域建替促進事業助成要綱」に基づいて、老朽建築物等が密集し、公園などの公共施設が不足している地区において、老朽建築物等の建替えの促進や公園などの公共施設の基盤整備を進めています。また、令和3年度には、目黒本町五丁目地区の全域、目黒本町六丁目・原町地区の一部が不燃化特区に指定され、更なる不燃化の促進を図り、住環境及び防災性の向上を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

ア 建主への建替助成

老朽化した建築物を良質な賃貸住宅等に建替える場合に、建設資金の一部の助成及び利子補給を行っています。ただし、利子補給の新規受付については終了しており、受け付けた利子補給については令和7年度で完了しました。

イ 従前居住者への対応

建替助成制度により、古くなった賃貸住宅の建替えのため退去しなければならない2年以上入居している居住者の方（公営住宅入居資格基準を充たす方）のために、従前居住者用住宅を建設しました。また、事業施行に伴う仮住居としても利用できます。

単身用のコーポ目黒本町（2戸）については、平成27年度に高齢者福祉住宅へ転用されたことから、従前居住者用住宅としての用途を廃止しました。一方、平成28年度には、地区内関連事業に伴う住宅困窮者へのあっせんも可能になりました。

※従前居住者用住宅の詳細については、「第13章住宅管理 第3 従前居住者用住宅の管理」を参照。

ウ コンサルタント派遣

共同建替え等で権利調整等が必要な場合、区の費用で専門家（コンサルタント）の派遣を行っています。

エ 道路・公園等の公共施設の整備

災害時の防災活動や避難のため、道路や公園等の公共施設整備を行っています。

オ 事業に関するPRなど

事業の普及・啓発のため街づくりニュースを発行しています。

(3) 事業地区及び事業期間

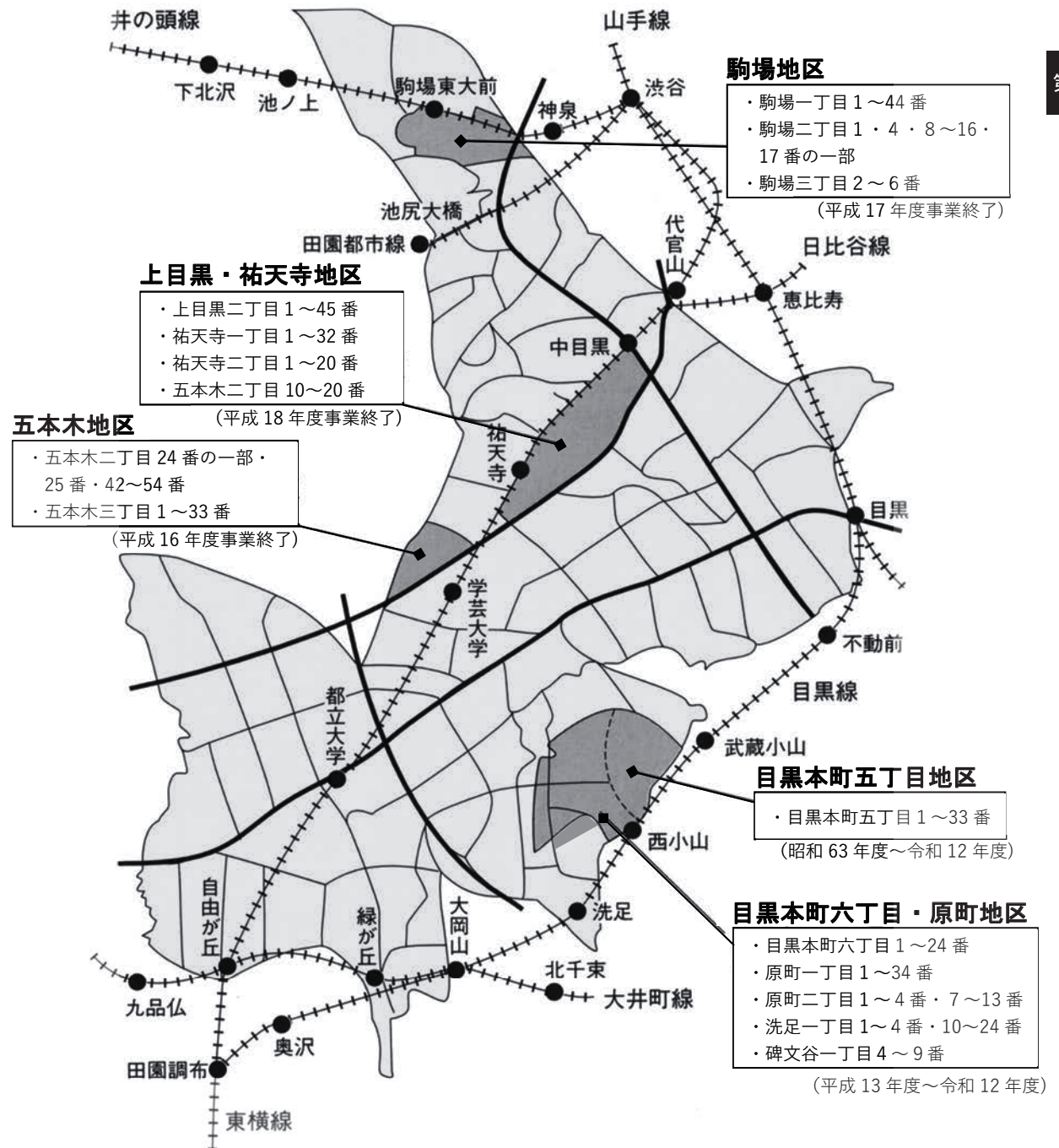
地区名	面積	事業期間
上目黒・祐天寺地区（事業終了）	約40.6ha	昭和62年度～平成18年度
目黒本町五丁目地区	約18.8ha	昭和63年度～令和12年度
駒場地区（事業終了）	約23.0ha	平成3年度～17年度
五本木地区（事業終了）	約14.4ha	平成7年度～16年度
目黒本町六丁目・原町地区	約42.2ha	平成13年度～令和12年度

(4) 事業の経緯と本区の実組

第3章

地区/年度		61 62	63	元	2	3	4	5	6 ～ 8	9	10	11	12	13	14 15	16	17	18 19	20	21	22	23 ～ 26	27	28 ～ 元	2	3 4	5 6	7	
国		市街地住宅密集 地区再生事業							密集住宅市街地整備促進事業							住宅市街地総合整備事業													
都		東京都木造賃貸住宅地区 整備促進事業							東京都木造住宅密集地域 整備促進事業							東京都防災密集地域 総合整備事業													
区		東京都目黒区木造賃貸住 宅等建替促進事業				目黒区木造賃貸住宅地区 総合整備事業						目黒区木造住宅密集地域整備事業																	
目黒 本町五丁目地区	現況調査	○																											
	住民意向調査			○																									
	木造賃貸住宅地区総合整備 計画大臣承認		○																										
	密集住宅市街地整備促進事 業 事業計画の報告									○																			
	事業期間の延伸の大臣承認 (整備計画)									○									○		○		○		○			○	
	事業期間の延伸の大臣同意 (事業計画)											○							○		○		○		○			○	
	東京都木造賃貸住宅地区整備促 進事業ガイドライン承認					○																							
	事業期間の延伸の都知事承 認（ガイドライン）											○							○		○		○		○			○	
	建替相談会開催				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
	建替助成等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防災再開発促進地区 に指定										○																		
従前居住者用 住宅建設						○						○																	
目黒 本町六丁目・ 原町地区	現況調査								○																				
	密集住宅市街地整備促進事 業 整備計画大臣承認											○																	
	密集住宅市街地整備促進事 業 事業計画大臣同意											○																	
	東京都木造住宅密集地域整備促 進事業ガイドライン承認												○																
	事業期間の延伸の大臣承認 (整備計画)														○						○		○		○			○	
	事業期間の延伸の大臣同意 (事業計画)														○						○		○		○			○	
	事業期間の延伸の都知事承 認（ガイドライン）														○						○		○		○			○	
	建替相談会開催											○	○	○	○	○	○	○											
	建替助成等													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	防災再開発促進地区 に指定															○													

木造住宅密集地域整備事業対象地区



(5) 実績及び進捗状況

【事業実績】

地区	区分／年度		62～28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	計
目黒本町五丁目地区	建替促進	共同建替	6(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6(4)
		協調建替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		個別建替	23(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23(8)
		小計	29(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29(12)
	用地取得		2住宅 722.42 7公園 1,019.9	0	0	0	0	0	0	1公園 244.35	0	0	2住宅 722.42 8公園 1,264.25
	従前居住者用住宅戸数		8	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	建替相談会開催数		38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
目黒本町六丁目・原町地区	建替促進	共同建替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		協調建替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		個別建替	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		小計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	用地取得		3公園 999.04 1道路 8.2 1ひろば 58.25	0	0	0	0	0	1ひろば 54.69	2公園 660.63	1公園 276.25	0	6公園 1,935.92 1道路 8.2 2ひろば 112.94
	建替相談会開催数		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13

- 1 建替促進の欄の数字は、助成件数を表す。()内は、前年度からの継続助成件数を内数で表す。
2 建替件数を出す場合は、助成件数から()内の前年度からの継続助成件数を減じる。
3 用地取得の欄：上段数字は取得箇所数及び主な取得用途を表す。(住宅は従前居住者住宅を示す)
下段数字は用地取得面積を表し単位は㎡。
4 共同建替とは、複数の土地所有者等が共同して行う建替をいう。
5 協調建替とは、隣接する複数の土地の所有者等が一体的に配慮した設計(建物の意匠、構造等の仕様を統一した設計をいう)に基づいておおむね同時期に各個の敷地で行う建替をいう。

【不燃領域率】

地区名	事業期間	不燃領域率 (%)	
		当初算定時点	R7年度末 (事業終了時点)
上目黒・祐天寺地区(事業終了)	昭和62年度～平成18年度	56.9 (H12)	(59.6)
目黒本町五丁目地区	昭和63年度～令和12年度	42.1 (H13)	70.9
駒場地区(事業終了)	平成3年度～17年度	48.0 (H12)	(54.9)
五本木地区(事業終了)	平成7年度～16年度	40.9 (H7)	(51.5)
目黒本町六丁目・原町地区	平成13年度～令和12年度	36.5 (H13)	56.1

(6) 今後の進め方

目黒本町五丁目地区、目黒本町六丁目・原町地区における街づくりニュースの配布やパンフレット等の活用により、普及・啓発を行い、さらなる公園等用地の確保、不燃化特区など重層的な事業展開を図り、防災性の向上・住環境の整備を進めます。

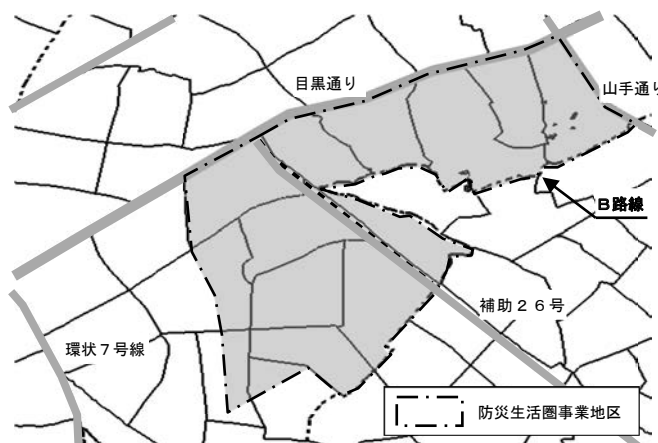
3 防災生活圏促進事業

防災生活圏の形成を具体的に推進するため、防災生活圏の外郭を形成する延焼遮断帯の整備とこれに囲まれた圏域内で、ハード・ソフトの両面にわたる防災まちづくりを総合的に進めていくことにより、防災生活圏を形成し、安心して住める、「逃げないですむまち」づくりを目的としています。

昭和60年度から平成3年度まで実施した防災生活圏モデル事業の地区指定を受けた林試試験場跡地周辺地区（目黒通り、山手通り、補助26号線、補助46号線に囲まれた区域で目黒区内は約73ha）は、林試の森公園周辺地区として平成5年度から防災生活圏促進事業の適用を受けて、平成7年度まで事業を実施してきました。平成9年度には、「東京都防災都市づくり推進計画＜整備計画＞」において、林試の森周辺地区が重点地区に選定されたことを受け、事業区域を林試の森周辺・目黒本町地区（林試の森公園周辺地区に目黒本町二～六丁目、原町一丁目、二丁目の一部、洗足一丁目の一部、碑文谷一丁目の一部を加えた目黒区内は約194ha）に拡大し、平成18年度まで事業を実施しました。

昭和62年に策定した「林試の森周辺地区防災まちづくり推進計画」では、防災空間のネットワークづくりを掲げ、災害時の安全空間の確保を目的として、防災モデル道路の整備を実施するとともに、沿道の整備を誘導し、災害時だけでなく日常的にも安心して歩ける歩行空間の整備を目指してきました。現在、防災モデル道路8路線の整備については、B路線（三折坂プロムナード）の一部である石古坂を残すだけとなっています（右図参照）。現在、この路線の拡幅用地の取得状況は165.97㎡であり、未取得面積は約85.43㎡となっています。

防災生活圏促進事業は、平成18年度に東京都木造住宅密集地域整備促進事業と統合され事業終了となっていますが、B路線の整備については、引き続き路線整備の完成を目指します。



防災生活圏促進事業区域図

4 都市防災不燃化促進事業

大地震等に伴い発生する市街地火災から区民の生命・身体の安全を確保するとともに、居住環境の整備に寄与することを目的としています。事業内容は、避難地及び避難路周辺の区域等で耐火建築物を建築する方に対し、建築費の一部を助成することにより不燃化を促進するものです。

（1）林試の森公園周辺地区

区は、昭和62年12月1日から平成14年3月31日まで、林試の森公園周辺地区（9.2ha）で都市防災不燃化促進事業を展開し、同地区の不燃化の促進に努めてきました。その結果、事業採択時に12.7%であった耐火率は、事業終了時には51.2%にまで向上しました。

平成14年度からは、同地区を防災生活圏促進事業の助成対象区域として継承し、平成18年度末まで、引き続き不燃化を促進してきました。

(2) 補助46号線目黒本町三丁目地区

補助46号線目黒本町三丁目地区（1.4ha）に、都市防災不燃化促進事業（事業期間：平成15年4月1日～平成25年3月31日）を導入しました。その結果、事業採択時に36.0%であった不燃化率は、事業終了時（平成25年3月末）には51.9%にまで向上しました。

(3) 補助46号線目黒本町五丁目地区

平成21年9月に補助46号線は、林試の森公園に至る避難路に位置付けられており、この沿道地区の不燃化を促進し延焼遮断帯の形成を図るため、街路事業と合わせた沿道まちづくりを推進してきました。平成22年4月15日から令和2年3月31日まで、目黒本町五丁目地区内の補助46号線の両側、都市計画道路から奥行き30mの区域において、都市防災不燃化促進事業を導入し、事業採択時に42.0%であった不燃化率は、事業終了時（令和元年度末）には、69.8%にまで向上しました。

【助成実績等】

建替助成棟数(件)		仮住居 助成(件)	除却費 助成(件)
個別建替	共同建替		
50	0	18	9

(4) 補助46号線原町一丁目・洗足一丁目地区

目黒本町五丁目地区と同様に、この街路事業と合わせた沿道まちづくりを推進するために、平成28年4月から令和8年3月まで、原町一丁目・洗足一丁目地区内の補助46号線の両側30mの区域において、都市防災不燃化促進事業を導入し、事業採択時（平成28年度）に54.6%であった不燃化率は、事業終了時（令和7年度末）には、69.3%にまで向上しました。



【助成実績等】

年度	建替助成棟数（件）		仮住居助成（件）	除去費助成（件）	不燃化率（％）	
	個別建替	共同建替			累積	進捗率
28	0	0	0	0	54.6	0.6
29	3	2	2	1	55.7	1.1
30	5	2	0	1	56.7	1.0
元	3	0	0	0	61.1	4.4
2	8	0	0	0	61.7	0.6
3	7	2	2	2	61.9	0.2
4	6	0	0	0	64.6	2.7
5	4	0	0	1	66.3	1.7
6	0	2	0	0	66.7	0.4
7	3	2	0	0	69.3	2.6
計	39	10	4	5	69.3	15.3

5 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）

（１）目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区

東京都は『「未来の東京」戦略 version up 2024（2024年1月）』では、これまで進めてきた木密地域不燃化10年プロジェクトの成果を踏まえ、過去の震災を教訓とした集中的・重点的な取組を引き続き推進するとともに、無接道敷地など建替え困難な街区の不燃化を促進する施策の拡充などにより、不燃化をさらに推進するとしています。

また、2025（令和7）年度までに半数以上の整備地域で不燃領域率を70％以上及び主要な都市計画道路を特定整備路線として100％整備すること、2030（令和12）年度までに全ての整備地域における不燃領域率を70％に引き上げることを目標にしています。そのため、都は不燃化特区制度を創設し、区と連携して強力に不燃化を進めることとしています。

目黒区においては、平成24年6月に補助46号線の補助26号線から補助30号線までの区間（約510m）及び補助30号線から洗足バス通りまでの区間（約550m）が特定整備路線に選定されました。また、平成25年4月に「原町一丁目・洗足一丁目地区」（約18.6ha）、平成25年12月に「目黒本町五丁目地区」（約18.8ha）が不燃化特区に指定されました。

原町一丁目・洗足一丁目地区は、補助46号線沿道において「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」を不燃化特区制度の整備プログラムに位置付けて、推進することとしています。平成25年8月には、地域住民が主体となった補助46号線沿道まちづくり協議会が発足し、その後、原町一丁目・洗足一丁目地区の地区計画を策定し、都市防災不燃化促進事業も導入しました。

目黒本町五丁目地区は、これまで実施してきた「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」を引き続き実施していきます。

なお、令和3年度から5年間取組が延長となった「不燃化特区制度」については、上記の2地区の範囲に加え、新たに目黒本町六丁目及び洗足一丁目の一部を含めた「目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区」（約57.2ha）に区域を拡大し、令和7年度末まで継続して実施してきました。しかし、目標に達しなかったため、令和12年度末まで事業を延伸し不燃領域率70％を目指していきます。

また、「特定整備路線」である補助46号線については、「目黒本町地区」は、令和7年度に事業

完了し、「原町一丁目・洗足一丁目地区」は、令和12年度末までに事業完了を目標に掲げ整備していくこととしています。

【経緯】

- 平成24年6月 補助46号線の補助26号線から洗足バス通りまで区間（約1,060m）が特定整備路線の候補区間に選定（東京都）
- 8月 原町一丁目・洗足一丁目地区が先行実施地区に選定（東京都）
- 25年4月 不燃化特区制度の制定（東京都）
原町一丁目・洗足一丁目地区を不燃化特区に指定（東京都）
- 25年8月 原町一丁目・洗足一丁目地区46沿道まちづくり協議会発足
- 12月 目黒本町五丁目地区を不燃化特区に指定（東京都）
- 26年4月 不燃化特区助成事業の開始
- 令和3年3月 目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区を不燃化特区に指定（東京都）
- 令和8年3月 目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区を不燃化特区（東京都）に指定し、令和12年度まで延伸

（2）実績等

【助成実績】

年度	不燃化特区助成件数（件）						
	専門家派遣	除却	戸建建替え	共同住宅建替え	仮住居費	住替え	壁面後退
26	1	12	1	—	—	—	—
27	5	5	2	—	—	—	0
28	2	5	6	—	—	—	0
29	3	9	5	—	—	—	0
30	1	7	5	0	—	0	1
元	3	9	3	1	—	0	0
2	1	4	3	5	—	0	0
3	8	21	6	2	4	0	0
4	11	31	10	9	7	2	0
5	5	19	5	11	5	3	0
6	1	24	4	7	3	5	0
7	2	16	9	9	9	2	0
計	43	162	59	44	28	12	1

※令和2年度までの実績は「目黒本町五丁目地区（約18.8ha）」「原町一丁目・洗足一丁目地区（約18.6ha）」の合計件数。令和3年度からは目黒本町六丁目、洗足一丁目の一部の区域を追加した計57.2haでの合計件数。

【不燃領域率】

地区名	不燃領域率	
	当初算定時点（R2末）	R7年度末
目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区	60.55%	65.93% （前年度より1.07up）

6 整備地域不燃化加速事業

東京都は、これまで特に集中的に防災性の向上を図るべき地域である重点整備地域（不燃化特区）を対象に実施してきた老朽建築物の建替え促進や公園等の整備などについて、令和7年度末までを事業期間とする重点整備地域外の整備地域における新たな補助制度「東京都整備地域不燃化加速事業」を創設しました。

区では、整備地域のうち、令和12年度までに推進計画における不燃領域率70%という目標を達成する見込みがない目黒本町四丁目全域及び原町二丁目の一部地域の約20haについて、新たな補助制度を活用しながら除却費と建替えの設計・監理費の助成等を行いました。令和6年度は、地区全体への戸別訪問を実施し、制度周知や建替え機運の醸成を図りました。また、希望する方を対象に、無料で建替えプランの作成を行いました。

（1）事業期間

令和6年度から令和7年度末までの2年間

（2）補助事業等の概要

事業		内容
老朽建築物除却助成		耐用年数の2／3を経過した建築物を除却する場合に、除却費用の一部を助成
建替え促進	建築設計費助成	除却後の建築物が準耐火建築物等又は耐火建築物等の場合に、設計費と工事監理費の一部を助成
店舗等建替え加算助成		商業系の用途地域内で建替え助成を受ける場合、地上1階部分に店舗や事務所等を設ける場合に助成
事業推進		助成事業の周知啓発、戸別訪問支援など

（3）助成実績

年度	建替助成棟数（件）		仮住居助成（件）	除却費助成（件）
	個別建替え	共同建替え		
6	0	0	0	0
7	3	1	2	3
計	3	1	2	3

（4）不燃領域率

地区名	不燃領域率	
	R6年度末	R7年度末
原町二丁目の一部、目黒本町四丁目	56.3%	59.6%

7 沿道まちづくり

補助第46号線（補助26号線から洗足バス通りまでの区間）は、木密地域不燃化10年プロジェクトにおける特定整備路線に指定されており、東京都が事業主体となり道路整備を行っています。

目黒本町五丁目地区及び原町一丁目・洗足一丁目地区では、東京都と連携し「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」を展開しており、区では、沿道権利者の生活再建や建物の不燃化促進、共同化などの合理的な土地利用に向けた地域主体の検討を支援しています。

また、地区計画の策定や各種事業の導入なども行い、地域の防災性向上と良質な市街地の形成に向けたまちづくりを推進しています。

（１）目黒本町五丁目地区

補助第46号線（目黒本町地区）は、平成21年9月に都市計画道路整備の事業認可を受け、東京都により事業が進められています。それに伴い、都と区は「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」について協定を締結し、連携しながら沿道まちづくりを進めています。区は、建替えのルールとして平成22年1月に地区計画等を決定し、建替え支援策として平成22年4月に都市防災不燃化促進事業を開始しました。

また、沿道まちづくりとして生活再建の支援等を行っており、防災街区整備事業による建物共同化の促進や小規模な共同化、個別の建替えに関する相談等の対応を行うことにより、建替えの支援を進めてきました。

【経緯】

平成19年8月	46沿道まちづくり協議会（目黒本町五丁目地区）設立
20年5月	46沿道まちづくり協議会、関係4町会、関係協議会連名で、目黒区長及び東京都都市整備局長あてに「まちづくり提案」提出
21年9月	補助第46号線（目黒本町地区）事業認可（東京都施行）
21～26年度	「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」都・区で協定
22年1月	地区計画及び用途地域変更の都市計画決定・告示
3月	建築物の制限に関する条例公布（4月施行）
4月	建築物の制限に関する条例を施行、都市防災不燃化促進事業を導入
6月	建築基準法第42条第1項第4号の道路指定
27年3月	「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」都・区協定 （協定期間の延伸 平成30年度まで）
28年3月	補助第46号線（目黒本町地区）事業延伸
10月	目黒本町五丁目24番地区防災街区整備事業竣工
令和2年3月	補助第46号線（目黒本町地区）事業延伸 都市防災不燃化促進事業終了
4年12月	補助第46号線（目黒本町地区）事業延伸（～令和7年3月）
7年3月	補助第46号線（目黒本町地区）事業完了

（２）原町一丁目・洗足一丁目地区

補助第46号線（原町・洗足地区）は、平成27年2月に都市計画道路整備の事業認可を受け、東京都により事業が進められています。それに伴い、都と区は「地域と連携した延焼遮断帯形成

事業」について協定を締結し、連携しながら沿道まちづくりを進めています。区は、建替えのルールとして平成27年12月に地区計画等を決定し、建替え支援策として平成28年4月に都市防災不燃化促進事業を開始しました。

あわせて区では、個別に建替えを検討している方に向けた相談会や近隣で協力して生活再建を図る方に向けた勉強会等を継続して開催しています。

また、令和4年2月に46沿道まちづくり協議会から、「46沿道まちづくり提案～「まちを分断する道路」から「まちをつなぐ道路」へ～」が東京都都市整備局長と目黒区長あてに提出されました。現在はこの提案の実現に向け、協議会や地域住民、東京都、目黒区で提案の実現に向けた検討を進めており、改めて歩道幅員5.5mや、洗足一丁目17番地及び24番地先無信号横断歩道への信号機設置の必要性について46沿道まちづくり協議会で検討し、令和5年10月から令和6年1月にかけて、46沿道まちづくり協議会から、碑文谷警察署長、東京都第一市街地整備事務所長、第二建設事務所長あてに要望書が提出されました。

【経緯】

平成25年 8月	46沿道まちづくり協議会（原町一丁目・洗足一丁目地区）設立
26年10月	協議会から目黒区長へ「46沿道まちづくり提案」を提出
27年 2月	補助第46号線（原町・洗足地区）の事業認可（東京都施行）
9月	建築基準法第42条第1項第4号の道路指定
27～令和元年度	「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」都・区協定
12月	原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画等の都市計画決定（目黒区・東京都）
4月	都市防災不燃化促進事業導入
令和2年 3月	東京都市計画道路補助線街路第46号線（原町・洗足）整備に伴う事業計画検討業務に関する基本協定変更（～R3.3）
3年 3月	東京都市計画道路補助線街路第46号線（原町・洗足）整備に伴う事業計画検討業務に関する基本協定変更（～R6.3）
4年 2月	協議会から東京都都市整備局長及び目黒区長へ「46沿道まちづくり提案～「まちを分断する道路」から「まちをつなぐ道路」へ～」を提出
5年10月	協議会から碑文谷警察署長へ「補助第46号線原町・洗足地区（目黒区）無信号横断歩道への交通信号機設置等にかかる要望書」を提出
5年12月	協議会から東京都第一市街地整備事務所長へ「補助第46号線原町・洗足地区（目黒区）道路整備における歩道幅員の確保等にかかる要望書」を提出
6年 1月	協議会から東京都第二建設事務所長へ「補助第46号線原町・洗足地区（目黒区）道路整備における歩道幅員の確保等にかかる要望書」を提出
1月	補助第46号線（原町・洗足地区）事業延伸（～R8.3）
3月	東京都市計画道路補助線街路第46号線（原町・洗足）整備に伴う事業計画検討業務に関する基本協定変更（～R8.3）
8年 2月	補助第46号線（原町・洗足地区）事業延伸（～R13.3）
3月	東京都市計画道路補助線街路第46号線（原町・洗足）整備に伴う事業計画

8 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づいて、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための法定の事業制度です。再開発事業と同様、土地・建物から建物への権利変換による共同化が基本ですが、個別の土地への権利変換も認められる柔軟かつ強力な事業手法となっています。事業により共同化を行うことで、老朽建築物を除却し、防災性を備えた建物と道路や公園などの公共施設を整備することが可能となることから、区でも事業を推進しています。

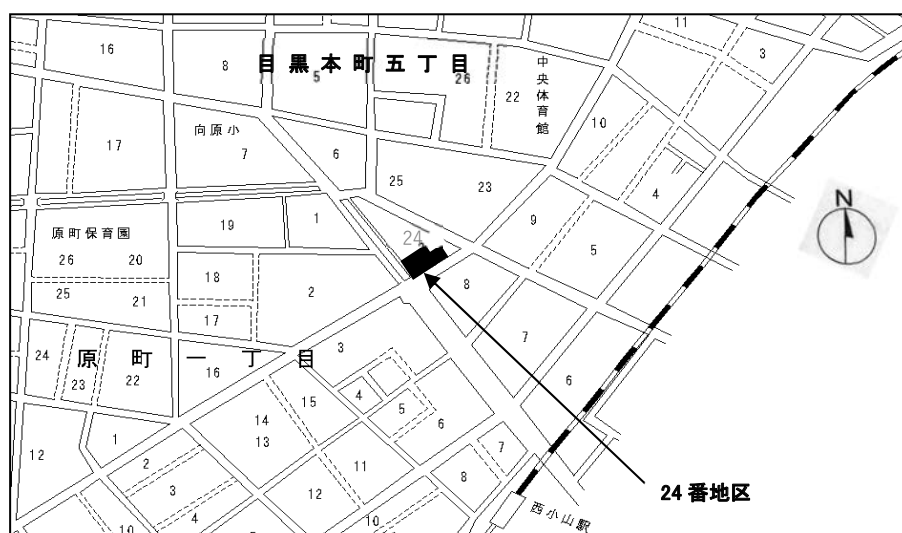
防災街区整備事業は、住宅市街地総合整備事業の一環として行われており、事業化にあたっては、特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内であるなどの要件があります。

（１）目黒本町五丁目24番地区

目黒本町五丁目24番地区では、道路整備によって敷地面積が減少し、生活再建が困難となる地権者が多くなか、共同建替えにより地区の防災性向上と生活再建を図るため、区は防災街区整備事業の導入を念頭において地権者の支援を行ってきました。

平成23年6月に設立された準備組合では事業計画の策定等が進められ、平成25年12月に防災街区整備事業及び特定防災街区整備地区の都市計画決定・告示、平成27年1月に防災街区整備事業組合設立認可、平成27年7月に権利変換計画について東京都から認可を受けました。その後、平成27年12月に工事着手、平成28年10月に竣工、平成29年3月の事業組合の解散認可、平成29年7月に事業組合の決算報告書の承認を受け、事業組合の活動は終了となりました。

施行区域	約594㎡	権利者数	19名（共有者等含む）
構造・規模	RC造 地上5階	延床面積	1489㎡
用途	共同住宅・店舗	総戸数	住戸20戸 店舗1区画



(2) 原町一丁目7番・8番地区

西小山駅前北側に位置している原町一丁目7番・8番地区の現状は、道路が狭く老朽木造建築物が密集しており、今後、想定される首都直下地震等をはじめ、大規模な震災や火災などへの備えが求められています。また、当該地区は、協議会や地元町会、隣接する商店街から、商業の活性化について大きな期待が寄せられています。

当地区では、平成21年3月にUR都市機構が西小山駅前の土地約1,600㎡を取得し、区では、「西小山街づくり整備計画」に掲げられている共同化を支援するため、平成27年度に地権者を対象とした「原町一丁目7番・8番地区街づくり検討会」を設置し、平成29年度まで9回にわたり開催しました。この検討会において区は、防災街区整備事業を活用した共同化に向けた取組を支援し、その結果、平成30年3月に地権者による「原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業準備組合」が設立され、平成31年4月に準備組合から区に対して「街づくり提案書」が提出されました。区は「街づくり提案書」を受け、地域の課題解決に寄与するものと判断し、令和元年10月に、事業の要件である特定防災街区整備地区及び防災街区整備事業の都市計画決定を行いました。令和2年6月に東京都により「原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合」の設立が認可され、令和3年10月に「権利変換計画」の認可を受けました。その後、令和4年4月に工事着手し、令和6年3月に防災施設建築物が竣工しました。令和6年度には、施行区域の一部に「にこまる MINE PARK (にこまるまいんぱーく)」の整備を行い、周辺道路で無電柱化工事を実施しました。令和7年度に、周辺道路の無電柱化工事が完了しました。

施行区域	約0.4ha	権利者数	26名(共有者等含む)
構造・規模	RC造一部S造 地下1階地上9階	延床面積	約9,970㎡
用途	共同住宅・店舗	総戸数	住戸110戸 店舗10区画
公共施設	広場(約224㎡)・道路拡幅(4m→6m)	その他	個別利用区(約742㎡)



(3) 原町一丁目3番地区

原町一丁目3番地区は、補助第46号線沿道に位置しており、地区内には老朽建築物が多く存在し、災害時の延焼や倒壊の危険性が高い状況にあります。また、行き止まり道路や幅員の狭い通

路が存在し、安全な避難路が確保できていない等、防災上の課題を多く抱えています。さらに、補助第46号線整備に伴い発生する沿道地権者の残地は、面積が狭小で有効な土地活用が困難な状況にあります。こうした本地区での課題解決を図るため、区では、これまで本地区の土地所有者、建物所有者等への個別訪問や懇談会などを令和4年度より実施し、課題解決に向けた手法検討の支援などを東京都の支援により実施してきました。

こうした状況の中、本地区の防災性の向上と生活再建を図るため、令和6年8月に地権者による「原町一丁目3番地区防災街区整備事業準備組合」が設立され、令和6年10月31日付で本地区における街づくり提案書が準備組合により取りまとめられ、区に提出されました。

この街づくり提案書を受け、区では、令和7年3月に特定防災街区整備地区及び防災街区整備事業の都市計画決定を行いました。令和7年11月に東京都により「原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合」の設立が認可されました。

【地区の現況】

- 所在地 原町一丁目3番地内
- 地区面積 約0.1ha
- 用途・容積率等
 - ・用途地域：近隣商業地域、第一種住居地域
 - ・容 積 率：300%、200%
 - ・建 蔽 率：80%、60%
 - ・地区指定：原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画
- 地権者の人数 6人



(4) 原町一丁目9番地区

原町一丁目9番地区は、老朽化した長屋形状の老朽建築物が密集するとともに、無接道敷地の老朽建築物も存在しており、災害時の延焼や倒壊の危険性が高い状況にあり、狭隘かつ行き止まりの生活通路や不整形な土地形状等により生活再建が困難であるなど、防災上、住環境上の課題を多く抱えています。

こうした課題の解決を図るため、区では本地区の土地所有者及び建物所有者等への個別訪問などを実施し、土地所有者等の意向を把握しながら、課題解決に向けた手法検討の支援などを実施してきました。こうした状況の中、本地区の防災性の向上と生活再建、駅前商店街の賑わい形成を図るため、令和6年12月に地権者による「原町一丁目9番地区防災街区整備事業準備組合」が設立されました。区は今後、早期の共同化事業の実現に向けて、準備組合の活動を支援していきます。



【地区の現況】

- 所在地 原町一丁目9番地内
- 地区面積 約0.3ha
- 用途・容積率等
 - ・用途地域：商業地域
 - ・容 積 率：400%
 - ・建 蔽 率：80%
 - ・地区指定：西小山駅前地区地区計画
- 地権者の人数 19人（共有通路含む）

第10 西小山駅周辺地区整備

1 概要

西小山駅周辺地区は「都市計画マスタープラン」において、地区生活拠点として位置付けられており、商業施設をはじめ地域コミュニティを支える多様な都市機能、子どもから高齢者までだれもが利用しやすい道路公園等の公共施設が整備され、日常的な活動や交流の中心となる拠点を目指すこととしています。

当地区は老朽木造住宅が密集し、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、目黒区内の他地区と比べて危険度が高い状況にあります。一方、東急目黒線の地下化や都市計画道路補助第30号線の整備、都市計画道路補助第46号線（目黒本町五丁目）の事業化など、街をとりまく新たな状況の中、地域住民が主体となった「西小山街づくり協議会」が発足しました。協議会は街の将来像としての「西小山街づくり構想（案）」をとりまとめ、区へ提案しました。

区は西小山街づくり構想（案）を踏まえ、地域住民の意見を反映しながら、街づくり整備構想、街づくり整備方針、街づくり整備計画を策定しました。

また、協議会では、整備構想の将来像等を実現するためには、地域の実情に合わせた具体的な街づくりのルールが必要であると考え、街づくりルールをとりまとめ、区へ提案するとともに、地区計画の策定を要望しました。

区では、西小山地区街づくりルールを踏まえ、関係団体との調整を行い、平成27年1月に西小山駅前地区地区計画を決定・告示し、「西小山街づくりルール（ソフト面）」を平成29年3月に策定しました。

令和4年10月には、街づくり整備計画の改定にあたって、協議会が中心となって「西小山地区の将来像の実現に向けた街づくり提案」をとりまとめ、区に提出しました。

区では、街づくり提案の内容を踏まえ、令和5年4月に街づくり整備計画を改定しました。

2 経緯

- 平成19年1月 「東急目黒線西小山駅周辺一帯のまちづくりに関する要望書」を区長に提出
- 21年5月 西小山街づくり協議会設立（平成31年3月まで計51回開催）

- 24年4月 西小山街づくり協議会から「西小山街づくり構想（案）」を区に提案
- 10月 「西小山街づくり整備構想」策定（目黒区）
- 25年3月 「西小山街づくり整備方針」策定（目黒区）
- 5月 西小山街づくり協議会から「西小山街づくりルール提案書」を区に提案
- 26年3月 「西小山街づくり整備計画」策定（目黒区）
- 27年1月 西小山駅前地区地区計画の都市計画決定・縦覧
- 29年3月 西小山街づくりルール（ソフト面）の策定
- 令和元年10月 西小山駅前地区地区計画の都市計画変更
- 4年10月 西小山街づくり協議会から「西小山地区の将来像の実現に向けた街づくり提案」を区に提案
- 5年4月 「西小山街づくり整備計画」改定（目黒区）
- 7年4月 原町一丁目7番8番地区防災街区整備事業の施行区域の一部に「にこまる MINE PARK（にこまるまいんぱーく）」が開園

3 今後の進め方

協議会では、令和5年4月に改定した「西小山街づくり整備計画」に位置付けられている施策について、テーマ別分科会で具体的に検討を進めていきます。

区では、改定した都市計画マスタープランとの整合を図り、当該地区の「地区の将来像」の実現を図るため、街づくり協議会や地域の町会、事業者等との連携を図りながら、西小山街づくり整備計画に基づく様々な施策に取り組んでいきます。

また、令和7年度に開園した「にこまる MINE PARK（にこまるまいんぱーく）」の地域主体による管理体制を確立するため、地域住民により結成された「にこまる MINE PARK の会」の活動を支援し、公園の管理体制や運営ルールを地域の方々と検討を進めていきます。

第11 環七沿道整備

1 概要

昭和55年に、幹線道路の沿道環境対策として、幹線道路と沿道の土地利用との調和を積極的に図ることを施策の基調とした「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（沿道法）が制定されました。

この法律は、知事が道路交通騒音で沿道における生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路を「沿道整備道路」として指定し、沿道整備道路の沿道において区市町村が沿道整備計画（沿道地区計画）を策定するとともに、計画策定区域について道路管理者が緩衝建築物の建築や既存住宅の防音工事等に対する助成を行うものです。

（1）沿道地区計画

沿道地区計画は、道路交通騒音の防止だけではなく、地区計画と同様に、まちづくりの視点から建築物の形態、公共施設の配置等を地区の特性を踏まえて、地区レベルの計画として、一体的に定め、良好な市街地を形成していこうとするものです。

計画内容としては、建築物の間口率の最低限度（7割）、高さの最低限度（5m）、防音・遮音構造化、用途制限、敷地の最低限度などが定められており、計画区域内での建築行為や開発行為に制限が加わり、建築物は計画内容に即した建築物の敷地及び形態、構造設備、用途が制限されます。

（2）目黒区環七沿道地区計画

目黒区内を南北に貫く都市計画道路環状七号線（環七）は、区内延長2.7kmで、交通体系上大変重要な幹線道路となっています。

しかし、沿道周辺地区では、道路交通騒音、振動、排出ガス等の影響が大きく、環境の課題解決が求められていました。

沿道整備計画制度の活用は、当時、環七公害を解決する方策として、東京都や目黒区において積極的に取り組みました。

区は、環七が昭和58年11月に沿道整備道路の指定を受けたのを契機に、沿道地区だけではなく周辺地区も含めて環七沿道地区計画（決定告示日昭和63年1月11日、変更告示日（最終）平成28年6月23日）を策定しています。

沿道地区計画には、

- ・沿道に立地する建物が後背地への騒音防止機能等を有するために必要な構造及び形態に関する制限
- ・良好な生活環境形成のために必要な敷地面積の最低制限
- ・かき、さくの構造制限

などが定められています。

このため、計画区域内で建築行為や開発行為を行う場合は、事前に区長への届出が必要となります。

2 実績

沿道地区計画内の建築行為等の届出件数（過去10年）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
届出件数	21	14	26	9	9	20	11	27	16	29

防音工事等に対する助成申請件数（過去10年）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
防音助成に伴う騒音調査申請	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
防音工事費助成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緩衝建築物工事費助成	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

3 今後の進め方

引き続き沿道地区計画の実現を図るため、沿道整備区域内での行為の届出を審査し適切な指導・助言を行います。また、道路管理者である東京都が行っている騒音対策として建築物の防音工事費の助成について経由事務を引き続き行っていきます。

第12 補助26号線沿道駒場地区整備

1 概要

都市計画道路補助線街路第26号線（以下「補助26号線」という。）は、環状六号線と環状七号線の環状機能を補完する都市の骨格を形成する補助道路です。補助26号線のうち、世田谷区代沢一丁目を起点とし目黒区駒場四丁目を終点とする延長975mの区間である補助26号線については、令和元年7月に都市計画事業が国土交通省により認可され、東京都が事業を進めています。

駒場四丁目の三角橋交差点付近では、この都市計画道路に目黒区と世田谷区が接しています。両区では、沿道地区の住民と街の将来像を一体的に考えていくため、「補助26号線沿道地区街づくり懇談会」（以下「懇談会」という。）を平成30年度から共同で開催し、安全・安心で快適に暮らせる沿道街づくりを実現するための地区計画策定等に向けた検討を重ねてきました。

令和5年6月には都市計画法（以下「法」という。）第16条に基づき都市計画の原案、同年9月には法第17条に基づき都市計画の案について、それぞれ公告・縦覧等を実施するなど、都市計画決定の手続きを進め、令和5年12月に「補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画」を都市計画決定・告示しました。また、同日付で、世田谷区は「補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画」を、東京都は同地区における用途地域の変更を都市計画決定・告示しました。

【補助26号線（世田谷区代沢一丁目～目黒区駒場四丁目）位置図】



2 経緯

平成30年度	第1・2回懇談会（街の現状・課題等の検討）
令和元年7月	補助26号線（世田谷区代沢一丁目～目黒区駒場四丁目）事業認可告示
令和元～3年度	第3～10回懇談会（地区の将来像や街づくりの実現化手法の検討など）
4年7月	オープンハウス型説明会
4年12月	第11回懇談会（街づくりルール（地区計画策定等）のたたき台について）

5年3月	都市計画（原案の案）の住民説明会開催
6～7月	都市計画（原案）の住民説明会開催、公告・縦覧・意見書の受付
9～10月	都市計画（案）の公告・縦覧・意見書の受付 用途地域の変更（案）の公告・縦覧・意見書の受付（東京都）
12月	都市計画決定・告示

第13 国家公務員駒場住宅跡地の活用

1 概要

国家公務員駒場住宅跡地は、区内の貴重な大規模用地であり、かつ、駒場東大前駅に近い利便性の高い場所に位置しており、さまざまな行政課題に対応できる可能性を持っていることから、平成30年2月に内部検討組織を設置し、地域意見を踏まえつつ国とも連携しながら、活用に向けた検討を進めてきた国有地です。

区では、令和2年11月に「国家公務員駒場住宅跡地活用方針」を策定し、活用コンセプトとして「安全・安心な暮らし」「活き活きとした街の形成」「多様な世代をサポート」を実現するため「駒場らしい生活空間の形成」を掲げました。

国は、区の活用方針を踏まえ、令和3年3月に「利用方針（国家公務員宿舎駒場住宅跡地）」を策定し、敷地を特別養護老人ホーム等敷地（南側：約3,000㎡）とそれ以外の敷地（北側：約7,000㎡）に分割した上で、特別養護老人ホーム等敷地は区による公募、それ以外の敷地は国が二段階一般競争入札により事業者を選定していくこととしました。

北側・南側ともに令和3年9月から事業者公募を開始し、令和4年6月には整備事業者が決定しました。同年10月に杭抜き部に空隙（空洞）が発見されたことから、令和5年7月～6年3月にかけて国による埋め戻し工事を行ったところ、新たに地下埋設物が発見されました。

南側敷地については令和6年11月から着工し、令和8年11月の竣工を目指して施設整備が進んでいますが、北側敷地については令和6年度に埋設量等の詳細な調査を実施しました。この間、国と事業者との協議の結果、北側敷地の定期借地契約が解除されました。

その後、令和7年8月～令和8年2月で地下埋設物の撤去工事が完了しました。



2 経緯

平成30年 2月	(区) 内部検討組織設置、検討開始
30年11～12月	(区) 跡地の活用に向けた「検討素材」作成、地域住民意見募集
31年 4～6月	(区) 跡地の活用に向けた「中間のまとめ」作成
令和元年 9月	(区) サウンディング調査実施
元年12月～2年 1月	(区) 「サウンディング調査結果と素案作成に向けた論点整理」作成
2年 8月	(区) 「国家公務員駒場住宅跡地活用方針素案」作成、地域住民意見募集
2年11月	(区) 「国家公務員駒場住宅跡地活用方針」策定、国に提出
3年 3月	(国) 「利用方針 (国家公務員宿舎駒場住宅跡地)」策定
3年 9月	(国・区) 北側 (約7,000㎡) ・南側 (約3,000㎡) の事業者募集開始
4年 6月	(国) 北側・南側の事業者決定
4年10月	(国・事) 北側の杭抜き部に空隙 (空洞) が発見されたことにより着工延期
5年10月～6年 3月	(国) 空隙の埋め戻し工事中に新たな地下埋設物発見
6年 4月～7年 3月	(国) 地下埋設物調査
6年 7月	(国・事) 北側の定期借地契約解除
7年 8月～8年 2月	(国) 地下埋設物撤去工事

3 今後の進め方

北側については、改めて国が事業者を募集するに当たり、区として地域住民の要望を聴きながら、「国家公務員駒場住宅跡地活用方針」を見直し、同方針に掲げる「駒場らしい生活空間の形成」の実現に向け、地域のまちづくりにふさわしい施設整備となるよう、引き続き、国等と連携するとともに、適宜・適切に地域住民へ情報発信を行っていきます。

第4章 地区計画・建築協定等

第1 地区計画

1 概要

昭和55年、都市計画法及び建築基準法の一部改正により「地区計画制度」が創設されました。

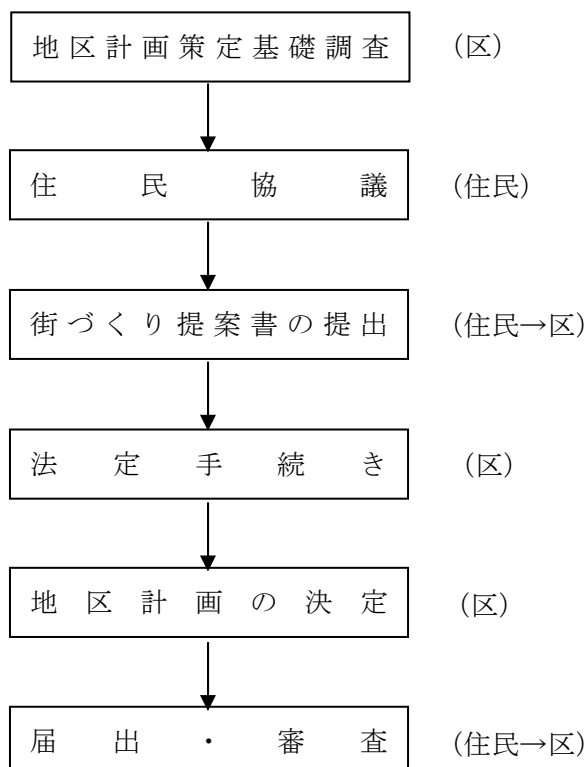
この制度は、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを目指し、区市町村がそれぞれの地区の特性に応じて、細街路、小公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地等について一体的総合的な計画を都市計画として定め、その計画に基づき建築行為等を適正に誘導・規制することによって、良好な地区環境の整備を図ることを目的としています。

区は、昭和60年11月30日に都市計画法第16条の規定に基づき、「目黒区地区計画等の案の作成手続きに関する条例」を定めました。その後、平成19年3月に制定した「目黒区地域街づくり条例」の中に、案の作成手続きと都市計画法改正により新たに設けられた原案等の申出の制度について規定しました。区民発意による身近な街づくりを推進するための仕組みである「地域街づくり条例」と一元化することで、より分かりやすくしました。

令和5年12月に策定した補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画を加え、現在、12地区において地区計画を策定しています。なお、12地区以外に市街地再開発事業（都市再開発法）に伴う地区計画として、上目黒二丁目地区、上目黒一丁目地区及び大橋地区の3地区があります。（第3章第1及び第2参照）

また、都市計画法に基づく地区計画と同様な地区レベルの計画として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道地区計画があります。（第3章第11参照）

《地区計画策定の例》



地区計画内の建築行為等の届出件数（過去10年）

地区名	告示日 (最終)	届出件数（年度）									
		28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
祐天寺栄通り地区	H11.12.1	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0
中目黒四丁目地区	H9.4.4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
自由通り沿道八雲地区	H9.4.4	12	13	11	13	17	31	19	14	12	19
自由が丘睦坂沿道地区	H28.6.23	1	4	2	1	2	1	0	0	1	2
自由が丘南口地区	H28.6.23	0	0	0	1	0	1	1	0	1	3
目黒本町五丁目地区	H22.1.22	14	12	7	10	11	11	5	13	11	8
自由が丘サンセットエリア	H28.6.23	1	3	1	2	3	2	1	1	1	0
西小山駅前地区	H27.1.9	2	6	4	5	7	1	1	3	2	0
原町一丁目・洗足一丁目地区	H27.12.17	17	16	20	22	29	31	26	15	28	18
自由が丘駅前西及び北地区	R2.8.11	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
下目黒一丁目地区	R4.12.19	-	-	-	-	-	-	1	3	2	2
補助26号線沿道駒場四丁目地区	R5.12.18	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0

2 地区計画地区

（1）祐天寺栄通り地区（約0.7ha）

近隣商店街にふさわしい建築物の整備、誘導を行い、周辺の住宅地との調和を図りながら、安全で快適、かつ、より豊かで潤いのある商店街の形成を目指すことを目的として策定しました。

（2）中目黒四丁目地区（約2.7ha）

地区内における土地利用、建築物、公共施設等の整備を適正に誘導し、安全で緑豊かな潤いのある快適な住宅地の形成を図ることを目的として策定しました。

（3）自由通り沿道八雲地区（約24.0ha）

良好な住宅地にふさわしい建築物等の整備、誘導を行い、豊かな緑の創出とゆとりある街並みの形成を図り、優れた住宅地としての環境を維持・向上させることを目的として策定しました。

（4）自由が丘睦坂沿道地区（約1.7ha）

周辺の住宅地と調和した、安全・快適で豊かな商店街の形成を促進することを目的として策定しました。

（5）自由が丘南口地区（約3.1ha）

区内最大の商業集積地である自由が丘商店街の中でも、ファッション性の高い商店街である自由が丘南口地区では、平成6年7月に地区計画が策定されていましたが、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るとともに、歩行者空間の整備と併せた街並みの整備を行うことにより、快適で魅力的な街路空間を整備し、賑わいと落ち着きの両要素を併せ持ったゆとりある水準の高い商店街の形成を目指すことを目的として、平成25年12月に「街並み誘導型地区計画」に変更しました。

(6) 目黒本町五丁目地区（約8.6ha）

都市計画道路補助46号線の整備の機会をとらえ、道路整備と一体となった沿道の建築物の共同化や不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用の誘導を図り、住宅と商業・業務機能が調和した住み続けることのできる、安全で、賑わいと潤いのある良好な市街地の形成を目指して策定しました。

(7) 自由が丘サンセットエリア（約2.4ha）

自由が丘サンセットエリア(自由が丘一丁目25番・26番及び自由が丘二丁目9番)において、現在の魅力的な商業環境を発展的に継承しながら土地の合理的な利用の促進を図ること及び、安全で快適な歩行環境を確保し、歩行者の憩いや細街路の演出に資する空間の創造等で魅力的な街並みを創造することを目的として「街並み誘導型地区計画」を策定しました。

(8) 西小山駅前地区（約2.7ha）

災害に強く、暮らしやすい、賑わいのある街の実現を目指して、商業地は、現在の街の雰囲気を大切にしながら、土地の有効利用や、統一的で良好な街並み形成、ゆとりある歩行空間を形成することで、商店街の活性化を図るとともに、防災性の向上と適正かつ合理的な土地利用を誘導し、住宅地については、現在の住環境の維持向上を図るとともに、中低層の建物を中心とした市街地の形成を誘導するため、策定しました。

(9) 原町一丁目・洗足一丁目地区（約15.6ha）

都市計画道路補助第46号線の沿道については、整備の機会を捉えて適正かつ合理的な土地利用の誘導及び建築物の不燃化や共同化を促進し、延焼遮断帯の形成とにぎわいのある良好な街並みの形成を図り、後背地に広がる住宅地については、既存事業制度を活用して狭あい道路の改善や建築物の不燃化を着実に推進するとともに、現在の良好な住環境の維持・保全を図ることにより、災害に強く、住み続けることのできる、賑わいと潤いのある良好な市街地の形成を目指して策定しました。

(10) 自由が丘駅前西及び北地区（約3.1ha）

自由が丘駅前西及び北地区においては、未整備である都市計画道路補助127号線及び都市計画道路補助46号線の段階的な整備の促進とともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、良好な市街地環境の形成を図るため、「高度利用型・街並み誘導型地区計画」を策定しました。地区全域において地区計画の目標と土地利用の方針を定めており、そのうち自由が丘一丁目29番地区においては、建築物の用途の制限や容積率の最高限度などを地区整備計画で定めています。この自由が丘一丁目29番地区は、令和2年10月に第一種市街地再開発事業の都市計画決定をしました。(第3章第4参照)

なお、自由が丘一丁目29番地区において、都市計画事業の施行として行う行為については、都市計画法第58条の2第1項第4号により建築行為等の届出は不要です。

(11) 下目黒一丁目地区地区計画（約4.7ha）

商業地区については、ゆとりのある歩行空間の確保や立地する施設を適正に誘導することにより、

にぎわいが連続した安全・快適な商業空間を形成するとともに、街の顔となる品格のある市街地の実現を目指します。

また、南側の複合市街地については、適切な幅員の道路状空間の確保と合わせた合理的な土地利用や良好な街並みの形成、住環境の維持・向上を適切に誘導することにより、災害に強く誰もが安全・安心で快適な街を形成するとともに、新たな生活・社会ニーズに柔軟に対応できる住宅・業務施設・店舗が共存した活力ある複合市街地の実現を目指して策定しました。

(12) 補助26号線沿道駒場四丁目地区（約1.3ha）

補助26号線の整備に合わせて隣接する「補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画」（世田谷区決定）と整合を図りながら、教育施設等の機能を維持しつつ、防災性を維持・向上し、周辺と調和した安全・安心で快適に暮らせる沿道市街地の形成を目指して策定しました。

第2 建築協定

1 概要

住み良いまちの実現のためには、住民が協力しあって住民自らの手で街づくりをしていくことが望まれます。そのひとつとして、建築基準法の中に建築協定制度が定められています。

この制度は、一定の区域で土地所有者等全員の合意によって、住宅地としての環境保全や商店街としての利便の向上を図るため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関して一定の基準を定め、お互いに守っていくことを協定するものです。

2 経緯

区は、昭和50年4月1日に目黒区建築協定条例を施行しました。

昭和63年度、ワンルームマンション建設に伴う周辺地域の環境問題などをきっかけとして、地域の環境を守るために3地区で期間延伸も含め10年間建築協定が締結されました。

認可された建築協定

- (1) 目黒区下目黒六丁目建築協定（下目黒六丁目 16 番・17 番の各一部）
- (2) 目黒区五本木二丁目建築協定（五本木二丁目 46～49 番の各一部）
- (3) 目黒区大岡山一丁目建築協定（大岡山一丁目 12～13 番の各一部）

平成10年度、各地区の建築協定期間の期間満了を迎え、協定の継続について建築協定運営委員会と検討を進め、さらに地域関係住民を対象にしたアンケート調査も行いました。その結果、3地区いずれも建築協定は継続しないこととなりました。

平成21年9月、自由が丘銀座会ブルーパール街において、安心して買い物・散策ができる街の形成などを目標に、昭和42年から地権者等が自主的に締結してきた街づくりの協定について、一層確実に目標を実現できるルールとして強化していくため、建築協定が締結されました。

認可された建築協定

自由が丘銀座会ブルーバール街建築協定（自由が丘一丁目61番・85番の各一部）

本建築協定の区域は、自由が丘一丁目29番地区第一種市街地再開発事業の敷地の一部であったため、地権者から廃止の申請がなされ、令和5年5月に建築協定を廃止しました。

3 今後の進め方

新たに締結された建築協定の適切な運用を支援していくとともに、今後も良好な住環境の維持・保全、商店街の利便性向上などのため、建築協定制度の普及・啓発に努めます。

第4章

第3 環境優良地域の保全

1 概要

区は、すぐれた住環境を有する地域について、土地の細分化等による住環境の悪化を防ぐため、地区計画制度や建築協定制度などを活用して良好な住宅地域の環境保全に努めています。

こうした取組の中で、地区計画等の法定の制度とは別に、地域住民による任意の街づくりのルールとなる「街づくりガイドライン」を2地区で決めました。

2地区においては地域住民と区が協力しながら、「街づくりガイドライン」に沿った街づくりの推進に努めています。

2 事業内容

（1）八雲4丁目地区街づくりガイドライン

本区における第一種低層住居専用地域で容積率100%の地域のうち、モデル地区として八雲4丁目（約15ha）を定め、良好な住環境の保全・向上を図るための方針について検討するため基礎調査を実施しました。そして、地区内の建築行為等を適正に誘導することを目的とした街づくりガイドラインを平成3年1月に決めました。

（2）青葉台1丁目地区街づくりガイドライン

本地区（約4ha）は、幹線道路（旧山手通り）の沿道に位置し、比較的広い敷地、連続する豊かな斜面地など、良好な地区環境と都市景観を有する地区です。また、旧山手通りに沿って、商業・業務系施設やマンション等の立地がありポテンシャルが高い地域です。そのため、良好な住環境を保全しつつ、適正な土地利用を誘導することを目的とした街づくりガイドラインを平成7年3月に決めました。

3 今後の進め方

ガイドラインの普及・啓発を行うとともに、街づくりの活動の成熟度に応じて地区計画等の策定を地域住民とともに検討していきます。

第4 目黒区地域街づくり条例

1 目的・概要

都市計画マスタープランの実現方策の一つとして、地域の課題を解決しつつ特色をもった街づくりを推進するため、区民の発意により身近な地域単位で話し合いの場を設け、主体的かつ継続して課題解決に取り組める仕組みや進め方を示した「目黒区地域街づくり条例」（以下「条例」という。）を平成19年3月に制定し、同年10月から施行しています。

条例では、話し合いの場である地域街づくり研究会の登録、計画づくりの主体となる地域街づくり団体の認定、地域街づくりルール・計画などの策定手続き、情報提供や専門家派遣などによる街づくり活動の支援などについて定めています。

また、条例の積極的な活用に向け、区報やホームページなどで区民の皆さんに周知していくとともに、地域での街づくりに対する関心を高めるための取組を進めています。

これまで活動していた研究会のうち、「下目黒街づくりの会」は平成31年3月に「下目黒一丁目街づくり協議会」へ加入、「上目黒1-20、21地区街づくり研究会」は令和2年12月に「中目黒駅前北地区市街地再開発準備組合」を設立し、それぞれ発展的に活動の場を移しました。

2 実績

地域街づくり研究会の登録実績（登録期間：登録日の翌年度末日まで）

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数		2件	3件	5件	6件	5件	5件	9件	10件	11件	10件	10件
内訳	期間満了後更新	1件	1件	1件	2件	4件	3件	1件	4件	5件	3件	5件
	登録期間内継続	1件	1件	2件	3件	1件	1件	4件	5件	5件	6件	4件
	新規	—	1件	2件	1件	—	1件	4件	1件	1件	1件	1件

令和7年度の研究会

- ・祐天寺ロータリーを考える会
- ・さんまバスを走らせる会（北部）
- ・駒場地域交通研究会
- ・駒場まちづくり研究会
- ・東山三丁目地域交通研究会
- ・東部地区交通協議会
- ・学芸大学駅周辺の無電柱化を考える会
- ・再生可能エネルギー100%のまち目黒をめざす会
- ・目黒一丁目安全・安心で美しい街づくり研究会
- ・[新規]HANATOMO YUTENJI

第5章 開発許可等

第1 開発許可

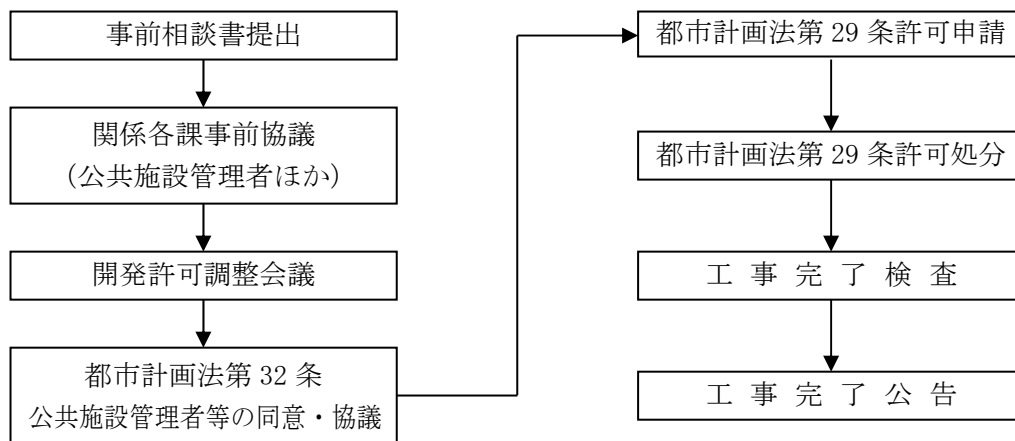
1 概要

都市計画法では、市街化区域及び市街化調整区域を設定することにより都市の整備、開発及び保全の方針を定め計画的な市街化を図ることとしています。この区域区分のない都市計画区域も含めて、それを実効あるものにするための手段が開発許可制度です。

この制度は、一定規模を超える（500㎡以上）開発行為（主として建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）を許可制とすることにより、公共施設の整備を義務づけ、乱開発を防止し、かつ、機能的な都市環境を確保しようとするものです。

第5章

開発許可申請のおおむねの流れは、以下のとおりです。



2 実績

開発許可関係件数（過去10年）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
電話・窓口相談	2,129	1,795	1,870	1,271	1,632	1,524	2,003	1,674	1,315	1,636
開発許可	5	4	2	2	3	2	2	0	2	1
変更許可	12	6	6	5	2	1	6	0	3	3
37条承認	2	3	2	1	1	2	1	0	0	1
完了公告	5	7	2	4	5	1	3	1	2	1

開発行為及び開発許可条件（件数：過去10年）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
区画の変更(道路指定等)	3	1	0	2	1	1	2	0	2	1
形質の変更 (切土盛土、地目変更)	2	3	2	1	2	1	1	0	1	1
道路拡幅	1	3	0	2	1	1	0	0	2	0
提供公園の設置	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0

年度ごとの件数は新規開発許可件数によるものです。また、開発許可1件につき、複数の開発行為及び整備項目が生じるケースもあります。

第2 盛土規制法許可

1 概要

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。また、令和6年7月31日に目黒区全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定され、許可制度が始まりました。

この制度は、一定規模以上の土地の切り盛りや土石の堆積行為を許可制とすることにより、盛土等の安全性を確保し責任の所在を明確化することで、災害を防止しようとするものです。

第5章

2 実績

盛土規制法許可関係件数

年 度	6	7
電 話 ・ 窓 口 相 談	643	1,036
事 前 相 談	32	35
許可（土地の形質変更）	6	18(4)
許可（土石の堆積）	0	0

※許可件数のうち、（ ）内件数は変更許可件数を示す。

第3 大規模建築物等の建築に係る住環境整備

1 経緯

（1）要綱による指導

本区では、ワンルームマンションを建築する際のルールづくりとして、昭和59年1月24日指導要綱を制定（昭和59年2月20日施行）しました。その後、状況に応じて必要な改正を行ってきました。また、環境に配慮した安全で快適な街の形成に寄与するため、「目黒区大規模建築物の建築に係る住環境の整備に関する指導要綱」を平成16年6月1日に制定し建築物の指導を行ってきました。

（2）条例施行

住環境の保全・形成を着実に推進するためには、新たに地方自治法に基づく本区独自の条例を定め、要綱による指導への協力を求める仕組みから大規模建築物等の建築主等の責務として住環境整備を行う仕組みへ転換するため「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」を平成20年4月1日から施行しました。

また、保育需要の大幅な増加による待機児童対策の一つとして、一定規模の建築計画を行う際に、事前に保育施設等の付置協議を義務づける旨の条例改正（平成29年10月1日施行）を行いました。

2 目的

建築物の建築及び管理に係る住環境の整備に関する基本的事項を定め、地域の環境に調和した良好な住環境の維持・向上を図り、安全で快適に住み続けられる街づくりの促進に資することを目的としています。

3 条例の対象となる建築物

(1) 大規模建築物

- ア 敷地面積が 1,000 m²以上の建築物（一戸建ての住宅を除く）
- イ 延べ面積が 1,500 m²以上、かつ、高さが 15m以上又は地上 5 階以上の建築物
- ウ 延べ面積 1,500 m²以上、かつ、住戸の数 20 以上の建築物

(2) ワンルーム形式集合建築物

1 区画の床面積が 40 m²未満の戸数 10 以上（全戸数の 1/3 超）、かつ、階数 3 以上の建築物

(3) 特定商業施設建築物

店舗の用に供する部分（売場等）の床面積が 500 m²を超える建築物

(4) 開発許可対象区域内建築物

都市計画法第 29 条の開発行為の許可を要する区域内の建築物（一戸建ての住宅を除く）

4 実績

各届出等件数（過去 10 年）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
事前相談	2,410	2,200	2,209	2,104	2,052	2,007	2,085	1,705	1,763	1,714
計画届出	41	41	36	29	36	27	26	22	24	15
完了届出	33	23	31	22	26	20	25	19	17	15

第4 都市居住再生促進事業

1 目的・概要

(1) 目的

都心居住の推進を図り安全で快適な居住環境の実現を目指すために、複数の土地を共同化して建築物を建替える場合や老朽化したマンションを建替える場合などに、良質な住宅の供給を行う事業に対して、建設費の一部を補助します。

(2) 事業タイプ

タイプの別	事業の要点
① 共同化タイプ	2人以上の地権者等が敷地の共同化により建築物を整備する事業
② マンション建替タイプ	区分所有型の老朽化した共同住宅を建替える事業
③ 優良住宅供給タイプ	重点供給地域内等において優良な住宅を相当戸数供給する事業

(3) 対象地域

ア 都心共同住宅供給事業

供給事業の認定地域は、第一種低層住居専用地域を除いた地域。また、そのうち、補助事業の対象地域は、センター・コア・エリア、及び特に住宅供給の促進を図るべき地区（特定促進地区）として東京都住宅マスタープランで定めた地域。

イ 優良建築物等整備事業

補助事業の対象地は、都心共同住宅供給事業の補助対象地域以外の地域。

2 実績

平成10年度 都心共同住宅供給事業 助成件数 1 件

11年度 都心共同住宅供給事業 認定（東京都）件数 1 件

令和元年度 都心共同住宅供給事業 助成件数 1 件

第5 優良住宅・優良宅地認定

1 概要

優良住宅・優良宅地認定制度は、租税特別措置法に基づき優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置等を講じることにより、優良な住宅の供給を図ろうとするものです。

租税特別措置法において、当該土地を譲渡したもの（元地主）が、税制上の優遇措置（土地譲渡にかかる課税の減額・免除）を受けるには、宅地造成がある場合は優良宅地認定を、宅地造成がなく住宅の新築を行う場合は優良住宅認定を受ける必要があります。

認定区分		宅地の造成	
		有	無
住宅の新築	有	優良宅地	優良住宅
	無	優良宅地	対 象 外

なお、土地の譲渡益に対する課税制度は、土地の譲渡者（地主）と所有期間に応じて、短期土地譲渡益重課制度（個人又は法人が5年以内）、長期譲渡所得課税制度（個人が5年超）及び一般土地譲渡益重課制度（法人が5年超）に区分されていますが、短期及び一般土地譲渡益重課制度は、令和11年3月31日まで適用停止となっています。

過去10年間の認定件数は、令和2年度に優良住宅認定が1件ありました。

第6章 道路・橋りょう等

第1 道路等の管理

1 目的・概要

道路は、産業基盤の社会資本として、歩行者や自動車などが通行できる機能をはじめ、沿道の建物や施設の立地など土地利用そのものを可能にする機能を有しています。また、電気・ガス・水道など公益施設の埋設空間機能や、火災を遮断する防災機能、さらに、憩いや集い、ショッピングや緑の空間の場を提供するなど、日常生活に不可欠な施設です。

道路を人々が安全で快適に、また、適正に利用されるよう、路線の認定・廃止・変更、道路占用許可及び道路監察等による管理を行っています。

2 路線の認定・廃止・変更

特別区道や区有通路などの新規認定や道路拡幅による区域への編入、地域の開発等により必要がなくなった道路の路線廃止や路線変更等を行っています。

3 目黒区内の道路延長等

		延長	面積	備考
目黒区管理	※区道	333,786m	1,629,890 m ²	令和8年3月31日現在
	区有通路	16,097m	54,516 m ²	
	計	349,883m	1,684,406 m ²	
区管理以外	国道	882m	35,504 m ²	令和7年4月1日現在
	首都高速道路	5,026m	180,321 m ²	
	都道	22,084m	491,812 m ²	

※区道には公共物管理条例に基づく道路（認定外道路）を含む

4 道路台帳

道路台帳は、道路法の規定を適用する管理区域を明確にするとともに、道路の構造、占用物件など、道路管理上の基礎的な事項を総括的に把握しておくため、調書と図面から成っています。年に一度、道路の幅員構成等の状況を確認し、道路台帳現況平面図の追記・修正を行っています。

また、インターネット上で道路台帳現況平面図を閲覧できるように、令和4年10月からめぐろ地図情報サービスの運用を開始しました。

5 境界確定と道路区域境界同意

境界確定とは、道路や水路など区が所有する土地と民有地等について、土地財産の境を互いに協議し確定する行為をいいます。

これに対して、道路区域境界同意とは、道路の管理区域と道路に接する民有地等との境を互いに確認し、区が同意する行為をいいます。

区では、民有地等の土地所有者から土地境界確定申請書若しくは道路区域境界同意願を提出されたとき、又は道路管理上必要である場合、境界確定若しくは道路区域境界同意を行っています。

なお、境界確定及び道路区域境界同意において確定されたポイントは、境界点として境界標等を設置し、その管理・保存を行っています。

(1) 受付件数

年度 種別	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
境界確定	231	243	237	233	196	226	222	241	225	246
道路区域境界同意	39	40	42	37	28	37	50	52	34	44

(2) 境界に関する窓口受付件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
受付件数	14,858	13,609	12,980	12,370	9,335	10,514	9,239	7,406	6,204	6,637

6 道路占用

道路占用とは、継続して道路区域内の一定の場所を使用することをいいます。道路は、単に交通の用に供されるばかりでなく、日常生活に必要な電気、ガス、上・下水道、電話等の施設を収容する空間としても重要な役割を果たしています。これらの施設は、道路法第32条に基づく道路占用物件として規定されており、道路管理者の占用許可が必要で、道路占用料が課せられます。

目黒区では、道路占用物件をその占用目的から企業占用と一般占用とに分類しています。企業占用は、日常生活に必要な公益企業者（電気、ガス、水道等）による土地の使用をいい、一般占用はそれ以外の物件で、バス停留所や鉄道（踏切等）、商店街の街路灯、案内標識、掲示板及び袖看板等の長期占用物件と、工事用足場・仮囲いなどの物件です。

道路占用許可件数及び占用料徴収金額

【許可件数】

年度 種別	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
企業占用	1,966	1,969	1,648	1,708	1,451	1,252	1,480	1,425	1,563	1,433
一般占用	467	440	435	559	450	499	457	517	537	451
計	2,433	2,409	2,083	2,267	1,901	1,751	1,937	1,942	2,100	1,884

【占用料徴収金額】

(単位：千円)

年度 種別	2 8	2 9	3 0	元	2
企業占用	897,457	900,575	924,183	1,058,484	1,051,341
一般占用	108,210	108,481	82,660	93,109	86,064
計	1,005,668	1,009,056	1,006,843	1,151,593	1,137,405
年度 種別	3	4	5	6	7
企業占用	1,046,193	1,166,535	1,165,853	1,163,961	1,220,786
一般占用	86,563	95,509	101,151	97,628	100,941
計	1,132,756	1,262,044	1,267,004	1,261,589	1,321,727

7 自費復旧と受託復旧

前項6の道路占用において、道路を掘削した場合、原状回復するための舗装復旧は、原則道路占有者が行います（自費復旧）。しかし、管理上、区が舗装復旧を行うと判断したとき、又は占有者から舗装復旧費をもって復旧に替える申し出があった場合は、区が復旧を行います（受託復旧）。

自費復旧の場合は工事監督事務費を徴収し、受託復旧の場合は工事監督事務費と、舗装復旧を行うための工事費を徴収しています。

自費復旧と受託復旧件数及び収入金額

【件数】

年度 種別	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
自費復旧	1,572	1,921	1,490	1,835	1,451	1,191	1,493	1,311	1,159	1,401
受託復旧	4	7	16	4	2	3	3	2	0	0
計	1,576	1,928	1,506	1,839	1,453	1,194	1,496	1,313	1,159	1,401

【収入金額】

(単位：千円)

年度 種別	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
自費復旧	75,130	96,699	79,280	101,179	72,969	51,507	66,822	57,388	47,859	53,326
受託復旧	875	17,637	19,903	8,900	8,215	4,677	3,225	1,007	0	0
計	76,005	114,336	99,183	110,079	81,184	56,184	70,047	58,395	47,859	53,326

8 自費工事

道路区域内で、道路管理者以外で道路に関する工事を行うことができる者は、道路占用許可を受けた者の他に、道路法第24条に基づく道路管理者の承認を受けた者に限定されます。

道路に関する工事とは、道路の新設・改築又は修繕に関する工事をいい、このうち、道路管理者の承認を受けた者が自らの費用で行う工事を自費工事といいます。

自費工事の事例として、車乗り入れのための歩道及びL形側溝の切り下げ工事やガードレール撤去工事等があります。

自費工事承認件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
承認件数	129	117	152	128	112	110	125	125	144	181

9 沿道掘削

道路の破損等を防ぐため、道路管理者は、道路構造を保全するとともに沿道から道路に及ぼされる影響を防止する必要があります。

このため目黒区では、沿道で建築工事等による掘削工事を計画されている方に、沿道掘さく願の提出を求めています。

沿道掘さく願提出件数

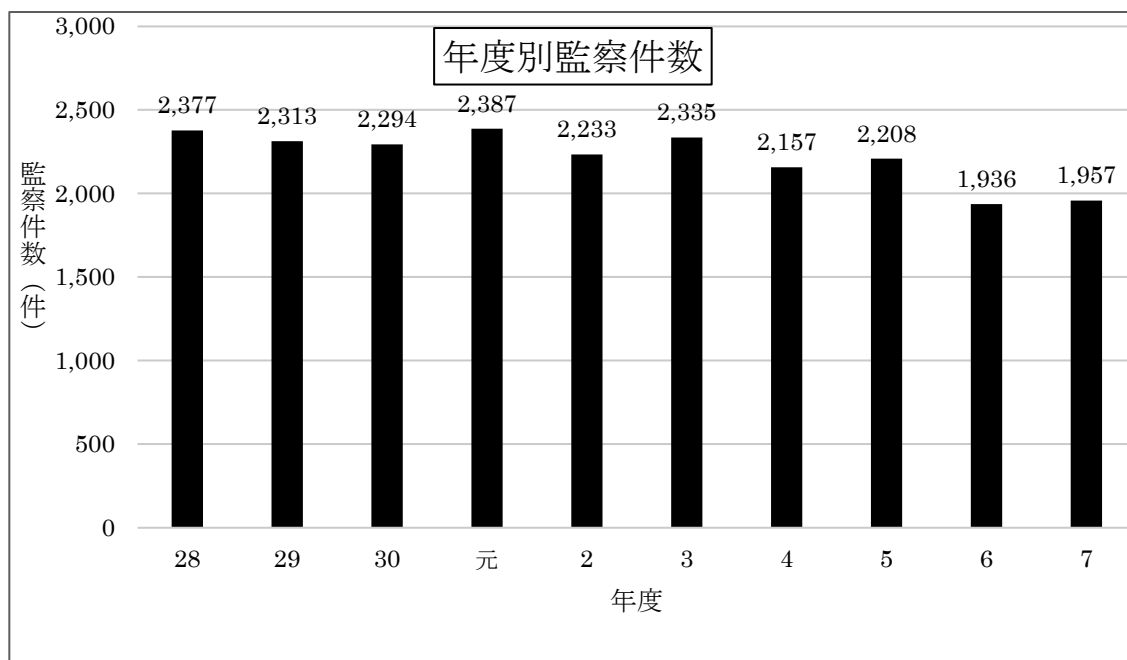
年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	35	44	43	35	39	33	43	14	7	10

10 道路等の監察

道路等に私物が放置されるなど施設管理又は通行に支障がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)、目黒区道路監察要綱(平成元年1月19日付け目土管第707号)等に基づき、道路等の監察を実施しています。巡回点検や自費工事現場の監督により、異常又は違法な状態を発見し、適切な処置を講ずることにより、道路等の良好な状態を確保しています。

監察件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
監察件数	2,377	2,313	2,294	2,387	2,233	2,335	2,157	2,208	1,936	1,957



令和7年度の監察内容別件数

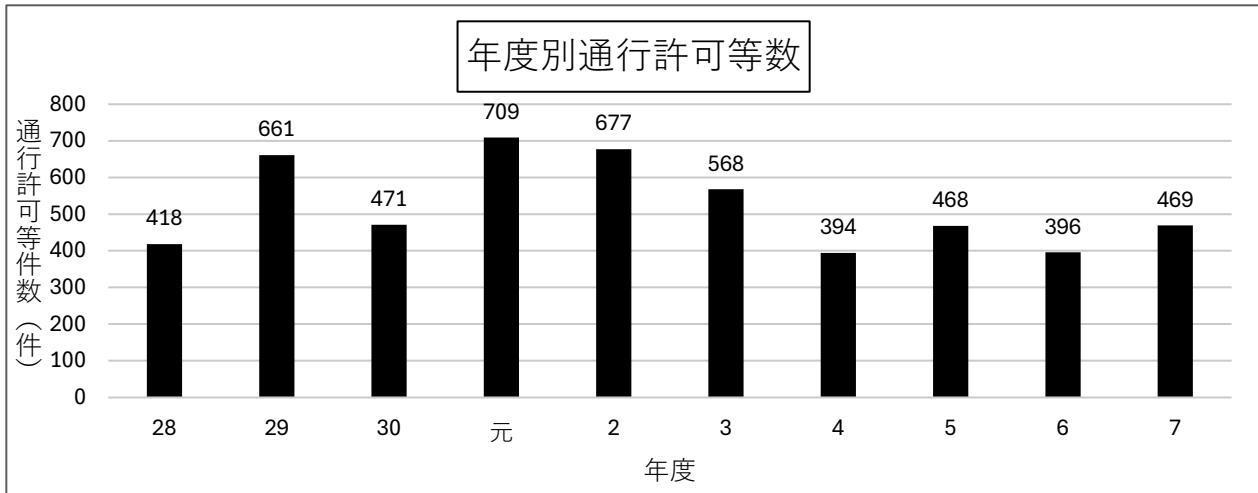
番号	内容	件数
①	道路・河川の不法使用・不法占用に関する事	92
②	道路上への看板や商品のせり出しに関する事	11
③	路上放置自転車や放棄車両に関する事	5
④	不法投棄に関する事	157
⑤	自費工事・沿道掘削等に関する事	500
⑥	道路上の工事に関する事	58
⑦	河川・公共物に関する事	24
⑧	占用物件に関する事	0
⑨	屋外広告物に関する事	201
⑩	交通安全対策に関する事	128
⑪	樹木のせり出しに関する事	261
⑫	公園・児童遊園・緑道に関する事	41
⑬	その他	479
合計		1,957

11 車両通行上の特例（特殊な車両の通行許可、通行認定）

道路を通行できる車両の幅、重量、長さ等は、道路法第47条及び車両制限令により制限されています。これらの制限値（幅2.5m、総重量20tなど）を超える車両を通行する場合、通行しようとする者は、道路管理者から通行の許可を受けなければなりません。道路管理者は、特殊な車両を通行しようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全及び交通の危険を防止するために、通行経路、通行時間等に必要な条件を付して、その車両の通行を許可又は認定しています。

通行許可等件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
許可等件数	418	661	471	709	677	568	394	468	396	469



第2 地籍調査

1 目的・概要

地籍調査とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所在・地番・地目・境界の調査と、登記簿に記載された所有者に関する確認、並びに境界及び面積の測量をして、その結果に基づく地籍図と地籍簿を作成するものです。言い換えれば、地籍調査は、土地の実態調査で、土地に関する戸籍調査という性格を有しています。

なお、同法第2条第1項3号の規定により地籍調査は、目黒区事業として行うものです。これまで東京都防災都市づくり推進計画の整備地域等を中心に事業を実施しており、今後も区内全域の実施を目指し順次実施していきます。

2 事業実施計画

（1）事業の進め方

地籍調査事業は、多大の費用と労力・時間を必要とする事業であり、特に都市部では土地の権利関係が複雑なため調査の完了が遅れる傾向にあります。このため、区の事業実施計画は道路や河川等との官民境界等を先行して調査する「官民境界等先行調査型」で事業を進めます。

一筆ごとの土地調査については、官民境界等先行調査の進行状況により順次進めることにしています。

（2）事業期間及び実施箇所

平成20年度を初年度とし順次実施しています。実施対象は、東京都防災都市づくり推進計画の

整備地域を中心に進めていきます。

3 実績

令和7年度は、前年度測量調査完了1地区の筆界確認立会（後期工程）と新規1地区の測量調査（前期工程）を行いました。（実施面積計：2.20km²、進捗率：9.8%（令和7年度末））

【前期工程】：碑文谷一丁目の一部

【後期工程】：目黒本町二丁目の一部

地籍調査実施箇所



第3 道路整備

1 道路の体系的整備

自動車交通の円滑な処理、居住環境区域（※注1）への通過交通流入の抑制、防災機能確保、都市活動の利便性・安全性の向上を目的として、道路網を段階的に構成することにより、体系的な整備を図ります。

都市計画道路は、「東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画 令和8年3月策定）」及び実施計画に基づき整備していきます。また、生活道路についても実施計画に基づき順次整備していきます。

道路網の段階構成(都市計画マスタープラン)

分類	名称	配置 (網間隔)	主な機能	幅員 イメージ
幹線道路	主要幹線道路		都市の骨格を形成し、主に広域的自動車交通を円滑に処理する。防火や消防活動のための空間、大震災時の避難路などの防災機能。	25m 以上
	幹線道路	1 km	主に自動車交通を円滑に処理する。防火や消防活動のための空間、大震災時の避難路などの防災機能。	15m 以上
生活道路	主要生活道路	500m	通過交通を抑制し、居住環境区域の交通を集散することで外周道路と結ぶ。震災時において地区内の防災機能の主軸となる。	8～14m
	主要区画道路	250m	主要生活道路を補完する。平常時の消防活動の場となる。	6m 以上
	区画道路		各宅地へ接続し、日常生活の基本となる。	4m 以上

※注1 居住環境区域：おおむね1km間隔で配置され広域的な交通を処理する幹線道路（都市計画道路）に囲まれた区域を示し、通過交通の流入を抑制します。

2 都市計画道路

(1) 都市計画道路の経緯及び計画の見直し

目黒区内の都市計画道路は、高速道路を除き、主要幹線道路4路線（延長約12.5km）と幹線道路16路線（延長約20.2km）の計20路線（延長約32.7km）あります。

都内における都市計画道路の多くは、明治22年の市区改正条例に基づく市区改正計画に始まり、大正13年の震災復興計画、昭和5年から昭和18年にかけて決定された細道路網計画、昭和21年に告示された戦災復興都市計画街路に基づき整備されてきました。

その後、昭和31年の首都圏整備法の施行に伴い、昭和39年と昭和41年の都市計画街路網の見直しを行いながら整備されてきました。

東京都では、昭和56年、平成3年、平成16年に、概ね10年間で着手又は完成すべき路線を選定した事業化計画を策定し、都市計画道路の計画的、効率的な整備に努めてきました。

第四次事業化計画が令和7年度までの計画であることから、東京都・特別区及び26市2町は令和8年3月に「東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画）」（※注2）を策定し、今後15年間で優先的に整備する路線（以下「優先整備路線」という。）を定めるとともに、整備の必要性が低い廃止候補路線などを定めました。また、計画策定に併せて道路空間の再編を都内に幅広く展開する「東京ストリート+（プラス）」制度が新設されました。

なお、目黒区内の都市計画道路の現状は、以下の表及び次ページに記載の図のとおりです。

都市計画道路の整備状況一覧

	計画延長 (k m)	完成延長 (k m)	事業中延長 (k m)	未着手延長 (k m)	完成率 (%)
目黒区	32.7	20.2	1.7	10.8	61.8

(令和8年3月末現在)

参 考(東京都のホームページより)

	計画延長 (k m)	完成延長 (k m)	事業中延長 (k m)	未着手延長 (k m)	完成率 (%)
区部	1,767	1,186	168	412	67.1

(令和6年3月末現在)

※未着手延長には、概成の都市計画道路が含まれています。

※注2 第五次事業化計画(計画期間：令和8年から令和22年まで)

施行区分	区間数	延長
都施行路線	96 区間	96 km
区施行路線	67 区間	34 km
全体	163 区間	130 km

なお、目黒区内の優先整備路線は補助26号線（目黒本町三丁目～放射3号線）と、補助127号線（補助46号線～放射3号線）の2区間です。

目黒区都市計画施設図

目黒区

第6章



（２）都区の役割分担

平成12年４月の都区制度改革で、都区の役割分担を次のように定めました。

特別区内において、①、②の基準に適合する都市計画道路を都施行、それ以外を区施行とする。

① 都市の骨格を形成する放射線、環状線

② 補助線のうち、原則として標準幅員16m以上であって、放射線・環状線を補完する複数区にまたがる広域的な路線

なお、現在、都が事業にあたっている箇所については、引き続き都が施行する。さらに、個別・具体の対象路線の決定にあたっては、都と関係区間で十分協議を行うものとする。

（３）事業中路線

ア 補助46号線

事業主体：東京都

区 間：（原町・洗足地区／特定整備路線）原町一丁目～洗足一丁目付近 550m

事業期間：平成27年２月６日～令和13年３月31日

イ 補助26号線

事業主体：東京都

区 間：（東北沢）駒場四丁目～渋谷区大山町 550m（目黒区：三角橋交差点付近のみ）

事業期間：平成18年12月15日～令和13年３月31日

区 間：（代 沢）世田谷区代沢一丁目～駒場四丁目 975m（内目黒区：約200m）

事業期間：令和元年７月18日～令和13年３月31日

区 間：（目黒中央町）中央町一丁目～鷹番二丁目 760m

事業期間：平成19年９月６日～令和11年３月31日

（４）事業完了路線

ア 中央環状新宿線

事業主体：首都高速道路(株)

区 間：目黒区青葉台四丁目～板橋区熊野町 11.0km

事業期間：平成３年３月11日～28年３月31日

イ 中央環状品川線

事業主体：東京都・首都高速道路(株)

区 間：目黒区青葉台四丁目～品川区八潮三丁目 9.4km

事業期間：平成18年６月20日～30年３月31日

ウ 環状6号線

事業主体：東京都

区 間：（下目黒）品川区西五反田三丁目～下目黒三丁目付近 570m（内目黒区400m）

事業期間：平成12年９月27日～令和４年３月31日

区 間：（上目黒）上目黒三丁目～青葉台二丁目付近 780m

事業期間：平成12年12月28日～令和７年３月31日

エ 補助46号線

事業主体：東京都

区 間：（目黒本町地区／特定整備路線）目黒本町五丁目付近 510m

事業期間：平成21年9月2日～令和7年3月31日

（5）目黒区が施行する第五次事業化計画における優先整備路線

補助127号線（昭和22年11月26日戦災復興院告示第128号）

区間：自由が丘二丁目～中根一丁目（自由が丘駅～放射3号線目黒通り）延長約790m

早期整備に向け地域の進めるまちづくり計画と整合を図るとともに、沿道の面的整備に合わせた整備手法を検討し、事業を推進していきます。

令和元年度は、東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）と協定締結し、駅前広場から46号線までの区間（延長＝145m）の現況測量及び路線測量を実施しました。着手に際しては、自由が丘駅前西及び北地区街づくり検討会の状況を踏まえ、令和2年1月に説明会を行いました。

令和2、3年度は、まちづくりに併せた道路整備の進め方の検討を行うとともに、令和4年度事業認可取得に向けて東京都及び交通管理者と調整を行い道路設計、電線共同溝設計等に着手するとともに、令和3年10月5日に用地測量説明会を行い、用地測量に着手しました。

令和4年度は、令和4年1月24日に自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合設立、令和4年7月22日に自由が丘駅前地区市街地再開発準備組合が設立されたのを踏まえ、自由が丘駅前広場から補助46号線までの区間（約145m）において令和4年9月15日に事業認可を受けました。

令和5年度は、駅前広場に面する182.21㎡の土地について、令和6年3月15日に土地所有者と土地売買契約を締結しました。

（6）第五次事業化計画における廃止候補路線

目黒区内の各都市計画道路の検証を行い、いずれかの評価項目に該当する区間は、必要性が高いと評価しました。いずれの評価項目にも該当しない路線（区間）は、必要性が低いと評価し、「廃止候補路線（区間）」に位置付けました。区内では補助50号線（補助25号線から環状6号線）の区間について廃止路線に位置付け、都市計画道路を廃止した際の地域のまちづくりへの影響などを確認した上で、計画廃止など必要な都市計画の変更を行っていきます。

（7）東京都が施行する第五次事業化計画における優先整備路線

補助26号線（昭和21年4月25日戦災復興院告示第15号）

区間：目黒本町三丁目～目黒本町二丁目

特別区道二級幹線22号線～目黒通り延長約860m

駒場四丁目付近（東大駒場リサーチキャンパス～三角橋交差点）で目黒区内を通過します。

3 生活道路

（1）歩道の設置

歩行者の安全な通行を確保するため、道路の幅員・交通量など地域における道路の立地条件を考慮して、歩道を設置しています。（設置済延長 59,265m）

（２）路面改良

道路を良好な状態に保ち、安全で円滑な通行を確保するため、道路の利用状況に応じた路面の改良を行っています。

高級舗装：車の利用頻度が高く、常時大型車輛が通行する道路。（改良済 113,536 m²）

中級舗装：車の利用頻度は高いが、大型車輛の通行が比較的少ない道路。

（全体計画 628,400 m²、改良済 574,071 m²）

（３）私道整備助成

私道の公共性を考慮し、土地所有者などの申請に基づき、舗装や路面排水設備等の整備費の一部を助成しています。令和7年度は、2件（助成延長156m、助成面積491m²）の助成を行いました。

（４）道路の修繕

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を維持するため、各種維持工事・維持作業を行っています。

ア 請負工事：路面（高級・中級・簡易）、すべり止め舗装、側溝等の修繕を行っています。

令和7年度は、路面修繕 13,541 m²、すべり止め舗装 569 m²等を行いました。

イ 委託作業：道路清掃や残土処理の作業を委託しています。

《道路清掃の分類》

（ア）機械清掃：契約路線(41.75km)のごみや落ち葉等を、路面清掃車で清掃し回収します。

令和7年度は、12回（月1回）行いました。

（イ）人力清掃：契約路線(57.63km)のごみや落ち葉等を、人力で清掃し回収します。

令和7年度は、12回（月1回）行いました。

（ウ）落葉清掃：落葉時期に、契約路線(10.38km)の落ち葉等を人力で清掃し回収します。

令和7年度は、落葉時期（11月～3月）に32回（週2回）行いました。

（エ）駅周辺清掃：祐天寺、学芸大学、都立大学、自由が丘駅前の道路清掃を人力で行います。

令和7年度は、52回（週1回）行いました。

（オ）雨水桝清掃：高圧洗浄及び吸引等により、取付管内の洗浄及び土砂塵埃等の除去を行います。

令和7年度は、7,101か所行いました。（区内全域 27,340 個を5か年で清掃）

ウ 直営工事・作業

請負工事や委託作業によらない小規模な維持については、道路公園サービス事務所において直営により作業を行っています。内容は、舗装の修繕、側溝の修繕、雨水桝の清掃、道路清掃、日常の道路調査などです。また、住民からの要望への対応や道路陥没等への緊急対応も行っています。令和7年度は、舗装補修 639 m²、側溝補修 566m、道路陥没補修 2件、雨水桝清掃 677 か所等を行いました。

(5) 要望受付件数

ア 直営

用件 年度	側溝 修繕	路面 補修	浚渫	カーブ ミラー	街路灯	交通 安全	巡回 調査	その他	合計
28	252	233	70	89	271	95	194	149	1,353
29	188	223	109	179	167	65	121	184	1,236
30	287	298	152	251	200	99	212	268	1,767
元	186	220	102	129	305	82	127	319	1,470
2	303	231	162	140	236	58	273	279	1,682
3	248	232	131	116	180	101	222	181	1,411
4	283	265	100	142	358	156	166	395	1,865
5	206	205	114	216	311	127	163	440	1,782
6	172	167	70	55	133	113	53	321	1,084
7	215	185	120	112	166	122	101	393	1,414

イ 区民の声等

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	215	184	185	180	283	127	133	108	92	57

ウ 通報システム

令和3年11月15日から運用を開始。区民からLINEを活用して要望を受付しています。

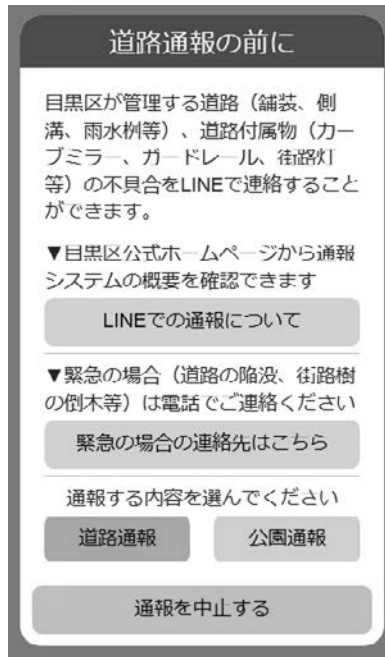
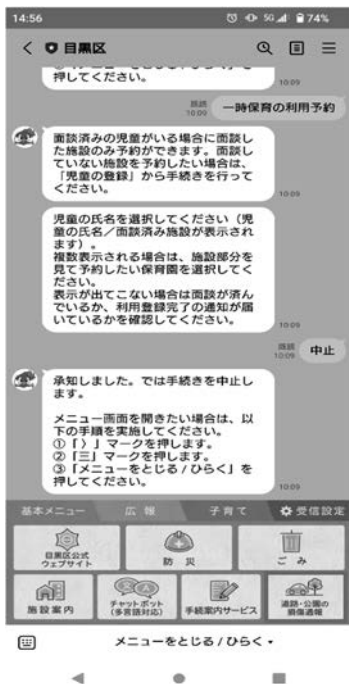
道路

用件 年度	舗装	雨水マス 側溝	ガード レール等	カーブ ミラー	街路灯	街路樹	その他	合計
3	32	22	2	11	9	6	0	82
4	113	36	9	5	23	21	3	210
5	50	21	9	15	24	10	4	133
6	53	31	8	6	6	15	36	155
7	63	20	18	9	7	7	38	162

令和5年11月6日から公園項目の運用を開始しています。

公園

用件 年度	施設	遊具	樹木	公衆 トイレ	その他 施設	合計
5	1	1	0	0	5	7
6	7	0	14	1	10	32
7	7	3	9	2	15	36



通報システム投稿用コード

(6) 交通安全施設

安全で円滑な道路交通を維持するため、次のような交通安全施設の整備、維持管理を行っています。

(()内の数字は令和8年3月31日現在)

ア カーブミラー

見通しの悪いカーブや交差点などにおける車両による出会い頭の衝突、あるいは接触事故を未然に阻止するため、カーブミラーを設置しています。

また、視認性を確保するため、鏡面の清掃・キズやくもりの点検や、支柱の傷み等の点検を行い、破損や劣化等したものは取り替えています。(設置総数 1,977 本)

イ 道路標識

交通事故防止及び円滑な通行を図るため、案内標識や計画標識などの道路標識を設置・維持管理しています。(設置総数 1,330 本)

ウ 区画線

区画線の消失箇所及び視認性の低下した箇所の修繕を行っています。(設置総数 356, 150m)

エ すべり止め舗装

交通事故防止のため、停止線の直前等にすべり止め舗装を設置しています。また、すべり止め舗装の機能低下が著しい箇所の修繕を行っています。(設置総数 43,936 m²)

オ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者の安全確保のため、歩道の巻き込み部や横断歩道の直前等に視覚障害者誘導用ブロックを設置・維持管理しています。(設置総数 24,227 枚)

カ 防護柵

交通事故防止及び円滑な通行を図るため、ガードパイプやガードレールの車両用防護柵、横断防止や転落防止のための、歩行者・自転車用柵等を設置しています。また、破損箇所の修繕や応急処理を行っています。(設置総数 32,724m)

キ 街路灯

夜間における通行の安全性の確保及び街の防犯性を向上するため、街路灯を設置しています。道路や沿道の状況に応じて、小型街路灯や大型街路灯を設置して来ましたが、平成 21 年度より交換時期にあわせて省電力型の LED 街路灯へ換え、節電及びコスト縮減に努めています。

また、街路灯の不点灯箇所については、修繕及び器具・支柱の取り替えを行っています。
(設置総数 11,571 灯、内 LED 化 10,895 灯)

(7) 学芸大学駅周辺地区あんしん歩行エリア形成事業

学芸大学駅周辺地区において“安全・安心・快適な歩行ネットワークの形成”を目指すため、歩行者や自転車の安全通行を確保し、総合的な安全対策を進める学芸大学駅周辺地区あんしん歩行エリア形成事業を平成 22 年度から進めています。

整備箇所 碑文谷 5・6 丁目、鷹番 1～3 丁目、中央町 1・2 丁目

(駒沢通り、環七通り、目黒通り、中央中通りで囲まれた範囲)



シンボル標識

主な整備としてイメージ狭さく、カラー舗装、自発光紙、シンボル標識等を設置しています。令和 7 年度は、特別区道 D81 号線等で主にカラー舗装の交通安全施設の整備を行いました。

(8) 安全・安心の道路交通対策（通学路・裏通りの交通安全対策）

目黒区交通安全計画等に基づき、区民が安全で安心して通行できる道路環境をつくるため、通学路や裏通りの交通安全対策を行います。学校及び P T A による安全点検や住区住民会議からの要望を受け、交通管理者と協議し対策を行います。主な整備内容は、歩行者通行帯の明確化（グリーンベルト）、スクールゾーンの表示、交差点のキララ舗装等です。

通学路については、平成 15 年度から平成 26 年度に実施し、平成 27 年度からは整備範囲を住区区域に広げ、区域内の通学路や裏通りにおける交通安全対策を行っていきます。また、令和 4 年度の実施計画の改定に伴い、誰もが安全・安心に通行できる道路環境を確保することを目的に、計画名を「安全・安心の道路交通対策」に改めて実施しています。

令和 5 年度は中目黒住区及び月光原住区、令和 6 年度は八雲住区及び大岡山西住区、令和 7 年度は上目黒住区及び向原住区で整備を行いました。

（９）通園・園外保育等の交通安全対策

令和元年５月、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

国では、６月に関係閣僚会議が開催され、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施するように通知がありました。

区では、国からの通知を踏まえ、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路について、各施設管理者（保育園、幼稚園、児童発達支援事業所等）、道路管理者、警察署の関係機関と合同点検、対策検討及び安全対策を実施しました。

令和２年度は、同年４月以降に開園した認定保育園等に対して散歩経路等の交通安全調査を実施し、令和３年度に保育等施設、教育委員会、道路管理者、交通管理者等から構成される通園・通学路等の交通安全対策検討会（以下、検討会）を設置し、キッズゾーンの整備について検討を進めました。

検討会での検討内容を踏まえ、令和４年度に学芸大学駅周辺地区及び祐天寺駅周辺地区をモデル地区としてキッズゾーンを整備しました。令和５年度以降については、実施計画事業「安全・安心の道路交通対策」と合わせて整備を進めています。

なお、上記の緊急安全点検とは別に、子どもの安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備や地域ぐるみで子どもを見守るための対策等を進めるため、令和元年１１月に国からキッズゾーン設定の推進について通知が出ている状況です。

ア 合同点検

（ア）実施期間 令和元年９月１７日～１１月１日

（イ）実施施設

保育施設等 141 施設（保育施設 117 園、区立幼稚園・こども園 3 園、私立幼稚園 19 園、児童発達支援事業所 2 所）に点検を依頼し、対策要望のあった 62 施設の現場実査を行いました。

（ウ）実施手順

各施設管理者による散歩経路等の調査結果に基づき、各施設管理者、道路管理者、警察署の関係機関と合同点検を実施し、対策案について検討しました。

イ 安全対策

（ア）対策要望件数：174 件

（イ）対策必要件数：138 件（現場実査の中で要望の可否、代替案を精査）

うち道路管理者の対策必要件数：84 件

・令和７年度までの実施件数 83 件

早急に対応が必要な防護柱設置、区画線塗り直し、巻き看板設置等を実施

・令和８年度以降の対応件数 1 件

予算措置を伴う自転車ナビマーク等の実施

（10）無電柱化の推進

都市防災機能の向上、安全で快適な歩行者空間の確保、都市景観の向上及び良好な住環境を形成

するため、無電柱化を推進しています。（無電柱化の整備状況 5,258m（進捗率 14.1%）令和8年3月末現在）

令和2年8月に、区道の無電柱化を総合的、計画的に推進するため「目黒区無電柱化推進計画」を策定し、優先整備路線（東邦大学大橋病院前、都立駒場高校前、目黒銀座商店街、東京共済病院周辺、洗足商店街、柿の木坂通り南）2.4kmを選定し、街づくりにあわせて無電柱化を行っていく。原町一丁目及び自由が丘一丁目の2地区0.4kmを合わせた2.8kmを整備目標としています。

無電柱化の整備状況（令和8年3月末現在）

路線名	年度	道路延長（m）
H19年度以前の路線	S61～H19	3,171
補助19号線（新茶屋坂通り）	H20	434
上目黒一丁目地区再開発	H21	230
補助30号線	H25	174
大橋地区再開発	H24	380
都立大学駅前（優先整備路線）	H25	250
都立駒場高校前（優先整備路線）	R6	299
東邦大学大橋病院前	R7	320
合計		5,258

優先整備路線実績

年度 名称	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
東邦大学 大橋病院前 （計画延長 300m）	詳細設計	支障物撤去工事	支障物移設工事等	本体管路等工事	本体管路等工事	引込連系管路等設計	引込連系管路等工事	—	歩道整備工事	車道整備工事
都立駒場 高校前 （計画延長 330m）	—	—	—	予備設計	詳細設計	本体管路等工事、引込連系管路等設計	本体管路等工事	引込連系管路等工事	歩車道整備工事	—
目黒銀座 商店街 （計画延長 850m）	—	—	—	—	予備設計	予備設計	試掘調査工事	試掘調査工事、詳細設計、支障移設工事	本体管路工事、引込設計、支障移設工事、詳細設計	本体管路工事、引込設計、支障移設工事
東京共済 病院前 （計画延長 330m）	—	—	—	—	—	—	—	—	概略検討	予備設計

（11）環境配慮型の道路整備

目黒区環境基本計画に基づき、ヒートアイランド対策の一環として、目黒川沿いのエリアや都の推進エリアである下目黒・目黒本町地域において、保水性舗装や遮熱性舗装など環境配慮型の道路整備を行っています。

ア 保水性舗装

雨水等をアスファルト内に充填させた保水材に吸収させた後、蒸発するときの気化熱により舗装面の温度上昇を抑える舗装（整備済面積 13,717 m²）

イ 遮熱性舗装

アスファルト舗装表面に遮熱材を塗布することにより、近赤外線を反射して路面温度と舗装内部に蓄熱される熱量を抑える舗装（整備済面積 8,544 m²）



保水性舗装の施工例：目黒川沿い



遮熱性舗装の施工例：駒沢通り(都施工)

(12) 道路・橋りょうの長寿命化

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、ライフサイクルコストを考慮した修繕計画に基づく維持管理を実施していきます。

ア 道路

区道等の安全・安心な通行を確保し、効率的・効果的な修繕による舗装の維持管理を行うことを目的に平成 28 年 11 月「目黒区道路舗装維持管理方針」を策定しました。この方針に基づき、道路陥没による重大事故を防ぐため、路面下空洞調査を行っています。

路面下空洞調査実績（平成 29 年度～令和 7 年度）

調査 年度	調査延長 【k m】	一次調査(レーダー探査) 【推定箇所】	二次調査(削孔調査) 【確認箇所】	空洞 【確定箇所】	処理済 【完了箇所】
29	8	29	29	8	8
30	82	285	116	110	110
元	平成 30 年度未処理分		169	143	143
	4	21	21	20	20
2	3	12	12	11	11
3	5	16	12	14	14
4	15	12	11	9	9
5	142（車道） 77（歩道）	172	172	157	157
6	28（車道） 4.3（歩道）	22	22	17	17
7	18.6（車道） 4.1（歩道）	44	44	40	0

イ 橋りょう

区が管理する橋りょう（38 橋）は、架設年数とともに老朽化が進み、修繕にかかる費用の増大が見込まれます。そのため、計画的に耐震化及び修繕を進め、予防保全型の維持管理により長命化を図り、区が管理する全ての橋りょうの継続的な安全性と信頼性を確保するため、「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」を平成 23 年 12 月に策定し、平成 27 年度の定期点検に基づいて、平成 29 年 1 月に改定を行いました。また、令和 2 年度の定期点検結果を踏まえ、修繕計画への反映を行い、新たな国の補助制度の設立から新技術の活用の項目を盛り込み、令和 4 年 3 月に 2 回目の改定を行いました。当計画では耐震性の検証も行い、耐震補強等の対策を修繕工事に併せて実施するよう計画しています。その後、令和 7 年度に 3 巡目の定期点検を実施し、令和 8 年度に修繕計画を改定予定です。（令和 8 年 3 月末現在、橋単位の健全性Ⅰ（健全）の割合 66%）

橋りょうの長寿命化実績（平成 29 年度～令和 7 年度）

名称 \ 年度	29	30	元	2	3	4	5	6	7
東三谷橋	概略設計	詳細設計	支障移設 調整			支障移設 調整	支障移設 調整	補修耐震 化工事	
稲荷橋		概略設計	耐震検討、 補修設計	耐震補強 補修設計					関係機関 調整
大丸跨線橋 （鋼橋）	補修耐震 化工事								
大丸跨線橋 （RC 橋）			耐震検討、 補修設計	耐震補強 詳細設計				関係機関 調整	協定締結
蛇崩橋			補修耐震 補強設計		補修耐震 補強工事				
無名橋					仮設補強 工事	整備方針 検討委託	整備方針 検討調整	調査 予備設計	関係機関 調整

(13) 歩道のバリアフリー化推進

だれもが日常の活動を円滑に行うことができる歩行者空間を実現するために、目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想に基づき、駅から主要な公共施設などを結ぶ経路について、バリアフリーネットワーク化を進めています。点字ブロックの設置や歩道の段差解消、舗装改良を行います。

歩道のバリアフリー化の推進の整備実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

整備内容 \ 年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
歩道改良（段差解消）（箇所）	12	2	18	14	27	18	9	6	26	0
歩道舗装改良 透水性舗装（㎡）	604	503	110	347	652	509	403	294	812	0

第4 橋りょう

1 目的・概要

橋りょうは、交通上重要な場所であり、災害時には避難路として重要な施設となることから、その機能を常に良好に保つよう努めています。

区内には、59の橋りょうがあり、そのうち38橋を目黒区が管理しています。

歩道橋は、区内19箇所に設置されており、すべて国又は東京都が管理しています。

2 橋りょう実数

◎河川橋 (39)		◎跨線橋 (7)		◎陸橋 (12)		◎歩道橋 (19)	
目黒川 (28)	大 橋	蛇崩川 (7)	蛇崩橋	山手線	淡島通り	新遠江橋	玉川通り
	常磐橋		蛇崩下橋		三田橋		大坂橋
	万代橋		寿福橋	大丸跨線橋	玉川通り	大坂橋	オバ スパ リッジ
	氷川橋		川端橋	東横線	野沢通り	鴻巣橋	駒沢通り
	東山橋		諏訪山橋		東三谷橋	駒沢通り	さいかち橋
	目黒橋 (外回り)		二三橋		稲荷橋		中目黒小前
	目黒橋 (内回り)		石川橋	日丘橋	新道坂橋	東根小	
	呑川 (4)	中根橋	日黒線	新道坂橋	中目黒陸橋	日黒通り	
		構内歩道橋		新大原橋	多摩大目黒		
		轟 橋	洗足橋	中目黒陸橋	碑文谷		
		境 橋	洗足弁天橋	新大原橋	柿の木坂		
	◎陸・跨線橋 (1)	区道、日黒・大井町線		日黒通り	大鳥陸橋	中 根	
		構内橋		山手通り	大坂橋取付ランプ	八雲小前	
				菅刈陸橋		八 雲	
		環七通り	大坂橋取付ランプ	自由が丘			
		菅刈陸橋	菅刈陸橋	山手通り			
		駒沢陸橋	駒沢陸橋	中目黒やわた			
		東工大	無名橋	田 道			
		無名橋	無名橋	下目黒			
		無名橋	無名橋	補助26号線			
		無名橋	無名橋	目黒本町			
	無名橋	無名橋	環七通り				
	無名橋	無名橋	富士見台				
	無名橋	無名橋	大岡山				
	無名橋	無名橋	平 町				

橋りょう集計表						
管理者	河川橋	跨線橋	陸・跨線橋	陸橋	計	歩道橋
国	1	—	—	1	2	2
都	6	1	—	9	16	17
区	道路	29	6	—	37	—
	公園	1	—	—	1	—
その他	2	—	1	—	3	—
計	39	7	1	12	59	19

備考：■は国・都等区以外が管理する橋

第7章 公園等

第1 公園等の整備

1 目的・概要

公園は、自然環境を保全する拠点や、運動、休息、遊戯等区民の憩いや健康増進の場などの機能を持ち、また災害時の避難や火災の延焼防止等地域の防災性を高めるためにも、公園の整備は区政の重要な課題となっています。

目黒区における最初の公園は、昭和7年に東京市と荏原郡が合併した時に誕生した碑文谷公園です。現在までに（令和8年3月31日現在）公園78か所、緑道10路線、児童遊園48か所※1、都立公園2か所を合わせると490,357.95㎡が整備されています。

しかし、区民一人当たりの公園面積は1.73㎡であり、目黒区立公園条例に標準として定める5㎡にはほど遠い状況であり、23区中でも極めて低い位置にあります。

「目黒区いきものみどりみらい計画」（令和8年3月）では、令和17年度までに区民一人当たりの公園面積を2.0㎡にすることを当面の整備目標としています。

※49か所のうち、一時閉鎖中の中央町一丁目児童遊園を除く。

2 公園等の整備現況

公園緑地（区立公園・緑道・児童遊園・緑道）の面積合計 490,357.95㎡（区の総面積の3.34%）

区民一人当たり公園面積 1.73㎡（人口は令和8年4月1日住民基本台帳による）

目黒区の種別 ※1		現況
区民公園	全区	3か所 122,955.57㎡
地域公園	地区	8か所 104,855.01㎡
児童公園 (児童遊園含む)	住区単位公園	63か所 48,873.36㎡
広場公園		6か所 19,088.71㎡
街かど公園		34か所 10,341.51㎡
都市緑地		12か所 25,338.74㎡
緑道	全区	10路線 44,629.05㎡

都立公園
2か所 114,276.00㎡(目黒区内分)

ここまでが一人当たり公園面積算定の対象公園等

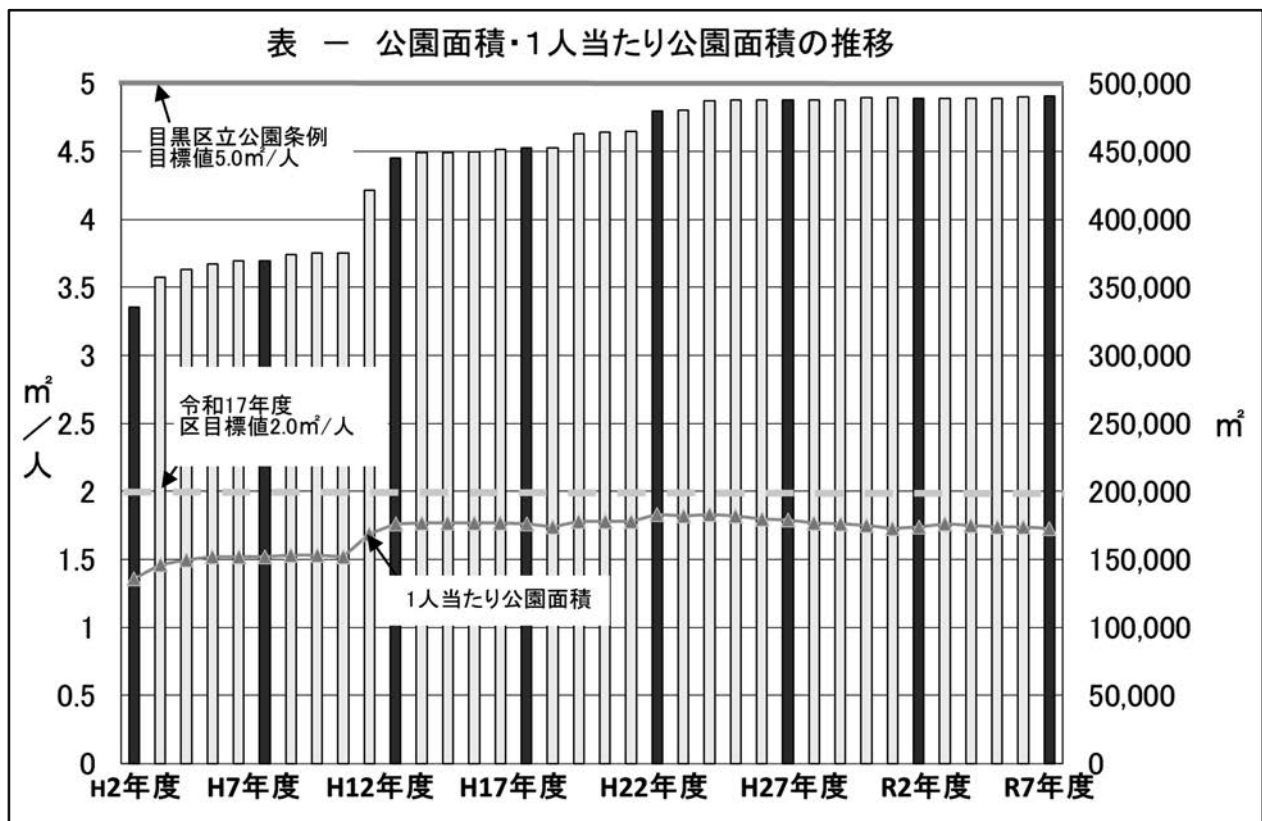
ふれあい広場	準公園	11か所 10,236.59㎡
遊び場等		9か所 3,021.84㎡

※目黒区独自の種別であり、都市公園法における種別とは異なる。

3 公園等の10年間の整備状況

公園等の新設・拡張・廃止（ふれあい広場・遊び場等）						公園等の改修
年度	名称	所在地	面積 (㎡)	種別	備考	
28	大岡山児童遊園	大岡山 1-17-8	-14.82	児童遊園	用途変更 (狭あい道路 拡幅)	衾町公園児童交通 施設、 上四児童遊園 祐天寺公衆便所 新橋公衆便所 学芸大学駅公衆便 所
29	東山児童遊園	東山 3-13-16	-44.41	児童遊園	用途変更 (狭あい道路 拡幅)	田切公園 東山児童遊園
30	氷川さくら公園 (新規) 南一丁目緑地公園 (新規)	大橋 2-22-38 南 1-22-7	+403.75 +1,262.39	街かど公園 都市緑地	開発行為に伴 う提供公園	大鳥公園 緑が丘児童遊園
元	本町五丁目西街かど公園 (新規)	目黒本町 5-22-4	+200.5	街かど公園		富士見台公園 桜森児童遊園
2	中央町一丁目児童遊園	中央町 1-14-6	-617.64	児童遊園	補助 26 号線 の整備に伴う 一時閉鎖	大塚山公園 碑文谷公園（憩いと 交流の広場）、 東山中児童遊園 下二南街かど公園
3	—	—	—	—		—
4	—	—	—	—		三角山公園 呑川本流緑道 三谷児童遊園
5	—	—	—	—		呑川本流緑道 宮前公園
6	氷川台ふれあい公園 (新規) 向原東みんなの街かど公園 (新規) にこまる MINE PARK (新規) 洗足北共栄ひろば (新規)	大橋 2-17-2 目黒本町 6-10-1 原町 1-8-10 洗足 1-24-21	+427.15 +507.81 +224.69 +54.69	街かど公園 街かど公園 街かど公園 ふれあい広場		油面公園 呑川本流緑道
7	向原西バス通り公園 (新規) はらにしバス通り公園 (新規)	目黒本町 6-21-9 原町 2-3-1	+115.22 +276.25	街かど公園 街かど公園		三田公園 呑川柿の木坂支流 緑道

4 目黒区の公園面積の推移（平成2年度～令和7年度）



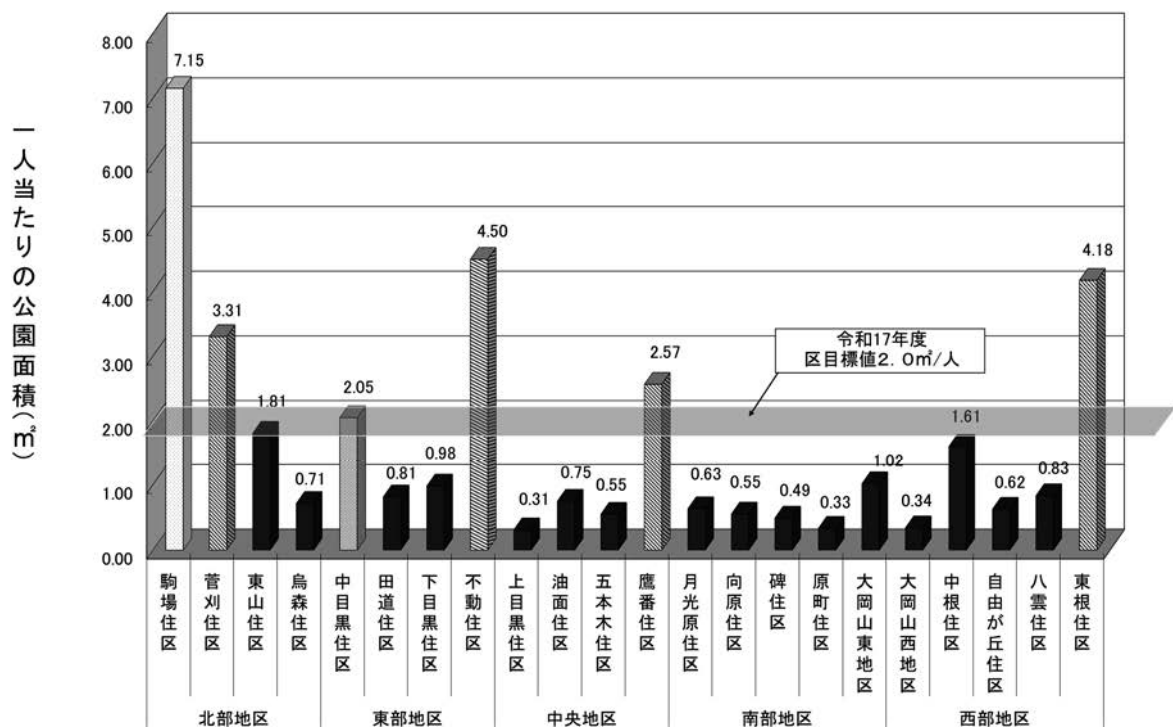
参考：平成2年度 335,416.36 m² (1.36 m²/人) 平成17年度 452,373.73 m² (1.76 m²/人)

平成27年度 487,617.06 m² (1.79 m²/人) 令和7年度 490,357.95 m² (1.73 m²/人)

5 住区別一人当たりの公園面積（令和8年3月31日現在）

令和8年4月1日現在
※人口は住民基本台帳(令和8年3月31日現在)による。

住区別一人あたりの公園面積



6 目黒区公園・児童遊園等一覧表

(1) 区立公園

令和8年3月31日現在

	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	土地所有	備考	種別
1	松見坂公園	駒場 1-20-9	191.41	H 19. 2. 17	区		街かど公園
2	駒場野公園	駒場 2-19-70	39,025.29	S 61. 3. 31	国・区・民	H 19 年度拡張 10,440.80 ㎡	区民公園
3	駒場三丁目もちの木公園	駒場 3-2-20	293.48	H 17. 10. 8	区		都市緑地
4	駒場公園	駒場 4-3-55	40,396.47	S 50. 4. 1	国・区	S 42. 7. 26 東京都開園	区民公園
5	西郷山公園	青葉台 2-10-28	10,549.65	S 56. 5. 28	区		地域公園
6	菅刈公園	青葉台 2-11-25	20,049.39	H 13. 3. 31	区		地域公園
7	菅刈街かど公園	青葉台 3-7-13	200.13	H 元. 12. 16	区		街かど公園
8	青葉台四丁目街かど公園	青葉台 4-4-8	150.94	H 14. 4. 2	区		街かど公園
9	大坂緑地	青葉台 4-7-8	301.02	H 7. 6. 14	区		都市緑地
10	東山貝塚公園	東山 3-16-7	1,752.05	S 54. 3. 30	区	貝塚遺跡、H 元年度拡張	児童公園
11	東山街かど公園	東山 3-20-1	319.51	S 59. 9. 1	国・区		街かど公園
12	東山公園 既存部 散策の場 草はら広場 人工芝エリア ダストエリア 備蓄倉庫	東山 3-24-23 東山 3-20-9 東山 3-21-9 東山 2-18-16 東山 2-18-9 東山 2-18-8	21,418.48	S 59. 3. 29 H 23. 3. 31 " " " "	国・区	H 9 年度拡張 4,911.74 ㎡ H 22 年度拡張 15,229.75 ㎡ (内訳) 6,188.73 ㎡ 4,601.63 ㎡ 7,748.12 ㎡ 1,358.99 ㎡ 1,101.01 ㎡ 420.00 ㎡	地域公園
13	目黒天空庭園	大橋 1-9-2	7,096.28	H 25. 3. 30	民		都市緑地
14	氷川台ふれあい公園	大橋 2-17-2	427.15	R7. 1. 28	区		街かど公園
15	氷川さくら公園	大橋 2-22-38	403.75	H 30. 6. 20	区		街かど公園
16	けこぼ坂街かど公園	上目黒 2-9-18	104.65	H 9. 3. 31	区		街かど公園
17	中目黒しぜんとなかよし公園	上目黒 2-19-18	1,366.22	H 15. 3. 31	区		都市緑地
18	伊勢脇公園	上目黒 2-32-19	2,123.32	S 52. 3. 20	区	H 15 年度拡張 418.87 ㎡	児童公園
19	中目黒駅前街かど公園	上目黒 3-4-2	172.73	H 14. 3. 26	区		街かど公園
20	中目黒公園	中目黒 2-3-14	22,074.10	H 14. 3. 31	国・区		地域公園
21	中目黒南緑地公園	中目黒 4-13-9	1,178.26	H 7. 7. 20	区		都市緑地
22	八幡公園	中目黒 4-15-21	1,282.36	S 47. 4. 22	区	H 5 年度拡張 241.66 ㎡	児童公園
23	なべこ坂緑地公園	中目黒 5-6-5	1,038.98	S 63. 3. 11	国・区		都市緑地
24	三田丘の上公園	三田 1-4-6	3,591.28	H 6. 10. 1	区		児童公園
25	三田公園	三田 2-10-31	2,211.87	S 58. 12. 24	区		児童公園
26	茶屋坂街かど公園	三田 2-15-15	104.69	H 7. 3. 31	区		街かど公園
27	目黒川田道街かど公園	目黒 1-24-11	148.76	H 8. 1. 17	区		街かど公園
28	田道広場公園	目黒 1-25-8	3,304.31	H 5. 3. 31	都		広場公園
29	目黒区民センター公園	目黒 2-4-36	10,000.15	S 49. 8. 1	区	水路等 214.71㎡	地域公園
30	大塚山公園	目黒 4-5-28	1,708.12	S 44. 4. 28	区	H 13 年度拡張 130.48 ㎡	児童公園
31	下二南街かど公園	下目黒 2-14-15	451.31	H 17. 3. 25	区		街かど公園
32	大鳥公園	下目黒 2-20-19	829.49	H 3. 3. 31	区		児童公園
33	不動公園	下目黒 3-21-9	3,332.23	S 25. 10. 1	区	S 9. 12. 25 東京市開園	広場公園
34	さくらの里街かど公園	下目黒 5-13-10	223.17	H 11. 3. 31	区		街かど公園
35	元競馬南泉公園	下目黒 5-24-16	371.45	H 23. 10. 12	区		街かど公園
36	油面公園	中町 1-16-22	4,513.17	S 37. 7. 13	区		広場公園
37	中町せせらぎ緑地公園	中町 2-4-1	1,043.66	S 49. 4. 9	区		都市緑地
38	三角山公園	中町 2-34-14	1498.89	H3. 3. 31	区		児童公園
39	田切公園	五本木 1-17-18	1,396.32	S52. 3. 30	区		児童公園

	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	土地所有	備考	種別
40	芦毛塚街かど公園	五本木 1-18-9	230.20	H 14. 3. 6	区		街かど公園
41	五本木ふれあい街かど公園	五本木 2-19-6	576.64	H 13. 3. 7	区		街かど公園
42	五本木二丁目街かど公園	五本木 2-43-10	425.96	H 9. 3. 31	区	H 14 年度拡張 130.63 ㎡	街かど公園
43	五本木西みどり街かど公園	五本木 3-13-5	489.22	H 11. 3. 31	区		街かど公園
44	祐天寺一丁目ふれあい公園	祐天寺 1-21-7	465.72	H 17. 10. 3	区		街かど公園
45	中央緑地公園	中央町 2-26-6	3,802.72	S 58. 12. 1	区		都市緑地
46	こなべ野公園	目黒本町 1-10-6	921.22	H 5. 3. 31	区		児童公園
47	清水池公園	目黒本町 2-12-10	5,797.95	S 25. 10. 1	区	S 10. 12. 1 東京市開園 池面積 1,698 ㎡	地域公園
48	月光原公園	目黒本町 3-13-18	652.33	H 6. 12. 28	国・区		児童公園
49	本町みなみ街かど公園	目黒本町 5-4-16	257.22	H 2. 5. 18	区		街かど公園
50	金杉原南緑地公園	目黒本町 5-9-11	241.72	H 5. 3. 31	区		都市緑地
51	本町五丁目西街かど公園	目黒本町 5-22-4	200.50	R 2. 3. 31	区		街かど公園
52	本町北公園	目黒本町 5-31-9	203.70	H 17. 9. 9	区		街かど公園
53	向原東みんなの街かど公園	目黒本町 6-10-1	507.81	R7. 3. 21	区		街かど公園
54	向原西街かど公園	目黒本町 6-13-14	208.72	S 63. 12. 27	区		街かど公園
55	向原西バス通り公園	目黒本町 6-21-9	115.22	R7. 10. 7	区		街かど公園
56	西小山公園	原町 1-3-16	589.53	H 17. 3. 22	区		街かど公園
57	にこまる MINE PARK	原町 1-8-10	224.69	R7. 4. 1	区		街かど公園
58	原町タンポポ公園	原町 1-24-10	221.23	H 16. 11. 13	区		街かど公園
59	はらにしバス通り公園	原町 2-3-1	276.25	R8. 3. 22	区		街かど公園
60	洗足北街かど公園	洗足 1-9-5	196.49	H 3. 1. 30	区		街かど公園
61	洗足ひだまり公園	洗足 2-18-9	222.73	(H 22. 4. 1)	区	H 21 年度整備	街かど公園
62	南一丁目緑地公園	南 1-22-7	1,262.39	H 30. 11. 1	区		都市緑地
63	富士見台公園	南 1-23-4	821.27	S 59. 12. 1	区		児童公園
64	田向公園	碑文谷 2-12-1	2,772.87	S 30. 3. 1	区	水路等 380.54m ²	広場公園
65	すずめのお宿緑地公園	碑文谷 3-11-22	7,493.72	S 56. 4. 10	国・区		都市緑地
66	碑文谷公園 弁天池のある部分 憩いと交流の広場 グラウンド部分 小公園部分	碑文谷 6-9-11 碑文谷 6-13-18 碑文谷 6-12-39 鷹番 3-22-5	43,533.81	S 25. 10. 1 " R3. 4. 1 H13. 3. 31 "	区	S 8. 11. 15 東京市開園 池面積 8,462 ㎡ H 12 年度拡張 25,715.64 ㎡ (内訳) 17,818.17 ㎡ 1,550.56 ㎡ 23,619.66 ㎡ 545.42 ㎡	区民公園
67	大岡山公園	大岡山 1-8-4	754.93	S 63. 1. 26	区		児童公園
68	境橋街かど公園	緑が丘 3-10-37	88.20	H 4. 3. 31	区		街かど公園
69	自由が丘公園	自由が丘 2-8-18	989.53	S 47. 3. 30	区		児童公園
70	中根公園	中根 2-6-33	8,271.10	S 46. 4. 23	区	H 18 年度拡張 141.91 ㎡	地域公園
71	中根ねむの木公園	中根 2-17-21	382.93	H 18. 12. 27	区		街かど公園
72	めぐろ区民キャンパス公園	八雲 1-1-12	2,300.02	H 14. 9. 1	都		広場公園
73	宮前公園	八雲 3-19-12	4,117.12	S 47. 3. 30	区		児童公園
74	八雲三丁目緑地	八雲 3-26-18	220.29	H 12. 3. 28	区		都市緑地
75	衾町公園 衾町公園児童交通施設	八雲 5-7-2 八雲 5-2-10	6,694.19	S 37. 12. 26 S 42. 11. 14	区 区	面積は交通施設を含む 面積 2,243.34 ㎡	地域公園 地域公園
76	やくも街かど公園	八雲 5-15-1	618.93	H 16. 6. 26	区		街かど公園
77	東根公園	東が丘 1-23-10	2,866.11	S 47. 12. 14	区		広場公園
78	芳窪街かど公園	東が丘 1-31-23	569.97	H 4. 12. 15	区		街かど公園
	合計		307,229.64				

(2) 児童遊園

令和8年3月31日現在

	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	土地所有	備考
1	駒場児童遊園	駒場1-26-5	640.74	S 40.12.18	区	H3年度拡張245.11㎡
2	日向児童遊園	青葉台1-6-47	300.02	S 47.4.11	区	H21年度拡張移転 78.73㎡
3	大坂上児童遊園	青葉台4-7-29	735.16	S 46.10.21	区	
4	小川児童遊園	東山1-21-3	152.06	S 35.5.24	区	
5	東山中児童遊園	東山2-10-14	413.22	S 47.4.11	区	
6	東山児童遊園	東山3-13-16	914.00	S 27.3.31	区	
7	氷川台児童遊園	大橋2-15-9	325.70	S 59.4.9	国・区	国162.85㎡/区162.85㎡
8	宮下児童遊園	大橋2-18-32	351.53	S 41.1.21	国	
9	目黒銀座児童遊園	上目黒2-14-9	1,362.27	S 28.6.5	民・区・国	国140.32㎡/民240.39㎡/区981.56㎡
10	烏森児童遊園	上目黒3-21-28	300.25	S 61.5.31	区	
11	上四児童遊園	上目黒4-1-37	387.04	S 36.10.12	国・区	国25.16㎡/区361.88㎡
12	中目黒一丁目児童遊園	中目黒1-1-10	882.56	H 元.3.30	国・区	国294.18㎡/区588.38㎡
13	別所坂児童遊園	中目黒2-1-15	1,064.92	S 42.11.14	区	H18年度拡張210.82㎡
14	三田西児童遊園	三田2-4-1	310.28	S 49.11.1	区	
15	茶屋坂児童遊園	三田2-6-25	451.95	S 54.12.1	区	
16	目黒東児童遊園	目黒1-9-15	621.48	S 27.11.21	区	
17	下二児童遊園	下目黒2-6-1	319.59	S 42.5.19	区	
18	不動前児童遊園	下目黒3-7-9	189.20	H 3.3.15	区	
19	下五児童遊園	下目黒5-33-6	361.48	S 44.3.24	区	
20	下六児童遊園	下目黒6-16-3	526.64	S 57.12.27	区	
21	油面住区センター児童遊園	中町1-6-20	391.10	S 62.3.30	区	
22	五本木児童遊園	五本木1-9-1	537.32	S 42.3.27	区	
23	上目黒住区センター児童遊園	祐天寺2-6-18	499.68	S 55.6.1	区	
24	中央町一丁目児童遊園	中央町1-14-6	617.64	S 55.7.7	区	補助26号線の整備に伴い 一時閉鎖中
25	唐ヶ崎児童遊園	中央町2-24-1	804.29	S 27.3.31	民	
26	五本木東児童遊園	中央町2-30-9	317.60	S 57.12.27	区	
27	清水東児童遊園	目黒本町1-11-11	476.93	S 47.12.25	区	
28	清水町児童遊園	目黒本町2-3-16	910.01	S 40.4.23	区	
29	月光町児童遊園	目黒本町4-3-5	341.26	S 52.5.30	区	
30	東町南児童遊園	目黒本町5-7-18	647.47	S 27.3.31	区	
31	東原児童遊園	目黒本町5-22-20	595.04	S 43.1.26	区	
32	向原町児童遊園	目黒本町6-3-22	683.30	S 27.3.31	区	H24年度拡張219.07㎡
33	向原おもだか児童遊園	目黒本町6-17-10	451.21	H 元.3.30	区	H14年度拡張181.40㎡
34	原町児童遊園	原町2-2-15	439.66	S 43.11.14	区	
35	洗足二丁目児童遊園	洗足2-28-16	502.69	S 57.12.24	区	
36	碑文谷五丁目児童遊園	碑文谷5-23-13	692.00	S 50.7.15	区	
37	鷹番児童遊園	鷹番2-9-6	314.90	S 56.10.1	区	
38	三谷児童遊園	鷹番3-19-3	600.06	S 49.5.18	区	
39	桜森児童遊園	平町1-16-15	320.33	S 52.5.30	区	
40	平町児童遊園	平町2-18-5	497.02	S 47.10.16	区	
41	大岡山児童遊園	大岡山1-17-8	390.59	S 43.10.31	区	
42	緑が丘児童遊園	緑が丘1-13-8	583.16	S 45.6.19	区	H2年度拡張218.44㎡
43	緑が丘西児童遊園	緑が丘2-22-24	330.57	S 45.11.28	区	
44	柿の木坂西児童遊園	柿の木坂1-22-13	448.45	S 50.6.2	区	
45	柿の木坂児童遊園	柿の木坂2-29-1	645.79	S 46.10.19	区	
46	曾根児童遊園	柿の木坂3-6-9	346.24	S 55.2.25	区	
47	第二曾根児童遊園	柿の木坂3-9-24	290.04	H 2.3.15	民	
48	八雲児童遊園	八雲1-2-11	264.46	S 27.3.31	区	
49	宮前児童遊園	八雲3-14-17	292.00	S 44.12.23	区	
	合計		24,223.26			

(3) 緑道

令和8年3月31日現在

	名称	位置	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1	目黒川緑道	大橋 2-23 先～同 2-24 先	115.17	1281.66	H 20 年度より設置
2 の 1	蛇崩川緑道	上目黒 1-23 先～同 1-24 先	(H 20 年度区域変更)		S 47 年度より設置
2 の 2	蛇崩川緑道	上目黒 2-1 先～同 3-4 先	1,169.20	7,536.49	H 13 年度より設置
2 の 3	蛇崩川緑道	上目黒 2-46 先～同 3-32 先			H 15 年度より設置
2 の 4	蛇崩川緑道	上目黒 2-46 先～同 5-28 先			S 47 年度より設置
3	蛇崩川支流緑道	上目黒 4-23 先～同 4-31 先	220.10	482.30	S 57 年度設置
4	谷戸前川緑道	目黒 3-17 先～同 4-1 先	370.00	1,101.20	S 55 年度設置
5	羅漢寺川緑道	目黒本町 1-7 先～同 1-8 先	270.80	691.00	S 57 年度より設置
6	立会川緑道	原町 1-2 先～碑文谷 1-28 先	793.00	2,526.00	S 45 年度より設置
7	呑川本流緑道	緑が丘 3-3 先～八雲 3-31 先	2,451.30	17,576.00	S 47 年度より設置
8	呑川柿の木坂支流緑道	中根 1-3 先～東が丘 1-35 先	2,124.90	7,496.90	S 48 年度より設置
9	呑川駒沢支流緑道	八雲 2-25 先～同 5-14 先	540.20	2,210.00	S 48 年度より設置
10	九品仏川緑道	緑が丘 3-3 先～自由が丘 1-5 先	921.40	3,727.50	S 49 年度より設置
	合計		8,976.07	44,629.05	

(4) ふれあい広場

令和8年3月31日現在

	名称	所在地	面積 (㎡)	開園年月日	土地所有	備考
1	オーパス夢ひろば	大橋 1-9-4	2,985.35	H 25.3.30	民	
2	目黒川船入場	中目黒 1-11-18	2,716.00	H 6.3.31	国	
3	ふれあい橋	目黒 1-25 先～同 2-4 先	730.89	H 4.3.29		
4	不動ふれあい広場	下目黒 5-37-17	49.77	H 6.2.3	区	
5	羅漢寺川ふれあい広場	下目黒 6-8-28	207.96	H 4.2.1	区	
6	西小山ニコニコ広場	原町 1-17-6	65.58	H 22.9.10	区	
7	洗足北共栄ひろば	洗足 1-24-21	54.69	R7.3.21	区	
8	洗足駅前ふれあい広場	洗足 2-6-8	287.34	H 21.9.1	民	
9	子の神ふれあい広場	南 1-8-15	167.83	H 2.5.8	区	
10	都立大学駅高架下広場	中根 1～5 先	116.40	H 20.2.18	国・民	
11	めぐろ区民キャンパス広場	八雲 1-1-12	2,800.09	H 14.9.1	都	
	合計		10,181.90			

(5) 遊び場等

令和8年3月31日現在

	名称	所在地	面積 (㎡)	開園年月日	土地所有	備考
1	駒場一丁目防災緑地	駒場 1-14-12	355.00	H 17.3.18	区	
2	上一防災ひろば	上目黒 1-17-4	96.92	H 19.4.1	区	H 20 年 4 月 1 日面積変更
3	合流点遊び場	上目黒 1-26 先	953.96	S 59.4.1	国	H 21 年度拡張
4	上目黒四丁目防災ひろば	上目黒 4-17-25	449.23	H 2.4.1	区	昭和 58 年防災課開園
5	目黒不動防災ひろば	下目黒 3-10-22	443.13	H 23.3.25	区	
6	ポケットオアシス清水	目黒本町 1-6-1	102.97	H 5.4.1	区	H 元年都市整備課開園
7	碑文谷一丁目遊び場	碑文谷 1-17	175.16	S 59.9.4	区	
8	碑文谷八幡宮児童遊び場	碑文谷 3-7	195.97	S 45.8.1	民	
9	熊野神社児童遊び場	自由が丘 1-24	249.50	S 45.8.9	民	H 14 年 11 月 18 日変更
	合計		3,021.84			

(6) 都立公園

令和8年3月31日現在

	名称	所在地	面積 (㎡)	開園年月日	土地所有	備考
1	林試の森公園	下目黒 5-37	56,956.96	H 元.6.1	国・都	総面積 122,497.58 ㎡
2	駒沢オリンピック公園	東が丘 2	57,319.04	S 39.12.1	都	総面積 413,573.09 ㎡
	合計		114,276.00			

第2 公園等の維持管理

1 目的・概要

区内の公園（78か所）、児童遊園（49か所）、広場・遊び場等（20か所）、緑道（10路線）は、常に良好な状態が保たれ、区民の誰もが自由に憩える場として、安全・快適に利用できるよう、各種維持修繕工事や維持作業を行い、施設機能の維持管理に努めています。

平成元年に目黒区公園等維持管理マニュアルを作成、平成25年度に公園施設長寿命化計画を策定しました。今後とも施設の安全性を維持し、地域に親しまれる快適な公園等の運営に努めます。

2 維持管理業務

（1）請負・委託業務

ア 請負工事

電気設備改修、便所改修、外柵改修、その他小修繕を請負工事により実施。

イ 委託業務

清掃、草刈り等の作業や、施設管理・運営管理を委託により実施。

（ア）一般業務

〈清掃委託〉公園・児童遊園等の清掃

標準－1～2回／週 87回／年

（標準外）清水池公園 312回／年、碑文谷公園 156回／年、

中根公園 104回／年、駒場野公園 68回／年

広場・遊び場 52回／年

〈草刈り、除草委託〉公園・児童遊園等の草刈り、除草

標準－2回／年

〈樹木保護手入れ委託〉公園・児童遊園・緑道内の樹木及び街路樹の剪定

（イ）点検業務

年1回、公園・児童遊園の遊具等施設安全点検を実施。

ウ 管理委託

駒場公園・駒場野公園・西郷山公園・菅刈公園（和館含む）・東山公園拡張部・目黒天空庭園・オーパス夢ひろば・目黒川船入場・中目黒公園・碑文谷公園ボート場・衾町公園児童交通施設

エ 運営委託

自然観察舎・花とみどりの学習館

（2）指定管理者

ア 施設名（指定管理者）

碑文谷公園ポニー園（公益財団法人ハーモニィセンター）

／指定期間＝令和6年度～10年度

駒場公園茶室・和室（公益社団法人目黒区シルバー人材センター）

／指定期間＝令和6年度～10年度

駒場野公園デイキャンプ場（公益社団法人目黒区シルバー人材センター）

／指定期間＝令和6年度～10年度

イ 委任業務

- （ア）指定公園の特殊施設の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務
- （イ）指定施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- （ウ）指定施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

（３）直營業務（区職員による業務）

公園等利用者の安全性確保のため、各施設や樹木の点検を行うとともに、区民からの要望等への対応及び緊急性の高い施設修繕を行っています。請負工事や委託業務によらない小規模なものについては直営により工事や作業を行っています。内容は樹木の剪定・刈込み、園路広場の整地舗装、ベンチ板の交換、砂場の砂補充、トイレの修理、土留め板・ロープ柵の整備、排水桝のしゅんせつ、園内灯の電球交換、遊具等の塗装、落書き消し、園内清掃等です。

〈直営の体制〉

地区割りを基本とした7班体制で区民の要望等の処理、施設の維持管理を行っています。

〈施設点検〉 週1回 地区ごとの施設点検見回り

月1回 水道量（メーター及び漏水）確認

年3回 夜間点検

夜間における施設の状況（公園等の照度・照明の不点・路上生活者等の確認）

〈要望等の処理件数〉

区民や利用者からの要望は、寄せられる件数の多い樹木の剪定等に関する要望をはじめ、施設の修繕、利用者のマナー、公園内でリードから犬を放しての散歩やカラスの巣撤去、動物へのエサやりや清掃やごみに関する問題などが続きます。

公園種別ごと意見・要望等集計表（道路公園課）

＜受付処理件数（過去10年）＞

年度 種別	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
公園	492	655	605	470	835	551	689	532	307	349
緑道	151	136	114	112	168	155	124	115	67	53
児童・広場	117	212	203	164	248	209	216	209	126	158
道路緑地	68	96	104	173	60	42	60	70	85	69
公衆便所	24	60	43	41	47	22	50	30	16	23
その他	67	110	110	77	4	6	13	4	1	1
計	919	1,269	1,179	1,037	1,362	985	1,152	960	602	653

< 用件別受付処理件数（令和 7 年度実績） >

用件 種別	施設 水廻	施設 電気等	施設 修繕	樹木 支障	植栽 害虫	清掃 ゴミ	犬	動物	遊具 砂場	自転 車 バイ ク	路上 生活 者	その他	計
公園	27	28	92	82	3	30	0	27	6	21	0	33	349
緑道	1	2	5	38	0	2	0	2	0	2	0	1	53
児童・広場	20	16	41	32	1	10	0	8	6	12	0	12	158
道路緑地	3	2	7	46	0	2	0	5	0	1	0	3	69
公衆便所	4	1	8	0	0	4	0	0	0	0	0	6	23
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	55	49	153	198	4	48	0	42	12	36	0	56	653

3 住民参加による公園利用等の活性化

（１）目的・概要

「住民参加による公園活性化のための要綱」（平成13年 2 月要綱制定）により、公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア団体を登録し、積極的に支援しています。

第 7 章

（２）実績 < 令和 7 年度 登録団体＝21 団体 >

活動場所	名称	主な活動内容
菅刈公園	NPO 法人菅刈ネット 21	公園の清掃、除草、グリーンクラブ活動、イベントの実施、業務の受託
碑文谷公園	碑文谷くらぶ	公園の清掃、除草、グリーンクラブ活動、イベントの実施
中目黒公園	さーくる・ガーデン・クラブ	公園の花壇運営管理、講習会の実施
	いきもの池・原っぱクラブ	公園の生物調査保全、自然観察活動
	健康とスポーツ 2002 クラブ	公園の広場の健全な運営と活性化
	有機クラブ	有機堆肥づくりと公園内の土壌改良育成・保全活動、収穫イベントの実施
	中目黒わんわんクラブ	公園を利用する犬の飼い主のルール遵守とマナー向上活動
駒場野公園	駒場野ホテルの会	公園環境の保全、公園水辺環境の改善、ホテルの育成
	こまばりボンクラブ	生ごみ堆肥づくりと公園内の土壌改良育成
	森のみどり人	公園雑木林管理、植生調査
	駒場プレーパークを作る会	子ども向け野外活動の運営
東山公園	目黒サンクチュアリーズ	公園の生物調査・保全、自然観察活動
	めぐろ遊び場づくりの会	地域住民や乳幼児の保護者が交流する遊び場づくり活動
目黒天空庭園・オーパス夢ひろば	NPO 法人大橋エリアマネジメント協議会	公園の清掃、除草、イベントの実施、業務の受託、ボランティア団体の調整
	目黒天空庭園栽培ガーデニングクラブ	ブドウ・野菜の栽培、収穫イベントの実施
	オーパス夢ひろば運動・スポーツ・遊びクラブ	広場の健全な運営と活性化、地域住民の健康づくりと交流、清掃活動
	オーパス・ドッグ・クラブ	犬のお散歩ルールやマナーの向上、交流活動
駒場公園	旧前田家本邸ガイドボランティアの会	旧前田家本邸来館者への解説・案内

中央緑地公園	めぐろ遊び場づくりの会@中央緑地公園	地域住民や乳幼児の保護者が交流する遊び場づくり活動
すすめのお宿 緑地公園	あそぼう会	地域住民や乳幼児の保護者が交流する遊び場づくり活動
にこまる MINE PARK	にこまる MINE PARK の会	公園利用調整

第3 公園等の利用状況

1 和館の利用

駒場公園と菅刈公園内に和館があり、和室・茶室は茶道・華道・句会など趣味の集いに有料で利用できます。

(1) 駒場公園の和館（4.5畳の茶室、10畳の和室）利用

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和3年度は一部利用制限有）

（樹木等整備工事のため、令和6年11月12日から令和7年1月10日まで休館）

（畳の交換工事のため、令和7年6月24日から令和7年8月1日まで休館）

年度		28	29	30	元	2
区分						
開館日数（日）		307	307	307	284	254
利用者総数（人）		47,197	37,852	67,437	69,842	25,798
状況内訳 施設別利用	無料休憩室人数（人）	45,099	36,209	65,601	68,675	25,454
	茶室（人）	1,240	1,129	1,293	1,167	78
	茶室（件）	228	226	235	206	27
	和室（人）	858	514	543	902	266
	和室（件）	80	54	57	109	54
年度		3	4	5	6	7
区分						
開館日数（日）		257	307	309	269	273
利用者総数（人）		17,243	29,564	30,232	29,365	37,791
状況内訳 施設別利用	無料休憩室人数（人）	16,988	28,432	28,377	27,774	36,426
	茶室（人）	92	659	1,058	910	788
	茶室（件）	35	154	211	185	154
	和室（人）	163	473	797	681	577
	和室（件）	40	77	104	85	62

(2) 菅刈公園の和館（A18畳とB15畳の和室）利用

（平成13年5月9日開館）

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和3年度は一部利用制限有）

年度		28	29	30	元	2
区分						
開館日数（日）		306	306	306	282	253
利用者総数（人）		43,222	43,132	41,817	35,193	30,223
状況内訳 施設別利用	無料休憩室人数（人）	39,643	39,005	37,007	31,642	28,061
	和室（人）	3,579	4,007	4,810	3,551	2162
	和室（件）	454	385	420	247	169

年度 区分		3	4	5	6	7
開館日数（日）		275	306	307	282	305
利用者総数（人）		29,498	34,978	31,097	30,906	31,432
施設別利用 状況内訳	無料休憩室人数 （人）	26,852	30,989	26,804	27,302	28,264
	和室（人）	2,634	3,989	4,293	3,604	4,976
	和室（件）	215	363	320	299	183

2 碑文谷公園ボート利用

碑文谷公園の池には約20艘のボートがあります。3～11月までの土・日・祝日に営業しています。

（碑文谷公園の一部閉鎖に伴い、平成28年6月25日から28年10月2日まで休止）

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和3年度は一部利用制限有）

年度 区分		28	29	30	元	2
利用件数（件）		6,969	7,858	8,167	7,166	6,235
利用人数（人）		17,364	19,539	20,296	17,824	15,590
年度 区分		3	4	5	6	7
利用件数（件）		3,770	8,022	7,370	7,920	7,326
利用人数（人）		6,235	19,891	18,344	19,708	18,267

3 碑文谷公園ポニー園の利用

ポニーやモルモット、ウサギ、犬などの動物とふれあうことができる施設です。

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和3年度は一部利用制限有）

年度 区分		28	29	30	元	2
小動物とのふれあい（人）		49,820	63,165	65,953	54,572	27,216
ポニー引き馬（人）		16,280	19,646	20,042	18,145	12,162
ポニー教室（個人）（人）		7,253	6,908	6,805	5,861	4,615
ポニー教室（団体）（人）		4,065	4,247	4,445	3,868	2,383
ポニー教室（団体）（件）		264	268	266	227	160
動物クラブ等（人）		2,479	2,538	2,227	2,910	771
一般入場者（人）		29,171	35,794	35,126	32,305	18,850
利用者総数（人）		109,068	132,298	134,598	117,661	65,997
年度 区分		3	4	5	6	7
小動物とのふれあい（人）		27,816	30,314	50,467	50,656	50,405
ポニー引き馬（人）		13,193	16,564	17,533	18,511	13,962
ポニー教室（個人）（人）		5,367	4,379	4,271	4,615	3,286
ポニー教室（団体）（人）		3,310	3,358	3,699	3,143	2,454
ポニー教室（団体）（件）		229	235	239	222	145
動物クラブ等（人）		866	993	1,641	1,403	1,410
一般入場者（人）		20,305	26,259	27,957	29,914	21,440
利用者総数（人）		70,857	81,867	105,568	109,197	93,773

4 児童交通施設の利用

衾町公園内で、小・中学生を対象に、自転車などを貸し出しています。

(児童交通施設の改修工事のため、平成28年11月7日から平成29年3月31日まで休止)

(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和2年度は一部利用制限有)

年度	28	29	30	元	2
利用者数(人)	14,119	27,979	28,551	25,356	23,663
年度	3	4	5	6	7
利用者数(人)	28,148	23,464	20,822	21,438	19,841

5 駒場野公園の利用

(1) 駒場野自然観察舎の利用

(平成8年7月1日開館)

自然観察舎の展示スペースでは、公園内の生きものや活動の紹介、緑の必要性などについて分かりやすく解説を行っています。また、自然クラブ、駒場野ホテルの会等の活動の拠点です。

(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は一部利用制限有)

(工事のため、令和6年11月から令和7年3月まで休館)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
開館日数(日)	255	260	260	267	218
入館者数(人)	16,237	16,578	15,020	13,272	10,663
区分 \ 年度	3	4	5	6	7
開館日数(日)	263	260	259	178	261
入館者数(人)	13,433	11,837	11,875	7,109	10,425

(2) 駒場野自然クラブの活動

駒場野公園の動植物の生育環境、生態等とのふれあいは、こどもの自然環境教育や、都市に残る貴重な自然の保護育成のあり方を考えていく、実践の場となっています。特に、開園以来自然観察や維持管理作業を継続して行っている自然クラブや、地域住民によるボランティア団体等の活動は、良好な自然環境の育成に努め、地域環境への関心を高め、自然保護意識の醸成を図っています。

〈自然クラブ活動実績〉(昭和61年度事業開始、活動日は、原則として毎月第1・3日曜日)

(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は一部制限有)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
開催回数(回)	24	24	24	21	19	24	24	24	24	26
参加者数(人)	853	887	921	887	606	651	658	755	840	984

(3) 小動物が生息する水辺環境再生事業

駒場野公園の自然を保全・回復していくためには、現在の自然の条件下で多様な生物が生息し、繁殖ができるような環境づくりとともに、地域住民による環境を保全していく活動を将来にわたって継続することが重要です。平成3年度から、区民による駒場野ホテルの会等のボランティア団体と共に、ホテル等が生息できる環境づくりを行い、自然や地域の環境への関心を育てています。

（４）駒場野公園デイキャンプ場の利用

自然の中でバーベキューを楽しめます。炉が5つあり無料で貸し出しています。
 （新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～令和4年度は一部利用制限有）
 （野外卓更新のため、令和6年1月1日から3月31日まで利用休止）

区分 \ 年度	2 8	2 9	3 0	元	2
利用件数（件）	342	339	366	345	129
利用人数（人）	7,777	7,441	7,902	6,672	1,151
区分 \ 年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	73	315	260	306	314
利用人数（人）	619	3,118	4,086	5,079	5,550

6 中目黒公園(花とみどりの学習館)の利用

（１）「花とみどりの学習館」の利用 （平成14年3月31日開館）

花とみどりの学習館は、目黒区のみどりの発信拠点として、園芸講座やイベントの開催、季節に合った展示を行っています。また、中目黒公園で行われている公園ボランティア活動の支援調整を行っています。なお、平成24年4月からは、休館した「川の資料館」の機能の一部（目黒川や治水対策の紹介）を学習館で行っています。

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は一部利用制限有）

区分 \ 年度	2 8	2 9	3 0	元	2
開館日数（日）	306	306	306	303	254
利用者総数（人）	34,338	34,043	33,448	38,626	23,646
内 一般（人）	20,879	22,330	21,703	26,824	18,314
訳 団体（人）	13,459	11,713	11,745	11,802	5,232
対応件数（件）	21,621	19,030	17,237	22,474	13,438
内 利用案内（件）	18,162	14,471	12,967	17,561	10,366
訳 ボランティア等（件）	3,459	4,559	4,270	4,913	3,072
区分 \ 年度	3	4	5	6	7
開館日数（日）	306	305	309	305	304
利用者総数（人）	24,480	18,096	16,082	15,614	15,664
内 一般（人）	18,371	12,920	10,945	10,747	11,287
訳 団体（人）	6,109	5,176	5,137	4,867	5,304
対応件数（件）	13,762	9,798	9,070	7,444	8,916
内 利用案内（件）	11,460	8,766	7,997	6,471	2,191
訳 ボランティア等（件）	2,302	1,032	1,073	973	2,845

(2) 公園ボランティア養成継続講座「花みどり人（すと）講座」

循環型を目指した園芸活動に関する1年間の講義と実習を通して、地域の公園などでのボランティア活動へとつなげていきます。

令和7年度テーマ：公園とボランティア活動、季節の花壇管理、生きものとの共生、園芸とエコロジー、園芸療法、園芸とコミュニケーション、ハーブの活用法など
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は一部利用制限有)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
講座回数(回)	36	36	36	32	30	36	36	36	37	36
修了者数(人)	18	21	15	13	13	11	8	12	9	11

7 区立公園における商業撮影(実績)

種別 \ 年度		28	29	30	元	2
映画・ビデオ撮影	件数(件)	71	60	76	59	44
	歳入額(円)	1,773,200	1,186,900	1,716,100	1,402,500	1,270,500
写真撮影	件数(件)	118	121	104	109	92
	歳入額(円)	393,600	489,000	371,200	361,000	389,500
合計	件数(件)	189	181	180	171	136
	歳入額(円)	2,166,800	1,675,900	2,087,300	1,763,500	1,660,000
種別 \ 年度		3	4	5	6	7
映画・ビデオ撮影	件数(件)	29	27	42	55	38
	歳入額(円)	495,000	713,700	1,185,200	1,463,700	935,900
写真撮影	件数(件)	61	57	57	55	85
	歳入額(円)	237,500	224,000	216,000	196,000	304,500
合計	件数(件)	90	84	99	110	123
	歳入額(円)	732,500	937,700	1,401,200	1,659,700	1,240,400

＜占用料（単価／1時間）＞

平成22～24年度	映画・ビデオ撮影	13,080円	写真撮影	1,440円
25～27年度	映画・ビデオ撮影	13,900円	写真撮影	1,600円
28～30年度	映画・ビデオ撮影	14,300円	写真撮影	1,600円
令和元～3年度	映画・ビデオ撮影	16,500円	写真撮影	1,900円
4年度～6年度	映画・ビデオ撮影	18,300円	写真撮影	2,000円
7年度～9年度	映画・ビデオ撮影	19,100円	写真撮影	2,100円

8 オーパス夢ひろばの利用

夜間貸切利用状況（実績）

（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～3年度は一部利用制限有）

（人工芝張替のため、令和6年1月1日から3月31日まで利用休止）

年度 区分	28	29	30	元	2
利用件数 （件）	398	326	350	360	314
歳入額（円）	3,741,200	2,777,700	3,290,000	3,381,650	2,951,600
年度 区分	3	4	5	6	7
利用件数 （件）	233	383	266	373	359
歳入額（円）	2,190,200	3,600,200	2,505,100	3,619,000	3,374,600

9 令和6年度公園利用実態調査

（1）調査内容

利用者数調査については、区内135公園について朝から夕方の間を5回に分けて利用者数をカウントしました。利用意向調査については、公園の利用頻度、到達手段、公園整備・維持管理等への要望を把握するため、Webアンケートにて調査を実施しました。

（2）調査結果

ア 利用者数

令和6年度の平日の総利用者数は5,325人、休日の利用者数は7,140人でした。平成26年度に実施した前回調査と比較した結果、平日が45名減少し、休日が872名増加しました。

R6 公園種別利用者数（平日）

公園種別	施設数	総面積	総利用者数	利用者数の割合 （％）
		（㎡）	（人）	
区民公園	5	122,955	781	14.7
地域公園	9	104,855	1,451	27.2
広場公園	5	17,376	422	7.9
児童公園	15	24,650	705	13.2
街かど公園	27	8,417	291	5.5
都市緑地	11	25,038	559	10.5
児童遊園	48	24,282	857	16.1
遊び場等	8	2,667	8	0.2
ふれあい広場	7	6,480	251	4.7
合計	135	336,720	5,325	100.0

H26 公園種別利用者数（平日）

公園種別	施設数	総面積	総利用者数	利用者数の割合 （％）
		（㎡）	（人）	
区民公園	5	122,955	926	17.2
地域公園	9	104,855	1,417	26.4
広場公園	6	21,889	910	16.9
児童公園	15	24,650	486	9.1
街かど公園	26	8,013	160	3.0
都市緑地	10	23,775	473	8.8
児童遊園	49	24,900	770	14.3
遊び場等	8	2,667	64	1.2
ふれあい広場	7	6,480	164	3.1
合計	135	340,184	5,370	100.0

R6 公園種別利用者数（休日）

公園種別	施設数	総面積	総利用者数	利用者 数の 割合 (%)
		(㎡)	(人)	
区民公園	5	122,955	1,912	26.8
地域公園	9	104,855	2,117	29.6
広場公園	5	17,376	645	9.0
児童公園	15	24,650	831	11.6
街かど公園	27	8,417	247	3.5
都市緑地	11	25,038	340	4.8
児童遊園	48	24,282	838	11.7
遊び場等	8	2,667	56	0.8
ふれあい広場	7	6,480	154	2.2
合計	135	336,720	7,140	100.0

H26 公園種別利用者数（休日）

公園種別	施設数	総面積	総利用者数	利用者 数の 割合 (%)
		(㎡)	(人)	
区民公園	5	122,955	955	15.2
地域公園	9	104,855	1,911	30.5
広場公園	6	21,889	1,075	17.2
児童公園	15	24,650	425	6.8
街かど公園	26	8,013	98	1.6
都市緑地	10	23,775	430	6.9
児童遊園	49	24,900	668	10.7
遊び場等	8	2,667	501	8.0
ふれあい広場	7	6,480	205	3.3
合計	135	340,184	6,268	100.0

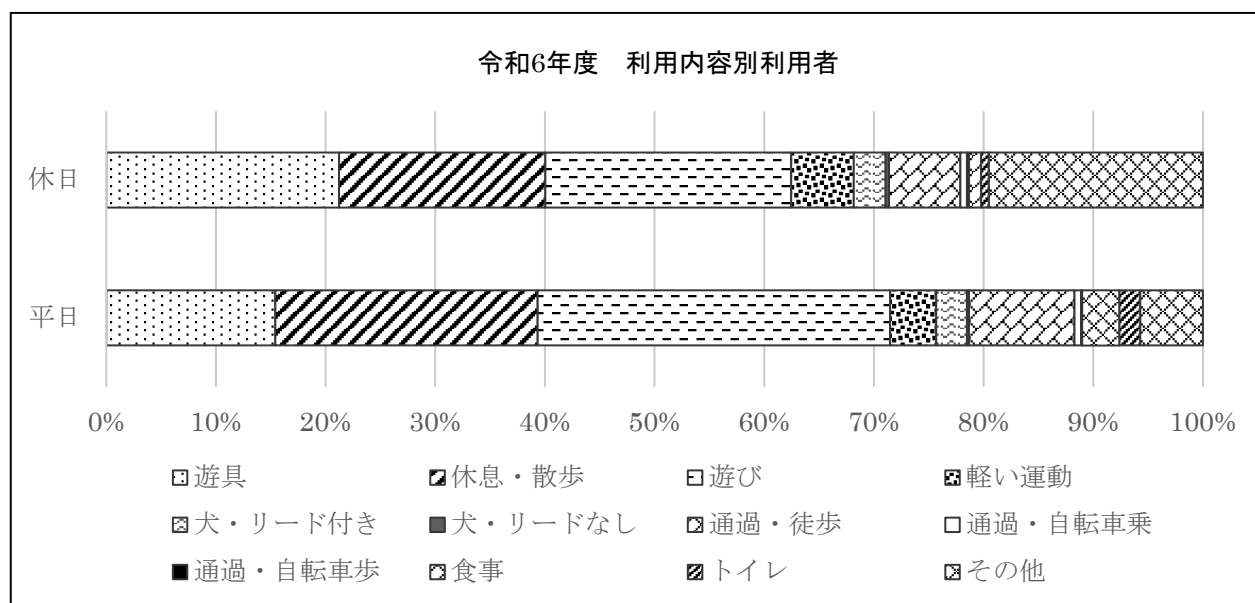
第7章

イ 利用内容別利用者数

利用内容別利用者数は、「遊具以外の遊び」が最も多く、その次が「遊具利用」「休息・散歩」となっています。

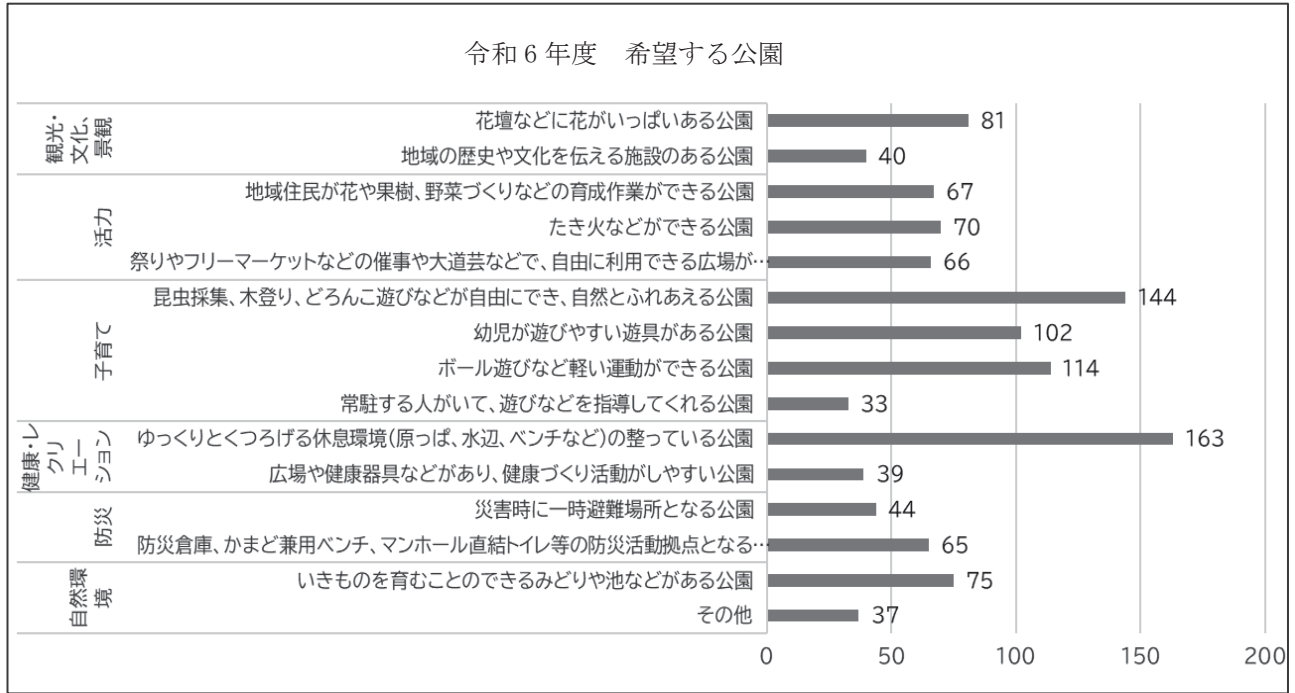
令和6年度 利用内容別利用者数

	遊具	休息・散歩	遊び	軽い運動	犬・リード付き	犬・リードなし	通過・徒歩	通過・自転車乗	通過・自転車歩	食事	トイレ	その他
休日	1516 21.2	1345 18.8	1600 22.4	406 5.7	210 2.9	19 0.3	461 6.5	44 0.6	17 0.2	82 1.1	51 0.7	1389 19.5
平日	1065 20.0	927 17.4	1593 25.9	406 1.7	210 2.9	8 0.2	1016 19.1	145 2.7	13 0.2	25 0.5	82 1.5	420 7.9



ウ 利用意向調査

希望する公園としては、「ゆっくりくつろげる休息環境」「自然とふれあえる」「ボールなど軽い運動ができる」「幼児が遊びやすい遊具がある」が多く望まれています。



第 4 区民農園

1 内容

令和 8 年 3 月 31 日現在

名称	所在地	面積 (㎡)	開園年月日	区画数
深沢区民農園	深沢 4-8-1	750.00	平成 10. 8. 1	45
深沢第二区民農園	深沢 4-1	1, 338.00	平成 30. 4. 1	72

※深沢第二区民農園については令和 7 年 10 月に閉園。

2 募集及び利用期間

めぐろ区報に掲載し、抽選により利用者を決定

利用期間：4 月 1 日～翌年 2 月末日

3 応募状況

(平成 30 年 4 月 1 日深沢第二区民農園開園により区画数 117 に増加)

(利用年度)

	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
区画数 (区画)	45	45	117	117	117	117	117	117	117	117
応募者数 (人)	172	158	159	186	199	343	379	417	382	371
倍率 (倍)	3. 8	3. 5	1. 4	1. 6	1. 7	2. 9	3. 2	3. 6	3. 3	3. 1

第5 公衆便所

令和8年3月31日現在

名称	床面積 (㎡)	大便器数	小便器数	清掃回数 (回/日)	障害者用	設置年度	改修状況
駒場東大前駅公衆便所	30.95	4	2	2	有	S45	H3年度
南部橋公衆便所	7.79	2	1	1	無	S61	H16年度
大橋公衆便所	7.79	2	1	1	無	S62	未
正覚寺公衆便所	18.00	3	2	1	無	S39	H22年度
祐天寺公衆便所	21.29	3	2	1	有	S44	H28年度
新橋公衆便所	11.29	2	2	1	有	S42	H28年度
大鳥神社公衆便所	14.28	3	2	1	無	S42	H5年度
不動尊公衆便所	35.59	5	3	1	有	S39	S63年度
不動尊裏公衆便所	3.40	2	0	1	無	S57	未
祐天寺駅公衆便所	40.49	6	5	2	有	S44	H5年度
洗足駅公衆便所	27.00	3	2	2	無	S42	H12年度
圓融寺公衆便所	30.56	4	2	1	有	H19	未
碑文谷八幡神社公衆便所	15.00	3	2	1	無	S51	未
学芸大学駅公衆便所	39.97	6	3	2	有	S45	H28年度
緑が丘駅前公衆便所	10.90	2	0	2	有	S51	H25年度
熊野神社公衆便所	13.63	3	2	1	有	S53	H14年度
自由が丘駅公衆便所	71.09	7	4	3	有	S34	S60. H17年度 R7年度
都立大学駅公衆便所	48.33	7	5	2	有	S38	H3年度
めぐろ区民キャンパス公衆便所	35.83	4	2	1	有	H14	未
八雲氷川神社公衆便所	21.76	3	2	1	有	S43	H17年度
合計（20箇所）	504.94	74	44	27	有＝13		

第7章

公衆便所の維持管理について

区内の公衆便所は、現在20箇所あり、日常清掃のほか、臭いや排水管の詰まり等の対応、部分的な補修を適宜行っています。日常清掃の頻度は、駅前公衆便所で1日2回、自由が丘駅公衆便所については1日3回、その他の公衆便所で1日1回実施しています。併せて日常清掃では取り切れない汚れについて、定期清掃（6箇所程度／年間）を実施しています。更に排水管の詰まり等に対応するため、高圧洗浄機による特殊清掃（9箇所程度／年間）を実施しています。

第8章 緑化の推進

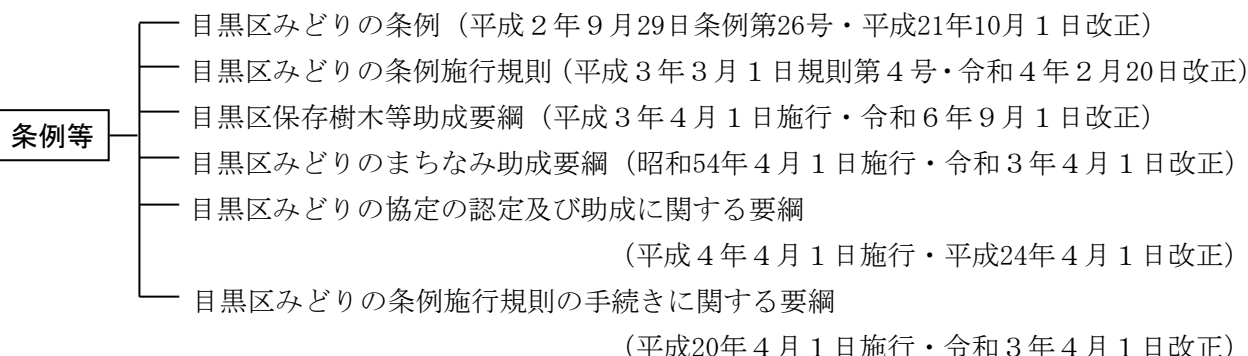
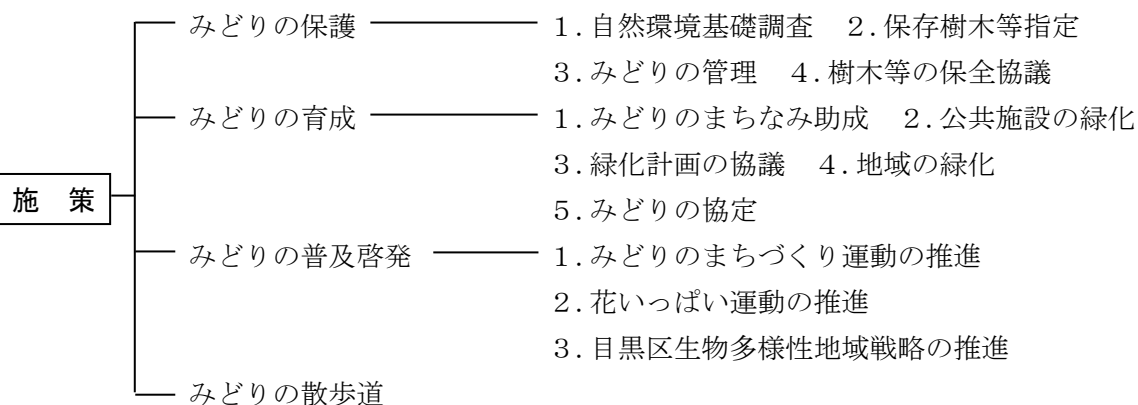
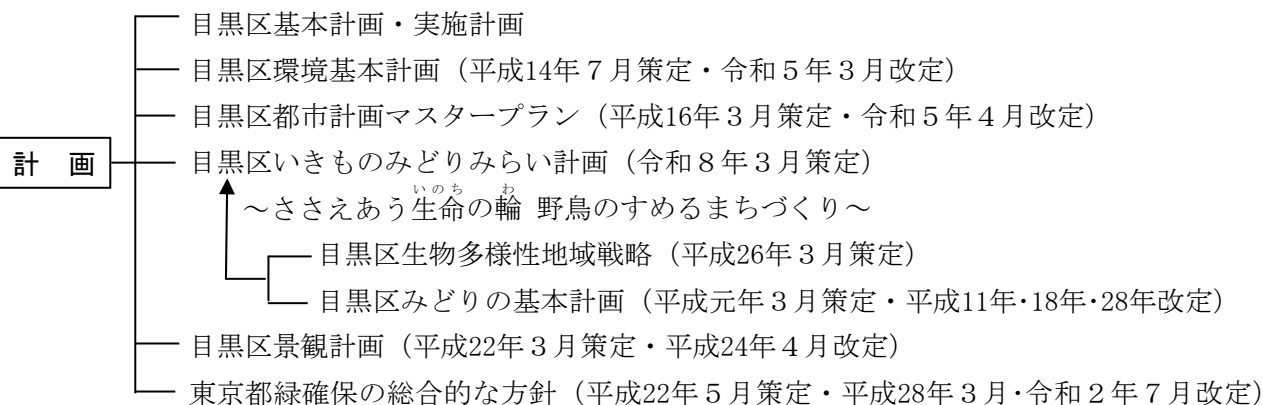
第1 みどりの施策の体系

平成2年に「目黒区みどりの条例」を制定し、みどりの保護、育成、普及啓発を柱に、保存樹木等の指定、建築時をとらえた緑化計画の協議、緑化団体の育成などについて都市緑化に向けた区や区民等の責務を明らかにしました。また、その年の10月には緑化都市宣言を行い、区の内外にみどりのまちづくりに対する姿勢を明らかにしています。

令和8年3月、「目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう^{いのち}生命の輪^あ 野鳥のすめるまちづくり計画」と「目黒区みどりの基本計画」の2つの計画を統合して「目黒区いきものみどりみらい計画～ささえあう^{いのち}生命の輪^あ 野鳥のすめるまちづくり～」を策定しました。今後は、この計画に基づき生物多様性の保全及びみどりの保全・創出・育成に関する取組を総合的に推進していきます。

提 言 「五感にやさしいみどりをつくろう」（目黒区みどりのまちづくり委員会提言）

平成2年6月16日答申



第2 みどりの保護

目黒区の緑被率は平成26年度が17.3%、令和5年度で17.0%と減少しています。

区では、自然環境の保全を図るために、区民参加による区内の自然調査を実施して現状等を把握するなど区民意識の向上を図るとともに、建築行為等の機会をとらえた樹木の保全協議や、保存樹木・樹林等の指定等を実施しています。区内の緑被のうち民有地の割合が前回調査53.8%から54.1%に微増しましたが、民間の所有している樹木や樹林の保全や育成を行うことは重要な課題となっています。これまで、平成20年度に「みどりの条例」を改正し、みどりの保全、創出の取組を強化しています。そのひとつとして保存樹木の指定基準を見直し、指定本数の増加を図りました。保存樹木等の所有者にはその維持管理費の一部を助成しています。また、一定要件に該当する樹木等をやむを得ず伐採しようとするときは、その樹木等の保全について、区と協議する制度を作りました。このほか、地域の人びとがみどりの大切さを認識するように自然環境の調査に区民の参加を募って実証しています。さらに樹木等の適正な維持管理を互いに協力して行うよう啓発を行うとともに、高枝切り鋏等の貸出による維持管理への支援を実施しています。

1 自然環境基礎調査

(1) 目的

自然環境の現況や経年変化を把握し、緑化行政の基礎資料とするため、緑被率、樹木分布等のみどりの実態調査、動植物生息等の調査を定期的に行っています。

(2) 経過

- ア 緑被・樹木調査（専門調査）：第1回＝昭和47年度、第2回＝昭和52年度、第3回＝昭和60年度、第4回＝平成4・5年度、第5回＝平成15・16年度、第6回＝平成26年度、第7回＝令和5年度
- イ 野鳥・小動物調査（専門調査）：第1回＝昭和60年度、第2回＝平成9年度～平成11年度
- ウ 指標種調査（区民参加調査）：自然通信員調査（平成9年度～）、いきもの発見隊（平成9年度～）、シジュウカラの巣箱調査（昭和59年度～）、ウグイス初音情報（昭和52年度～）
- エ 生物多様性調査：公園樹林・特定緑地等＝平成24・25年度（地域戦略策定時）

(3) 第7回みどりの実態調査結果

ア 緑被率

目黒区全域の緑被率は17.0%（前回第6回調査時17.3%）。

イ 土地利用区別の緑被

図1 緑被の種別割合

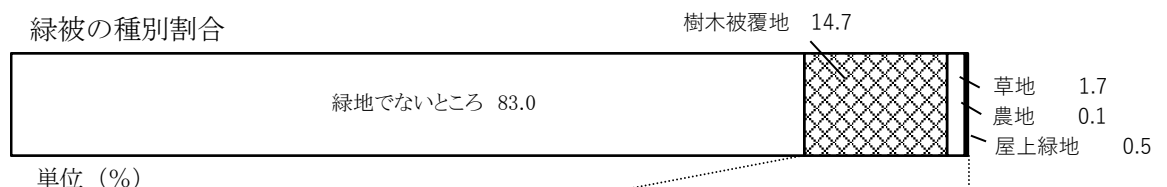
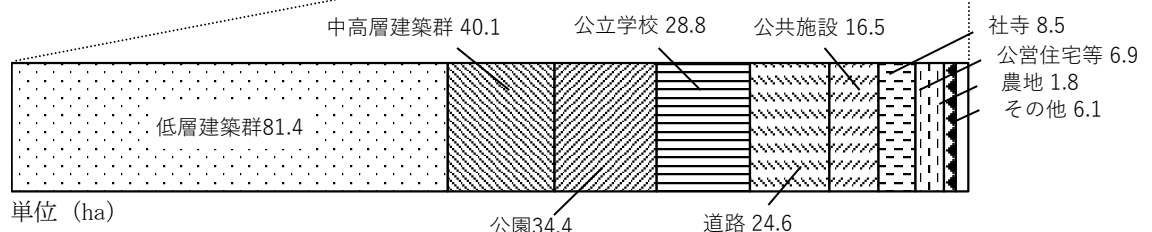


図2 土地利用区別の緑被の構成

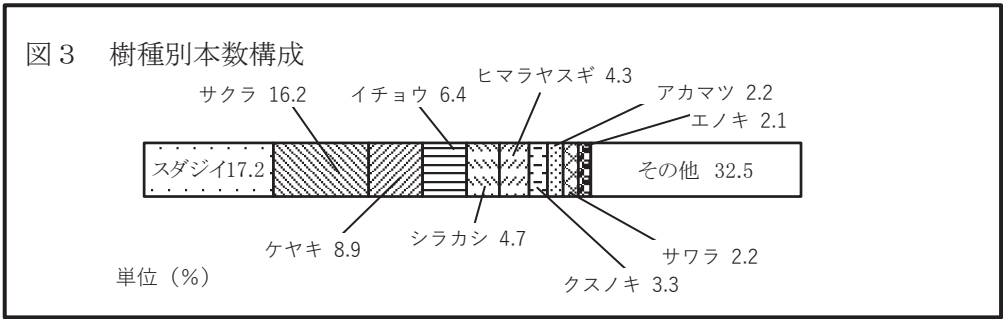


ウ 樹木

目黒区にある直径20cm以上の樹木は20,465本（道路植栽を除く。）で、前回（平成26年度）の調査から2,015本減少しています。

幹直径別樹木本数の経年変化の状況

調査実施年度 幹直径（cm）	平成 16 年度 （本）	平成 26 年度 （本）	令和 5 年度 （本）	平成 26 年度から令和 5 年度 の変化	
				変化 本 数 （本）	変 化 率 （％）
40 以上	3,874	4,242	4,067	▲175	▲4.1
30 以上 40 未満	6,158	5,937	5,475	▲462	▲7.8
20 以上 30 未満	13,992	12,301	10,923	▲1,378	▲11.2
合計	24,024	22,480	20,465	▲2,015	▲9.0



（４）野鳥・小動物調査

自然と共生するまちづくりの基礎資料とするため野鳥・小動物専門調査を継続しているほか、平成9年度から「いきもの発見隊」や「指標種等の調査」（野鳥、野草、昆虫、魚類等）などの区民による身近な生物調査を行っています（130頁「第4 3 目黒区生物多様性地域戦略の推進」参照）。
「目黒区いきものみどりみらい計画」では、野鳥の年間確認種数50種を維持し70種を目指すことを目標指数としています。

野鳥の年間確認種数（1～12月）

年	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
種数	44	57	53	54	44	56	44	49	42	48

※専門調査、区民参加調査（自然通信員からの情報提供）の累計（外来種等は除く）

（５）いきもの住民台帳（目黒区の動植物リスト）

緑被・樹木調査や野鳥・小動物調査、生物多様性地域戦略策定時調査等の専門調査や、いきもの発見隊等の区民参加の調査結果から、目黒区で確認された動植物のリストとして「いきもの住民台帳（身近に暮らすみどりのなかまたち）」（暫定版）を作成したほか、令和7年度には新たに「目黒区のバッタ目」をグリーンデータブックとして発行しました。いずれも区ホームページで公開しています。グリーンデータブックは、これまでに「土をめぐる生物（2018年3月）」「目黒区の蜘蛛（2019年3月）」「目黒区の甲虫（2020年3月）」「目黒区の水辺のいきもの（2021年3月）」「目黒区のはち（2022年3月）」「目黒区の野草（2023年3月）」「目黒区の両生類・爬虫類（2024年3月）」

「目黒区の野鳥 vol.2 (2025年3月)」を発行しており、区立図書館等で閲覧できます。

いきもの住民台帳には、植物約1,500種、キノコ約300種、昆虫やクモ類約1,500種(キイトトンボ、リスアカネ、ミズイロオナガシジミ、ヒグラシ等)、哺乳類約10種、鳥類約180種(ダイサギ、オオタカ、ハヤブサ、コアジサシ、アオバズク、カワセミ、ヤマガラ等)、魚類約30種(ウナギ、ビリンゴ等)、両生類・爬虫類約20種(ヒキガエル、アオダイショウ、ニホントカゲ、ニホンヤモリ等)などが登録されています。

()内は国又は東京都のレッドリスト(絶滅危惧種等一覧)に記載されている種です。

2 保存樹木等の指定

(1) 目的

区内に残る樹木等の保全を図るため、「みどりの条例」に基づき保存樹木等を指定しています。平成20年4月からは、指定基準を幹周り1mから0.8mに変更しました。所有者には、「保存樹木等助成要綱」により維持管理費の一部を助成しています。

(2) 指定基準(「みどりの条例施行規則」参照)

指定基準と助成金(年間5万円を超えない範囲)

	指定基準	助成金
樹木	・幹周り0.8m以上又は高さ15m以上 ・株立ちの木は、各幹周りの合計に0.7乗じたものが0.8m以上 ・木本つる性植物は、枝葉面積30㎡以上 ※平成20年3月までは幹周り1m以上	・1本目年額：6,000円 ・2本目から1本につき：年額5,000円
樹林	・樹林地の面積が300㎡以上	・300～1,000㎡：年額30,000円 ・1,000㎡を超えるもの：年額30,000円に、1,000㎡を超える1㎡ごとに30円を加えた額
生け垣	・生け垣の高さが0.9m以上で、長さが20m以上	・20～30m：年額15,000円 ・30mを超えるもの：年額15,000円に、30mを超える1mごとに500円を加えた額

(3) 指定実績 (令和8年3月31日現在)

保存樹木等指定数

種別			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度	
樹木	指定	件数	12 件	16 件	15 件	19 件	9 件	
		本数	30 本	48本	30本	41本	18 本	
	解除	件数	▲7 件	▲1件	▲10件	▲14件	▲11 件	
		本数	▲7 本	▲1本	▲10本	▲21本	▲19 本	
樹林	指定	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
		面積	0 m ²	0m ²	0m ²	0m ²	0 m ²	
	解除	件数	0 件	0件	0件	0件	▲1 件	
		面積	0 m ²	0m ²	0m ²	0m ²	▲1710 m ²	
生け垣	指定	件数	1 件	2 件	3 件	3 件	4 件	
		延長	25.9m	61.70m	121.70m	91.0m	148.5m	
	解除	件数	0 件	▲3件	▲1件	▲2件	▲4 件	
		延長	▲2.7m	▲103.95m	▲44.90m	▲82.70m	▲176.35m	
種別			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指定現数
樹木	指定	件数	1 件	5 件	10 件	10 件	5 件	239 件 668本
		本数	7 本	15本	25本	23本	31本	
	解除	件数	▲5 件	▲4件	▲12件	▲5件	▲7件	
		本数	▲17 本	▲20本	▲24本	▲9本	▲29本	
樹林	指定	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	25 件 81,504.63 m ²
		面積	0 m ²	0m ²	0m ²	0m ²	0m ²	
	解除	件数	0 件	0件	0件	0件	0件	
		面積	0 m ²	▲321m ²	0m ²	0m ²	0m ²	
生け垣	指定	件数	1 件	1 件	3 件	2 件	2件	70 件 2,747.22m
		延長	25.6m	38.5m	73.1m	91.0m	77.27m	
	解除	件数	0 件	0件	▲4件	▲2件	▲3件	
		延長	0m	0m	▲123.9m	▲60.2m	▲79.7m	

※解除については、指定した場所の保存樹木全てを解除した件数

3 みどりの管理

(1) 保存樹木等の管理

ア 日常管理

原則として所有者は常に良好な状態を保つよう、枯損防止や保護等に努めなければなりません。

ただし、公開性の高い緑地である社寺林等では、安全確保のため必要に応じ区が緊急的な枯枝等の除去処理及び剪定等の保護育成を行うことができます。

イ 樹木保険

区が指定した保存樹木等について、特別区自治体総合賠償保険の対象になります。保存樹木・

保存樹林・保存生垣の管理上の過失に起因して、住民等第三者の生命若しくは身体を害し(身体障害)、又は財物を滅失、き損若しくは汚損(財物損壊)した場合において、保存樹木等の所有者等に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金を支払います。

身体障害事故

1 名につき 1 億円 1 事故につき10億円 期間中10億円

財物損壊事故

1 事故につき2,000万円 期間中2,000万円

(2) 高枝切り鋏等の貸出

ア 内容

民有地のみどりを快適に維持するための支援として、区民が簡単な剪定を行う際に便利な高枝切り鋏や刈込み鋏を窓口で貸出しています。

イ 貸出実績(高枝切り鋏)

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数(件)	121	125	156	150	167	123	169	177	142	120

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置により、令和4年2月21日から3月末まで貸出を停止しました。

4 樹木等の保全の協議

(1) 目的

一定の要件に該当する樹木等をやむを得ず伐採しようとするときには、その樹木等を保全することができないのか、区と協議する制度です。平成20年4月から実施しています。

(2) 協議実績

年度	28	29	30	元	2	
保全協議件数（件）	33	33	52	40	46	
保全協議本数（本）	353	403	165	399	521	
保全された樹木数（本）	93 (内移植 5 本)	184 (内移植15本)	32 (内移植 0本)	57 (内移植 0本)	70 (内移植 1 本)	
年度	3	4	5	6	7	20 年度からの累計
保全協議件数（件）	62	44	47	56	52	693
保全協議本数（本）	285	261	175	246	185	4692
保全された樹木数（本）	9 (内移植 8 本)	53 (内移植 0 本)	7 (内移植 7 本)	11 (内移植 3 本)	0	1054 (22.5%) (内移植 117 本)

※保全協議の対象となる樹林・生け垣は、保全協議本数及び保全された樹木数に含まない。

第3 みどりの育成

失われた自然環境や緑地を回復するために、「目黒区みどりの基本計画」により緑被率20%を目標として設定し、公園や公共施設等での緑地の確保とともに、特に、区内の緑被の過半を占める民有地におけるみどりの保全、創出を図っています。

公共施設については、民間施設緑化の模範となるべく、各施設に敷地面積の20%以上の緑地の確保や、接道部の重点的な緑化を図り、地域のみどりの拠点となるようにしていきます。

一方、民間施設の緑化には、緑化計画の協議のほか緑化助成の充実、普及啓発による積極的な働きかけなどが必要です。平成20年4月から、敷地面積500㎡以上での建築行為における建築物の緑化について義務化しました。

1 みどりのまちなみ助成

(1) 接道部緑化

ア 目的

民有地の接道部（道路沿い）の緑化は、みどり豊かな街なみ形成のためにきわめて効果的です。

目黒区では、昭和54年度から「みどりのまちなみ助成要綱」により接道部の緑化を行うものに対して必要な助成を行い、接道部の緑化を推進しています。

イ 助成基準

(ア) 連続して1m以上を新たに中高木又は生け垣を主体とした緑化をしたもの。

(イ) 助成対象は接道部の緑化（低木のみを除く。）と、それに伴う既存塀撤去、縁石設置、既存樹木の移植。

ウ 実績

(ア) 助成延長累計（昭和54年度～令和7年度） 1,109件 11,672.54m

(イ) 平均助成延長 10.53m/件

助成実績

助成単価限度額 (1件当たりの 限度額)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
塀撤去なし @3,000円 ～25,000円/m (400,000円)	緑化延長 155.72m 21件 3,509,000円	緑化延長 175.34m 19件 365,000円	緑化延長 146.06m 19件 3,288,000円	緑化延長 254.34m 26件 4,504,000円	緑化延長 165.58m 20件 4,000,000円
塀撤去あり @12,000円 ～34,000円/m (400,000円)	緑化延長 22.22m 撤去延長 11.84m 4件 614,000円	緑化延長 24.58m 撤去延長 21.22m 3件 657,000円	緑化延長 25.77m 撤去延長 6.11m 1件 400,000円	緑化延長 0.00m 撤去延長 0.00m 0件 0円	緑化延長 0.00m 撤去延長 0.00m 0件 0円
計	緑化延長 177.94m 25件 4,123,000円	緑化延長 199.92m 22件 4,307,000円	緑化延長 171.83m 20件 3,688,000円	緑化延長 254.34m 26件 4,504,000円	緑化延長 165.58m 20件 4,000,000円

助成単価限度額 (1件当たりの 限度額)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累計
塀撤去なし @3,000円 ～25,000円/m (400,000円)	緑化延長 61.49m 14件 1,882,000円	緑化延長 63.14m 10件 1,479,000円	緑化延長 131.54m 17件 3,177,000円	緑化延長 112.68m 15件 2,701,000円	緑化延長 70.85m 9件 1,557,000円	—
塀撤去あり @12,000円 ～34,000円/m (400,000円)	緑化延長 0.00m 撤去延長 0.00m 0件 0円	緑化延長 0.00m 撤去延長 0.00m 0件 0円	緑化延長 0.00m 撤去延長 0.00m 0件 0円	緑化延長 22.65m 撤去延長 21.20m 1件 400,000円	緑化延長 14.15m 撤去延長 12.45m 1件 332,000円	—
計	緑化延長 61.49m 14件 1,882,000円	緑化延長 63.14m 10件 1,479,000円	緑化延長 131.54m 17件 3,177,000円	緑化延長 135.33m 16件 3,101,000円	緑化延長 85.00m 10件 1,889,000円	緑化延長 11,672.54m 1,109件

※塀撤去なし、あり、ともに1件当たりの助成限度額は40万円。

(2) 屋上緑化、壁面緑化

ア 目的

ヒートアイランド現象の緩和、良好な自然環境の創出のために市街地の緑化推進が求められています。その手法の一つとして屋上緑化等、建築物の緑化があります。建築物の緑化には、省エネルギー、空気の浄化、雨水流出の遅延などの環境低負荷型の都市づくりに貢献する効果や、自然共生型の都市づくりに貢献する効果などが期待されています。

目黒区では平成14年度から民間建築物の屋上や壁面等の緑化を行うものに対して、「みどりのまちなみ助成要綱」により助成を開始しました。

イ 助成基準

- (ア) 建物の屋上又は壁面で1㎡以上新たに緑化したもの。
- (イ) 屋上緑化の助成対象は、建築物の屋上などにプランターや植栽地を設けて、樹木や草花、芝などで植栽するもの。
- (ウ) 壁面緑化の助成対象は、建築物の壁面をつる性植物などで緑化するもの。
- (エ) ベランダ緑化の助成対象は、建築物のベランダにプランターや植栽地を設けて樹木や草花などを植栽するもの。(令和元年度から廃止)

ウ 実績

- (ア) 屋上助成面積累計(平成14年度～令和7年度) 255件 5,403.51㎡
- (イ) 平均屋上助成面積 21.19㎡/件
- (ウ) 壁面助成面積累計(平成14年度～令和7年度) 22件 570.17㎡
- (エ) 平均壁面助成面積 25.92㎡/件
- (オ) 長期計画目標数 10,000㎡

助成実績（平成18年度まで屋上・壁面ともに限度額内において1/2まで助成）

助成単価限度額	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度	2 年度	
屋上緑化 @20,000円 ～30,000/㎡	緑化面積 56.27 ㎡ 7 件 1,476,000 円	緑化面積 100.1 ㎡ 6 件 1,369,000 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 11.53 ㎡ 3 件 414,000 円	緑化面積 130.60 ㎡ 7 件 2,273,000 円	
壁面緑化 @2,000円 ～20,000円/㎡	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 11.4 ㎡ 1 件 228,000 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 37.68 ㎡ 1 件 27,000 円	
計	緑化面積 56.27 ㎡ 7 件 1,476,000 円	緑化面積 111.41 ㎡ 7 件 1,597,000 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 11.53 ㎡ 3 件 414,000 円	緑化面積 168.28 ㎡ 8 件 2,300,000 円	
助成単価限度額	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	累計
屋上緑化 @20,000円 ～30,000/㎡	緑化面積 113.20 ㎡ 6 件 1,698,000 円	緑化面積 15.55 ㎡ 2 件 419,000 円	緑化面積 59.84 ㎡ 3 件 1,634,000 円	緑化面積 17.43 ㎡ 2 件 328,000 円	緑化面積 51.96 ㎡ 2 件 732,000 円	緑化面積 5,403.51 ㎡ 255 件
壁面緑化 @2,000円 ～20,000円/㎡	緑化面積 7.98 ㎡ 1 件 36,000 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 10.85 ㎡ 1 件 70,000 円	緑化面積 0 ㎡ 0 件 0 円	緑化面積 25.41 ㎡ 1 件 114,000 円	緑化面積 570.17 ㎡ 22 件
計	緑化面積 121.18 ㎡ 7 件 1,734,000 円	緑化面積 15.55 ㎡ 2 件 419,000 円	緑化面積 70.69 ㎡ 4 件 1,704,000 円	緑化面積 17.43 ㎡ 2 件 328,000 円	緑化面積 77.37 ㎡ 3 件 846,000 円	緑化面積 5,973.68 ㎡ 277 件

※屋上緑化・壁面緑化とも、1件当たりの助成限度額は平成23年度までは40万円、24年度以降は30万円。令和元年度以降は屋上緑化と壁面緑化合わせて最大70万円。

第8章

2 公共施設の緑化

（1）目的・概要

「目黒区みどりの条例施行規則」では、区施設のみでなく、国や東京都等の公共施設に対しても敷地の20%以上を緑地とする緑化基準を定め、民間施設のモデルとなるよう積極的に緑化を進めています。

3 緑化計画の協議

（1）目的・概要

「目黒区みどりの条例」により、区の施設をはじめとする公共施設及び民間施設については、建築行為等に関わる緑化計画の協議を行い、認定を受けることが義務づけられています。

平成20年度からは、公共施設については面積250㎡以上、民間施設については面積500㎡以上の敷地での建築行為等に対して、屋上等への建築物の緑化が義務づけられました。

（2）緑化計画の協議が義務づけられる建築行為等の内容及び規模

ア 建築行為等

（ア）都市計画法に規定する開発行為に係る許可申請等の手続き

- (イ) 建築基準法の確認を必要とする行為（建築確認申請）
- (ウ) 建築基準法の規定による通知を必要とする行為（計画通知）
- (エ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する計画の認定の申請
- (オ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する計画の認定の申請又は許可の申請
- (カ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する計画の認定の申請
- (キ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する計画の認定の申請
- (ク) 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する計画の認定の申請
- (ケ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する自動車駐車場を設置する場合

イ 規模

敷地面積200㎡以上、自動車駐車場設置の場合は20台以上（敷地面積200㎡未満も含む）。区有施設は敷地の規模にかかわらず全て対象としています。

（３）内容

樹木等の保全の協議、植栽地の確保、接道部の緑化、建築物の緑化（敷地面積500㎡以上、公共施設は250㎡以上）、その他

（４）実績（認定件数）

令和7年度緑化計画の認定実績

施設の種類の	民間施設	区の施設	その他公共施設	計	累計
緑化計画の認定件数	156	9	0	165	7,731
平均敷地面積(㎡)	353.29	1,573.52	0.00	419.84	2,213.39
敷地面積計(㎡)	55,112.55	14,161.65	0.00	69,274.20	17,111,724.21
計画緑地面積計(㎡)	6,722.75	2,842.16	0.00	9,564.91	4,312,046.82
計画緑化率(%)	12.20	20.07	0.00	13.81	25.20
接道部延長(m)	3,454.08	775.67	0.00	4,229.75	296,638.88
接道部緑化延長計(m)	2,180.39	559.52	0.00	2,739.91	189,384.10
接道部緑化率(%)	63.13	72.13	0.00	64.78	63.84

※累計は、制度開始(平成3年10月)から令和8年3月まで。

令和7年度緑化計画における建築物緑化の認定実績

	敷地面積		合計
	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上	
屋上緑化対象件数(件)	16	6	22
敷地面積計(㎡)	10,473.68	17,976.30	28,449.98
建築面積計(㎡)	6,593.17	5,168.54	11,761.71
屋上緑化基準面積(㎡)	741.72	529.37	1,271.09
屋上緑化面積(㎡)	504.03	510.15	1,014.18
地上への振替面積(㎡)	212.3	0.00	212.3

※敷地面積500㎡以上の民間施設・公共施設における新築・増改築を集計(駐車場・公園等・道路は含まない)。

4 地域の緑化

(1) 目的

緑化推進を効果的に行うため、地域の特性に合わせたみどりの保全・創出を進めます。

(2) 内容

ア 緑化重点地区

「目黒区いきものみどりみらい基本計画」の中で、区内全域を都市緑地法の緑化重点地区として位置づけ、緑化推進を図るとともに身近な公園整備を進めます。

イ みどりの重点地区

「みどりの条例」に基づき、今後、みどりの重点地区を指定し、重点的なみどりの確保と緑化の推進を行っていきます。

第 4 みどりの普及啓発

都市におけるみどりの保護と回復を図るうえで、住民の意識の啓発は特に重要です。民有地内に占める緑被の割合が大きい目黒区では、住民の理解をもとめ、積極的な緑化活動への参加を促す必要があります。そこで、自然環境の保全や緑化への関心を高め、地域住民が自主的な緑化活動を推進できるよう、各種施策を実施しています。

みどりの普及啓発事業は、広報活動等を充実しながら、年間計画により効果的に行っています。

1 みどりのまちづくり運動の推進

(1) 目的

個人住宅や事業所などの緑化の推進や、緑化に対する区民意識の向上、緑化知識や園芸技術の普及を図るため、イベントの実施、パンフレット作成、みどりの教室（エコ・園芸生活講座）等の事業を行っています。

(2) 緑化樹木等苗木配布（植樹運動の推進）

民有地の緑化を図るため、「目黒区いきものみどりみらい計画」により令和 17 年度までに緑被率 20%を目標とし、区民向けに緑化用苗木の配布を行っています。なお、苗木は、平成 14 年 10 月 31 日、宮城県角田市と取り交わした「目黒区・角田市みどりの交流事業に関する覚書」に基づき、角田市が生産しています。また、例年の配布数は 1,100 本でしたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業縮小し、820 本の配布となりました。

令和 7 年度苗木配布実績

行事名	配布日	種類	会場（場所）	配布数（本）
住区住民会議等の 行事での苗木配布	10/4 ～ 12/7	ブルーベリー、ムクゲ、アジサイ、ウツギ、ハギ、キンモクセイ、アベリア、ドウダンツツジ	各住区のイベント会場	1,300

(3) 屋上庭園「目黒十五庭(とうごてい)」

ア 目的・概要

区総合庁舎本館屋上に、東京農業大学の協力により、面積 1,120 m²の屋上庭園「目黒十五庭(とうごてい)」を整備(平成 17 年 3 月)しました。区民や事業者が屋上を緑化する際の参考となるよう、最新の技術や材料を採用し、屋上緑化の普及・啓発における発信の場となることを目的としています。

イ 実績

多くの区民の利用のほか、目黒区の屋上緑化等の普及・啓発を目的とした、小学校の社会科見学での活用も見られます。また、「目黒野菜畑」では、職員ボランティアによる江戸東京野菜等の試作・育成活動が行われています。

小学校の社会科見学実績(児童数には引率者数を含む)(小学 3 年生)

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
小学校数(校)	9	7	7	10	1	3	13	12	11	11
児童数(人)	637	469	589	770	50	197	925	920	712	584

第 8 章

(4) みどりの教室「エコ・園芸生活講座」

ア 目的

区民の園芸知識・技術の向上と緑化の意識の啓発

イ 内容

- (ア) 日 程 年 1 回(10 回講座、1 回 2 時間半)
- (イ) 周知方法 めぐろ区報に掲載
- (ウ) テーマ 自然環境を守る視点から園芸を考え季節に応じてテーマを決めます。

令和 7 年度みどりの教室実績 場所：花とみどりの学習館 講師：花とみどりの学習館職員 対象：全区

回	日程	テーマ	参加人数
1~10	10/8~2/15 (主に第 2・4 水)	生ゴミ堆肥づくり、畑の作物管理、プランター栽培、ハーブの栽培・剪定・利用法	延べ136人

2 花いっぱい運動の推進

(1) 目的

地域住民が主体となって、花による緑化に取り組む「花いっぱい運動」を推進しています。区民の緑化意識を高揚させ、区の環境を美化することを目的としています。

運動の一環として、「グリーンクラブ」の活動があります。

(2) グリーンクラブ

ア 目的

「自分たちの手で、自分たちの街を美しく」という理念のもと、住民が地域の公共空地の花壇に花を植え、花壇を自主管理しているボランティア団体です。地域のコミュニケーションを図り、

街の美化を推進することを目的としています。

イ 内容

地域住民3世帯以上で一つのグループを作り、活動を希望する花壇の場所等を区に申請します。
区は申請のあった花壇の場所等を調査し、上記グループをグリーンクラブとして登録します。
登録されたグリーンクラブは毎年1回、区に花壇の植栽計画書を提出します。区はこれを調整の上、春（3月）、夏（5月）、冬（11月）の年3回、花苗を配布します。
区から配布された花苗を指定された場所の花壇に植え付け、年間を通じて花壇の維持管理を行います。

グリーンクラブ 花壇設置場所の箇所数・人数

公園	緑道	児童遊園	区道	都道	住区センター	その他	計
39	20	17	9	0	5	4	94 箇所（93 団体） （932 人）

グリーンクラブ一覧表

第 8 章

No	グリーンクラブ名称	花壇の場所
1	C・G・C	中目黒公園
2	あすま	柿の木坂支流緑道
3	東原	東原児童遊園
4	油面住区	油面公園菜の花・油面住区センター児童遊園
5	油面菜の花プロジェクト実行委員会	大塚山公園
6	いいほいくえん	九品仏川緑道
7	いきいき	碑文谷五丁目児童遊園
8	碑住区環境緑部	田向公園
9	碑小学校	立会川緑道
10	大岡山町会	大岡山公園内
11	大岡山西町会	大岡山児童遊園
12	大橋	目黒川緑道
13	小川坂	烏森児童遊園
14	お花屋さん	鷹番児童遊園
15	柿の木坂 3 丁目	柿の木坂支流緑道
16	学芸大学駅前	学芸大学駅前
17	上目黒 5 丁目	蛇崩川緑道
18	上目黒住区児童遊園	上目黒住区児童遊園
19	烏森	蛇崩川緑道
20	グリーンカフェ青鳥	西郷山公園
21	クローバー	目黒本町 5 丁目 12 番地 三角地
22	月光町会	月光原公園、月光町児童遊園

No	グリーンクラブ名称	花壇の場所
23	月光原住区住民会議緑化部	清水池公園、月光原住区センター
24	寿会	駒場住区いこいの家
25	こなべ野	こなべ野公園内
26	こはる	柳通り道路緑地
27	五本木東ふれんずガーデン	五本木東児童遊園
28	駒場公園バラの会	駒場公園
29	駒場三丁目もちの木公園を育てる会	駒場三丁目もちの木公園
30	駒場小学校グリーンプロジェクト	駒場野公園内
31	駒場野公園野の花	駒場野公園
32	駒場野バラ	駒場野公園拡張部
33	コロちゃん公園をキレイにする会	東町南児童遊園
34	西郷山	西郷山公園
35	清水町児童遊園	清水町児童遊園
36	清水東ひまわり	清水東児童遊園
37	下二南町会	下二南街かど公園
38	下目黒	大鳥公園
39	自由が丘	自由が丘駅前ロータリー
40	自由が丘住区環境	緑が丘西児童遊園・自由が丘公園・自由が丘住区センター前庭花壇
41	菅刈住区	菅刈住区センター
42	菅刈ネット 21	菅刈公園
43	すずめの仲間	すずめのお宿緑地公園
44	洗足	洗足駅前ふれあい広場

45	洗足北街かど公園	洗足北街かど公園
46	天空フラワー	天空庭園植栽地
47	ときそら	三谷児童遊園
48	都立大学駅前遊歩道	呑川本流緑道
49	中町せせらぎ	中町せせらぎ公園
50	中町東町会	油面公園前通り道路緑地
51	中根公園	中根公園
52	中根住区	呑川本流緑道
53	中根ねむの木公園	中根ねむの木公園
54	中目黒こども会	八幡公園
55	ナチュラル	柿の木坂支流緑道
56	南泉公園	元競馬南泉公園、さくらの里街かど公園
57	ニコニコ	西小山ニコニコ広場
58	西小山	西小山公園
59	日本航空高等学校	柳通り道路緑地
60	呑川緑道	呑川本流緑道
61	はなさか	柿の木坂支流緑道
62	花の公園くらぶ	碑文谷公園拡張部
63	原町	原町タンポポ公園
64	原町小学校	立会川緑道
65	東山小栽培委員会	東山小学校前通り道路緑地
66	東山・花とみどりの会	東山住区センター
67	日向	日向児童遊園
68	ピノッキオ	東根公園
69	ひまわり	呑川本流緑道

70	ひめりんご	中目黒一丁目児童遊園
71	ファースト	祐天寺駅前ロータリー
72	フィオーレ碑文谷サレジオ通り	目黒区碑文谷4・6・4周辺サレジオ通り沿い
73	衾町公園バラの会	衾町公園
74	ポケットオアシス清水	ポケットオアシス清水
75	本町工房	唐ヶ崎児童遊園
76	本町西糸まき公園	本町西糸まき公園 ※令和9年3月新設予定
77	三田町会婦人部	三田公園
78	緑が丘3丁目	緑が丘工大橋緑地
79	南一丁目富士見台公園	富士見台公園内
80	南一丁目緑地公園	南一丁目緑地公園
81	宮前小学校	呑川本流緑道
82	向原住区	向原住区センター
83	向原西街かど公園	向原西街かど公園
84	向原緑道を愛する会	立会川緑道
85	目黒川緑道	目黒川緑道
86	目黒銀座児童遊園	目黒銀座児童遊園
87	目黒区立ひがしやま幼稚園	東山公園
88	目黒しいの木会	中央緑地公園
89	八雲住区環境	呑川本流緑道
90	八雲2丁目	呑川本流緑道
91	柳通り	柳通り道路緑地
92	祐天寺	祐天寺一丁目ふれあい公園
93	ルムーン	けこぼ坂街かど公園

3 目黒区生物多様性地域戦略の推進

(1) 目的

自然と共生するまちを目指し、令和 8 年 3 月に「目黒区生物多様性地域戦略」と「目黒区みどりの基本計画」を統合し、「目黒区いきものみどりみらい計画～ささえあう^{いのち}^お生命の輪 野鳥のすめるまちづくり～」を策定しました。

この計画は、野鳥を自然環境のシンボルとしてとらえ、人と自然が共存できる質の高いみどりのまちづくりを、区民とともに実現しようとするものです。この計画の普及、及び自然的環境の保全、回復を図るため、野鳥のすめるまちづくり運動を推進しています。

(2) 運用と推進

ア 目標指標

「目黒区いきものみどりみらい計画」では生物多様性の確保(保全、回復)等に関する短期目標の目標年を、2035年としています。その間の進み具合は、設定した指標に対する実績など、主に数値による進行管理を行っています。

指標と実績

2035（令和 17）年までの指標	策定時 （7 年度）
野鳥の年間確認種数 50 種を維持し、70 種を目指す	48 種
OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の登録数 3 か所	0 か所
世論調査における「生物多様性」の言葉の認知度 80%	54.1%※
生物多様性に配慮した行動を実践している区民の割合 40%	—
グリーンクラブなど公園等で活動を行う登録団体数 120 団体	114 団体
自然通信員の登録者数 1,500 世帯	1,200 世帯
いきもの住民会議（活動団体・自然通信員等の研修、交流）開催の継続	開催

※令和 5 年度世論調査の値を記載。

イ 連携による推進

「目黒区いきものみどりみらい計画」では、将来像の実現に向け、区民、事業者、学校、行政等、様々な主体が連携して取組を推進していくこととしています。令和 7 年度は、事業者や学校等と連携しました。

(ア) 事業者等との連携

令和 7 年度は、「目黒区いきものみどりみらい計画」で拠点的な緑地のひとつとして位置づけられた中根公園において、生物調査及び意見交換を地域住民や公園活動団体と連携し実施しました。令和 8 年度も中根公園で行います。

(イ) 学校等との連携

令和 7 年度は、校内での環境学習の推進について、緑ヶ丘小学校（中根公園の生物調査）、五本木小学校（ビオトープ活動）と連携して実施しました。

(3) 野鳥のすめるまちづくり展の開催

庁舎等の展示スペースなどを利用し、身近な自然の写真や、緑化事業を紹介するパネル展示を行っています。令和7年度は、総合庁舎西口ロビーで3回、中目黒公園と菅刈公園では常設で実施しました。

(4) 自然観察教室

区民の身近な自然に関する知識や理解を深め、自然保護の意識を啓発します。令和7年度は2回実施し、延べ70名が参加しました。

ア いきもの発見隊

いきものと触れ合いながら、区内の自然の様子を調査し、いきものの生息状況を記録しています。目黒川では、毎年継続的に実施し、魚類等の変化を捉えています。

イ 実績

令和7年度いきもの発見隊実績（参考）

実施日	テーマ	講師	見つかったいきもの	参加者数
令和7年6月14日(土) 場所：目黒川船入場	川のいきもの発見隊	魚類研究者 君塚 芳輝氏 自然教育研究センター 見城 沙英氏	スミウキゴリ、マハゼ、アユ、ボラ、カワアナゴ、ゴクラクハゼ、アメンボ、モクズガニ	45 人
令和7年10月12日(日) 場所：東京大学駒場 I キャンパス	いきもの発見隊 with 環境三四郎	自然教育研究センター 岡本 明久氏	アオサギ、アオマツムシ、ウリハムシ、イナゴ、オンブバッタ、コバネイナゴなど	25 人

(5) 区民自然情報の活用及び自然通信員活動(いきもの气象台事業)

区民が観察した指標種や身近な自然ニュースをパソコンに記録し、自然保護の資料とするほか区報等で紹介します。情報提供者には「自然通信員」としての登録を依頼し、自然通信員便りの発行送付により情報の共有や継続的な参加を図ります。自然通信員便りは環境学習への活用を図るため、学校等へも配布しています。いきもの气象台は、区民からの自然情報を集計して活用する事業として平成21年度から実施し、約1,200世帯が自然通信員として登録しています。また、年に1回区民と自然通信員を対象に、活動団体の交流や調査の手法等を普及する「いきもの住民会議」（令和7年度は、9月に東山公園で実施。講師：斉藤秀生氏）を実施しています。

ウグイス初音（11月～4月のさえずり）情報

（昭和52年度から継続実施）

調査年度	28	29	30	元	2
情報件数（件）	19	18	16	19	18
初めての情報／年月日	29. 2. 18	4. 2. 25	31. 2. 8	元. 11. 4	3. 2. 16
初めての情報／場所	下目黒6丁目	都立林試の森公園	目黒2丁目	柿の木坂2丁目	都立駒沢オリンピック公園
調査年度	3	4	5	6	7
情報件数（件）	18	23	6	5	24
初めての情報／年月日	4. 2. 25	5. 2. 17	5. 2. 3	6. 12. 19	7. 12. 6
初めての情報／場所	都立林試の森公園	大岡山1丁目	都立林試の森公園	駒場野公園	菅刈公園

(6) 巣箱モニター

ア 目的

区内の野鳥の生息状況を調べるとともに、区民に自ら巣箱を取りつけてもらうことにより、野鳥を通して、自然の大切さの啓発を図ります。

イ 内容

区の鳥シジュウカラ用の巣箱をモニター希望者に配布し、自分の家の木などに取りつけて観察し、巣づくり(営巣)の様子などを記入した調査票を提出してもらいます。自然通信員便りやめぐろ区報で1月頃募集のうえ、2月に巣箱を配布し、巣立ちが終わる頃に調査票を回収します。区報などに結果を掲載することにより、区内の自然環境保全の啓発を行っています。

実績(昭和59年度事業開始)

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
営巣した巣箱数	8	9	3	3	4	2	1	0	0	3
巣立ちヒナ数(羽)	24	20	9	不明	12	7	5	0	0	5

(7) 指標種等の調査

環境の指標となる身近な野草や小動物を指標種として、区報や学校等を通じて参加を呼びかける区民参加型で実施しています。

区民による身近な生物調査の結果(1~12月)

(平成9年度から継続実施)

年度	調査対象指標種と情報数	合計
28	ツクシ7件、テントウムシ類38件、トカゲ類11件、コゲラ19件、スズメ90件 他2,619件	2,784件
29	ツクシ5件、カブトムシ・クワガタ類12件、トカゲ11件、セミ108件、ヒキガエル124件 他2,693件	2,953件
30	ジョロウグモ4件、オカダンゴムシ3件、セイタカアワダチソウ4件、メジロ39件 他2,960件	3,010件
元	クワガタ類8件、ナナホシテントウ11件、カミキリムシ類2件 シラホシハナムグリ9件、ゾウムシ15件 他2,742件	2,787件
2	トンボ類79件、水生昆虫4件、水草2件、水鳥243件、淡水魚26件、両生類・爬虫類34件、甲殻類10件、貝類0件 他1,422件	1,820件
3	ハチ類113件、バッタ類33件、カマキリ類27件、コオロギ類19件、アメンボ類2件、他2,200件	2,394件
4	ススキ1件、キンラン0件、タチツボスミレ1件、ホタルブクロ3件、シロバナタンポポ4件、他2,186件	2,197件
5	トカゲ類10件、ヘビ類10件、カメ類26件、カエル類34件、他2,142件	2,222件
6	ヤマガラ5件、モズ3件、コゲラ11件、コサギ24件、ウグイス33件、シジュウカラ103件 他2,123件	2,302件
7	オンブバッタ20件、ショウリョウバッタ9件、トノサマバッタ1件、コオロギ類20件、キリギリス類11件 他2,264件	2,325件

(8) ビオトープ・^{おちばんく}落ち葉シクの設置

ア ビオトープ（生きものたちの生息する空間）

生物の回復を図るために、トンボ等の生息できる池等のビオトープを設置し、自然回復の状況を継続して調査しています。令和2年度はビオトープで7種類のトンボが確認されています。

実績

年度	場所	年度	場所	年度	場所	
9	緑ヶ丘小学校	1 1	鷹番小学校	1 8	中根小学校	
	田道小学校		上目黒小学校	1 9	月光原小学校	
1 0	東根小学校		原町小学校		中目黒小学校	
	東山小学校		からすみ幼稚園	2 0	碑小学校（改修に伴う再設置）	
	碑小学校	1 2	菅刈小学校	2 2	五本木小学校（エコアップ）	
	宮前小学校	1 3	菅刈公園		宮前小学校（エコアップ）	
	ひがしやま幼稚園		油面小学校	2 3	東山公園	
	下目黒小学校		不動小学校		上目黒小学校（エコアップ）	
1 1	向原小学校	1 4	中目黒公園	合計	公 園	3
	五本木小学校	1 6	駒場小学校		小学校・幼稚園	21

イ 落ち葉シク（落ち葉や枯れ枝を腐葉土や堆肥とするための落ち葉だめ）

年度	箇所	場所
平成9年度	2 箇所	駒場野公園、碑文谷公園
10年度	4 箇所	熊野神社、烏森神社、碑文谷八幡神社、すずめのお宿緑地公園
11年度	1 箇所	中根公園（平成29年度撤去）
13年度	1 箇所	立源寺
14年度	2 箇所	中目黒公園、中目黒しぜんとなかよし公園
18年度	1 箇所	中目黒八幡神社
24年度	1 箇所	目黒天空庭園
令和6年度	1 箇所	油面公園
合計	12箇所	※中根公園除く

(9) いきもの80選

ア みんなで選ぶ めぐろのいきもの80選（区制施行80周年記念事業）

（ア）目的・概要

「ふるさと目黒」のいきものを見つめ直し、潤いのあるみどりのまちを子どもたちの未来に伝えていくため、今の目黒に生息する、あるいは昔の目黒で見たいいきもので、未来に伝えていきたい、若しくは戻ってきてほしいいきものについて区民投票を行いました。

結果は「みんなで選んだ めぐろのいきもの80種」とし、平成26年度策定の自然と共生する街づくりの基本計画となる「目黒区生物多様性地域戦略」の基礎資料として活用しました。

(イ) 実施結果

実施期間 平成 24 年 7 月 25 日～10 月 31 日
投票者数 ・投票者数延べ 664 人
・種類得票数 4,433 票 (計 417 種)

得票数が上位のいきもの

1 位：ヤモリ	2 位：メダカ	3 位：ヒキガエル	4 位：ソメイヨシノ
5 位：アマガエル	6 位：スズメ	7 位：ツバメ	8 位：シジュウカラ

イ ささえあう生命の輪 めぐろのいきもの80選

目黒区生物多様性地域戦略の普及版として、「みんなで選ぶ めぐろのいきもの80選」で選ばれた80種のいきものを中心に、区内で身近に見られるいきもの約300種をカラー写真で紹介するガイドブック「ささえあう生命の輪 めぐろのいきもの80選」を販売しています。(1部400円)

頒布実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	累計※
販売数(冊)	459	342	264	268	141	186	295	193	153	165	4,503

※有償頒布(平成26年4月25日からの累計)

販売箇所

みどりの係窓口・広報広聴課・駒場野公園(自然観察舎)・中目黒公園(花とみどりの学習館)・駒場公園和館・菅刈公園和館・めぐろ歴史資料館・国立科学博物館附属自然教育園・目黒書店組合等・目黒区美術館・めぐろ観光まちづくり協会

第5 道路緑地等整備

1 目的・概要

公共施設の緑化及び道路環境改善の一環として、道路の緑化を図ります。街路の連続したみどりは、良好な都市環境の基軸であり、全区的なみどりのネットワーク形成が図られるよう道路緑化を進めます。

歩道設置路線については、地域特性を考慮しながら、街路樹、歩道緑地帯等の整備を進めます。みどりの散歩道コースでは、緑化とともに、休息場所の整備をします。

植栽樹種の選択にあたっては、花木を中心に、季節感豊かで、地域に親しまれるものとします。

2 街路樹の整備

区道上の街路樹は2,730本です。樹種別にみるとサクラ(ソメイヨシノ、ヤマザクラ等)945本、イチョウ436本、ハナミズキ423本、モミジバフウ216本、トウカエデ85本、ユリノキ105本、トチノキ49本、その他471本です。

なお、区の代表的な街路樹路線には次のようなものがあります。

○東山のイチョウ並木 イチョウ約50本延長300m めぐろ風景55選定

- 目黒川と桜並木 ソメイヨシノを中心に約800本延長約6,660m めぐる風景55選定
- 洗足駅前のイチョウ並木 イチョウ約80本延長約250m めぐる風景55選定

3 道路緑地の整備

歩道緑地帯、駅前緑地、交通島等条件の整ったものから順次整備をします。現在は、19,073㎡。

第6 みどりの散歩道

1 目的・概要

昭和57年度に区制施行50周年記念事業として、「みどりの散歩道」の整備が始まりました。
公園・緑地、文化施設や史跡等をめぐって、安全、快適に歩けるように、歩道・街路樹等の緑化推進事業やガイドパネルの設置などにより整備し、全区的なみどりのまちなみのネットワークが形成されることをねらいとしています。

2 事業内容

(1) 整備実績及び計画

- ア 昭和57～60年度に、碑文谷、呑川、不動、駒場の4コース、延長6,800mを暫定整備しました。
- イ 「みどりの散歩道整備計画」（昭和60年10月策定）は、9本のメインコースと7本の補助コースで、総延長41.3kmを全体計画としています。
- ウ 都市計画、街路デザイン、郷土史等の専門家の参加による「みどりの散歩道整備委員会」により、平成元年2月「みどりの散歩道整備マニュアル」及び「コース別マニュアル」を作成しました。
- エ 平成15年1月の区役所移転に伴い、「区役所・美術館コース」に「祐天寺補助コース」と「区役所・学芸大学駅補助コース」を併合しました。

(2) ガイドパネル等の設置

ガイドパネル、誘導パネル、ルート案内パネル等は、コース別マニュアルに基づき設置しました。
平成5年度までに、「駒場」「西郷山・目黒川」「目黒川」「不動」「区役所・美術館」「碑文谷・立会川」「呑川・柿の木坂」「呑川・自由が丘」の8コースに設置しました。

(3) コース別ガイドブック

各コース別にカラー版のガイドブックを作成し、9コース分を1セットとして300円で販売しています。平成28年度に掲載内容を刷新し、5,000部を増刷しました。

頒布実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	累計※
販売数(冊)	56	515	311	227	129	141	133	94	63	124	13,521

※平成10年度からの累計

販売箇所

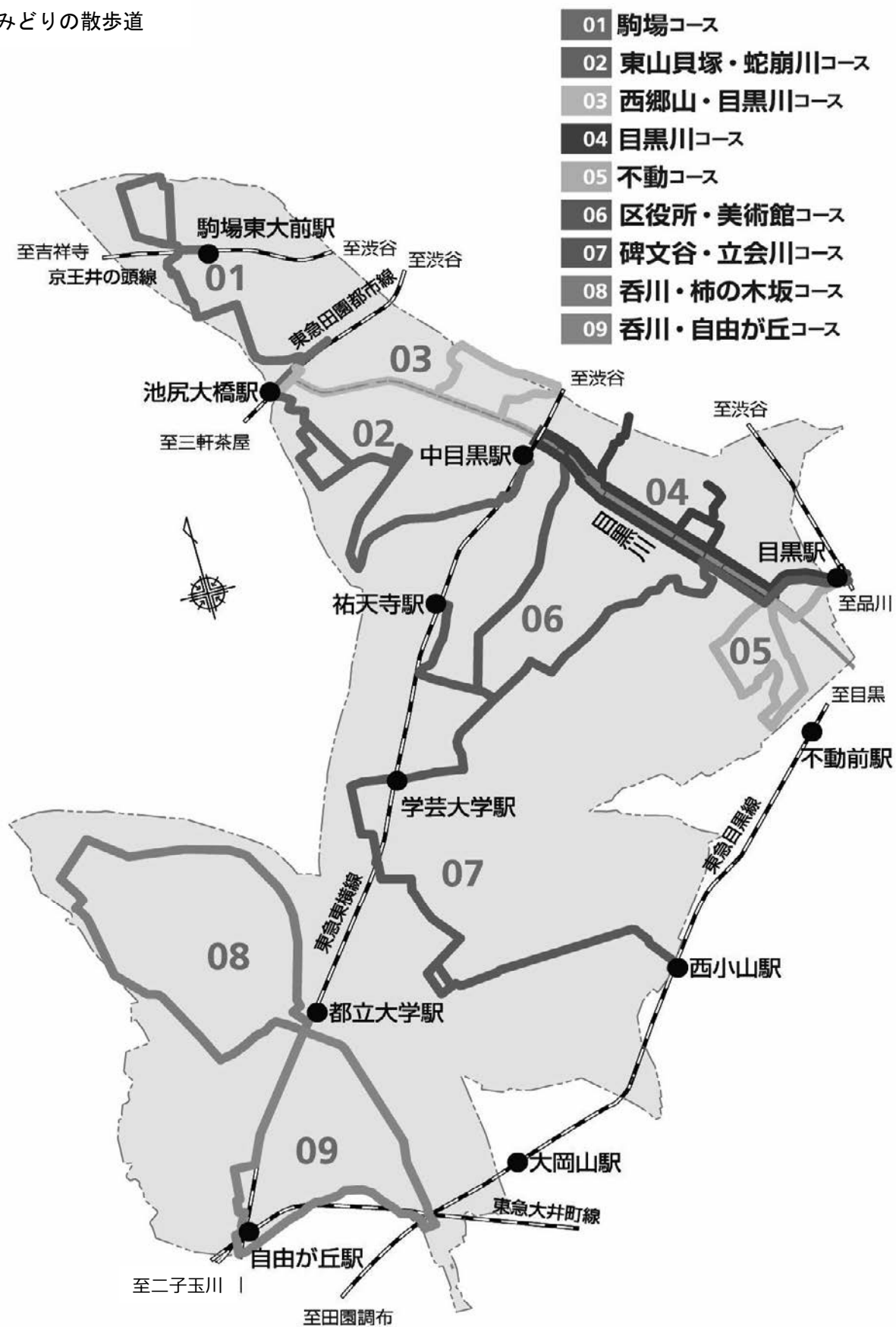
みどりの係窓口・広報広聴課・駒場野公園（自然観察舎）・中目黒公園（花とみどりの学習館）・駒場公園和館・菅刈公園和館・めぐろ歴史資料館・目黒書店組合等・目黒区美術館・めぐろ観光まちづくり協会

みどりの散歩道コースガイド

	コース名	ルート	距離	所要時間
1	駒場コース	駒場東大前駅～池尻大橋駅	約3,400m	徒歩約 70分
2	東山貝塚・蛇崩川コース	中目黒駅～池尻大橋駅	約3,700m	徒歩約 75分
3	西郷山・目黒川コース	中目黒駅～池尻大橋駅	約3,100m	徒歩約 60分
4	目黒川コース	目黒駅～中目黒駅	約4,000m	徒歩約 80分
5	不動コース	目黒駅～目黒駅	約3,300m	徒歩約 65分
6	区役所・美術館コース	祐天寺駅～目黒駅、 学芸大学駅～ さいかちばし 梶ヶ谷駅	約5,000m	徒歩約105分
7	碑文谷・立会川コース	西小山駅～学芸大学駅	約3,400m	徒歩約 70分
8	呑川・柿の木坂コース	都立大学駅～都立大学駅	約4,400m	徒歩約 85分
9	呑川・自由が丘コース	都立大学駅～緑が丘駅～自由が丘駅～ 都立大学駅	約5,200m	徒歩約100分

（４）拠点整備

散歩道の起点となる駅前や、主要な中継点となる公園緑地などに、総合案内板やベンチ等を配した休息などの機能を有する小広場の整備を行っています。各コース１～２箇所の整備を実施しています。



第7 目黒のサクラ保全

1 目的・概要

区内の公園、緑道、街路樹等の桜は、今後高齢化や環境の変化による樹勢の低下が懸念されることから、樹勢の回復や植え替えなど保全・更新の取組が必要となっています。このため、平成26年3月11日に「目黒のサクラ基金」を創設し、平成27年度から寄付金を活用し、桜の保全・更新事業の取組を進めています。

目黒のサクラ基金実績

年度		28	29	30	元	2	累計※
寄付金	件数	69 件	103 件	180 件	204 件	222 件	
	金額	2,578,269 円	3,313,362 円	8,937,828 円	11,438,821 円	11,814,286 円	
募金	件数	9 件	14 件	9 件	8 件	5 件	
	金額	20,669 円	70,383 円	130,145 円	140,797 円	14,897 円	
年度		3	4	5	6	7	
寄付金	件数	373 件	344 件	282 件	326 件	264 件	
	金額	39,466,715 円	27,427,035 円	29,437,207 円	32,913,032 円	27,647,757 円	
募金	件数	7 件	5 件	12 件	23 件	50 件	
	金額	35,439 円	17,719 円	94,456 円	88,821 円	105,439 円	
							2,740 件 202,733,852 円

※事業開始からの累計

2 事業内容

専門家等による樹木診断を行い、個々の桜の状態を把握し地域にあったサクラ再生実行計画を作成し、樹勢の回復や植え替えなどの桜の保全・更新を行います。安全確保のため倒木の危険性のある桜は伐採を先行します。

(1) 樹木診断（平成27年度より実施）

年度	28	29	30	元	2
外観診断	－	児童遊園 24 本	－	－	街路樹 201 本 公園・緑道等 22 本
機器診断	公園・緑道 41 本	公園・緑道 96 本 児童遊園 11 本	－	－	街路樹 49 本 公園・緑道 8 本
年度	3	4	5	6	7
外観診断	街路樹 220 本 公園・緑道 2 本	街路樹 404 本	街路樹 174 本 緑道 137 本	緑道 181 本	緑道・公園 358 本 児童遊園 39 本
機器診断	街路樹 28 本 公園・緑道 18 本	街路樹 46 本 公園・緑道 13 本	街路樹 33 本 緑道 15 本	街路樹 19 本 公園・緑道 79 本 児童遊園 4 本	公園・緑道 50 本 児童遊園 7 本

（２）サクラ保全工事（平成 27 年度より実施）

年度	28	29	30	元	2	
伐採	街路樹 11 本 緑道 2 本	街路樹 2 本 公園・緑道 2 本	公園・緑道 8 本	街路樹 2 本 公園・緑道 10 本	街路樹 7 本 公園・緑道 5 本	
抜根	街路樹 1 本	緑道 11 本	街路樹 13 本 緑道 3 本	街路樹 7 本 緑道 2 本	公園・緑道 4 本	
新植	－	－	街路樹 12 本	－	街路樹 2 本 公園・緑道 5 本	
年度	3	4	5	6	7	累計※
伐採	街路樹 9 本 公園・緑道 2 本	街路樹 4 本 公園・緑道 5 本	街路樹 7 本 公園・緑道 4 本	街路樹 2 本 公園・緑道 5 本	緑道 12 本	116 本
抜根	街路樹 6 本 公園・緑道 3 本 児童遊園 1 本	街路樹 10 本 公園・緑道 2 本	街路樹 5 本 公園・緑道 2 本	街路樹 7 本 公園・緑道 3 本	街路樹 8 本 公園・緑道 9 本	97 本
新植	街路樹 2 本 公園・緑道 3 本 児童遊園 1 本	街路樹 5 本 公園・緑道 2 本	街路樹 1 本 公園・緑道 9 本	街路樹 5 本	街路樹 7 本 公園・緑道 7 本	61 本

※ 事業開始の平成27年度から令和 7 年度までの累計

（３）サクラ再生実行計画の作成（平成 28 年度から令和 4 年度まで実施）

2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
碑さくら通り 田向円融寺通り 碑文谷五丁目緑地	目黒川緑地帯 児童遊園	立会川緑道 呑川本流緑道	呑川柿の木坂支流緑道 呑川駒沢支流緑道	駒場野公園 九品仏川緑道	—	碑文谷公園 区立公園

（４）樹勢回復（令和 4 年度より実施）

固くなった土壤に穴を掘り、ノズルで空気を送り込むことで土壤を柔らかくして桜の根の呼吸や成長を助けるとともに、穴に土壤改良材や肥料を入れ、根の健全な生育を促します。

4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
街路樹 10 本 公園・緑道 15 本 児童遊園 1 本	街路樹 314 本	街路樹 151 本	街路樹 214 本

（５）目黒のサクラ保全事業報告会（平成 27 年度より実施）

区民や目黒のサクラ基金寄付者に対し、目黒のサクラ保全事業の取組を報告することを目的に、平成27年度より毎年 3 月に開催しています。報告会では、樹木医による^{さくらもり}桜守活動についての講演や活動体験も行っています。（令和元年度、2 年度、3 年度は感染症拡大防止のため中止しました。）

令和7年度目黒のサクラ保全事業報告会

日程・会場	テーマ	講師（樹木医）	参加人数
令和8年3月21日（土） 会場：目黒区総合庁舎2 階大会議室、蛇崩 川緑道	令和7年度サクラ保全事業の取組状況 サクラ基金の寄付状況 桜守活動の体験（花数調査、樹名板づ くり、桜の花びらしおりづくり）	NPO法人 東京樹木医プロジェクト 四戸香織氏、美濃又哲男氏	16人

（6）^{さくらもり}桜守活動

桜守活動の広がりを目指し、桜に関する知識を身につけ、より桜守活動に親しんでいただけるよう、令和4年度は体験会、令和5年度からはボランティア養成講座を実施しています。

年度	開催月・会場	テーマ	参加人数
4	5月、10月、1月 会場：駒場野公園	桜への施肥作業、桜の健康診断、桜の根を保護する柵の作製	延べ30人 （3回開催）
5	6月、9月、11月、 2月、3月 会場：駒場野公園	桜の健康診断、桜の種とり、桜の根を保護する柵の作製、桜の種まき、桜の花数調査	延べ39人 （5回開催）
6	4月、5月、6月、 1月、2月、3月 会場：駒場野公園	桜の種とり、桜の根を保護する柵の作製、桜の花数調査、桜の苗木育成	延べ26人 （6回開催）
7	4月、5月、6月、 1月、2月、3月 会場：駒場野公園	挿し木による苗木づくり、桜の根の保護、苗木ポット作成、桜の花数調査	延べ20人 （6回開催）

第9章 河川・豪雨対策・水防

第1 河川等の管理

1 河川

目黒区内には、目黒川・蛇崩川・立会川・呑川・九品仏川の5つの二級河川があります。この河川の管理は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づいて、目黒区が行っています。目黒川と呑川の一部を除き下水道幹線として暗渠化され、上部の緑道は区民に利用され、憩いの場ともなっています。その緑道の一部は、放置自転車対策のひとつとして、自転車置場として利用されているところもあります。

また、河川区域内で土地の占有をしようとする場合には河川管理者の許可が必要です。占有の許可を受けることができる者は、原則として、公共性又は公益性を有する者となっています。河川管理者は占有の内容が、河川敷地の適正な利用に資すると認められるものについて許可を行っています。河川の占有許可の例としては、緑道や架空線、鉄道敷等があります。

ア 河川の延長（目黒区内）

（単位：m）

河川名	目黒川	蛇崩川	立会川	呑川	九品仏川	計
延長	3,860	1,530	1,090	2,840	1,960	11,280

イ 河川の占有許可件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
許可件数	17	27	29	21	24	21	38	20	37	22

第9章

2 公共物

目黒区公共物管理条例では、道路、河川、水路等として一般公共の用に供されているもの並びにこれらと一体をなしている工作物、物件及び施設のうち、道路法又は河川法の適用若しくは準用がないものを「公共物」と定義しています。

また、公共物を使用しようとする場合には、公共物管理者の許可が必要です。公共物使用許可の例としては、下水道や水道管等の生活上必要と認められるものに限っています。

許可件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
許可件数	23	20	42	49	48	41	80	75	69	47

第2 河川整備

1 河川改修

東京都は、時間約65ミリ降雨に対応した「河川（流下施設+貯留施設）・下水道整備」を進めており、区内の河川改修は概ね完了しています。

目黒川：目黒川は、大橋より上流部は下水道事業として整備し、大橋から下流の船入場までは「河川激甚災害対策特別緊急事業」の適用を受け、昭和60年度に完了しました。さらに船入場から下流は、平成7年度に完了しました。また、この河川改修に加え、より一層の治水安全度の向上を目指し、目黒区の船入場調節池に5万5千t、品川区の荏原調節池に20万tの貯留能力を持つ地下式調節池が完成しています。

蛇崩川：目黒川の支流として中目黒駅付近で合流する蛇崩川は、全区間が下水道幹線として整備されています。

呑川：呑川では、九品仏川との合流点を境に下流が河川事業として、上流は、支流も含め下水道幹線として整備されています。

九品仏川：呑川の支流である九品仏川は、全区間が下水道幹線として整備されています。

立会川：立会川は、目黒区内の全区間が、下水道幹線として整備されています。

2 河川維持

河川環境及び流下能力の維持のため、河床整正、汚泥浚渫、清掃等を実施しています。令和7年度は次のとおり実施しました。

目黒川については、河床整正（田楽橋～目黒新橋）20,460㎡、汚泥浚渫600㎡（目黒新橋～太鼓橋）、敷き均し工（田楽橋～なかめ公園橋）、河川清掃12回（大橋～田楽橋）、ユスリカ卵塊除去24回（大橋～田楽橋）、水面等清掃11回（田楽橋～区境）、護岸洗浄（田楽橋～目黒新橋間の両岸）1,330mを実施しました。

呑川については、河川清掃を48回（工大橋～境橋）と特別清掃2回（工大橋～境橋）を実施しました。

3 目黒川総合環境整備

目黒区では、区内に残された貴重な水辺空間となった目黒川の環境改善を図っています。

昭和51年からは目黒川流域の品川区及び世田谷区とともに、「目黒川浄化対策三区連合」を結成し、毎年東京都に対して河川改修の促進、水質浄化対策、治水対策などを要望しています。現在は、「目黒川浄化対策三区連合」を改組して平成17年に発足した「目黒川環境整備促進流域三区連絡会」を通じて、東京都に対して要望しています。

また、昭和63年度に建設省より『ふるさとの川モデル河川』の指定、平成2年度には「目黒川水辺空間整備計画」の認定を受け、広く区民に親しまれる「ふるさとの川」づくりを進めています。

（1）目黒川環境整備計画

ア 目黒川沿川道路整備

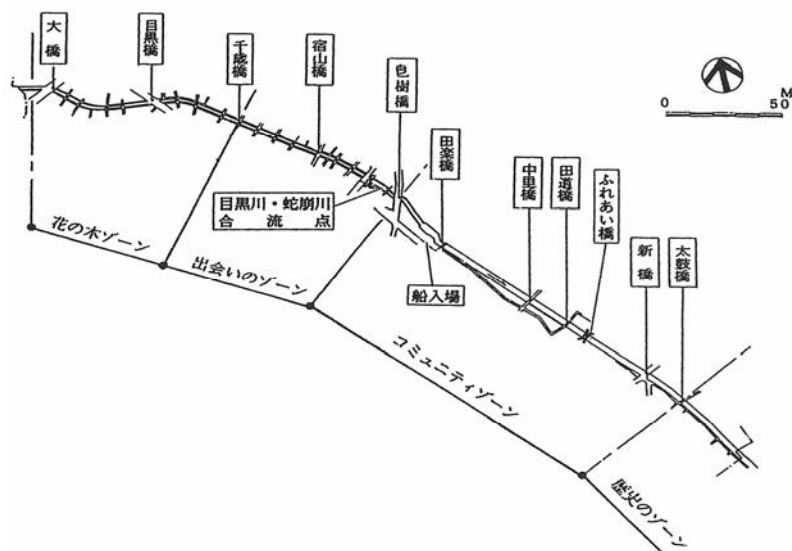
この計画は、目黒川の線的なオープンスペースを区内に残された貴重な水辺空間として整備

し、水と緑を基軸に、人々が身近な自然と親しみ、ふれあう場の創出を図るものです。

目黒川沿道に樹木を植栽し、カラー化を進めるとともに、人々が楽しく歩ける空間とします。

また、土地利用・景観特性等からとらえて、全体を4つのゾーンに区分し、散策路・ジョギングコース等として計画しました。

この計画に基づき、昭和61年度から花の木ゾーンと出会いのゾーンを「川に親しみながら散策できる道」として整備し、さらに、平成4年度からコミュニティゾーン、歴史のゾーンについて、護岸改修により新設された河川管理用通路を地域特性に応じて緑化し、沿川通路を整備しました。



現在は、沿川道路の改修時期に合わせて、ヒートアイランド対策の一環として保水性舗装の整備を進め、令和2年度に整備が完了しました。

イ ウォーターフロント計画及び広場橋計画

この計画は、沿川における面的なオープンスペースとして、目黒川・蛇崩川合流点、目黒川船入場の公有地を利用するとともに、区民センターを中心とした広場橋をつくり、人と水との係わりを親水の面から、区民のレクリエーションや、コミュニティ形成の場として整備するものです。

この計画に沿って、ふれあい橋を整備し、目黒川船入場についても一部を残し整備を行いました。船入場では中央環状品川線の換気所工事を行い、人道橋を整備しました。

なお、目黒川・蛇崩川合流点の整備は、中目黒駅周辺の市街地再開発事業や、それに伴う蛇崩川緑道の整備との一体化を図りながら、平成22年度に整備を行いました。

(2) 目黒川維持用水計画

河川が広く区民に親しまれ、憩いの場としての快適な河川環境を保持するためには、治水対策はもとより、平常時の維持用水を確保し、水質の浄化を図る必要があります。

目黒川では、東山貝塚公園の湧水を沿川道路まで導水し、「せせらぎ」と「水車」を設置して、親水空間を創出しました。

また、平成7年以降、東京都の城南河川清流復活事業により、下水道局の落合水再生センター

から高度処理水が導水され、河川の自浄作用による水質浄化等を行っています。

これらの事業により、最近では、以前に比べて水質が改善され、さまざまな生物が見られるようになりました。

(3) 目黒川水質浄化対策計画（令和2年6月）

ア 経緯等

目黒川の河川環境整備については、昭和57年に建設省、東京都、品川区、目黒区、世田谷区、学識経験者による「目黒川浄化等計画調査委員会」にて検討し、目黒川浄化対策三区連合で策定した「目黒川総合環境整備計画」に基づき、親水、治水、流量、及び水質に関する対策を進めてきました。

水質については、公共下水道の整備や落合水再生センターからの高度処理水の送水等により一定の改善はされてきましたが、潮の干満の影響を受け河川水が滞留することや、大雨時に合流式下水道から初期越流水が放流されることが原因となって水質が一時的に悪化し、悪臭や白濁化等が発生し、水質の改善が課題となっています。

そこで平成21年度から23年度に、太鼓橋下流にある悪臭の元となっている貧酸素層を解消するため、高濃度酸素溶解水の供給実験を行い、さらに、平成28年度及び29年度は、河床の泥土改善を目的とした実験を行いました。平成30年度には、目黒川水質浄化対策評価委員会（東京都、品川区、目黒区、世田谷区）において、これまでの実験結果を総合的に評価し、今後、目黒川で検討を進めていく短期的な水質改善対策として、高濃度酸素水供給を最善策として取りまとめました。令和元年度は高濃度酸素水供給実施に向け、目黒川水質浄化対策検討会（東京都、品川区、目黒区、世田谷区）を設置し、水質改善に向けた目標設定、対策内容やスケジュール等の検討を行い、令和2年6月に目黒区として、「目黒川水質浄化対策計画」を策定しました。

イ 「目黒川水質浄化対策計画」の目標と主な対策内容

再生水導水、河床整正・浚渫、雨水浸透拡大等の既存対策を継続するとともに、新規に以下の対策を実施することにより、目標の実現を図ります。

期間区分	主な目標	主な対策内容
短期 (概ね5年後までに実施)	大気中硫化物濃度 0.2ppm以下※1 (達成率50%※2)	・高濃度酸素溶解水供給施設の整備 ・初期越流水貯留施設の整備 ・部分分流化の推進 ・効果的な浚渫に必要なモニタリングの実施
中期 (概ね10年後までに実施)	大気中硫化物濃度 0.2ppm以下※1 (達成率100%※2)	・初期越流水貯留施設の整備（機能拡大） ・効果的な浚渫の実施 ・部分分流化の推進
長期	大気中硫化物濃度 0.06ppm以下	今後継続して実施するモニタリング結果を踏まえた追加対策の検討、実施

※1 悪臭防止法における、規制基準の設定範囲上限値

※2 達成率(%) = $\frac{\text{目標値を超過した日数(現況)} - \text{目標値を超過した日数(対策後)}}{\text{目標値を超過した日数(現況)}}$

ウ 水の流れの確保

東京都では「城南河川清流復活事業」として、平成7年度より落合水再生センターで処理した再生水を目黒川、呑川及び渋谷川（古川）へ送水・放流しています。これらの都市河川は常時水量に乏しく、水量を補うために供給されており、目黒川には1日当たり約3万立方メートルが送水されています。

エ 河床整正・浚渫

（ア）川の流れを良くする対策（河床整正）

川の流れを良くし、悪臭や白濁の原因となるヘドロを溜まりにくくするため、田楽橋～目黒新橋間で「川底を平らに均す工事」を毎年行っています。

（イ）ヘドロの除去（浚渫）

溜まったヘドロを除去するため、目黒新橋から太鼓橋間で「川底の浚渫」を行っています。

オ 高濃度酸素溶解水供給施設整備

悪臭及び白濁化の原因となる硫化水素の発生を抑制するため、太鼓橋の底層部へ高濃度酸素溶解水を供給する施設の整備を令和4年度から令和5年度にかけて実施し、令和6年3月18日より稼働しました。当該施設については、原水槽内における高濃度の硫化水素発生が課題となっており、令和7年度は原水槽内における硫化水素発生を可能な限り抑制するため、流入管の改良と、脱臭剤の交換時期をより正確に把握するため、脱臭装置入口部における硫化水素濃度を連続測定する装置を設置しました。

カ 初期越流水貯留施設

東京都下水道局では、合流式下水道の改善事業として降雨初期の特に汚れた下水を一時的に貯留する施設の整備を進めており、上目黒一丁目から青葉台二丁目の区道の下に貯留管（貯留量9,400トン）を設置し、平成23年度から貯留を開始しています。令和2年度からは、池尻・新駒沢幹線（139,000トン）を初期越流水の貯留施設とし運用開始しています。

キ モニタリング

目黒川における水質を経年的に把握し、水質改善対策の基礎データとするため、平成24年度より水質調査を実施しています。現在は船入場から太鼓橋下流にかけて、水質や臭気を計測する連続調査等を実施し、悪臭の発生メカニズムや対策効果の検証を行っています。

ク 目黒川水質浄化対策検討会

令和元年7月に、東京都（建設局・環境局・下水道局）、世田谷区、目黒区、品川区で構成する目黒川水質浄化対策検討会を設置しました。対策の実施や目標達成に向けての進行管理を行うため、継続して開催します。

ケ 「目黒川水質浄化対策計画」の短期目標の達成状況

計画の短期目標は、大気中の硫化水素濃度が0.2ppmを超えた日を悪臭発生日とし令和元年度を

基準年（悪臭発生日数36日）として達成率を整理しており、令和7年度（悪臭発生日数16日）に達成率が55%となったことから、短期目標50%を達成することができました。

（４）都への要望

河川の水質浄化対策を進めるため、特別区下水道事業促進連絡会、東京都城南五区下水道河川連絡協議会、目黒川環境整備促進流域三区連絡会にて東京都に対する要望を継続して行っています。

（５）地域住民による取組

これまで目黒川沿いの住民を中心に、定期的に目黒川周辺の清掃（クリーンアップ大作戦）を行っています。平成12年度からは、住民組織に加え本区、目黒警察署等の協働により清掃を実施しています。令和7年度は、3回実施しました。近年では地元企業や小学校児童などのボランティアの参加が増えています。これは、下水道高度処理水の導水により、目黒川に清流が戻ったことと併せて、河川環境への関心が益々高まってきたことによるものと考えられます。今後も、目黒川の治水安全度のさらなる向上とともに、このような住民の自主的な参加による河川環境の改善への取組を進めていく必要があります。

第3 豪雨対策

1 概要

近年、東京都内で、時間50ミリを越える局所的な豪雨が増加しています。この豪雨により河川や下水道施設から溢れ出た水が、家屋などに甚大な浸水被害をもたらしています。

浸水被害を軽減するためには、流域全体で、河川の改修や下水道施設の整備を進めるとともに、透水性舗装や浸透枳など雨水流出抑制施設の整備を促進し、河川や下水道施設に流出する雨水を抑制することが必要です。

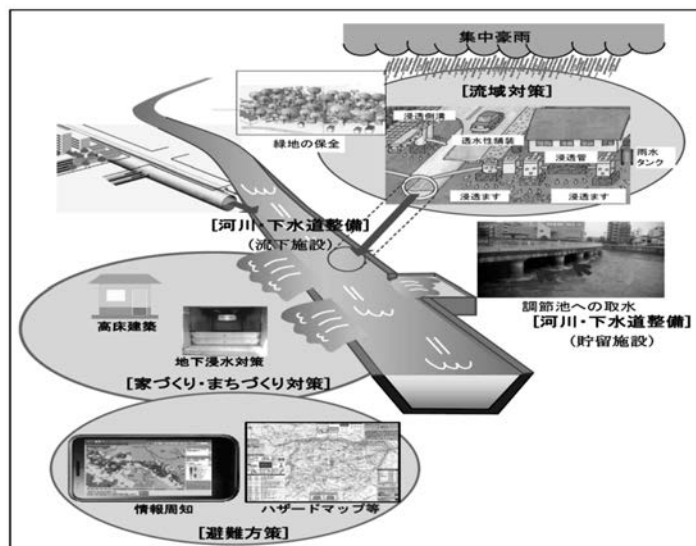
東京都は、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針を改定して、時間75ミリ降雨までは浸水被害を防止するなどの方針を示し、時間約65ミリ降雨に対応した「河川（流下施設＋貯留施設）・下水道整備」を進めています。また、東京都及び区市町村で構成する東京都総合治水対策協議会により、平成31年に呑川流域、令和元年に目黒川流域の豪雨対策計画を改定し、令和3年度には渋谷川・古川流域の計画が改定されました。さらに、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害へ備える観点で、東京都は令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、目標降雨を時間85ミリに引き上げました。

目黒区は、区の役割である雨水流出を抑制する流域対策や、区民への情報発信等のソフト対策の取組を充実させ、区民と目標を共有しながら豪雨対策を着実に推進、加速していく必要があるため、令和3年3月に「目黒区豪雨対策計画（旧目黒区総合治水対策基本計画）」を改定しました。また、令和5年12月の東京都豪雨対策基本方針の改定を踏まえ、目黒区民センター見直し検討や学校施設の計画的な更新の検討を進めていることを鑑み、区有施設に設置する雨水流出抑制施設の設置基準について、令和6年2月に目黒区豪雨対策計画の改訂を行いました。今後、令和5年12月に改定さ

れた東京都豪雨対策基本方針に基づく各流域別豪雨対策計画の改定が行われた後に、それらを反映させて目黒区豪雨対策計画の改定を行います。

雨水流出抑制施設の整備促進や緑地の保全などの「流域対策」を進めるとともに、区民の生命、財産を守ることができる「家づくり・まちづくり対策」、「避難・防災対策」の施策の充実を図っていきます。

豪雨対策の施策



2 豪雨対策の目標（目黒区豪雨対策計画（令和3年3月改定）より）

（1）目黒区豪雨対策計画の目標（おおむね30年後の長期見通し）

河川・下水道整備及び流域対策を合わせて時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目指し、東京都と役割分担をして豪雨対策に取り組んでいきます。おおむね30年後とは、東京都が豪雨対策基本方針を改定した平成26年からおおむね30年後のことを指します。

- 目標1：時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止
- 目標2：時間75ミリを超える降雨に対しても、生命の安全を確保

（2）区と東京都の役割分担

効果的、効率的な豪雨対策を実現するため、河川・下水道整備及び流域対策の各対策について、東京都との役割分担を明確に設定し、連携を強化していきます。

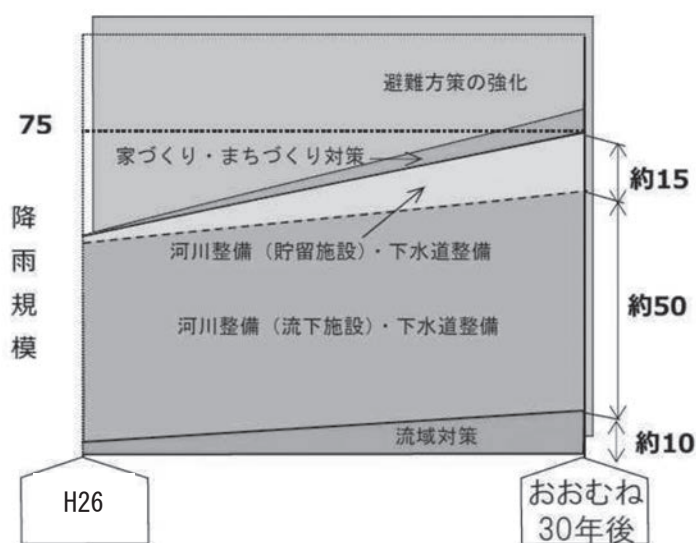
ア 目黒区

時間約10ミリ降雨に対応した雨水流出抑制施設の整備促進や緑地の保全などの「流域対策」を進めます。また、区民の生命、財産を守ることができる「家づくり・まちづくり対策」、「避難・防災対策」の施策の充実を図っていきます。

イ 東京都

主に、時間約65ミリ降雨に対応した「河川整備・下水道整備（流下施設、貯留施設）」を進めます。

各対策の役割分担のイメージ図



〔対策目標とその内訳〕

	東京都	目黒区	都・区 合計
	河川・ 下水道施設	流域対策	豪雨対策全体
計画策定時 (平成 30 年度)	時間 50 ミリ	時間 5 ミリ	時間 55 ミリ
令和 6 年度		6 ミリ	
19 年度		10 ミリ	
おおむね 30 年後	時間 65 ミリ	10 ミリ	時間 75 ミリ

3 目黒区の実施（目黒区豪雨対策計画（令和 3 年 3 月改定）より）

目黒区は、豪雨対策全体での対策目標である時間75ミリ相当の降雨への対応のうち、区の役割である、雨水の流出を抑える「流域対策」において、令和19年度までに時間10ミリ相当の降雨の流出抑制を進めます。区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進するとともに、公共施設や民間施設における雨水流出抑制施設の設置が進むよう協力を求めています。また、グリーンインフラの取組推進として、みどり等の自然環境が持つ保水機能の利用を流域対策に取り込み、豪雨対策の充実を図っていきます。

家づくり・まちづくり対策においては、区民や事業者等が、自らの住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報を積極的に提供していきます。水害の危険性が高い地域や施設においては、建築時等における浸水対策の検討など、区民や事業者等が自ら水害に備えることができるような仕組づくりを行っていきます。また、集中豪雨等による浸水被害が発生した地域への取組として、横断グレーチングの設置やグレーチング蓋への取替えなどの対策を実施しています。

区民の生命を守る「避難・防災対策」においては、避難が確実かつ安全に行われるために、平常時から必要となる情報の提供や避難方法を事前に周知し、自助、共助による避難行動を促進します。あわせて、水害時の避難体制の整備、水防体制の強化といった対策を進めていきます。

4 雨水流出抑制

雨水流出抑制対策として道路・公園・学校等に雨水浸透柵・透水性舗装などの浸透施設、校庭や公園に貯留施設の設置を行うとともに、民間施設の浸透施設の設置についても指導、協力要請を行っています。

(1) 透水性舗装

区道のうち交通量や地理的条件などから、施工可能な路線について、順次透水性舗装を施工しています。

令和7年度は透水性舗装を185 m²施工しました。(設置総数 163,046 m²)

(2) 浸透柵

横型浸透柵は、昭和58年度より、道路工事に合わせ設置しています。

令和7年度は横型浸透柵を3箇所設置しました。(設置総数 922 箇所)

(3) 雨水貯留施設

公園・校庭・住宅の棟間などの空地に設置し、雨水を一時的に貯留することにより、河川や下水道等の治水施設のピーク流量をカットし、後から徐々に排水させるものです。区内の公園では、駒場野公園、中目黒公園、目黒天空庭園に雨水貯留施設を設置しています。

(4) 区内建築物敷地等の実績(目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱)

届出件数										対策量	
28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	7年度	累計
43	38	37	25	37	23	26	20	10	19	1,046m ³	111,094m ³

年度ごとの届出件数及び対策量は、完了報告書の届出によるものです。

(5) 雨水流出抑制施設等設置助成

年 度		28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	浸透施設 (ます・トレンチ)	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1
	雨水タンク	3	0	1	1	0	3	3	2	4	2

5 止水板設置工事助成

浸水による建築物の被害を軽減するため、止水板設置工事及び関連工事を行う住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者に対し、区がその工事費の一部を助成しています。

助成件数

年 度	6	7
件 数	2	12

6 東京都の取組

(1) 東京都豪雨対策基本方針の改定

東京都は令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、気候変動に伴う降雨量の増加に対応するため、都内全域で目標降雨を10ミリ引き上げました。浸水被害の防止に向けては、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」を中心に進めます。さらに、目標を超える降雨に対しても、「家づくり・まちづくり対策」や「避難方策」を含めた5つの施策を組み合わせ、万が一に備えます。

(2) 流域別豪雨対策計画の改定

目黒区に関する流域別豪雨対策計画については、平成31年3月に「呑川流域豪雨対策計画」、令和元年11月に「目黒川流域豪雨対策計画」が改定されました。令和3年度には「渋谷川・古川流域豪雨対策計画」が改定されました。各流域の新たな目標である時間10ミリ降雨相当分の対策量などを自治体別に示しました。

(3) 東京都豪雨対策アクションプランの策定

東京都は、令和元年の台風第19号による都内での記録的な降雨や近年の豪雨災害を踏まえ、令和2年1月に「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定し、施設整備の着実な推進と豪雨対策の更なる加速・強化としてのおおむね5年間の行動計画を示しました。

(4) 東京都下水道事業経営計画 2026

下水道局は2021年の計画を改定し、下水道施設の強靱性と持続可能性の考えのもと、「強靱な下水道の構築」「脱炭素・良好な水環境への貢献」「持続可能な経営基盤の確立」の各施策に取り組めます。

ア 強靱な下水道の構築

気候変動に伴う豪雨の激甚化や地震などの災害に対応するため、浸水対策の強化や施設の耐水化・耐震化、老朽化した下水道施設の再構築を進め、平常時・災害時を問わず安定的に機能する強靱な下水道の実現を図ります。

イ 脱炭素・良好な水環境への貢献

温室効果ガス排出量の削減や下水熱などのエネルギー有効利用による脱炭素化の推進と、高度処理の導入や雨天時の下水放流対策による河川・海域の水質向上を両立させ、持続可能な環境創出を目指します。

ウ 持続可能な経営基盤の確立

人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に対応するため、デジタル技術（DX）の活用による業務効率化、計画的な設備更新と財政基盤の強化、次世代への技術継承と人材育成を一体的に進め、将来にわたり安定した下水道サービスを維持します。

エ 東京都下水道局各種「計画の位置付け」

東京都の総合計画である、「2050 東京戦略」「シン・トセイ X」「TOKYO 強靱化プロジェクト」との整合を図り、令和8年3月に「東京都下水道事業経営計画 2026」が策定されました。

また、「東京都下水道事業経営計画 2026」は、「第三代下水道マスタープラン」「アースプラン 2023」「浸水対策計画（下水道浸水対策計画 2022 ほか）」などの下水道分野のビジョン・各種計画と整合を図っています。

（5）下水道浸水対策計画 2022

下水道局は、今後の目標整備水準、新たな重点地区などについて、15 年間を計画期間とする「下水道浸水対策計画 2022」を策定しました。

ア 目標整備水準

1 時間 75 ミリ降雨を目標とし、下水道施設の整備を推進します。

イ 新たな重点地区

浸水実績に加えて、事前防災の観点も踏まえ、1 時間 75 ミリ降雨に対応する重点地区として「目黒区下目黒」を含む 10 地区を新たに選定しました。

第4 水防

1 計画・機構

本区では水防法に基づき目黒区地域防災計画の一環として、水防計画を定めています。

この計画は、洪水による被害の軽減を目的として水防上必要な事項を示したものです。

計画では区内で増水が予測される場合、都市整備部長は目黒区水防本部を設置し、情報を収集して、水防活動に必要な方針や措置を決定するとともに、水防各班に対し指示や調整を行います。

2 水防監視システム

本区では、昭和54年度に目黒川水位警報装置の整備に着手して以来、雨量・水位監視システムの設備や水位警報範囲の拡充など、水防監視機能の充実に努めてきました。

（1）防災気象情報システム

日々の気象情報を、昭和61年度より民間気象情報業者に委託して、目黒区を中心とした局地的な気象情報を総合庁舎防災無線室に設置した端末装置等に表示し、効率的かつ効果的な水防活動を実施するために活用しています。

（2）水防監視システム

ア 雨量・水位監視システム

目黒区とその周辺における、雨量と河川水位の状況を把握するものです。本区が整備した観測局（雨量6、水位2）のほかに、東京都第二建設事務所及び世田谷区から観測データを入手し、加工のうえ表示及び集計を行っています。

イ 水位警報システム

目黒川の水位を、本区所有の水位計（2 か所）により監視し、状況により自動的に沿川に警

報を発するものです。

ウ 水防監視カメラ

局所的な集中豪雨等の対策として、平成23年度に目黒川の2か所に監視カメラを設置し、水防監視システムの充実を図りました。また、令和4年度には田楽橋（目黒川）と工大橋（呑川）に新たに監視カメラを設置しました。

3 区民への防災気象情報の提供

近年多発する突発的・局所的な集中豪雨などの都市型水害に対応するため、区民へ防災気象情報の提供を行っています。

（１）区民向けWebサイト（目黒区防災気象情報）

平成20年2月から、水防監視システムで観測した区内の雨量データ、河川水位データ及び各種気象情報などを区ホームページ及び携帯電話サイトで公開しています。

（２）メール配信サービス（目黒区防災気象情報メール）

平成23年度から、配信を希望する区民等に防災情報・気象情報等をメールにより自動配信しています。メール配信登録者数は約6,400人です。



携帯電話登録用コード

4 緊急用土のう保管箱の整備

区民等の方々が、集中豪雨時などの浸水予防等に自由に利用できる緊急用土のう保管箱を、目黒消防署（本署及び各出張所）をはじめ川沿いや公園など区内70か所に合計9,700袋配置しています。また、区内5地区（北部、東部、中央、南部、西部）に1箇所500袋の緊急用土のうの拠点を整備しています。

緊急用土のう設置場所

令和8年2月

(目黒区)

70箇所 合計9700袋

○ 印 緊急用土のう拠点場所(5箇所)
各地区には防災拠点として土のう500袋を備蓄
(北部) 東山公園拡張部
(東部) 目黒区総合庁舎南口車寄せ
(中央) 防災センター前
(南部) すずめのお宿緑地公園
(西部) めぐる区民キャンパス公園歩道

No	施設名称	所在地
1	駒場東大前駅付近	駒場2-1
2	炊事門付近	駒場3-8
3	駒場一丁目2番	駒場1-2
4	松見坂付近	大橋2-2
5	柳橋付近	青葉台2-17
6	朝日橋付近	青葉台1-16
7	宿山橋付近	上目黒1-15
8	宿山橋付近	上目黒1-16
9	日の出橋付近	上目黒1-6
10	上一防災ひろば	上目黒1-17-4
11	蛇崩川緑道上	上目黒3-33
12	目黒区総合庁舎西口	上目黒2-19-15
13	林試の森公園北口	下目黒6-9
14	目黒消防署	下目黒6-1-22
15	目黒消防署中目黒出張所	上目黒2-9-14
16	大島公園内	下目黒2-20-19
17	東横線高架下	五本木2-10
18	祐天寺交差点	中町2-2
19	防災センター前	中央町1-9-7
20	自然園下	目黒3-21
21	上目黒四丁目防災ひろば	上目黒4-17-25
22	碑文谷公園内	碑文谷6-9-11
23	碑文谷センター	碑文谷2-16-6
24	東町南児童遊園内	目黒本町5-7-18
25	目黒消防署碑文谷出張所	碑文谷2-11-14
26	呑川本流緑道上	平町1-25
27	呑川本流緑道上	平町2-22
28	呑川本流緑道上	大岡山1-35
29	中根公園内	中根2-6-33
30	九品仏川緑道上	緑が丘1-21



No	施設名称	住所
31	九品仏川緑道上	緑が丘3-3
32	境橋街かど公園内	緑が丘3-10-37
33	やくも街かど公園内	八雲5-15-1
34	呑川本流緑道上	八雲3-22
35	呑川本流緑道上	八雲3-13
36	呑川本流緑道上	八雲3-9
37	呑川本流緑道上	八雲2-11
38	呑川本流緑道上	八雲2-7
39	呑川本流緑道上	八雲1-11
40	呑川本流緑道上	八雲1-5
41	目黒消防署大岡山出張所	大岡山1-37-15
42	目黒消防署八雲出張所	八雲3-29-14

43	呑川本流緑道上	八雲2-11
44	九品仏川緑道上	緑が丘2-16
45	九品仏川緑道上	緑が丘2-6
46	目黒区清掃事業所	中目黒4-1-2
47	目黒区総合庁舎南口前	上目黒2-19-15
48	目黒区総合庁舎南口車寄せ	上目黒2-19-15
49	芳窪街かど公園内	東が丘1-31-23
50	蛇崩川緑道蛇崩下橋下流	上目黒4-36
51	九品仏川緑道上	自由が丘3-8
52	九品仏川緑道上	自由が丘2-12
53	すずめのお宿緑地公園	碑文谷3-11-22
54	東山公園拡張部	東山3-21-9
55	めぐる区民キャンパス公園歩道	八雲1-1-12
56	柿の木坂支流緑道上	柿の木坂3-4
57	高木神社横	南2-1-40
58	中央体育館東側	目黒本町5-22-8
59	目黒区民センター駐車場横	目黒2-4-36
60	三田丘の上公園内	三田1-4-6
61	下五児童遊園内	下目黒5-33-6
62	目黒橋付近	青葉台3-19
63	三田公園内	三田2-10-31
64	太鼓橋付近	下目黒2-3
65	区境付近	下目黒2-9
66	目黒不動防災ひろば内	下目黒3-10-22
67	蛇崩川緑道蛇崩下橋上流	上目黒4-36
68	蛇崩川緑道区営7パー3号橋	上目黒4-40
69	蛇崩川緑道世田谷区境	上目黒5-28
70	西部地区サービス事務所	柿の木坂1-28-10



第10章 交通安全対策等

第1 交通安全対策

1 目的・概要

本区の交通安全対策は、交通安全対策基本法に基づき「目黒区交通安全計画」を策定し、警察署、道路管理者等の関係機関、町会・住区住民会議等の関係団体と連携し、様々な対策を講じています。

一方、自転車利用においては、自転車に関与する事故の増加や交通ルール違反や運転マナー無視が顕在化していることから、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」(令和2年10月1日施行)を制定し、自転車保険加入の義務化、自転車ヘルメット着用の努力義務をはじめ、安全利用に係る周知・啓発を行っています。また、道路交通法の改正や規制緩和に伴うモビリティの多様化等に向けた交通環境の整備や交通安全対策の強化をしています。

2 交通安全教育等（次頁「実績一覧表」参照）

（1）幼児に対する交通安全事業

ア 保育園、幼稚園での交通安全事業

区内保育園及び要望のあった幼稚園に行き、交通安全教育ビデオの上映やジオラマ学習、警察官による横断歩道の渡り方の指導を行っています。

イ 衾町公園児童交通施設での交通安全事業

衾町公園児童交通施設を使用し、各公立・私立の保育園児（5歳児）を対象に警察官による横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方等の指導を行っています。

（2）新入学予定児童に対する交通安全啓発

住区住民会議が行う交通安全啓発事業（新入学予定児童に対する横断歩道の渡り方等）を警察署とともに支援し、警察官による横断歩道の渡り方などの交通安全指導と交通安全意識の普及啓発を行っています。

（3）自転車利用者に対する交通安全啓発

地域（住区住民会議、PTA）が行う自転車安全教室（自転車の安全な乗り方等の指導や自転車の点検、走行訓練等）を警察署とともに支援し、警察官による横断歩道の渡り方などの交通安全指導と交通安全意識の普及啓発を行っています。

（4）高齢者に対する交通安全啓発

住区住民会議が行う交通安全啓発事業（交通安全教育ビデオの上映や高齢者特有の事故防止策の講話等）を警察署とともに支援し、交通安全意識の普及啓発を行っています。

（5）運転者に対する交通安全啓発

住区住民会議が行う交通安全啓発事業（交通安全教育ビデオの上映や自動車運転者における事故防止策の講話等）を警察署とともに支援し、交通安全意識の普及啓発を行っています。

（6）交通安全目黒区民のつどい

全国交通安全運動の趣旨に添って、「交通安全目黒区民のつどい」を警察署、交通安全協会と共催し、事故防止の注意喚起と地域で取り組む交通安全意識の醸成を図っています。

実績一覧表

種別 (前項該 当項目)	年度	保育園、 幼稚園で の交通安 全事業 ((1) ア)	衾町公園児 童交通施設 での交通安 全事業 ((1) イ)	新入学 予定児 童に対 する交 通安全 啓発 (2)	自転車 利用者 に対す る交通 安全啓 発 (3)	自転車 の安全 利用に 係る標 語・川 柳の募 集及び 選定 (3)	自転車 ヘルメ ット購 入補助 (3)	高齢者 に対す る交通 安全啓 発 (4)	運転者 に対す る交通 安全啓 発 (5)	交通安 全目黒 区民の つどい (6)
28	回数	41	28	8	18	—	—	2	0	1
	参加人数	2,749	475	494	1,711	—	—	118	0	450
29	回数	47	28	8	19	—	—	2	0	1
	参加人数	2,827	491	397	1,832	—	—	71	0	450
30	回数	57	33	8	17	—	—	1	1	1
	参加人数	2,994	571	436	1,452	—	—	37	35	450
元	回数	71	3	3	18	—	—	0	1	1
	参加人数	3,510	46	211	1,513	—	—	0	35	800
2	回数	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、教室開催 の代替として、交通安全リー フレット及びDVDを配布 した。		0	2	—	—	0	0	0
	参加人数			0	104	—	231	0	0	0
3	回数	53	中止のため、 昨年度同様に リーフレット 等を配布し た。	0	3	1	—	0	0	0
	参加人数 (応募数)	2,306		0	232	標語 1,461	1,297	0	0	0
4	回数	99	2	3	14	1	—	0	1	1
	参加人数 (応募数)	3,219	24	112	913	川柳 2,214	623	0	13	360
5	回数	103	4	3	11	—	—	0	1	1
	参加人数	3,251	50	79	590	—	3,390	0	20	400
6	回数	106	3	3	15	—	—	0	1	1
	参加人数	3,526	32	48	715	—	2,573	0	19	500
7	回数	104	3	2	14	—	—	0	1	1
	参加人数	3,446	38	109	639	—	—	0	29	400

※実績一覧表(3)(4)(5)の参加人数には区及び警察の参加人数を含む。

(7) 交通安全功労者・功労団体感謝状贈呈

交通安全事業に積極的に活動し、その業績が顕著で、地域住民の模範となる個人・団体に、その
 労に感謝の意を表するため感謝状の贈呈を行っています。

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
個人数	15	8	11	12	8	7	8	12	7	10
団体数	2	2	1	3	0	1	0	1	2	0

(8) 交通安全資器材等の整備

交通事故防止対策を行うため、注意喚起幕及び進入禁止を表示するバリケードを整備しています。また、交通安全教育用DVD等を用いて、交通安全教育を行っています。

(単位：購入数)

種別 \ 年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
注意喚起幕(電柱幕等) (枚)	136	171	290	231	70	132	83	126	155	254
バリケード(台)	50	0	20	60	30	30	0	30	25	0
DVD(本)	2	2	0	1	2	0	2	5	1	0
危険予測アプリ(本)	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0

(9) 幼児、新小学1年生、中高生への交通安全教育

幼児、新小学1年生、中高生を対象に、交通安全に関する知識が身に付くよう、交通安全絵本・紙芝居・パンフレット・ブックレット・啓発用品等を用いて、普及啓発を行っています。

種別 \ 年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
幼児施設※1 絵本・紙芝居(冊)	—	—	—	—	—	—	—	1,291	—	102
5歳児 親子で学ぶ交通安全ブック(冊)	—	—	—	—	—	—	—	1,582	1,805	1,840
新小1 黄色い帽子(個)	1,952	1,931	1,958	1,947	2,134	2,068	1,791	1,867	1,846	1,858
新中1 自転車の安全な乗り方※2(冊)	847	930	915	1,014	847	1,080	1,030	6,804	2,150	2,110
新高1	自転車の安全な乗り方※2(冊)	—	—	—	—	—	—	9,806	3,130	3,130
	電動キックボードの正しい乗り方※2(冊)	—	—	—	—	—	—	11,705	3,050	3,050

※1 区内所在の小児科診療所、小児歯科診療所、保育園、幼稚園、こども園、児童館、子育てふれあいひろば等

※2 令和4年度までは区立中の新中1のみに配布、令和5年度は、パンフレット・ブックレットを新規作成し、区内所在学校の全中高生に配布。

3 交通安全運動等

(1) 目黒区交通安全協議会の開催

交通事故のない安全な住みよい目黒区を築くため、区内の関係団体及び関係機関により、春と秋に行う交通安全運動の取組等を協議しています。

(2) 春・秋の交通安全運動

広く区民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーを周知し、交通事故の防止を図ることを目的と

し、交通安全運動の重点推進事項に沿って、区内の関係団体及び関係機関が一体となって取り組んでいます。

ア 取組期間 春の交通安全運動…… 4月6日～4月15日

秋の交通安全運動…… 9月21日～9月30日

※春の交通安全運動は統一地方選挙が行われる年は5月11日～20日に実施。

イ 周知活動（区内の関係団体及び関係機関により実施）

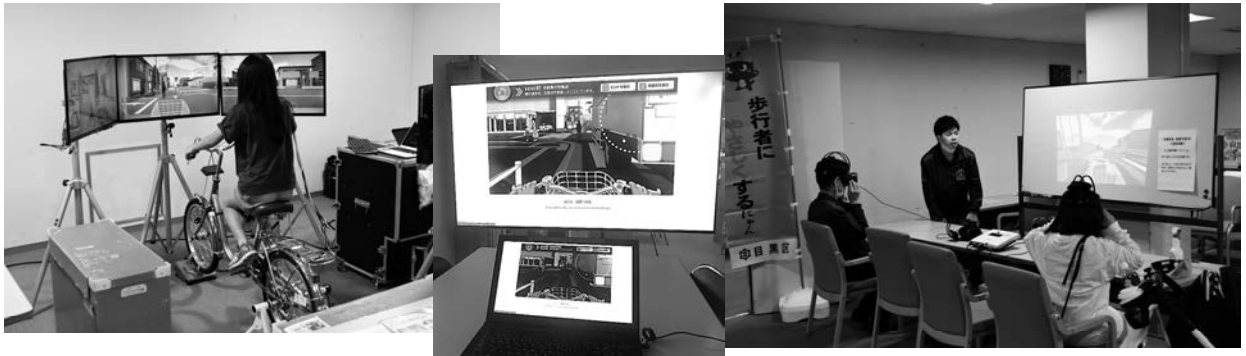
種別	運動期間	春	秋	計
広 報 誌 へ の 掲 載	(部)	172,200	172,200	344,400
チ ラ シ ・ パ ン フ レ ッ ト	(枚)	15,040	14,874	29,914
ポ ス タ ー	(枚)	2,450	2,413	4,863
立 看 板	(枚)	69	52	121
横 断 幕 ・ 懸 垂 幕	(枚)	391	340	731
旗 等	(枚)	179	182	361
グ ッ ズ 類	(個)	2,065	2,832	4,897

(3) 目黒区「交通安全日」

毎月、原則10日を交通安全日として、地域住民等の交通安全意識の高揚を図っています。

4 自転車シミュレータ・VR・危険予測アプリを活用した体験教室

自転車シミュレータによる安全運転判定やVR、危険予測アプリなどによる交通事故体験を通じて、自転車の安全運転と交通ルールの遵守を啓発しています（実施回数：2回 参加者数：55人）。



5 中高生による中高生向けの交通安全啓発

公募で集まった目黒区内の中高生が作成した交通安全啓発シールを、中高生情報誌「めぐろう」の付録として、区内の中学校・高等学校等に配布しました（約5,000部）。



6 「第10次目黒区交通安全計画」の施策体系等

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度

(2) 施策体系

ア 交通安全対策

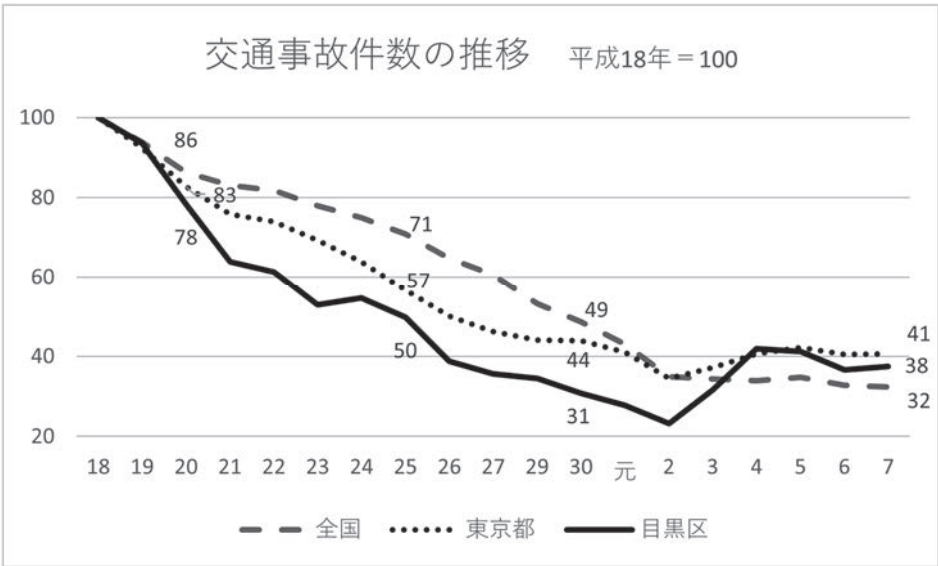
- 第1 自転車利用者を対象とした交通安全対策 《重点事項》
- 第2 子どもを対象とした交通安全対策 《重点事項》
- 第3 高齢者を対象とした交通安全対策 《重点事項》
- 第4 誰もが安心できる交通安全対策
- 第5 交通違反の防止対策
- 第6 交通環境等の整備
- 第7 救急救命・災害時に備えた交通安全対策
- 第8 関係機関等との連携

イ 自転車活用の推進

- 第1 自転車安全利用に対する取組
- 第2 自転車シェアリング事業の推進
- 第3 自転車利用環境の整備
- 第4 健康増進・観光振興に係る取組

7 目黒区内の交通事故の推移

(1) 全国・東京都・目黒区交通事故件数年次推移（単位：件）

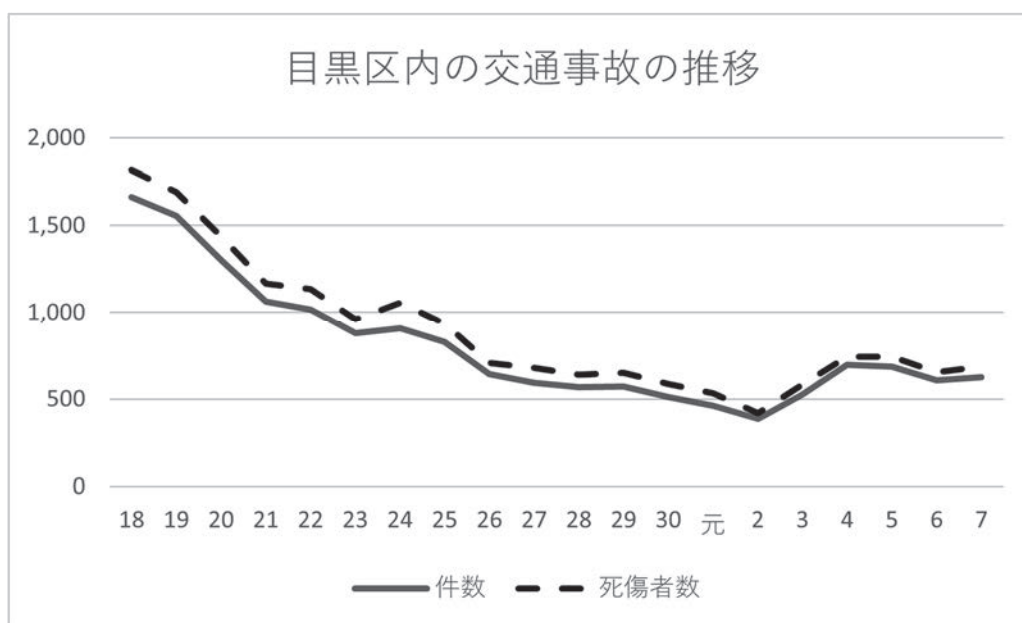


年 区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
全国	886,864	832,454	766,147	736,688	725,773	691,937	665,157	629,033	573,842	536,899
東京都	74,287	68,603	61,525	56,358	55,013	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274
目黒区	1,662	1,555	1,303	1,062	1,018	878	908	828	644	593

区分 \ 年	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
全国	499,232	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839	307,911	290,792	287,236
東京都	32,274	32,763	32,590	30,467	25,642	27,598	30,170	31,385	30,103	30,176
目黒区	568	573	512	462	386	525	696	685	609	624

「道路の交通に関する統計」（警察庁）「令和7年 東京の交通事故」（警視庁）

（2）目黒区内の交通事故年次推移（単位：件数は件、それ以外は人）

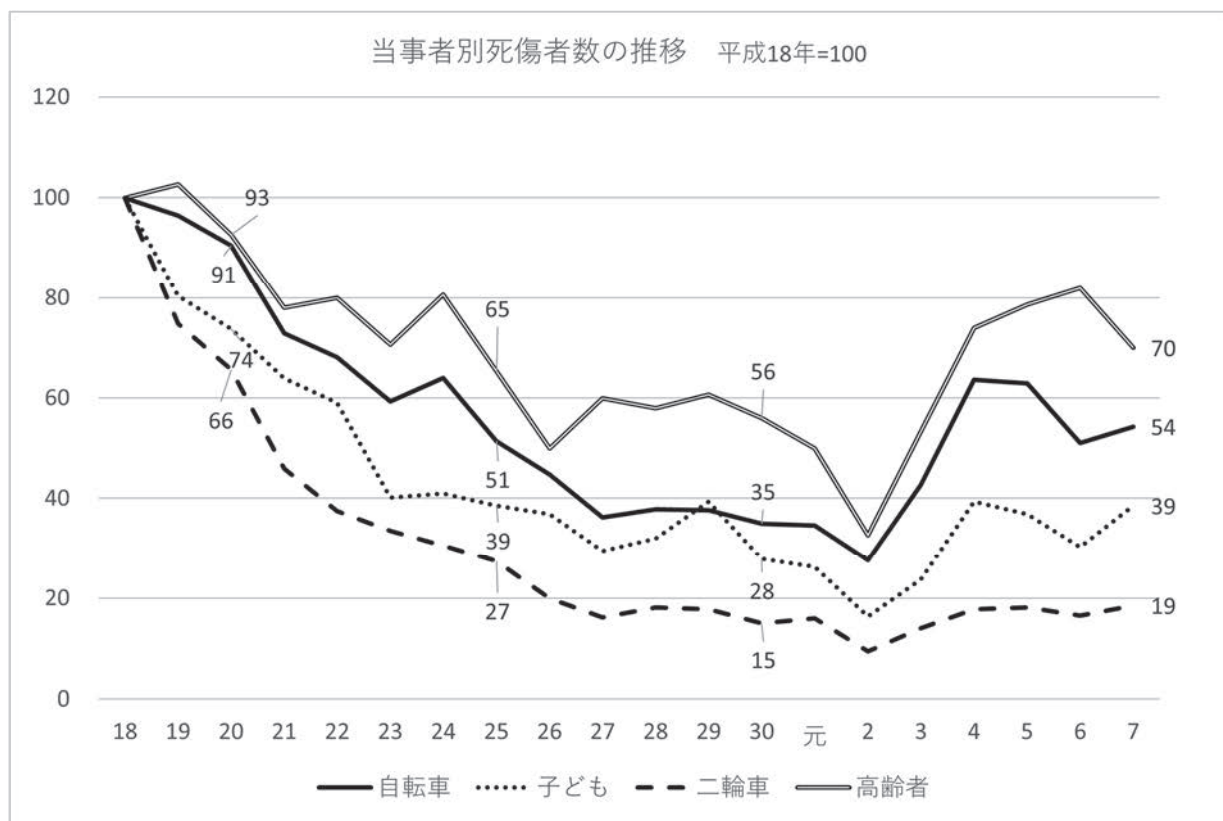


区分 \ 年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	1,662	1,555	1,303	1,062	1,018	878	908	828	644	593
死傷者	1,817	1,690	1,438	1,166	1,136	960	1,055	937	708	678
内訳										
死亡者	7	0	3	2	2	3	3	4	2	2
重傷者	6	10	13	16	15	8	2	4	3	3
軽傷者	1,804	1,680	1,422	1,148	1,119	949	1,050	929	673	704

区分 \ 年	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	568	573	512	462	386	525	696	685	609	624
死傷者	638	649	586	533	419	584	742	742	655	684
内訳										
死亡者	1	0	1	3	1	0	4	2	2	1
重傷者	9	16	21	31	7	19	13	36	42	49
軽傷者	626	633	564	499	411	565	725	704	611	634

「令和7年 東京の交通事故」（警視庁）

(3) 目黒区当事者別交通事故死傷者数年次推移 (単位: 人)



第10章

年 区分	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
自転車	558	538	505	407	380	331	357	287	250	202
子ども	122	98	90	78	72	49	50	47	45	36
二輪車	507	379	333	233	190	170	155	139	101	82
高齢者	150	154	139	117	120	106	121	98	75	90

年 区分	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
自転車	211	210	195	193	154	238	355	351	285	303
子ども	39	48	34	32	20	29	48	45	37	47
二輪車	92	90	76	81	48	71	90	92	84	94
高齢者	87	91	84	75	49	80	111	118	123	105

「交通事故統計表 (行政区別累月報)」 (警視庁)

第2 総合的な自転車対策

1 目的・概要

道路に放置された自転車や一般原動機付自転車等は、安全な通行や緊急車両等の通行を阻害するばかりでなく、街の景観を損ねています。鉄道駅周辺において、自転車等駐車場及び登録制自転車置場の管理運営を行い、付置義務駐輪場の設置や、放置禁止区域に放置された自転車や一般原動機付自転車等に対して警告、撤去、返還を行うなど、自転車利用者の利便を図り、放置防止の効果を高めています。

一方、環境への配慮や健康増進、人との接触の機会を減らすため、自転車利用が増えています。区は、安全な通行空間を確保するため、自転車ナビマーク等により走行環境を整備するとともに、区民や来訪者の移動手段として、電動アシスト自転車レンタルできる自転車シェアリング事業を展開し、自転車活用を推進するとともに、自転車安全利用に対する取組を進めています。

2 自転車等駐車場の管理

(1) 自転車等駐車場一覧（16施設）

	施設名称	利用 区分	利用可能 台数	利用できる車両	利用時間
1	駒場東大前東大口駐輪場	定期	2	自転車	24 時間
		1 日	49	自転車、一般原付及び自二	
2	駒場東大前西口駐輪場	定期	27	自転車	
		1 日	11		
3	池尻大橋駅北口駐輪場	定期	365	自転車及び一般原付	24 時間
		1 日	65	自転車、一般原付及び自二	
4	池尻大橋駅東口駐輪場	定期	47	自転車及び特定原付	5:00～翌 1:00
		1 日	162	自転車	
5	中目黒駅前駐輪場	定期	150	自転車	5:00～翌 1:10
		1 日	450		
6	上目黒一丁目駐輪場	定期	464	自転車及び特定原付	5:00～翌 1:00
7	祐天寺駅西口第一駐輪場	1 日	601	自転車及び一般原付	24 時間
8	祐天寺駅西口第二駐輪場	定期	116	自転車	
9	祐天寺駅南高架下駐輪場	定期	113	自転車	
10	学芸大学駅東口駐輪場	定期	217	自転車	5:30～23:00
		1 日	184		
11	学芸大学駅西口第一駐輪場	定期	306	自転車及び一般原付	24 時間
12	学芸大学駅西口第二駐輪場	1 日	275	自転車、一般原付及び特定原付	24 時間
13	中根一丁目駐輪場	1 日	140	自転車	24 時間
14	自由が丘駅南口駐輪場	定期	306	自転車及び特定原付	6:00～23:00
15	洗足二丁目駐輪場	定期	90	自転車及び一般原付	5:00～翌 1:00
		1 日	20	一般原付及び自二	
16	緑が丘駅駐輪場	定期	227	自転車及び特定原付	5:00～翌 1:00
		1 日	205	自転車	
合計		定期	2,430		
		1 日	2,162		

※一般原付：一般原動機付自転車、特定原付：特定小型原動機付自転車、自二：自動二輪車

※駒場三丁目及び都立大学駅北口駐輪場は令和6年3月に廃止

(2) 指定管理者による施設運営

ア 対象施設

自転車等駐車場一覧 (16 施設)

イ 業務内容

(ア) 駐輪場の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務

(イ) 駐輪場の日常の維持管理に関する業務

(ウ) 駐輪場の設備等の保全及び修繕に関する業務

(3) 利用料金

※最初の 1 時間は無料 (単位：円)

	施設名称		定期利用						24 時間 利用※
			1 月			3 月			
			自転車	一般 原付	特定 原付	自転車	一般 原付	特定 原付	
1	駒場東大前東大口駐輪場		3,000			9,000			自転車 150 一般原付 220 自 二 400
2	駒場東大前西口駐輪場		3,000			9,000			自転車 150
3	池尻大橋駅北口駐輪場		3,000	4,000		9,000	12,000		自転車 150 一般原付 220 自 二 400
4	池尻大橋駅東口駐輪場		3,000		3,000	9,000		9,000	自転車 150
5	中目黒駅前駐輪場	上段	2,800			8,400			自転車 150
		下段	3,000			9,000			
6	上目黒一丁目 駐輪場	上段	2,600			7,800			
		下段	3,000			9,000			
		平置き			3,000			9,000	
7	祐天寺駅西口第一駐輪場								自転車 150 一般原付 220
8	祐天寺駅西口第二 駐輪場	上段	2,600			7,800			
		下段	3,000			9,000			
		平置き	3,000			9,000			
9	祐天寺駅南高架下駐輪場		3,000			9,000			
10	学芸大学駅 東口駐輪場	地下	2,800			8,400			
		1 階	3,000			9,000			
		2 階・3 階							自転車 150
11	学芸大学駅西口 第一駐輪場	上段	2,600	4,000	7,800	12,000			
		下段	3,000		9,000				
12	学芸大学駅西口第二駐輪場								自転車 100 一般原付 150 特定原付 100
13	中根一丁目駐輪場								自転車 150
14	自由が丘駅南口駐輪場		3,000		3,000	9,000		9,000	
15	洗足二丁目駐輪場		3,000	4,000		9,000	12,000		一般原付 220 自 二 400
16	緑が丘駅駐輪場		3,000		3,000	9,000		9,000	自転車 150

減免（定期利用における減免）：身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている方（免除）、生活保護を受けている方（免除）、難病指定を受けている方（免除）、学生の方（減額）

3 登録制自転車置場の設置及び管理状況

（１）登録制自転車置場一覧（登録台数）

（単位：台）

自転車置場 年度	都立大学駅 （八雲橋・三ノ橋・ 中根橋・関根橋・ 呑川橋・稲荷橋）	緑が丘駅 （工大橋下流）	中目黒駅 （観音橋）
28	2,386	3	1,158
29	2,408	5	1,158
30	2,434	5	1,191
元	2,507	3	1,232
2	2,509	1	1,202
3	2,469	1	1,119
4	2,470	1	1,104
5	2,444	1	1,121
6	2,007	0	1,229
7	2,000	0	1,198

※中根橋自転車置場及び工大橋下流原動機付自転車置場は令和6年3月に廃止

※行人坂下自転車置場は令和5年3月に廃止

（２）登録手数料

3,000円／年（全車種共通）

※令和8年度は4,500円／年、令和9年度以降は6,000円／年とする。

登録可能車種：自転車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車

免除：身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
生活保護を受けている方

（３）置場整理業務（置場整理員の配置）

年度 実績	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
延べ人数（人）	4,374	4,392	4,392	4,320	3,568	4,188	4,374	3,734	3,732	3,712
延べ時間（時間）	9,234	9,272	9,272	9,120	7,568	8,860	8,839	7,734	7,948	7,908

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、業務委託を一部休止した期間があり、例年と比べ、延べ人数・時間の数値に減少が生じました。

4 放置自転車等の撤去事業

(1) 放置自転車等の警告、撤去、返還等

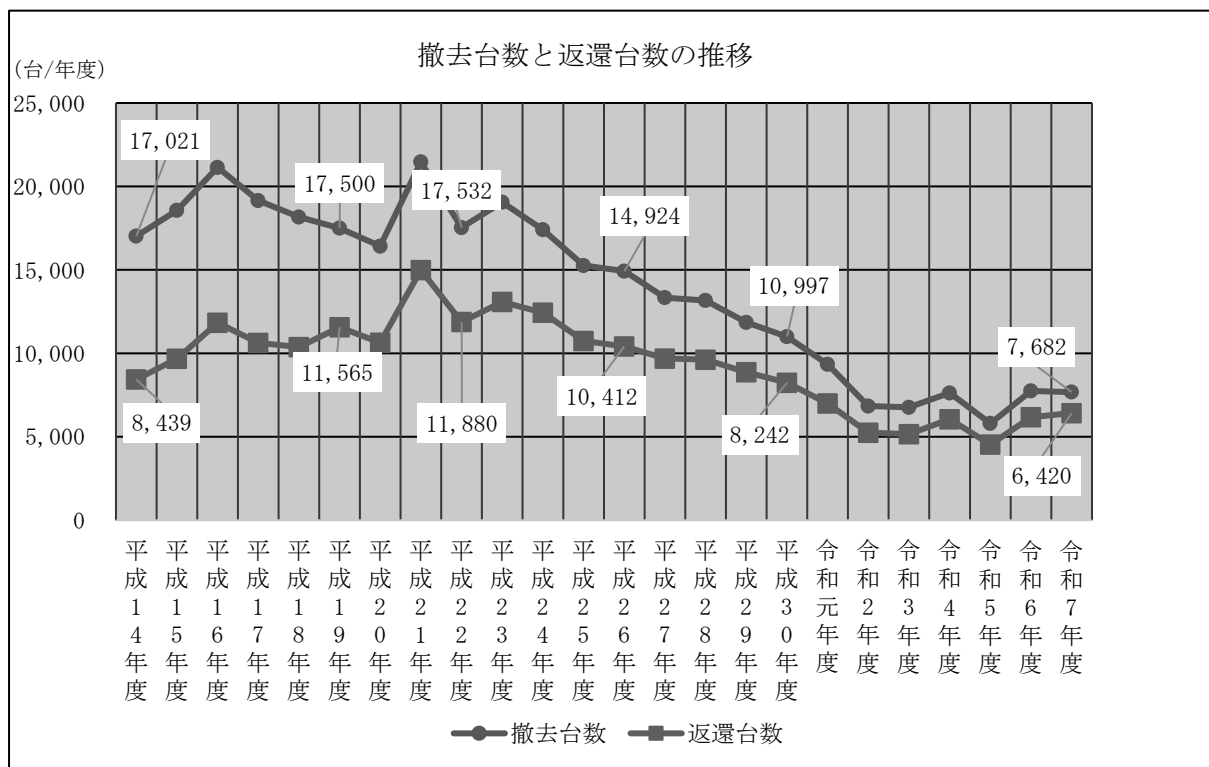
年度	撤去回数(回)	警告台数(台)	撤去台数(台)	返還台数(台)	撤去保管料(円)	売却台数(台)
28	812	37,676	13,168	9,620	28,996,500	3,345
29	934	35,026	11,856	8,871	26,470,500	3,017
30	949	37,477	10,997	8,242	24,628,500	2,605
元	854	32,204	9,343	6,999	20,850,000	2,619
2	730	28,466	6,842	5,251	15,646,500	1,806
3	791	30,050	6,762	5,156	15,402,000	1,603
4	802	30,723	7,628	6,053	18,049,500	1,600
5	431	17,375	5,801	4,537	17,650,500	1,402
6	535	19,641	7,748	6,173	30,621,000	1,805
7	560	18,644	7,682	6,420	31,960,000	1,401

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一時、業務委託を中止しています。

※令和5年度から、放置自転車等撤去事業の運営方法を委託から直営に変更しました。

※令和5年10月1日に、撤去保管料を改定しました。

(2) 放置自転車等の撤去台数及び返還台数の推移（平成14年度～令和7年度各年度合計）



（３）各駅周辺放置自転車等状況

各年度 10 月、任意の平日 1 日の調査 (単位：台/日)

年度 駅名	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
駒場東大前	16 (78)	16 (90)	6 (89)	10 (83)	7 (94)	6 (82)	6 (85)	10 (82)	13 (58)	9 (81)
池尻大橋	31 (335)	27 (380)	30 (370)	19 (331)	25 (294)	16 (301)	22 (313)	47 (324)	49 (263)	35 (259)
中目黒	64 (1,252)	136 (1,418)	52 (1,428)	54 (1,385)	82 (1,111)	56 (1,064)	57 (1,133)	91 (1,266)	103 (1,372)	110 (1,533)
祐天寺	19 (462)	55 (516)	28 (477)	28 (511)	29 (346)	25 (445)	26 (483)	60 (517)	55 (562)	26 (698)
学芸大学	109 (1,417)	89 (1,377)	81 (1,279)	69 (1,471)	76 (1,027)	82 (1,032)	53 (1,053)	176 (1,373)	162 (1,192)	92 (1,645)
都立大学	75 (1,464)	22 (1,400)	35 (1,334)	38 (1,587)	32 (1,030)	17 (1,121)	13 (1,088)	78 (1,154)	53 (1,147)	45 (1,280)
自由が丘	46 (181)	24 (243)	27 (234)	33 (257)	32 (199)	50 (194)	17 (128)	78 (227)	52 (382)	75 (327)
目黒	4 (63)	6 (59)	6 (67)	3 (62)	12 (57)	8 (50)	12 (54)	24	41	36
緑が丘	12 (244)	11 (228)	10 (264)	11 (306)	13 (209)	19 (233)	10 (197)	8 (230)	16 (257)	7 (272)
洗足	14 (173)	12 (158)	36 (195)	18 (216)	11 (153)	13 (176)	8 (122)	20 (240)	32 (256)	28 (232)
西小山	22 (75)	46 (47)	46 (68)	43 (38)	38 (30)	52 (25)	11 (18)	50 (39)	48 (55)	29 (70)
大岡山	0 (17)	0 (17)	0 (36)	0 (32)	0 (15)	0 (15)	0 (38)	0 (41)	0 (89)	0 (101)
武蔵小山	6	4	5	5	9	1	7	6	7	13
駒沢大学	-	-	0	0	0	1	1	2	2	0
合 計	418 (5,761)	448 (5,933)	362 (5,841)	331 (6,279)	366 (4,565)	346 (4,738)	243 (4,712)	650 (5,493)	633 (5,633)	505 (6,498)
	6,179	6,381	6,203	6,610	4,931	5,084	4,955	6,143	6,266	7,003

※上段は放置された台数、() の数字は自転車等駐車場、自転車置場内に適切に置かれた台数。合計欄下段の数値は、各駅への乗り入れ台数。

※令和 5 年度から、調査時間を変更しました。

（４）返還業務

ア 自転車集積所一覧表（３施設）

施設名称	収容可能台数	撤去保管料	返還業務
下目黒自転車集積所	500 台	自転車 5,000 円 一般原動機付自転車 8,000 円 特定小型原動機付自転車 5,000 円 自動二輪車 16,000 円	14 : 00 ~ 18 : 00 ※返還業務は中町二丁目 自転車集積所で実施
中町二丁目自転車集積所	3,000 台		
五本木高架下自転車集積所	135 台		

※令和 5 年 4 月 1 日から、返還時間を 14 時から 18 時までに変更しました。

※令和 5 年 10 月 1 日に、撤去保管料を改定しました。

イ 返還に係る集積所管理員の配置実績

年度 実績	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
延べ人数 (人)	3,949	3,949	3,949	3,960	2,235	2,271	2,027	2,034	2,006	2,029
延べ時間 (時間)	22,176	22,121	22,121	22,385	19,590	20,446	18,243	7,740	7,600	7,725

※令和5年4月から、返還時間を14時から18時までに変更しました。

(5) 啓発活動

ア 駅前放置自転車クリーンキャンペーン参加実績（10月実施）（単位：人）

年度 参加団体	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
区職員・委託業者	131	128	91	68	休止	休止	11	11	10	5
町会・自治会等	51	75	114	88			16	14	0	10
関係機関	74	79	69	45			16	20	21	13
合計	256	282	274	201	0	0	43	45	31	28

※令和元年度までは毎年度全駅で実施していましたが、令和4年度以降は、毎年度2駅で駅頭での啓発活動を実施しています。

イ 放置防止指導員配置実績

年度 実績	2 7	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5
延べ人数（人）	4,097	4,097	4,114	4,114	4,063	3,604	4,055	3,888	3,826
延べ時間（時間）	14,942	14,942	15,004	15,004	14,818	12,584	14,298	13,964	13,274

※平成12年度～令和5年度まで、区全体で一律に午前中に配置していた放置防止指導員については、放置数の減少を踏まえて見直すこととし、令和6年度から廃止しました。

(6) その他

ア 海外譲与

引き取りのなかった放置自転車等については、売却していますが、売却できないものは不要物として処分しています。

開発途上国から交通手段としての中古自転車の寄贈依頼があった場合は、国際協力推進及び資源の有効利用の観点から、一部を寄贈していました。

なお、平成15年度以降の寄贈実績はありません。（平成5年3月から実施…累計数850台）

イ 災害復興支援

(ア) 平成7年に発生した、阪神・淡路大震災で被災した兵庫県からの要請に応え、全国自転車問題自治体連絡協議会を通して、引き取りの無かった放置自転車50台を災害復興救援物資として搬送しました。

(イ) 平成23年に発生した、東日本大震災で被災した宮城県気仙沼市からの要請に応え、引き取りの無かった放置自転車を整備し、「復興応援自転車」として50台を搬送しました。

5 自転車シェアリング事業の運営

(1) 自転車シェアリング事業とは

サイクルポートと呼ぶ自転車を借りる・返す場所から電動アシスト自転車が利用できる事業です。区内のほか、「広域相互利用」として、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬の15区と連携し、サイクルポートの設置及び相互乗り入れを行っています。

(2) 運営方法

区と民間事業者の㈱ドコモ・バイクシェアが協定に基づき、16区で連携・調整を図り、利用料金等の収益により設備を維持管理し事業を運営しています。

平成31年1月から実証実験として実施し、令和4年度以降は本格実施としています。また、平成30年度から令和4年度まで、初期の費用補助等を行いました。

(3) サイクルポート設置及び電動アシスト自転車配置状況

設置・配置		年度	30	元	2	3	4	5	6	7	合計
サイクルポート (箇所)	設置		11	18	12	10	7	3	3	9	73
	廃止		0	0	1	1	0	0	2	2	6
	合計		11	18	11	9	7	3	1	7	67
区の助成により配置した電動アシスト自転車数(台数)			85	185	130	50	25				475

※費用補助終了に伴い、令和5年度以降は区の助成による自転車の配置を行っていない。

第10章

(4) 今後の取組について

区内全域へのサイクルポートの設置を目指すとともに、サービス向上のため、各サイクルポートに適正な台数の自転車を設置することや、自転車のコンディションを適正に保つメンテナンスを適切に行います。

6 自転車走行環境の整備

自転車の事故防止及び通行の円滑化を図るため、平成29年度に策定した目黒区自転車走行環境整備計画に基づき、自転車走行環境を整備します。

(1) 自転車シンボル・ストップマーク

自転車の出会い頭事故防止のため、令和7年度末までに自転車シンボル・ストップマークを2,370箇所設置しています。

(2) 自転車ナビマーク

令和7年度は、八雲地域等に自転車ナビマークを10,196m整備しました。

自転車ナビマーク整備実績(令和7年度末時点)

年度	～27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	合計
整備延長(m)	1,040	120	820	5,810	7,651	4,894	405	3,161	4,062	8,450	10,196	46,609

7 自転車駐車場付置義務について

指定区域内に特定の用途（大規模小売店舗、飲食店、金融機関、スポーツ施設、遊技場、学習施設）で、一定規模以上の施設を新築又は増築する場合は、自転車駐車場を設置しなければなりません。

付置義務による自転車駐車場設置状況(令和7年度末時点)

(単位：箇所)

用途 年度	大規模 小売店舗	飲食店	金融 機関	スポーツ 施設	遊技場	学習 施設	混合 施設	合計
～27	25 (1,202)	2 (47)	0 (0)	0 (0)	5 (204)	1 (28)	2 (217)	35 (1,698)
28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (131)	3 (131)
29	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30	0 (0)	1 (58)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (55)	3 (113)
元	0 (0)	0 (0)	1 (34)	0 (0)	0 (0)	1 (35)	0 (0)	2 (69)
2	0 (0)	1 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (24)	2 (56)
3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (27)	0 (0)	1 (27)
4	0 (0)	1 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (46)	2 (72)
5	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (226)	2 (226)
6	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (118)	2 (118)
7	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	25 (1,202)	5 (163)	1 (34)	0 (0)	5 (204)	3 (90)	13 (817)	52 (2,510)

※下段()の数字は、収容台数の合計。

※混合施設は、複数の用途に供する施設。

第3 路外駐車場

1 目的・概要

都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的に駐車場法（昭和32年法律第106号）が定められています。この法律において、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものを路外駐車場としています。

駐車場法に基づく路外駐車場（一般公共の用に供する駐車面積が500平方メートル以上のもの）のうち、駐車料金を徴収するものについては届出が必要となります。

区では、路外駐車場の設置及び変更の届出の受理などを行っています。

2 区内の路外駐車場

区内の路外駐車場は、以下のとおりです。

	駐車場名	所在地	収容台数
1	東山ビル駐車場	東山1-1-2	62
2	タイムズイオンスタイル碑文谷店第1駐車場	碑文谷2-18	248
3	タイムズイオンスタイル碑文谷店第2駐車場	碑文谷2-15	111
4	ノアビル23駐車場	平町1-26-2	58
5	ウェスティンホテル東京駐車場	三田1-4-1	273
6	ドン・キホーテ本社ビル駐車場	青葉台2-19-10	118
7	中目黒GT駐車場	上目黒2-1-1他	70
8	タイムズイオンスタイル碑文谷店第3駐車場	碑文谷2-19	86
9	タイムズイオンスタイル碑文谷店第5駐車場	碑文谷2-20	110
10	タイムズイオンスタイル碑文谷 地下駐車場	碑文谷4-1-1	53
11	LABI LIFE SELECT 自由が丘店駐車場	緑が丘2-17-9	96
12	タイムズ アルコタワー・ホテル雅叙園東京	下目黒1-8-1	225
13	タイムズ 目黒区総合庁舎中庭駐車場	上目黒2-19-15	52
14	ニトリ目黒通り店 隔地駐車場	下目黒6-15	108
15	ニトリ目黒通り店 駐車場	下目黒6-15	65
16	タイムズ JIYUGAOKA de aone 駐車場	自由が丘2-27-1	49
合計		—	1,786

第4 屋外広告物対策

1 目的・概要

良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に屋外広告物法(昭和24年法律第189号)が定められています。この法により屋外広告物の規制が都道府県の固有の事務となり、東京都屋外広告物条例(昭和24年条例第100号)などが定められ、表示の場所及び方法、掲出する物件の設置等に関する必要な規制の基準が決められています。さらに特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例で、区は屋外広告物の許可や違反屋外広告物(立看板、はり札、はり紙等)の除却などを行っています。

違反屋外広告物(立看板、はり札、はり紙等)については、掲出者への是正指導等を行っているほか、住民団体や警察署等の関係機関との共同除却、業者委託や日常業務の中において除却を実施しています。また、平成17年度からは、目黒区違反広告物除却協力員制度を設置し、区民等と連携して取り組んでいます。

2 実績

(1) 屋外広告物の許可件数

種別 \ 年度	単位	28	29	30	元	2
広告板(塔)	基	750	996	716	565	705
電柱利用広告	枚	4,146	3,983	3,843	3,076	3,448
標識利用広告	枚	110	0	95	77	76
車体利用広告	台	996	1,732	2,038	2,023	699
その他	枚・基	67	91	115	19	0

種別 \ 年度	単位	3	4	5	6	7
広告板(塔)	基	1,125	967	959	876	951
電柱利用広告	枚	3,375	3,181	3,068	3,051	2,858
標識利用広告	枚	79	84	69	58	53
車体利用広告	台	862	871	906	803	732
その他	枚・基	2	0	2	0	2

(2) 違反屋外広告物の除却数

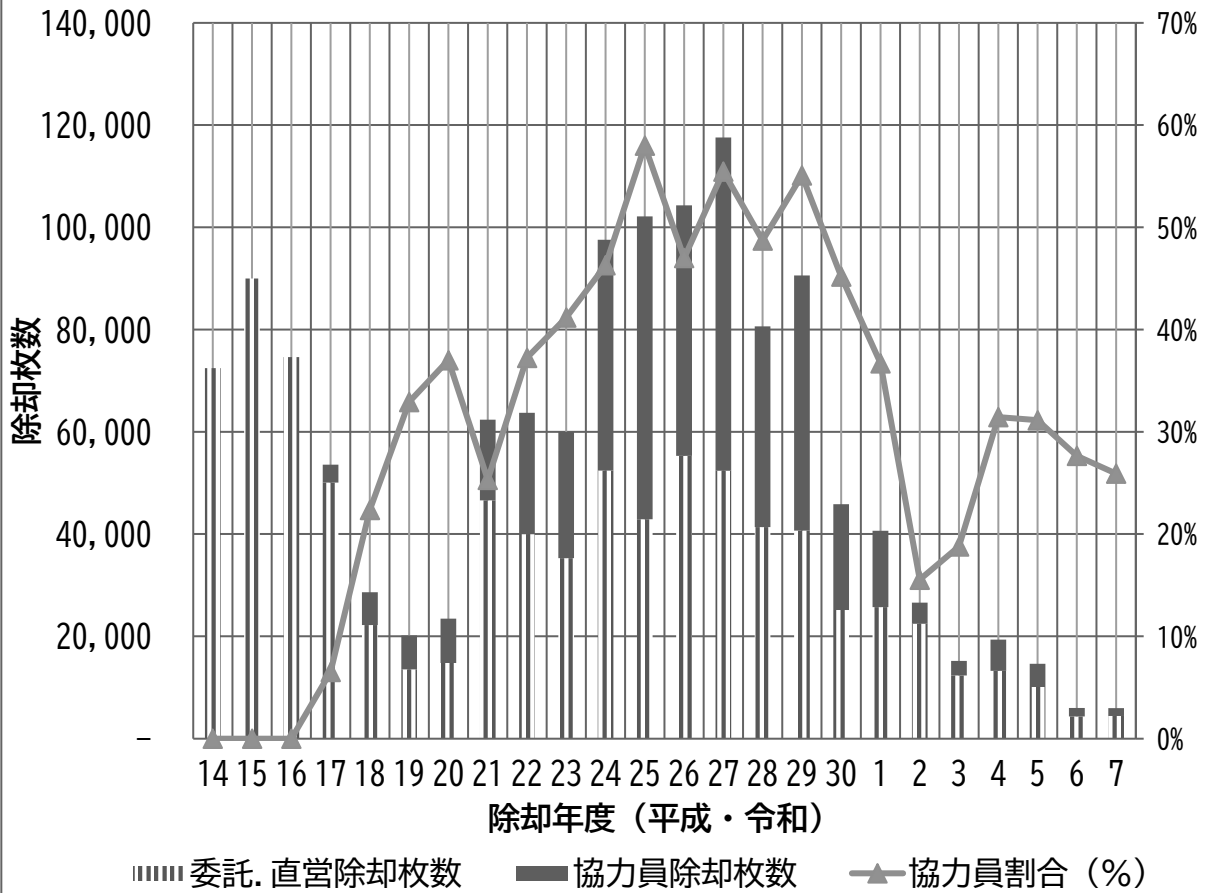
(単位：枚)

種別 \ 年度	3	4	5	6	7
立看板、はり紙等	15,184	19,341	14,634	5,989	5,958

(3) 違反広告物除却協力員の登録数(平成17年度から実施)

種別 \ 年度	3	4	5	6	7
登録団体数(団体)	41	42	44	41	39
登録者数(人)	448	456	423	400	388

目黒区違反屋外広告物の除却枚数



※平成 17 年 9 月より違反広告物除却協力員制度を発足し活動開始

第11章 建築

第1 建築行政の推移

昭和21年の都政改革を受け、昭和23年9月目黒区に建築課が新設され、区における建築行政の執行体制が整備されました。昭和25年には建築基準法が制定され、新たな建築指導行政が始まりました。

現在、建築課では、建築基準法に基づく建築確認、許認可、違反建築取締りなどの事務のほかに、耐震化促進などの建築等に係わる防災関連事務や、省エネルギー関連事務などを行っています。

目黒区建築指導行政（建築確認事務等）及び関係法令の推移

昭和25年11月23日	建築基準法施行
46年 1月 1日	建築計画概要書閲覧制度施行
53年10月12日	日影規制に係る都条例施行
56年 6月 1日	新耐震基準（建築物の耐震基準の強化）施行
平成 7年12月25日	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行
8年 6月 1日	建築物耐震診断助成制度開始
11年 5月 1日	建築基準法の一部を改正する法律で、「建築確認・検査の民間開放」「連担建築物設計制度」「中間検査制度」「確認検査に関する図書の閲覧制度」等施行
14年 5月30日	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）施行
15年 4月 1日	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（届出の義務化）
17年 6月 1日	建築基準法の一部を改正する法律で、「既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設」「建築物に係る報告・検査制度等の充実及び強化」「既存不適格建築物に関する規制の合理化」「住宅地下室の容積率不算入特例に係る規制の見直し」等施行
18年 5月23日	建築物耐震改修助成制度開始
10月 1日	石綿（アスベスト）の除却や飛散防止等に関する建築基準法施行規則の改正
12月20日	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行
19年 6月20日	建築基準法の一部を改正する法律で、「都道府県知事による構造計算適合性判定の実施」「指定確認検査機関の業務の適正化」「建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化」等施行
20年 4月 1日	「目黒区斜面地建築物の制限に関する条例」の施行
11月28日	「東京都市計画高度地区」の変更（絶対高さ制限の変更及び指定）
21年 6月 4日	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行
10月 1日	「東京都福祉のまちづくり条例」の改正施行（一定規模以上の施設について遵守義務となる）
23年 4月 1日	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の施行
24年12月 4日	「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行
27年 6月 1日	建築基準法の一部を改正する法律で、「構造計算適合性判定制度の見直し（民間直接申請可能等）」「指定確認検査機関による仮使用承認認定事務の創設等」
平成28年 4月 1日	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）で、「性能向上計画認定（容積率特例）」、「基準適合認定（表示制度）」の施行
6月 1日	建築基準法の一部を改正する法律で、「定期調査・検査報告制度の強化」等

29年 4月 1日	建築物省エネ法で、「基準適合義務（非住宅建築物2,000㎡以上）」、「届出義務（基準適合義務対象を除く建築物300㎡以上）」等の施行
令和元年 6月25日	建築基準法の一部を改正する法律で、「延焼防止性能の高い建築物の建蔽率緩和（第53条第3項）」（準防火地域の準耐火建築物で建蔽率10%緩和等）
3年 4月 1日	建築物省エネ法の一部を改正する法律で、「基準適合義務の対象拡大（非住宅建築物300㎡以上）」、「建築士から建築主への説明義務（300㎡未満）」等の施行
7年 4月 1日	建築物省エネ法の一部を改正する法律で、「新築等建築物の基準適合義務」等の施行

第2 建築確認等

1 建築確認

建築基準法の一部を改正する法律が平成11年5月1日に施行され、それまで特定行政庁の建築主事が行っていた建築確認・完了検査について、新たに指定を受けた指定確認検査機関も行うことができるようになりました。建築主は区又は指定確認検査機関を選択できるようになり、近年はそのほとんどが指定確認検査機関への申請となっています。一方、区の窓口では、申請前の建築計画に関する相談を多く行っています。

建築確認等申請件数（区扱い・計画通知含む）

年度	建築物（構造別）						工作物	建築設備	建築許可等
	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	計			
28	5	0	8	5	0	18	3	0	8
29	4	0	5	13	1	23	1	4	13
30	6	0	2	18	2	28	2	0	16
元	2	0	4	6	3	15	1	5	9
2	3	0	1	5	6	15	0	0	6
3	5	1	3	7	2	18	0	0	5
4	4	1	4	4	7	20	0	6	1
5	3	0	1	5	1	10	0	0	5
6	0	3	3	5	2	13	1	4	6
7	0	0	3	7	1	11	0	3	11

（「建築基準法施行関係統計」による）

指定確認検査機関の建築確認件数（平成11年度より開始）

年度	建築物（構造別）						工作物	建築設備
	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	計		
2 8	571	2	91	178	3	845	26	151
2 9	579	1	106	174	0	860	14	126
3 0	486	0	112	150	3	751	22	168
元	551	0	99	168	7	825	22	137
2	530	1	113	134	7	785	18	113
3	558	0	104	140	4	806	17	146
4	501	0	88	141	6	736	26	125
5	509	0	85	111	5	710	15	125
6	554	0	100	140	5	799	5	103
7	479	1	88	98	6	672	2	90

（「建築基準法施行関係統計」による）

2 建築・道路に関わる照会・閲覧・交付

建築課の窓口では、建築に関する各種相談、用途地域及び道路種別等の照会、建築確認に関わる建築計画概要書の閲覧・交付及び台帳証明等の交付を行っています。なお、令和4年10月から、区民や事業者等の利便性の向上を図るため、インターネットで容易に用途地域及び道路種別等を閲覧できる「めぐろ地図情報サービス」の運用を開始しました。

建築関連の取扱件数（定期検査報告概要書の交付は、令和2年7月以前は建築計画概要書の内数）

年度	用途地域の照会 (窓口及び電話)	建築計画概要 書の閲覧のみ	建築計画概要 書の交付	定期検査報告 概要書の交付	建築確認台帳記載 事項証明の交付	住宅用家屋証明 の交付
2 8	15,131	1,121	17,080		5,564	1,370
2 9	14,155	1,097	17,474		5,553	1,110
3 0	12,793	1,136	19,682		6,107	1,402
元	12,228	925	19,866		5,823	1,273
2	9,859	425	17,428	427	5,040	1,207
3	9,738	510	19,215	640	5,545	1,188
4	7,842	739	18,904	717	5,699	1,198
5	3,551	1,002	18,738	844	5,802	1,059
6	2,644	696	18,556	823	5,871	1,298
7	1,884	736	18,656	904	6,182	976

道路関連の取扱件数

年度	道路相談の申込	道路種別の照会	指定道路調書の交付	道路位置指定証明の交付
28	312	12,568	6,255	1,440
29	392	11,637	5,748	1,463
30	394	11,663	6,025	1,587
元	354	11,093	6,141	1,528
2	309	7,525	5,395	1,250
3	330	7,140	5,693	1,245
4	382	6,110	5,480	1,213
5	397	5,658	5,140	1,282
6	405	5,262	4,975	1,248
7	399	5,041	4,898	1,431

3 届出・認定

(1) 建設リサイクル法の届出

資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日施行され、工事の際に届出が必要になりました。

建設リサイクル法の届出件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
届出件数	869	860	847	843	693	773	774	729	763	788

(2) 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行され、認定申請書の審査を行っています。

長期優良住宅認定件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
認定件数	179	152	156	187	131	223	200	181	254	229

(3) 低炭素建築物の新築等計画の認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行され、認定申請書の審査を行っています。

低炭素建築物認定件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
認定件数	19	12	20	11	26	38	47	15	36	31

(4) 建築物浸水予防対策の届出

「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」が平成23年2月25日に施行され、届出書の審査を行っています。

浸水予防対策検討結果届出件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
届出件数	32	48	53	33	39	42	40	36	47	44

(5) 福祉のまちづくりの届出

「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」等の届出書の審査を行っています。

福祉のまちづくり届出件数

年度	目黒区福祉のまちづくり 整備要綱の届出	目黒区立施設福祉環境 整備要綱の届出	東京都福祉のまちづくり条例の届出	
			建築物	建築物以外
28	29	3	45	1
29	36	4	42	0
30	29	5	41	2
元	31	4	36	0
2	49	4	34	0
3	43	0	38	0
4	44	3	39	0
5	45	2	64	0
6	46	8	53	1
7	41	3	47	0

4 特定建築物及び特定建築設備等の定期報告

建築基準法第12条第1項又は第3項の規定により、百貨店、病院、ホテル、飲食店や共同住宅などの不特定多数の方が利用する建築物（特定建築物）、昇降機並びに特定建築物に設置された防火設備及び建築設備（特定建築設備等）の所有者又は管理者は、定期的に一級建築士等の有資格者による調査又は検査を行った結果を特定行政庁に報告することになっています。

特定建築物及び特定建築設備等の定期報告

年度	特定建築物			特定建築設備等								
				防火設備 ※2			昇降機等			建築設備		
	指定 件数	報告 義務 件数	報告※1 件数	指定 件数	報告 義務 件数	報告 件数	指定 件数	報告 義務 件数	報告 件数	指定 件数	報告 義務 件数	報告 件数
元	1,118	245	240 (50)	857	857	358	3,401	3,207	3,086	2,303	2,274	1,702
2	1,248	215	148 (29)	1,015	1,015	427	3,445	3,277	3,210	2,361	2,334	1,781
3	1,218	768	588 (24)	1,151	1,151	451	3,490	3,346	3,294	2,400	2,366	1,823
4	1,140	238	292 (56)	795	795	480	3,562	3,403	3,347	2,442	2,406	1,890
5	1,194	185	157 (23)	961	961	502	3,654	3,488	3,386	2,488	2,452	1,946
6	1,221	755	618 (15)	774	774	497	3,682	3,525	3,471	2,497	2,465	1,959
7	1,263	349	316 (49)	776	776	524	3,758	3,628	3,563	2,502	2,470	1,988

※1 () は、報告件数のうち、前々年度及び前年度の報告義務となっていた3年ごとに報告義務となる特定建築物において報告が遅延した件数です。

※2 防火設備は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、平成28年6月に新たな定期調査・検査報告制度が施行され、新たに定期検査報告の対象となっています。ただし、3年ごとに報告義務となる特定建築物における防火設備は、報告時期の経過措置期間（令和元年5月31日までの3年間）が設けられ、() が経過措置の件数です。

第3 建築物等の耐震化支援事業

第11章

1 事業の背景と耐震改修促進計画

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の命が奪われ、約24万棟の建築物に倒壊等の甚大な被害（9万棟を超える家が全壊）がもたらされました。このうち、地震による直接的な死者は5,502人で、約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものでした。

この教訓を踏まえて、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定、東京都は平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画」（以下「都計画」という。）を策定し、耐震化施策を進めてきました。

こうした動きを踏まえ、目黒区も、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本に、区民の生命と財産を保護することを目的として、平成20年3月に「目黒区耐震改修促進計画」（以下「区計画」という。）を策定しました。

その後、平成23年3月に東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、令和6年能登半島地震などの大規模な地震が発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震発生の切迫性が指摘される中、令和4年に「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議）も10年ぶりに見直されました。

また、令和5年3月の都計画の改定では、平成28年熊本地震における倒壊被害のあった新耐震基準

の木造2階建て住宅（昭和56年6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手した建築物）が耐震化の目標及び促進施策に追加されました。

この間、区は平成25年3月、令和3年3月に区計画を改定、令和8年3月の都計画の改定内容を踏まえて建築物等の現状を調査・検討し、令和8年3月に再度改定を行いました。

2 建築物等の耐震化助成

建築物の安全性の向上を目的として、旧耐震基準（昭和56年5月31日施行）以前の建築物を対象に平成8年度から耐震診断助成を開始し、平成18年度から耐震改修助成を、平成26年度から耐震補強設計助成を開始しました。また、令和6年度から木造住宅等の耐震診断・設計・改修助成については、平成12年5月31日以前の建築物に対象を拡充しました。

（1）建築物耐震診断助成

木造住宅等は区登録耐震診断士を派遣し、費用は区が3/5を助成します。非木造建築物のうち、分譲マンション及び一般緊急輸送道路沿道建築物（規模要件有）は耐震診断の費用の2/3以内で上限200万円、耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物となる特定既存耐震不適格建築物（規模要件有）は耐震診断費用の1/2以内で上限200万円、その他の非木造建築物については耐震診断費用の1/2以内で上限60万円を助成します。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物は、耐震診断が義務付けられていることから原則全額公費負担での診断としていましたが、平成28年度末をもって終了しました。

（2）建築物耐震改修設計助成

耐震診断の結果、必要な耐震性を有していない建築物について耐震診断の結果に基づく耐震改修工事の設計費の一部を助成する制度です。木造住宅等は、設計費用の1/2以内で上限20万円を助成します。非木造建築物のうち、分譲マンション及び一般緊急輸送道路沿道建築物（規模要件有）は設計費用の2/3以内で上限200万円、特定既存耐震不適格建築物（用途・規模要件有）は設計費用の1/2以内で上限200万円、その他の非木造建築物については、設計費用の1/2以内で上限60万円を助成します。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物は、設計費用の約1/3～5/6を助成します。

（3）建築物耐震改修助成

耐震診断の結果、改修が必要な建築物について工事費の一部を助成する制度です。木造住宅等は改修費用の4/5以内で上限150万円（住民税非課税世帯は上限180万円）を助成します。非木造建築物のうち、分譲マンション及び一般緊急輸送道路沿道建築物（規模要件有）は改修費用の2/3以内で上限1,500万円、特定既存耐震不適格建築物（用途・規模要件有）は改修費用の1/3以内で上限1,500万円、その他の非木造建築物については改修費用の1/3以内で上限300万円を助成します。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物は改修費用の約1/3～5/6を助成します。

（4）耐震シェルター等設置助成

避難行動要支援者のいる世帯（高齢者又は身体障害者等）を対象として、耐震シェルター又は防災ベッド等の設置費用を助成する制度です。設置費用を上限50万円まで助成します。

（５）木造住宅等除却工事助成

耐震補強ではなく建替えを選択する場合、建物の除却工事費の一部を助成する制度です。除却費用の１／２以内で上限50万円を助成します。

（６）がけ・擁壁改修助成

高さ２mを超えるがけ・擁壁で、崩壊により周囲に被害が及ぶおそれのあるがけ等の改修工事費用の一部を助成する制度です。改修費用の１／２以内で上限100万円を助成します。

（７）住宅・建築物土砂災害対策改修助成、がけ地近接等危険住宅移転事業助成

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等に対して、改修・移転（除却等）費用の一部を助成する制度です。

改修は工事費用の23％で上限77万２千円を助成します。移転費用は除却費用の100％で上限97万５千円、移転先の住宅等取得費の利子（年利8.5％を限度）について建物上限325万円、土地上限96万円を助成します。

（８）アドバイザー派遣制度

建築物の耐進化を円滑に進めるため、木造住宅等及び分譲マンションの所有者に対して、耐震診断・耐震改修等に関するアドバイザーを派遣する制度です。費用は全額区が助成します。

（９）ブロック塀等除却工事等助成

道路沿いの安全性が確認できない塀について除却工事費又は建替え工事費の一部を助成する制度です。助成金額は除却工事費の１／２以内で上限20万円、塀の延長１mあたり上限９千円、建替え工事費の１／２以内で上限40万円、塀の延長１mあたり上限１万８千円、建替え工事に伴う建築確認申請に係る設計・工事監理費上限15万円を助成します。

助成実績

年 度		2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
（１）建築物耐震診断助成	木 造	27	12	7	7	9	16	7	7	31	16
	非木造	3	1	3	7	2	0	1	4	0	1
	計	30	13	10	14	11	16	8	11	31	17
（２）建築物耐震改修設計助成	木 造	7	4	1	3	2	3	2	4	1	1
	非木造	3	0	0	4	1	0	1	1	2	3
	計	10	4	1	7	3	3	3	5	3	4
（３）建築物耐震改修助成	木 造	11	9	6	9	4	2	6	4	6	4
	非木造	6	7	2	2	0	1	3	1	2	1
	計	17	16	8	11	4	3	9	5	8	5
（４）耐震シェルター等設置助成		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
（５）木造住宅等除却工事助成		3	5	4	14	18	31	29	28	22	18
（６）がけ・擁壁改修助成		0	1	0	1	0	1	0	0	0	2
（７）住宅・建築物土砂災害対策改修助成 がけ地近接等危険住宅移転事業助成				0	0	0	0	0	0	0	0
（８）アドバイザー派遣制度	木 造	39	20	14	23	13	38	21	25	55	26
	マンション	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0
（９）ブロック塀等除却工事等助成					9	14	13	16	7	4	1

3 普及啓発

(1) イベント等（耐震フェア）

毎年9月に耐震フェアを行い、様々な耐震化工法等を紹介するとともに相談窓口を開設しています。

(2) 相談窓口の開設

木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関して専門相談員による相談を行っています。

(3) ブロック塀の安全対策

平成30年6月に発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、令和元年度、区内道路沿いで高さ0.8mを超える塀を対象に、基礎調査（27,862箇所）を行いました。また塀の所有者への普及啓発として、令和2年度から3年度にかけて、国土交通省「ブロック塀の点検のチェックポイント」による安全点検の実施等について、ポスト投函により適切な維持管理のお願いや助成制度のご案内を行いました。なお、既存のブロック塀等の安全性については、相談要望に応じ、現地で鉄筋探査機等を用いて調査を行っています。

第4 違反建築物の取締りと防止

1 違反建築物の状況

建築基準法は、第1条に規定する目的達成のための事前の手続きとして建築確認制度を定め、事後の手続きとして検査制度を定めています。その一方で、これらを補完するために違反した建築物を取り締まる制度を定めています。

本区においても、昭和46年4月から建築監視員を設置し、違反建築物の取締りや違反防止のためのパトロールを行っています。

(1) 違反建築物の状況

平成10年度に157件あった違反建築物は、平成12年に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（通称「品確法」）が施行され、瑕疵担保責任の義務化により事業者の姿勢が変わってきたこと、平成15年の国土交通省からの要請により、金融機関が違反建築物に対する融資を厳しくしてきたこと、及び常時パトロールを行い違反の未然防止に努めていることなどから大きく減少し、その後は概ね一定の件数にとどまっています。

違反建築物の状況としては、無確認（増築時）、道路突出又は建蔽率制限の違反が上位を占めています。

(2) 違反建築物の未然防止

違反建築物の取締りの一方で違反建築物防止のために常時パトロールを行い、違反建築物の早期発見、早期是正に努めています。毎年10月には「違反建築防止週間」を設け、広く区民に建築基準法の目的や内容についての理解を深めていただくためのキャンペーンを行うとともに、全国規模で一斉パトロールを行っています。

また、所轄消防署と協力・連携し、商業施設を中心に既存の建築物についても、合同査察を行い、

適正な維持、管理の指導に取り組んでいます。

違反建築物件数

年度	違反建築物 件数	処分件数			是正された もの	水道・電気等 供給保留要請	パトロール 回数
		使用禁止命令	是正命令	工事停止命令			
28	34	0	0	0	24	0	806
29	78	0	0	0	32	0	1,428
30	58	0	0	0	41	0	1,152
元	68	0	0	0	39	0	1,386
2	50	0	0	0	16	0	1,077
3	36	0	0	0	20	0	1,257
4	34	0	0	0	14	0	1,062
5	7	0	0	0	7	0	923
6	15	0	0	0	2	0	1,382
7	11	0	0	0	7	0	1,144

※上記の件数（パトロール回数を除く）には、無確認増築等の手続き違反のものは含まれません。

違反事項別件数

年度	違反建築物 件数	違反事項別件数						
		第6条 (無確認)	第43条 (道路に接しない等)	第44条 (道路突出)	第52条 (容積率制限)	第53条 (建蔽率制限)	第58条 (高度地区制限)	その他
28	34	20	0	18	0	5	0	21
29	78	11	0	28	0	4	1	63
30	58	23	0	18	1	1	1	43
元	68	54	2	13	1	5	4	31
2	50	36	2	8	0	2	2	13
3	36	21	0	7	1	2	0	11
4	34	25	1	3	1	1	0	20
5	7	5	0	2	1	2	1	9
6	15	9	1	2	2	1	3	17
7	11	9	3	1	1	1	2	8

※違反事項別件数は、1物件につき複数の事項で違反となる場合があるため違反建築物件数とは一致しません。
なお、この表の件数には、無確認増築等の手続き違反のみのものは含まれません。

第5 建築紛争調整

1 建築紛争調整事務の推移

建築に伴う紛争の要因は、日照、離隔距離、プライバシー、建築物の高さ、眺望、さらには建築工事に伴う騒音、振動、交通問題などの生活環境への影響など、多種多様です。

建築に伴う建築主と近隣住民との間の紛争は、本来は当事者間の話し合いによって解決が図られるべきものですが、建築に関する理解の相違や感情的な行き違いなどもあって当事者間での解決を困難にしていることが少なくありません。そこで目黒区では、建築紛争の未然防止と迅速な調整のために昭和46年4月に建築課内に専任の職員を配置し、組織や制度の整備を進めてきました。数度にわたる組織改正を経て、現在は都市整備部都市計画課に建築調整係を設置しています。

制度面では、昭和47年5月に「目黒区相隣関係調整業務要綱」を制定し、相隣関係調整員（弁護士、建築又は行政分野の知識と経験を有する者のうち4名以内）制度を設けました。さらに昭和53年12月に一定規模の建築物を対象として「目黒区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定（昭和54年2月20日施行）し、標識の設置などを義務付けました。その後、同条例については、事前公開制度の一層の充実を図るため、平成11年12月に条例の一部改正（平成12年4月1日施行）、平成16年3月に規則の一部改正（平成16年4月1日施行）、平成19年11月に条例の一部改正（平成20年4月1日施行）を行い、名称を「目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（以下「条例」という。）としました。

また、急増するワンルームマンションの建築紛争に対応するため、昭和59年1月に「目黒区ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱」を制定しました。その後、同要綱については、平成20年4月に施行された「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の中に組み込まれ、整理されました。

さらに、大規模な建築計画に関する建築紛争の未然防止を推進するために、建築計画の早期周知を目的として、平成16年3月に「目黒区大規模建築物の早期周知に関する指導要綱」を制定しました。その後、同要綱の対象建築物は、条例の対象建築物として整備を行い、同要綱は、平成19年11月の条例改正（平成20年4月1日施行）の中に組み込まれ、整理されました。

建築紛争の未然防止に向けた制度については、近隣住民に対して専門家がアドバイスをすることを目的として、平成21年5月に「目黒区建築物に係る専門家助言等制度実施要綱」を制定（平成21年6月1日施行）しました。

このほかにも、アマチュア無線アンテナ用の鉄塔工事が着工された際に近隣住民との紛争が生じたことから、紛争を未然に防止するため、平成24年3月に「高層アンテナ計画に関する事前周知に係る要綱」を制定（平成24年7月1日施行）しました。

2 条例の概要

条例の骨子は、①建築紛争を予防するため標識の設置などによる建築計画の事前公開の義務付け②建築紛争の解決のため職員によるあっせん及び第三者機関である目黒区建築紛争調停委員会による調停の制度化です。①について条例の対象となる建築物の標識設置届の受付件数は、表1及び表2のとおりです。②について目黒区建築紛争調停委員は表3のとおり3名の委員で構成され、法律、建築又は環境などの分野に関し優れた知識と経験を有する者のうちから区長が委嘱しています。

表1 条例の対象となる建築物

1 中高層建築物
・ 高さが10mを超える建築物 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物) ※大規模建築物に該当するものを除く。
2 大規模建築物
・ 延べ面積が1,500㎡以上で、かつ、高さが15m以上の建築物 ・ 延べ面積が1,500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が5以上の建築物 ・ 延べ面積が1,500㎡以上で、かつ、住戸の数が20以上の建築物
3 特定用途建築物
・ 床面積が40㎡未満の住戸の数が10以上で、かつ、階数が3以上のワンルーム形式集合建築物 ※当該住戸の数が建築物全体の住戸の数の3分の1以下のものを除く。 ・ 斎場、結婚式場、興行場、ぱちんこ屋、ゲームセンターで、その用途の床面積の合計が500㎡を超える建築物

表2 標識設置届受付件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
中高層建築物	220	214	202	207	185	183	205	198	209	180
大規模建築物	18	20	14	11	9	18	10	14	17	8
特定用途建築物	12	16	11	11	17	15	7	13	4	6
全体	238	236	216	220	195	203	218	214	227	188

※特定用途建築物は、中高層建築物や大規模建築物にも該当する場合があるため、各件数の合計と全体の件数が一致しない場合があります。

表3 目黒区建築紛争調停委員（令和8年3月31日現在）

氏名	分野	備考
鈴木正勇	法律	会長
鈴木郁子	法律	会長職務代理
山中誠一郎	建築	

※任期2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

3 条例に基づく建築紛争調整

建築紛争の主な内容は、日照、離隔距離、プライバシー、建築物の高さ、眺望、建築工事に伴う騒音や振動など、多岐にわたります。

条例に基づく建築紛争調整件数は、表4のとおりです。

表4 建築紛争調整件数（条例対象）

区分 年度	あっせん（職員が実施）				調停（調停委員会が実施）				計			
	解決	調整中	不調	計	解決	調整中	不調	計	解決	調整中	不調	計
28	3	1	0	4	0	0	0	0	3	1	0	4
29	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
2～7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 目黒区相隣関係調整業務要綱

目黒区相隣関係調整業務要綱（以下「要綱」という。）は、条例の対象とならない建築物の建築に伴う相隣関係の紛争調整について規定しています。近年は、後述の「7 一般相談受付状況」に記載の相談において、職員による助言や相手方への連絡などにより要綱の適用に至る前に解決が図られています。そのため、要綱に基づく建築紛争件数は表5のとおりで、平成27年度以降はありません。

また、要綱に規定する目黒区相隣関係調整員は表6のとおりで、目黒区建築紛争調停委員と兼任しています。

表5 建築紛争調整件数（要綱対象）

区分 年度	あっせん（職員が実施）				調整 （相隣関係調整員が実施）				計			
	解決	調整中	不調	計	解決	調整中	不調	計	解決	調整中	不調	計
28～ 30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元～7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表6 目黒区相隣関係調整員（令和8年3月31日現在）

氏名	分野
鈴木 正 勇	法 律
鈴木 郁 子	法 律
山 中 誠一郎	建 築

※任期2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

5 建築物に係る専門家助言等制度

建築紛争を未然に防止するために、近隣での建築計画が明らかになった段階で、弁護士と建築士を2名1組で派遣し、近隣住民に対し助言を行う制度です。

表7 専門家助言等制度派遣件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
回数	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0

6 高層アンテナ計画に関する事前周知に係る要綱の概要

建築紛争を未然に防止するために、確認申請を伴う高さが15mを超える鉄柱などと一体となったアマチュア無線用アンテナを計画する際に、確認申請の30日前までに標識設置を行い、近隣住民に計画を周知する制度です。

平成24年7月1日に施行されましたが、施行日以降、届出はありません。

7 一般相談受付状況

条例や要綱に基づいたあっせんと調停の件数は前述のとおりですが、そのほかに建築物に係る相隣問題として区に持ち込まれる一般的な相談があり、その件数及び条例パンフレットの配布数は、表8のとおりです。

建築関係者からの相談は建築計画に関して事前に条例などの内容を把握しようとするものが多く、近隣住民からの相談は日照やプライバシーの問題など生活環境に関するものが多くなっています。

こうした相談については、原則として当事者による話し合いを勧めるほか、相手方が判明しているものについては、区から連絡をする場合があります。

表8 一般相談受付状況

年度	電話や来庁による相談件数		条例パンフレットの配布数	
	建築紛争に関する 相談を受けた件数	相談を受けて紛争の 相手方に連絡をした件数	あらし	手続き概要
28	349	65	2,346	—
29	306	30	1,830	—
30	393	34	1,879	—
元	489	67	1,652	—
2	299	101	1,397	—
3	335	50	1,020	1,497
4	362	46	1,359	1,260
5	197	70	1,160	1,090
6	183	52	1,020	960
7	180	41	850	900

※令和3年度より、条例の手続きに関する内容をまとめた「手続き概要」を配布しています。

第6 建築審査会

1 建築審査会設置の概要

建築審査会は、建築行政の公正な運営を図るため、建築基準法第78条の規定に基づき、建築主事を置く区市町村及び都道府県に設置される附属機関です。従来は都区を一体とした運営がなされていましたが、昭和57年11月の地方自治法施行令などの改正により、昭和58年4月から目黒区にも建築審査会が設置されました。

2 建築審査会の組織

目黒区の建築審査会は表1のとおり5名の委員で構成され、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから区長が任命しています。

表1 目黒区建築審査会委員（令和8年3月31日現在）

区 分	氏 名	専 門
会 長	木 下 健 治	法 律
会長職務代理	水 庭 武 宣	建 築
委 員	吉 村 伸 子	公衆衛生
委 員	鈴 木 郁 子	法 律
委 員	小日向 悦 二	建 築

※任期2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

3 建築審査会の主な役割

- ・ 建築基準法において特定行政庁が例外的に許可をするに当たり、同意又は不同意の判断を行います。
- ・ 建築基準法の規定による特定行政庁・建築主事等・建築監視員・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求の裁決を行います。
- ・ 特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項について調査や審議を行い、答申します。また、建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して意見を申し立てることができます。

4 建築審査会の開催及び審議の状況

建築審査会の開催及び審議の状況は、表2のとおりです。

表2 建築審査会の開催及び審議の状況

内 容 年 度	建 築 審 査 会 開 催 数	同意・諮問案件																	審査請求					
		第 3 条	第 43 条	第 44 条	第48条								第 52 条	第 53 条	第 53 条 の 2	第 55 条	第 56 条 の 2	第 58 条	そ の 他	合 計	受 理	裁 決	取 下 げ	審 査 継 続
					第 1 項	第 3 項	第 4 項	第 5 項	第 6 項	第 9 項	第 10 項	第 11 項												
28	10	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	5	1	1	—	1		
29	13	—	5	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	15	2	1	—	1		
30	9	—	6	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	25	—	1	1	—		
元	9	—	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	11	—	—	—	—		
2	3	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—		
3	4	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3	—	—	—	—		
4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2	—	—	—	—		
5	6	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	4	—	—	—	—		
6	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—		
7	6	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—		

(凡例)

建築基準法 第3条

第43条

第44条

第48条第1項

第48条第3項

第48条第4項

第48条第5項

第48条第6項

第48条第9項

第48条第10項

第48条第11項

第52条

第53条

第53条の2

第55条

第56条の2

第58条

文化財等の原形再現建築物の認定・指定

敷地等と道路との関係によるただし書の建築物

道路内禁止建築物

用途地域 第一種低層住居専用地域内禁止建築物

用途地域 第一種中高層住居専用地域内禁止建築物

用途地域 第二種中高層住居専用地域内禁止建築物

用途地域 第一種住居地域内禁止建築物

用途地域 第二種住居地域内禁止建築物

用途地域 近隣商業地域内禁止建築物

用途地域 商業地域内禁止建築物

用途地域 準工業地域内禁止建築物

容積率制限超過建築物

建蔽率制限超過建築物

敷地面積最低制限超過建築物

第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限超過建築物

日影による高さ制限超過建築物

高度地区制限超過建築物

第7 狭あい道路拡幅整備事業

1 目的・概要

目黒区内には、道路幅員が4 mに満たない狭あい道路が多く存在しています。狭あい道路は、災害時の避難・救援活動に支障をきたすだけでなく、生活環境や都市景観を損なうなど道路としての機能を十分に果たしていません。

このような状況を改善するために、狭あい道路に接して行われる建築などの機会をとらえ、建築主や土地所有者と拡幅整備に関する協議を行い、道路幅員4 mを確保し、狭あい道路の解消に努めています。また、後退用地の拡幅整備が円滑に促進するよう各種の助成を行っています。

なお、狭あい道路とは、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路（2項道路）及び2項道路以外の道で現況が4 m未満の拡幅整備を必要とする道路です。

2 経緯

昭和62年12月25日	「目黒区狭あい道路拡幅整備要綱」施行
平成8年7月1日	「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
17年6月1日	「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」一部改正施行 改正内容：後退用地を交通の支障にならないよう保全の明確化等
24年7月1日	「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」一部改正施行 改正内容：無償使用承諾での後退用地の公道編入を特別区道に加えて、区有通路においても可能としました。

3 拡幅整備の協議

拡幅整備にあたっては、後退用地の区域、使用権原、拡幅工事及び保全並びに拡幅整備の期間等について協議する必要があります。また、後退用地と隣接地の関係権利者の承諾を得るものとしています。

協議の種別

（1）建築に伴う拡幅整備の協議

4 m未満の道路に接している敷地に建物を新築・増改築する場合

（2）路線別拡幅整備の協議

建築工事の計画のない一路線で、路線ごとの拡幅整備が可能となった場合

（3）任意の拡幅整備の協議

建築を伴わない敷地で拡幅整備が可能となった場合

4 整備工事の種別と要件

道の区分	公 道 (特別区道・区有通路・その他の区管理道路)			私 道	
整備種別 要件	寄 付	無償使用承諾※ ¹	自主整備	整備委託	自主整備
所 有 権	区に移転※ ²	移転しない	移転しない※ ⁴		
公 道 編 入	公道に編入する※ ³		公道編入しない		
維 持 管 理	区		建築主・土地所有者等		
公 道 の 境 界	境界確定済 又は道路区域境界同意済		条件なし		
後退用地に接する 民 民 の 境 界	確定済		条件なし	確定済	条件なし
最 小 の 後 退 幅	条件なし		条件なし	10 c m超	条件なし
拡 幅 工 事	区整備※ ⁵ ※ ⁶		申請者が 自主整備	区整備 ※ ⁵ ※ ⁶ ※ ⁷ ※ ⁸ ※ ⁹	申請者が 自主整備
L 形 側 溝 等 の 移 設 ・ 設 置	す る		しない	す る	自 由
一般的な舗装方法	アスファルト舗装 及び縁石設置		L 形側溝等の背面を アスファルト又は コンクリート舗装	アスファルト 舗装	アスファルト又は コンクリート舗装

- ※¹ 「その他の区管理道路」の無償使用承諾は受けられません。
- ※² 後退用地の分筆登記が必要です。
- ※³ 公道編入する後退用地の用地測量を区が委託します。
- ※⁴ 私道は、区へ寄付や買い取り等ではできません。
- ※⁵ 大企業や開発行為、大規模建築物等の場合は、区整備の対象外となり自費で整備していただきます。公道編入（寄付・無償使用）の場合、L形側溝の移設・設置をお願いします。
- ※⁶ 区整備は後退用地の一部だけを依頼することはできません。ただし、道の区分に応じて区整備と自主整備を併用できる場合があります。
- ※⁷ 東京都建築安全条例の隅切りも区で整備します。
- ※⁸ 既存の道路が未舗装（土や砂利敷き等）又は行き止まりの場合は、自主整備となります。
- ※⁹ 後退用地が接する土地所有者から整備工事の承諾が得られない場合は、自主整備となります。

5 助成・奨励金の制度

（1）撤去等工事に対する助成

拡幅整備事業に係る撤去等工事を行った建築主又は後退用地の所有者等に対し、当該撤去等工事に要した費用の全部又は一部に相当する額を助成します。なお、助成金の額は、各工事種別に応じた単価等を定めており、100万円（路線別拡幅整備は120万円）が上限です。

工事種別		助成金を交付する基準
撤去工事	金属製柵・フェンス	後退用地の区域内にある金属製柵又はネットフェンスの撤去を行う場合を対象とする。
	塀	後退用地の区域内にある万年塀、コンクリート塀、ブロック塀又は大谷石積塀等（木塀を除く。）の撤去を行う場合を対象とする。
	擁 壁	後退用地の区域内にある土留めのためのコンクリート擁壁又は石積擁壁の撤去を行う場合を対象とする。
擁壁設置工事		後退用地の区域内にある擁壁を撤去し、新たに後退線付近に擁壁を設置する場合を対象とする。
水道施設の移設工事		建築に伴う拡幅整備以外の拡幅整備において、後退用地の区域内にある水道のメーター及び止水栓を移設する場合を対象とする。

（2）隅切り用地奨励金

隅切り用地の関係権利者が当該隅切り用地について区に寄付等を行ったときは、奨励金を交付し

ます。奨励金の額は、公道（寄付・無償使用）20万円／箇所、私道（整備委託）5万円／箇所です。

6 実績

（１）狭あい道路拡幅整備協議の申請件数

年 度	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
申請件数	429	377	346	400	319	338	338	364	357	323

（２）用地測量の委託件数

年 度	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
委託件数	88	79	67	48	77	66	47	47	73	50

（３）助成・奨励金の交付件数

年 度		2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
交付 件数	撤去等 工事助成	4	3	6	0	2	0	0	0	5	0
	隅切り用地 奨励金	4	9	8	8	8	7	8	6	7	3

（４）拡幅工事による後退実績

年 度			2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
区 整 備	寄 付	件数	7	6	11	6	10	4	5	11	3	4
		延長 (m)	115. 86	52. 43	120. 97	59. 51	98. 34	22. 38	45. 08	85. 68	17. 29	40. 43
		面積 (㎡)	56. 27	23. 72	54. 51	30. 15	45. 82	7. 54	34. 67	46. 91	3. 43	7. 02
	無償 使用 承諾	件数	77	78	63	51	93	67	41	43	76	56
		延長 (m)	528. 43	891. 74	622. 86	417. 21	779. 29	633. 17	415. 19	454. 88	696. 88	582. 58
		面積 (㎡)	345. 22	373. 48	269. 17	175. 99	290. 27	277. 29	201. 38	171. 00	290. 04	217. 37
	整 備 委 託	件数	101	71	66	46	70	62	68	74	63	49
		延長 (m)	824. 95	620. 59	624. 01	459. 89	646. 30	565. 90	555. 88	709. 02	590. 38	485. 84
		面積 (㎡)	564. 79	498. 77	527. 88	312. 44	442. 36	415. 10	389. 14	482. 04	405. 17	379. 56
	年 度 計	件数	185	155	140	103	173	133	114	128	142	109
		延長 (m)	1, 469. 24	1, 564. 76	1, 367. 84	936. 61	1, 523. 93	1, 221. 45	1, 016. 14	1, 249. 59	1, 304. 55	1108. 85
		面積 (㎡)	966. 28	895. 97	851. 56	518. 58	778. 45	699. 93	625. 19	699. 95	698. 64	603. 95
自主 整備	件数	99	60	55	64	86	71	75	85	78	131	
	延長 (m)	1, 379. 13	760. 95	656. 65	743. 65	1, 275. 15	847. 11	893. 81	918. 42	969. 39	1468. 01	
年度 合計	件数	284	215	195	167	259	204	189	213	220	240	
	延長 (m)	2, 848. 37	2, 325. 71	2, 024. 49	1, 680. 26	2, 799. 09	2, 068. 56	1, 909. 95	2, 168. 01	2, 273. 94	2576. 86	
進捗率 (％)			57. 46	58. 17	58. 78	59. 30	60. 15	60. 78	61. 36	62. 03	62. 72	63. 50

進捗率 63.50%

＝整備済累計延長208,219.06m／狭あい道路総延長(H8.2月報告書)327,853.20m

第12章 住宅管理

第1 区営住宅の管理

1 目的

住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上を図るため、区営住宅を設置し、平成3年度から管理・運営しています。

区営住宅等を効率的・効果的に維持管理するため、中長期的な計画により計画的な修繕や改善あるいは建替え計画の指針となる「目黒区公営住宅等長寿命化計画」を平成26年3月に策定し、令和2年3月に国の指針に基づき同計画を改定しました。

2 住宅の管理・運営

595戸の区営住宅を管理・運営しています。業務の一部は、指定管理者に委任しています。

(1) 施設について

ア 改善事業

「目黒区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改善事業を行いました。

種 別 \ 住 宅 名	上目黒四	中町一	東が丘一	碑文谷四	八雲五	下目黒五	青葉台二	南一	目黒本町四	東が丘一第2	上目黒一	青葉台一	清水町	碑文谷	三田一
屋上防水改修	H30			R2	R1			R3	R6						
外壁等改修			R5			R5	R4	H30	R6	R3					
増圧給水装置更新	R7			R7	R7		R7				R5				
風呂釜・給湯器交換	R3, 4		H26		H26	H28		H30	R3	H27	R6	R6			
エレベーター設置				H28	H29		H29								
バルコニー等手摺り改修							R1								

※数字は実施年度

イ 施設管理・保全

- ・消防設備保守点検、昇降機定期点検、給水設備の保守点検等
- ・樹木剪定等

ウ 一般修繕、空室修繕

- ・入居者からの申出等により修繕を実施しました。
- ・居住者が退去した住宅について、次の入居に備え、原状回復のための修繕を行いました。

(2) 入居者管理について

ア 入居者の入居・退去に関する業務及び入居者からの各種届出に関する業務

入退去状況

年度	3	4	5	6	7
入居世帯数	20	17	26	11	9
退去世帯数	23	15	13	24	15

イ 住宅使用料の収納管理、滞納者への督促等、収入の認定に関する業務

ウ 収入超過者、高額所得者に対する対応

収入超過者数 41世帯、高額所得者数 1 世帯

(3) 入居者募集について

募集状況

令和3年度（募集期間：令和3年10月4日～13日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
1人～2人	4	263	66
2人以上	6	107	18
3人以上	7	44	6
車いす使用者向け	－	－	－
障害者向け	－	－	－
事故	3	29	10
計	20	443	22.2

令和4年度（募集期間：令和4年10月3日～14日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
1人	1	19	19
1人～2人	6	218	36
2人以上	5	101	20
3人以上	7	44	6
車いす使用者向け	1	2	2
障害者向け	－	－	－
事故	6	42	7
計	26	426	16.4

令和5年度（募集期間：令和5年10月2日～13日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
1人～2人	6	315	53
2人以上	4	131	33
3人以上	2	10	5
車いす使用者向け	－	－	－
障害者向け	－	－	－
事故	3	38	13
計	15	494	32.9

令和6年度（募集期間：令和6年10月1日～11日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
1人～2人	6	332	55
2人以上	7	130	19
3人以上	3	11	4
車いす使用者向け	－	－	－
障害者向け	－	－	－
事故	3	17	6
計	19	490	25.8

令和7年度（募集期間：令和7年10月1日～14日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
1人	1	21	21
1人～2人	12	307	26
2人以上	11	156	14
3人以上	5	14	3
車いす使用者向け	－	－	－
障害者向け	1	8	8
事故（車いす使用者向け 住戸も含む。）	4	6	2
計	34	512	15.1

（注）倍率は、優先割増数を除く、募集戸数に対する応募数によるもの。

3 住宅の整備等

三田地区整備事業住宅等の空室となった住戸の一部を平成25年度以降順次用途廃止し、区営住宅（三田一丁目アパート）に転用しました。

各年度の整備状況

年度	整備戸数	備 考
25	5戸	三田地区整備事業住宅から用途変更
30	1戸	三田地区整備事業住宅から用途変更
3	2戸	三田地区整備事業住宅から用途変更
	2戸	三田一丁目住宅（区民住宅）から用途変更

4 区営住宅一覧

名称	所在地	建築年 移管年 改善年	構造 階	棟 数	間取 り	戸 数	専用面積	敷地	集会室
上目黒四丁目 アパート	上目黒 4-38-1 他	S52 年 H 3 年 H18・19 年	鉄筋 3 階	3	3DK	45	51.04 m ²	3,697 m ²	36.39 m ²
中町一丁目 アパート	中町 1-4-1	S54 年 H 3 年 H26 年	鉄筋 3 階	1	1K 3DK	12 18	27.06 m ² 54.27 m ²	1,910 m ²	38.50 m ²
東が丘一丁目 アパート	東が丘 1-16-10	S61 年 H 3 年 —	鉄筋 3 階	1	3DK	6 12	55.81 m ² 61.53 m ²	2,076 m ²	40.00 m ²
碑文谷四丁目 アパート	碑文谷 4-9-1	S52 年 H 5 年 —	鉄筋 3 階	1	3DK	21	50.14 m ²	2,195 m ²	—
八雲五丁目 アパート	八雲 5-8-20 他	S56 年 H 6 年 —	鉄筋 3 階	2	3DK	6 27	48.12 m ² 55.92 m ²	3,207 m ²	38.50 m ²
下目黒五丁目 アパート	下目黒 5-11-10	S62 年 H 7 年 —	鉄筋 3 階	1	3DK	11	61.53 m ²	1,515 m ²	—
南一丁目 アパート	南 1-11-1.2	S45 年 H11 年 —	鉄筋 4・5 階	2	2DK 3DK	40 50	33.48 m ² 36.46 m ²	4,417 m ²	38.50 m ²
青葉台二丁目 アパート	青葉台 2-1-19	S59 年 H16 年 —	鉄筋 3 階	2	3DK	6 18	55.81 m ² 61.53 m ²	3,004 m ²	38.5 m ²
目黒本町四丁 目アパート	目黒本町 4-15-19	H16 年 H14 年 —	鉄筋 5 階	1	1DK 2DK 3DK	6 7 7	34.57 m ² ～ 66.90 m ²	572 m ²	30.49 m ²
東が丘一丁目 第2アパート	東が丘 1-31-1 他	S63 年 H20 年 —	鉄筋 4 階	2	3DK	48	55.81 m ² ～63.28 m ²	4,846 m ²	38.50 m ²
上目黒一丁目 アパート	上目黒 1-26-2	H21 年 H12 年 —	鉄筋 13 階	1	1DK 2DK 3DK	22 32 9	38.15 m ² ～64.41 m ²	419 m ²	94.84 m ²
青葉台一丁目 アパート	青葉台 1-6-48	H21 年 H19 年 —	鉄筋 4 階	3	1DK 2DK 3DK	46 22 12	36.70 m ² ～62.15 m ²	4,131 m ²	113.87 m ²
清水町アパー ト	目黒本町 2-20-4	H24 年 H9 年 —	鉄筋 5 階	2	1DK 2DK 3DK	36 20 9	35.40 m ² ～ 61.91 m ²	2,694 m ²	57.31 m ²
碑文谷アパー ト	碑文谷 2-7-8	H27 年 H25 年 —	鉄筋 4 階	1	1DK 2DK 3DK	21 12 4	32.41 m ² ～ 61.02 m ²	1,518 m ²	65.72 m ²
三田一丁目ア パート	三田 1-11-26	H 7 年 (H25 従前住 宅から転用)	鉄筋 6 階	1	2DK 3DK	2 8	45.04 m ² 63.15 m ²	三田フレ ンズ の一部	—
計 15 団地				24		595			

第2 区民住宅の管理

1 目的

優良な賃貸住宅の供給を促進するため、国の特定優良賃貸住宅制度を利用し、区内の土地所有者等が一定の条件で建設した住宅を借上げ、又は、特定公共賃貸住宅制度により区が直接建設した住宅を中堅ファミリー世帯用の住宅として供給しています。

2 住宅の管理・運営

借上げ区民住宅については20年間の借上げ期間満了を機に順次廃止を進めており、令和4年3月をもって全ての借上げ住宅は所有者等に返還しました。現在は、区有区民住宅6戸を管理・運営しています。(令和8年3月31日現在)

業務の一部は、指定管理者に委任しています。

(1) 施設について

ア 施設管理

消防設備保守点検、昇降機定期点検の法定点検、給水設備の保守点検等

(2) 入居者管理及び空室募集等について

ア 空室募集、入居者の入居・退去に関する業務及び入居者からの各種届出に関する業務
入退去状況

年度	2	3	4	5	6	7
入居世帯数	3	0	0	0	0	0
退去世帯数	6	9	0	0	0	0

イ 住宅使用料の収納管理、滞納者への督促等、収入の認定に関する業務

3 区民住宅一覧

名称	所在地	設置年月	構造階	間取り	戸数	専用面積	所有形態	備考
東が丘一丁目	東が丘 1-6-4	H7年2月	鉄筋 3階	3DK	4	60.03 m ²	区有	福祉従事者用2戸含
三田一丁目	三田 1-11-26	H7年3月	鉄筋 6階	3DK	2	63.15 m ²	区有	
計2団地					6			

第3 従前居住者用住宅の管理

1 三田地区整備事業住宅

(1) 目的

三田地区において、道路整備事業の施行に伴い住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者及び市街地整備事業の施行に伴い住宅の建替えのための仮住居が必要となる者に対して住宅を提供するため、三田地区整備事業住宅（三田フレンズ内）を設置し、管理・運営しています。

(2) 住宅の管理・運営

5戸の住宅を管理・運営しています。（令和8年3月31日現在）

業務の一部は、指定管理者に委任しています。

なお、建設当初22戸あった住宅のうち、空室となった住戸については、区営住宅として8戸、高齢者福祉住宅として9戸を順次転用しました。

2 従前居住者用住宅

(1) 目的

住宅市街地総合整備事業及び東京都防災密集地域総合整備事業等の施行に伴い住宅を失うことなどにより住宅に困窮すると認められる者に対して住宅を提供するため、従前居住者用住宅を設置し、管理・運営しています。

(2) 住宅の管理・運営

6戸の住宅（ホーム月光原）を管理・運営しています。（令和8年3月31日現在）

業務の一部は、指定管理者に委任しています。

なお、単身用に設置したコーポ目黒本町については、平成28年3月に高齢者福祉住宅に転用するため廃止しました。

第12章

3 住宅一覧

(1) 三田地区整備事業住宅

名称	所在地	設置年月	構造/階	間取り	戸数	専用面積
三田地区整備事業住宅	三田 1-11-26	平成7年3月	鉄筋/6階	2DK	3	43.94 m ² ～45.03 m ²
				3DK	2	63.15 m ²

(2) 従前居住者用住宅

名称	所在地	設置年月	構造/階	間取り	戸数	専用面積
ホーム月光原	目黒本町 5-17-15	平成12年8月	鉄筋/3階	2DK	6	47.40 m ²

第4 都営住宅等の募集

1 目的・概要

都営住宅等の募集に関して区民の利便を図るため、東京都に代わって都営住宅等の申込書の配布、相談、地元割当の募集を行っています。業務の一部は、指定管理者に委任しています。

2 実績

(1) 申込書配布状況（令和7年度実績）

都営住宅（定期募集）

募集月	主な募集住宅	配布部数
5	家族向・単身者向等	892
8	家族向（ポイント方式）	467
	単身者向・シルバーピア	686
11	家族向・単身者向等	776
2	家族向（ポイント方式）	487
	単身者向・シルバーピア	829

都民住宅（先着順募集）

募集期間	配布部数
令和6年12月～令和7年11月	30

(2) 入居、申し込み等に関する相談

「公営住宅の窓口」（指定管理者 総合庁舎別館6階）において、随時行っています。

(3) 地元割当募集

目黒区内の都営住宅に目黒区民が入居するための地元割当分について、募集から入居審査までを区が行っています。

令和5年度（募集期間：令和5年5月17日～31日）

住戸タイプ	募集戸数	応募数	倍率
目黒一丁目（1人～2人）	2	129	64.5
八雲一丁目（2人以上）	1	76	76
計	3	205	68.3

第5 高齢者福祉住宅等の整備

1 高齢者福祉住宅

(1) 目的

高齢者で住宅に困窮する方々に住宅を提供することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に高齢者福祉住宅を整備しています。

(2) 近年の整備住宅（整備年度）

年度	住宅名	整備内容
30	コーポ烏森	生活協力員居室から1戸を用途変更
2	コーポ中町	生活協力員居室から1戸を用途変更
3	コーポ三田	三田地区整備事業住宅から2戸を用途変更
4	コーポ目黒本町	生活協力員居室から1戸を用途変更
	コーポ東根	東根職員住宅から6戸を用途変更
6	コーポ三田	三田地区整備事業住宅から1戸を用途変更
7	コーポ三田	三田地区整備事業住宅及び生活協力員居室から2戸を用途変更

2 サービス付き高齢者向け住宅の概要

高齢者が可能な限り地域で自立して生活していくことができる機能やサービスを備えたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、東京都が実施する「東京都サービス付き高齢者向け住宅供給助成事業」を活用した「目黒区サービス付き高齢者向け住宅供給助成制度」を平成25年度に創設しましたが、現在は募集しておりません。

[参考]

平成30年度の補助内容

区分	内容
供給計画策定	供給計画策定に要する費用 上限400万円
住宅整備費補助 (原則翌年度)	① 新築の場合 建設費の1/5 ただし、上限200万円×戸数 ② 既存住宅等の改修の場合 共同施設、共用部分等及び加齢対応構造等工事費の2/3 ただし、上限200万円×戸数 内容により加算あり

第13章 居住支援

第1 民間賃貸住宅の情報提供

1 区内民間賃貸住宅の情報提供

(1) 目的・概要

平成3年4月から区内に居住している高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯で区内民間賃貸住宅への転居を希望しながら自ら住宅を探すことが困難な世帯に対して、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第五ブロックの協力を得て住宅の情報提供を行うことにより、円滑な転居及び居住の安定を図ることを目的とし実施しています。（平成27年度までは「民間賃貸住宅あっせん」という事業名で実施していました。）

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
情報提供件数	58	51	45	33	40	38	16	25	13	17
転居決定件数	8	4	5	3	6	1	2	1	0	0

2 家賃等債務保証

(1) 目的・概要

ア 家賃等債務保証

平成27年4月から民間賃貸住宅の情報提供の対象者が契約に際して身元保証人等を得ることが困難な場合、区が協定を結んだ保証会社による家賃等債務保証を利用することにより、円滑に入居できるよう支援しています。

保証委託料は、月額家賃の30%、保証期間は2年間で更新することもできます。

イ 家賃等債務保証料助成

平成27年4月から民間賃貸住宅の情報提供の対象者で、区が協定を結んだ保証会社又はそれ以外の保証会社を利用して、賃貸借契約を締結した場合、新規契約時及び初回更新時の保証料について、いずれも上限2万円を助成しています。

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
家賃等債務保証新規利用者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
保証料助成	8	9	5	7	12	11	3	4	4	4

3 高齢者等居住あんしん補助

(1) 目的・概要

令和2年4月から民間賃貸住宅の情報提供の対象者として決定された高齢者世帯・障害者世帯で、

区内に転居しその入居契約時に、入居者死亡時の補償内容として遺品整理費用、原状回復費用、家賃損失額の補填のいずれかが含まれている少額短期保険等に参加した場合、新規契約時及び初回更新時の保険料等について、いずれも上限2万円を助成します。

(2) 実績

年度	2	3	4	5	6	7
保険料助成	11	6	2	2	0	0

4 住宅確保要配慮者住宅提供促進事業

(1) 目的・概要

令和6年4月から民間賃貸住宅の情報提供の対象者として決定された世帯のうち、不燃化加速取組地域にお住まいの対象世帯が区内の不燃化加速取組地域外の民間賃貸住宅に転居した場合に、民間賃貸住宅の賃貸人及び住宅を仲介した不動産事業者双方に対し協力金6万円を支払います。

(2) 実績

年度		6	7
協力金	賃貸人	0	0
	不動産事業者	0	0

第2 家賃助成

1 高齢者世帯等居住継続家賃助成

(1) 目的・概要

民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯・障害者世帯に対して家賃の一部を助成することにより、家賃負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにすることを目的として、平成5年度から実施しています。

年1回募集世帯数を定め、家賃の2割（上限2万円）を6年間にわたって助成します。

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
募集世帯数	80	80	90	90	90	90	90	90	90	100
応募世帯数	85	118	73	77	94	112	105	129	136	123
新規決定世帯数	59	88	55	59	68	81	81	95	92	79
年度末対象世帯数	234	294	287	284	282	301	308	316	335	327
年度中に助成を受けた世帯数	255	318	324	303	306	322	341	353	365	364

※平成29年度は、高齢者世帯等住み替え家賃助成(平成28年度事業終了)からの世帯を含む。

2 ファミリー世帯家賃助成

(1) 目的・概要

区内民間賃貸住宅に居住するファミリー世帯（18歳未満の子を扶養している世帯）に対して、家賃負担の軽減により、居住の継続及び子育て支援に資することを目的として、平成18年度から実施しています。

年1回募集を行い、月額2万円を3年間（平成27年度新規助成までは2年間）にわたって助成します。応募世帯数が募集世帯数を上回った場合は、助成世帯決定にあたって抽せんを実施し、ひとり親世帯の抽せん倍率を2倍に優遇しています。

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
募集世帯数	100	120	130	140	150	160	170	170	170	140
応募世帯数	152	162	144	112	131	150	119	140	170	140
新規決定世帯数	108	114	118	93	98	118	100	111	104	87
年度末対象世帯数	189	193	272	253	235	246	246	253	228	228
年度中に助成を受けた世帯数	197	218	302	279	259	263	271	295	253	249

第3 住宅確保要配慮者への支援

1 目的・概要

高齢者、障害者、低所得者、子どもを育成する世帯などの住宅確保要配慮者の居住支援に係る課題への対応策を検討するにあたり、関係課相互の連携を図るため、平成30年度に「住宅確保要配慮者の居住支援に係る庁内連携会議設置要領」を制定し、庁内の連携体制を整備しました。

また、令和4年5月に福祉総合課を事務局として居住支援協議会を設立しました。

2 住宅確保要配慮者の居住支援に係る庁内連携会議の実績

(1) 開催数

年度	30	元	2	3	4	5	6	7
開催数	2	2	0	1	2	2	2	2

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議の開催は行わず、資料等により情報共有を図った。

(2) 会議内容

開催年度	主な議題
30	居住支援のあり方について
元	新たな居住支援策について
3	居住支援協議会設置に向けた取組について
4	・居住支援協議会の役割と活動について
	・福祉の総合相談窓口における住まいの相談支援実績
5	・居住支援協議会の役割と活動について
	・福祉の総合相談窓口における住まいの相談支援実績
6	・居住支援協議会の役割と活動について
	・福祉の総合相談窓口における住まいの相談支援実績
7	・居住支援協議会の役割と活動について
	・住居確保給付金の拡充について

第14章 住環境整備

第1 住宅相談

1 住宅増改修相談

(1) 目的・概要

区民からの住宅増改修に関する相談及び業者紹介の依頼に応えることにより区民の住環境の向上と良好な住宅ストックの形成に資するとともに、区内建設関連企業の振興を図ることを目的として、昭和59年から実施しています。

区と協定を締結している目黒区住宅リフォーム協会が電話相談を随時行うとともに、面談による相談を原則毎月第2、第4金曜日に総合庁舎1階ロビーにおいて実施しています。

また、毎年、目黒区住宅リフォーム協会との共催で、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第五ブロックの協力のもと住宅フェアを開催し、各種催しを実施することで区民に向けたPR活動を行っています。なお、令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、住宅フェアは開催しませんでした。

(2) 実績

住宅増改修相談件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
電話相談	168	181	195	266	238	276	248	252	227	208
ロビー相談	64	79	88	91	43	50	77	134	123	115
住宅フェア	12	9	6	10	0	0	0	9	7	6
計	244	269	289	367	281	326	325	395	357	329

第2 融資あっせん及び資金助成

1 住宅修築資金融資あっせん

(1) 目的・概要

区民が居住又は所有する住宅の増改修を行う際の資金不足を補い、住環境の改善が円滑に進むことを目的として、昭和62年から実施しています。

区の指定した信用金庫が融資にあたっての金利を低利に抑え、借入れを行う区民の負担軽減を図っています。融資限度額は700万円まで、金利は年利1.8%(令和7年度)、償還期間は最長10年間です。

(2) 実績

住宅修築資金融資あっせん件数

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
あっせん 件数	6	0	5	2	5	1	3	5	3	4
融資決定 件数	5	0	4	2	3	1	3	3	2	2
あっせん金額 (単位万円)	1,030	0	1,943	1,082	2,015	200	1,240	1,417	657	1,890

2 住宅リフォーム資金助成事業

(1) 目的・概要

平成11年10月から居住水準の向上に対する支援及び区内建設関連企業の振興を図ることを目的として実施しています。

区民が居住し、自身又は親・子等が所有している住宅について、費用（税抜）20万円以上の増改修工事を区内業者の施工で行った場合に費用の10%（上限10万円）の助成を実施しています。

平成18年度からは、アスベスト除去工事を助成対象に加えました（助成上限20万円）。

また、従来は助成対象を区民自身が居住し所有する住宅に限定していましたが、平成19年度から親又は子等が所有している住宅にも拡大するとともに、一住宅1回限りの助成を5年経過後は再度助成が可能としました。

平成26年度からは、区民が区内に所有する賃貸用住宅の空き家・空き室に対して行う、高齢者・障害者が住みやすくするためのバリアフリー工事も対象としました。

令和6年度からは「住生活マスタープラン」の基本目標でもある「住みよい住宅と住環境をつくる」の実現に向け、住宅の省エネルギー化や環境性能の向上を図る取組として、「省エネルギーリフォーム」助成を新たに設けました。

なお、受付は予算の範囲内で先着順に実施しています。

(2) 実績

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
実施期間	4/1～ 2/28	4/1～ 3/31	4/1～ 3/31	4/1～ 2/29	4/1～ 1/31	4/1～ 12/31	4/1～ 11/30	4/1～ 11/30	4/1～ 11/30	4/1～ 1/30
助成世帯数	124	124	120	182	179	210	256	239	237	194

第3 住宅政策審議会

1 目的

目黒区の住宅行政を円滑に推進するため、区長の付属機関として平成4年度に設置しました。住宅政策の重要事項について審議しています（任期は2年）。

2 実績

(1) 開催数

年度	2 8	2 9	3 0	元	2	3	4	5	6	7
開催数	5 (小委員会4回)	3	2	2	0	1	5	2	2	2

(2) 令和7年度審議内容

開催日	主な議題
令和7年8月7日(木)	・目黒区住生活マスタープランの施策進捗状況について
令和8年1月16日(金)	・居住支援の実績について ・住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について

(3) 住宅政策審議会委員名簿(敬称略)

令和8年3月31日現在

区分	氏名	備考
学識経験者	中 島 明 子 (会長)	和洋女子大学名誉教授
	村 山 武 彦 (副会長)	東京科学大学教授
	山 本 美 香	東洋大学教授
	薬 袋 奈美子	日本女子大学教授
区議会議員	岸 大 介	任期：令和7年5月28日～
	上 田 あ や	任期：令和7年5月28日～
	川 原 のぶあき	任期：令和7年5月28日～
	後 藤 さちこ	任期：令和7年5月28日～
	芋 川 ゆうき	
区内関係団体	山 岸 美喜男	目黒建設業防災連合会
	鈴 木 史 高	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第五ブロック
	諏 訪 尊	(公社)全日本不動産協会 東京都本部城南支部
	東 川 邦 昭	目黒区民生児童委員協議会南部第2地区会長
公募区民	安 田 善 紀	任期：令和6年8月1日～
	伊 東 さえ子	任期：令和6年8月1日～
	笹 川 康 雄	任期：令和6年8月1日～

*任期：令和6年8月1日から令和8年7月31日まで

第4 マンション管理状況届出制度・管理計画認定制度

1 目的・概要

マンションは、東京における主要な居住形態として広く普及している一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化という「2つの老い」が進行しています。今後、このようなマンションが管理不全に陥れば、居住者だけでなく周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

東京都は「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を平成31年3月に制定し、目黒区は令和2年度から東京都事務処理特例によりマンション管理状況届出制度の事務を取り扱っています。

要届出マンション（昭和58年以前に新築されたマンションのうち居住の用に供する独立部分が6以上であるもの）の管理組合等には管理状況の届出が義務付けられており、届出内容に応じて区が助言・調査等を行います。

また、国が定める「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成12年法律第149号）等に基づき、「目黒区マンション管理適正化推進計画」（令和5年3月）を策定し、この推進計画に基づき、令和5年4月からマンション管理計画認定制度を開始しました。

2 実績

（1）マンション管理状況届出制度

種別 \ 年度	2	3	4	5	6	7
届出受理件数	266(0)	139(4)	29(1)	6(0)	0	14(0)
助言通知件数	192(0)	213(4)	29(1)	6(0)	0	14(0)
管理不全の兆候があるマンションの調査件数	18(0)	25(2)	12(0)	5(0)	0	0
未届マンションの調査件数	0(0)	62(17)	39(5)	0(0)	0	17(0)

※ 括弧内は任意届出（うち数）

（2）マンション管理計画認定制度

種別 \ 年度	5	6	7
管理計画認定数	4	11	6
うちマンション名等非公表数	0	0	0

3 今後の進め方

国土交通省及び東京都と連携し、両制度の普及啓発に引き続き取り組みます。特にマンション管理状況届出制度では、未届マンションに対する督促や訪問調査を行い届出率の向上を図ると共に、管理不全の兆候があるマンションに対しては、助言通知、訪問調査、マンションアドバイザーの無料派遣の案内などを通じて適正管理に向けた働きかけを行っていきます。そして、多くのマンション管理組合にとって懸案事項となっている建物の老朽化と居住者の高齢化という「2つの老い」への対応として、セミナーや相談会の開催を検討、企画していきます。

第5 空家等対策

1 目的・概要

近年、人口減少や核家族化、社会的ニーズの変化等に伴い、空家等が全国的に増加しています。空家等の中には、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、空家等に関する施策を推進し、問題解決を図るため「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が、平成27年5月26日に施行されました。（令和5年12月13日一部改正）

本区では、平成28年度に空家等の実態調査を実施し、翌29年度には動向調査を行うとともに相談窓口を一元化し、関係所管が連携して空家の問題解決に当たる体制を整えました。

令和5年住宅・土地統計調査において目黒区の空家数は、23区の中では比較的少ない状況です。理由としては、不動産市場での流動性が高いことが考えられます。また、放置すれば倒壊の危険があるような空家が少ないですが、空家となった事情は複雑で多様です。

こうした本区の空家の特性を踏まえ、課題に的確に対応できるよう、平成31年3月に、空家等対策計画を策定しました。本空家等対策計画に基づき、福祉部門との連携強化、寄り添い型支援、空家適正管理助成事業を行い、管理不全空家の発生予防をはじめとする空家等対策に取り組んでいます。

2 経緯

平成30年4月1日	空家等対策審議会条例制定
31年3月	空家等対策計画策定
令和元年9月1日	空家適正管理助成事業開始

3 相談・苦情対応

（1）相談受付件数

年度	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	86	137	176	167	196	176	167	147	116

（2）相談内訳（令和7年度）

※重複があるため1相談受付件数とは異なる。

内 容		件数	
所有者	空家予防・管理相談・利活用（賃貸・売却・除却）	16	
近隣等	樹木の越境・繁茂	43	84
	老朽建築物・管理不全	22	
	猫・害獣・害虫	8	
	防犯、防災、購入希望、居住ありなど	11	
事業者等	住宅あっせんや利活用の希望など	1	
空家の発生を抑制するための税制上の特別措置（3000 万円控除）		20	
特措法・区の現状・取り組み施策、助成金など		0	
その他（他所管からの問合せなど）		0	
計		121※	

近隣住民から空家等に関する相談等があった場合、庁内の総合窓口として住宅課空家対策調整係が

相談・苦情を受け、具体的な空家への苦情については現場調査を行います。内容に応じて所管する課に引継ぎ、所管が対応、処理します。苦情内容が複数課にわたる場合等は、空家対策調整係が事務局になり、関係する担当課と連携し、問題解決に当たります。

4 目黒区空家適正管理助成事業

(1) 管理委託助成

事業者等への管理委託費用の一部助成
管理委託費用の1/2（初回申請から継続した最長36ヶ月以内 上限2,000円/月）

(2) 樹木せん定助成

事業者等への樹木せん定費用の一部助成
樹木せん定費用の1/2（管理委託助成を受けている期間内に1回 上限20,000円）
令和7年度の申請は、0件でした。

5 空家の発生を抑制するための特例措置（空家の譲渡所得の3,000万円特別控除）

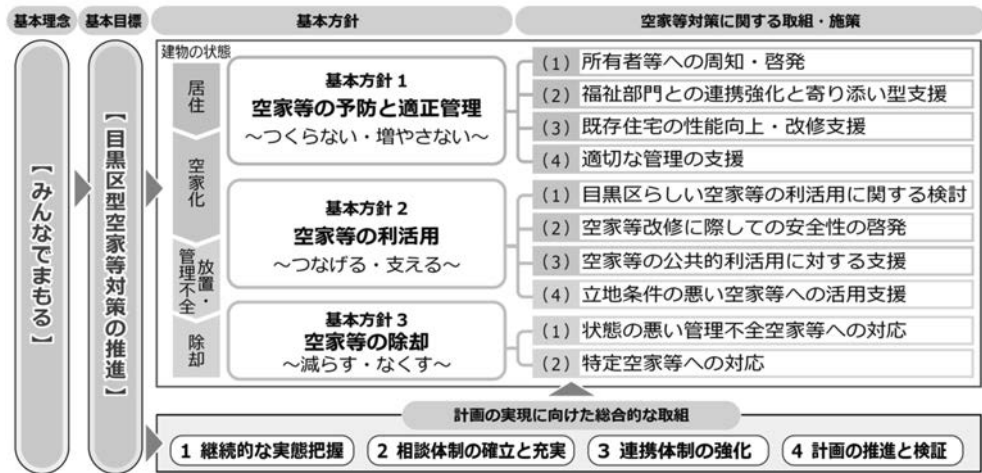
被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋または土地を譲渡した場合には、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます（特例措置の適用期間：平成28年4月1日～令和9年12月31日）。

この控除を受けるため確定申告の際に添付する、区内に所在する家屋等に関する「被相続人居住用家屋等確認書」を発行しています。

年度	29	30	元	2	3	4	5	6	7
発行件数	13	7	11	13	18	16	17	20	14

6 目黒区空家等対策計画の概要

空家等の課題は、法律、不動産、建築、福祉など、多岐にわたることに加え、建築物の状態によって変化します。様々な課題を解決していくため、建築物の状態に応じた基本方針を立て、次のような空家等対策に関する取組を行います。



7 空家等対策審議会

(1) 概要

空家等対策審議会は、目黒区における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年4月1日に目黒区空家等対策審議会条例が施行され、区長の附属機関として設置されました。

委員は、区内関係団体構成員、区議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他区長が必要と認める者で構成され、委員23名、任期は4年です。

(2) 実績

年度	審議会	専門部会	備考
平成30年度	4回	3回	空家等対策審議会条例施行 空家等対策計画策定（平成31年3月）
令和元年度	1回	—	空家等対策計画策定の報告
令和2年度	—	—	書面による情報提供
令和3年度	—	—	書面による情報提供
令和4年度	1回	—	委員改選
令和5年度	—	—	—
令和6年度	1回	—	特措法一部改正と区の空き家対策
令和7年度	—	—	—

8 相続登記無料相談会

令和6年4月1日から、相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日より以前に相続した不動産も、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があり、正当な理由がなく相続登記の義務に違反した場合には、10万円以下の過料が課される可能性があります。

このような状況の中、区では区民に対し、本制度の周知徹底が必要であると考え、令和6年1月から、東京司法書士会目黒支部との共催で実施している相続登記の無料相談会を、さらなる制度の周知と将来的な空家等の抑制に資するため、令和7年10月から令和9年3月31日まで、区の事業として実施しています。

(1) 日時 原則月2回（第2・第3水曜日）13時30分から16時30分

(2) 会場 総合庁舎1階西口ロビー等

第6 お菓子の家づくり教室・住まいづくり教室

1 目的

(1) お菓子の家づくり教室

お菓子の家づくり教室は、子どもたちに家づくりやまちづくりに興味を持ってもらうことを目的として、区と東京建築士会目黒支部との共催で平成25年度から開催する住まいの学習事業です。

(2) 住まいづくり教室

住まいづくり教室は、子どもから大人までを対象とし、多様化する住まい方について考える機会を提供することによって、住まい手が主体的により良い住生活環境を育てていくことを目的として、区と東京建築士会目黒支部との共催で令和5年度から開催する住まいの学習事業です。

2 実績

(1) お菓子の家づくり教室

年度	28	29	30	元	2
実施日	12月10日(土)	12月9日(土)	12月8日(土)	12月14日(土)	12月12日(土)
会場	大会議室	大会議室	大会議室	大会議室	大会議室
応募数(組)	60	58	52	62	33
参加数(組)	46	49	51	47	32

年度	3	4	5	6	7
実施日	12月11日(土)	12月10日(土)	12月2日(土)	12月14日(土)	12月13日(土)
会場	中目黒GT プラザホール	中目黒GT プラザホール	レストラン	大会議室	大会議室
応募数(組)	46	63	56	208	184
参加数(組)	19	22	40	48	47

※令和5年度は、2部制で実施

(2) 住まいづくり教室

年度	5	6	7
実施日	2月17日(土)	7月28日(日)	開催せず
会場	レストラン	大会議室	-
講座名	家族で学ぶ、 省エネ住宅の 豆知識	住まいづくり 教室 省エネ編	-
応募者	4	10	-
参加者	9	6	-

都市整備部事業概要

(令和 7 年度実績)

令和 8 年 8 月発行

発 行 : 目 黒 区

編 集 : 目黒区 都市整備部 都市計画課

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電 話 : 03-5722-9197

印 刷 : 東京都大田福祉工場



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。